



南立面図

西立面図

凡例



改造建具



竜巻対策共通の改造箇所



既設建具

改造建具、既設建具の様子は図ト-W3建-9～図ト-W3建-11に示す。

図ト-W3建-14 (3) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (南西立面)

1659



北立面図

東立面図

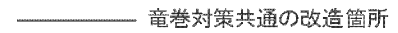
凡例



改造建具



既設建具



竜巻対策共通の改造箇所

改造建具、既設建具の仕様は図ト-W3建-9～図ト-W3建-11に示す。

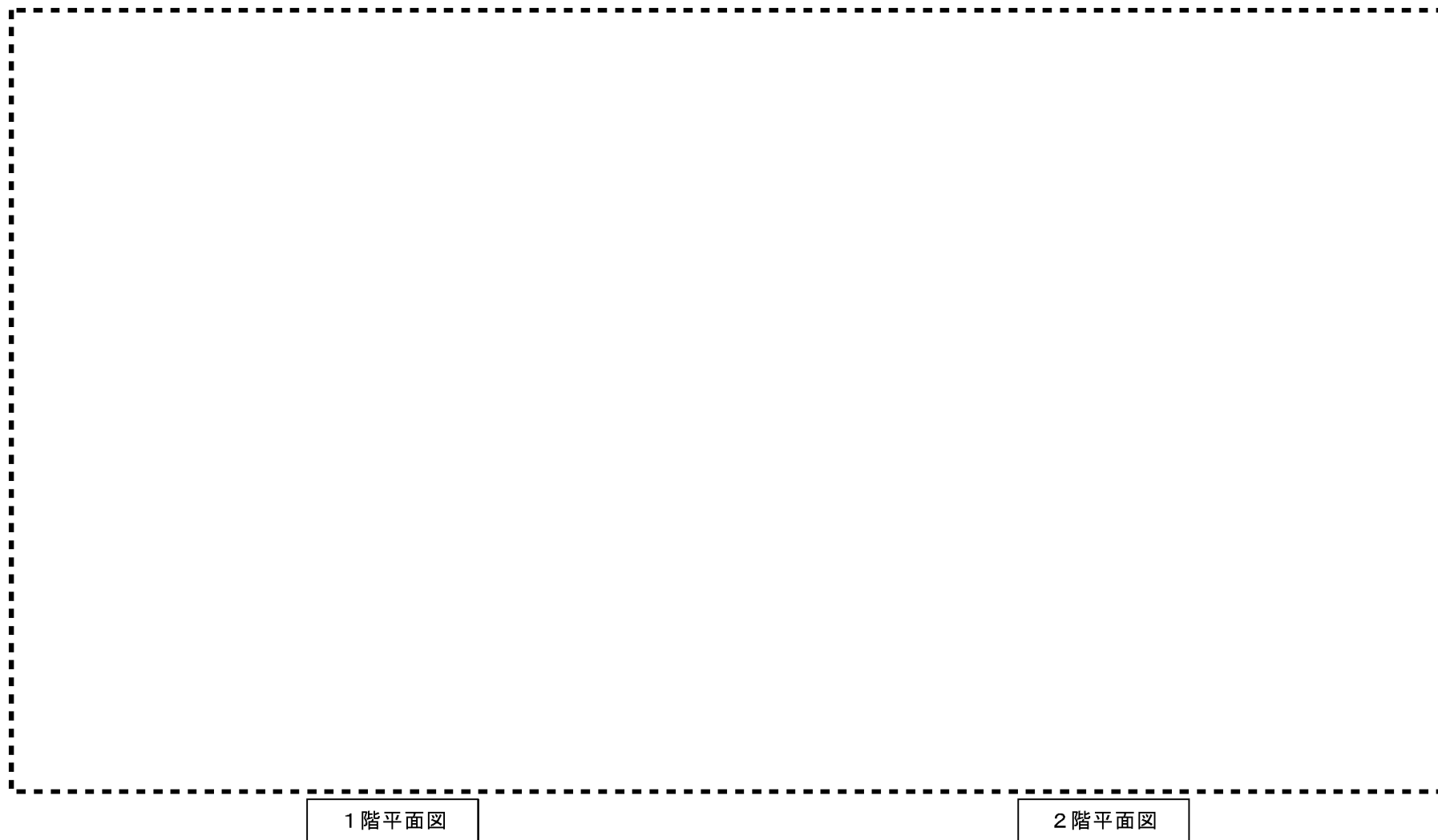
図ト-W3建-14 (4) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (北東立面)

1660

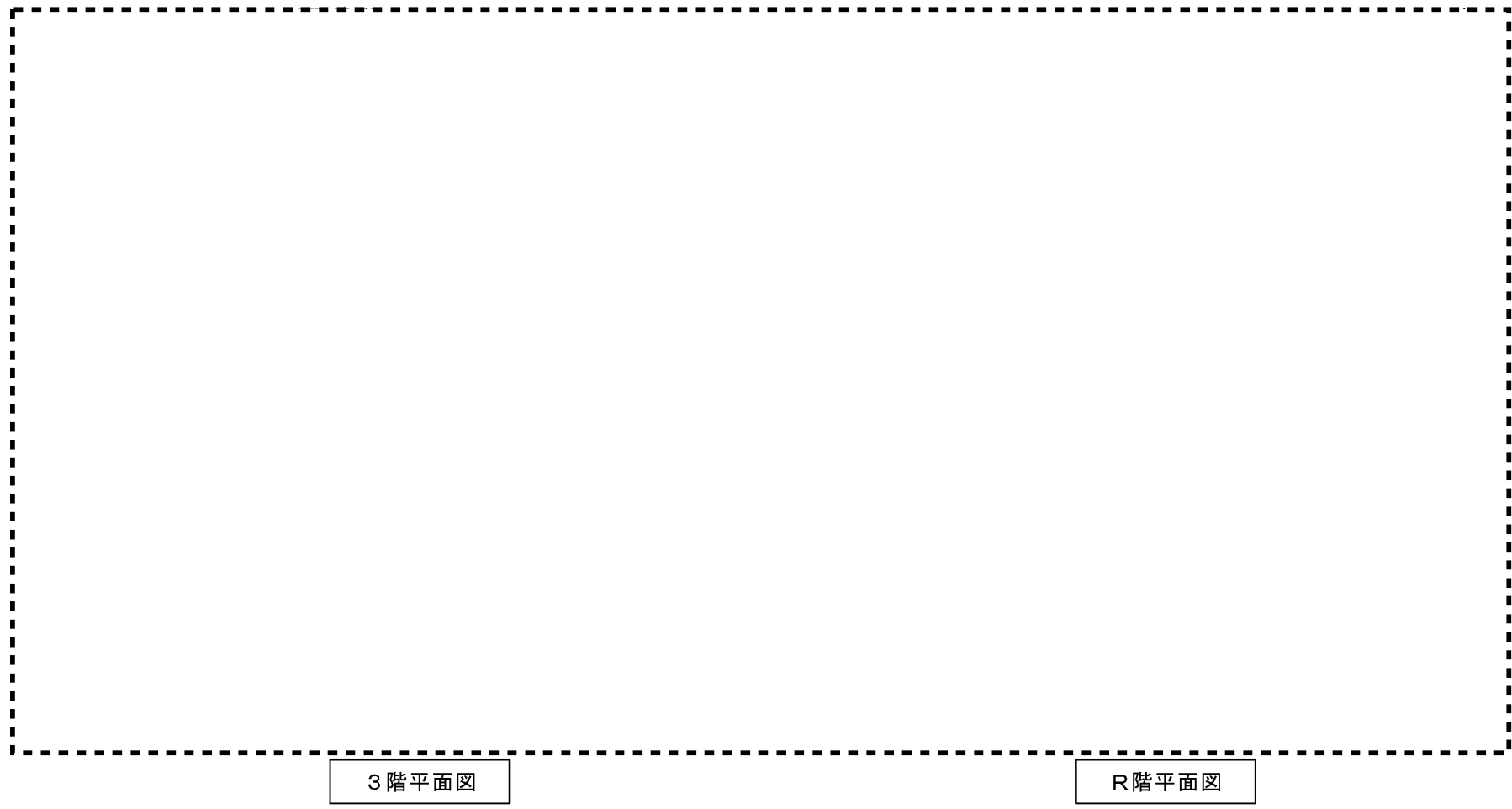


—— 火災区域境界  
..... 火災区画境界

図ト-W3建-14(5) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(断面)



図ト-W3建-15(1) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(1階・2階)



———— 竜巻対策共通の改造箇所  
■■■■■■ 侵入防止境界  
※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。  
※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W3建-15(2) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(3階・R階)



南立面図

西立面図

—— 竜巻対策共通の改造箇所  
※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。  
※外壁は鉄筋コンクリート造である。

外壁面の侵入防止境界は図ト-W3建-15(1)、(2)平面図を参照のこと。

図ト-W3建-15(3) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(南西立面)



北立面図

東立面図

—— 竜巻対策共通の改造箇所  
※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。  
※外壁は鉄筋コンクリート造である。

外壁面の侵入防止境界は図ト-W3建-15(1)、(2)平面図を参照のこと。

図ト-W3建-15(4) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(北東立面)

1665



1階平面図

2階平面図

(単位：mm)

凡例

—— 外壁

○ 外部改造建具

図卜-W3建-16(1) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階壁





3階平面図

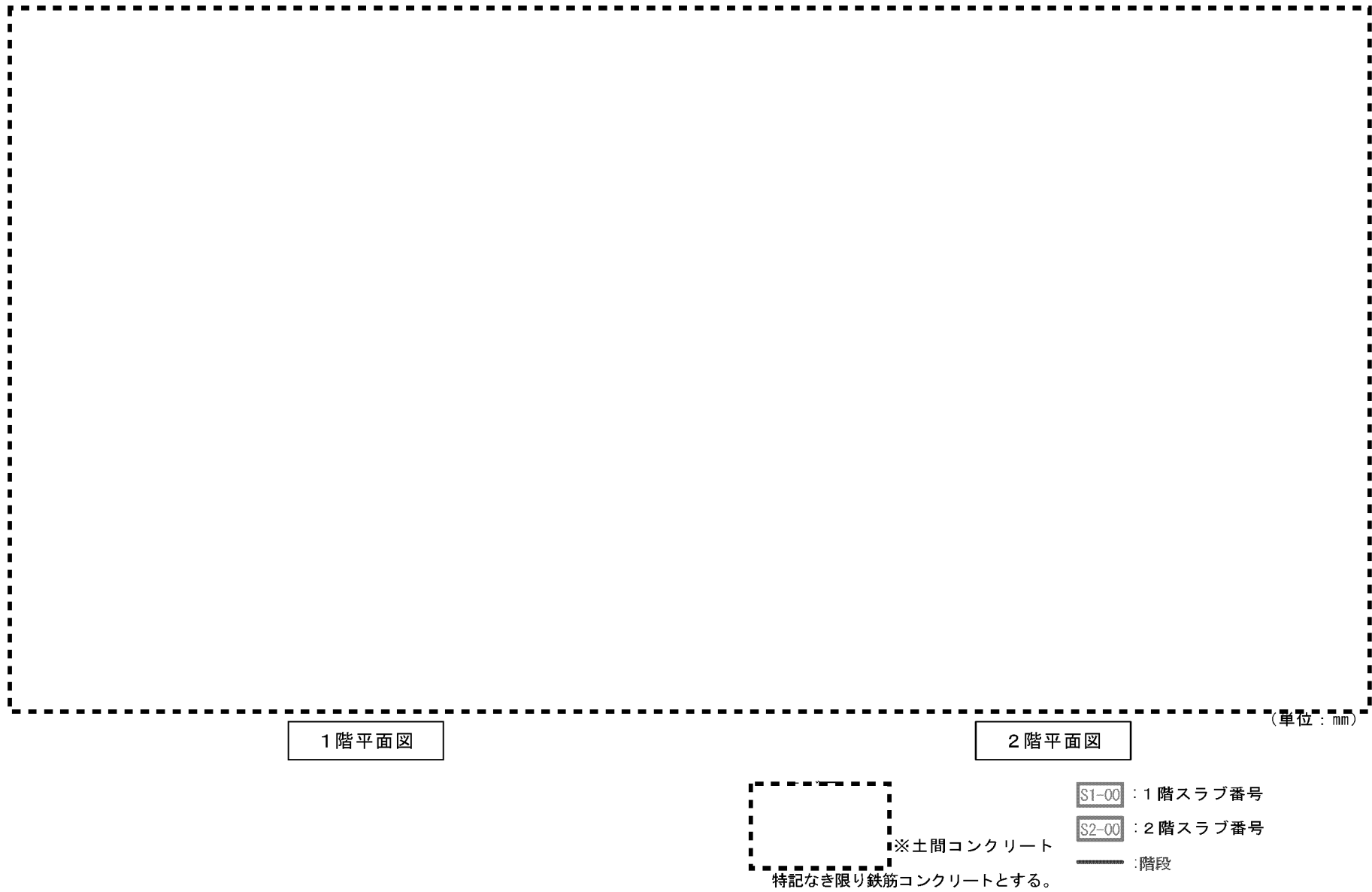
R階平面図

凡例

—— 外壁

○ 外部改造建具

図卜-W3建-16(2) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁



図ト-W3建-16(3) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ



3階平面図

R階平面図



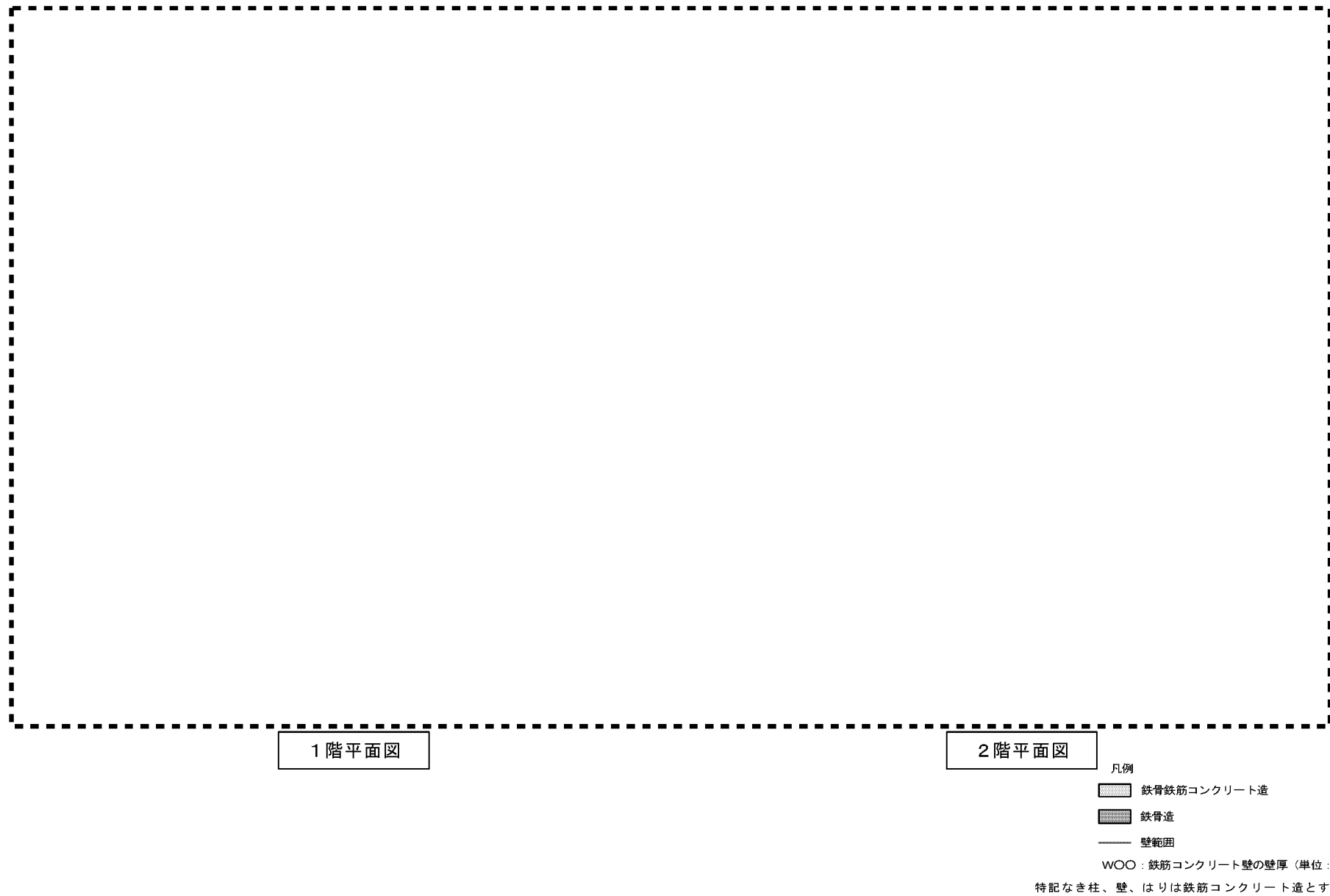
S3-00 : 3階スラブ番号

SR-00 : R階スラブ番号

—— : 階段

特記なき限り鉄筋コンクリートとする。

図ト-W3建-16(4) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ



図ト-W3建-17(1) 第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(1階・2階)

1670



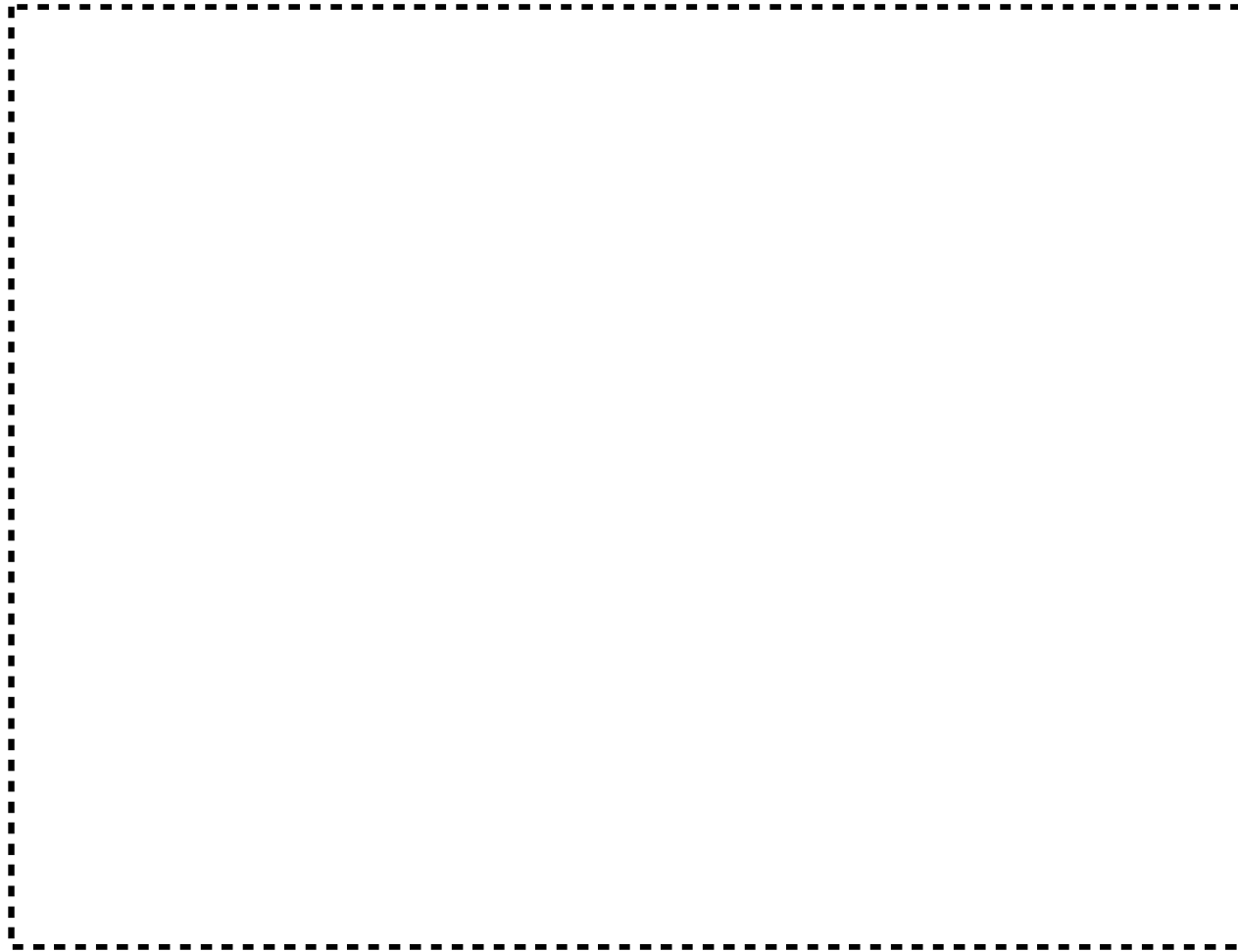
3階平面図

R階平面図

- 凡例
- 鉄骨鉄筋コンクリート造
  - 鉄骨造
  - 壁範囲
  - WOO：鉄筋コンクリート壁の壁厚（単位：cm）

特記なき柱、壁、はり鉄筋コンクリート造とする。

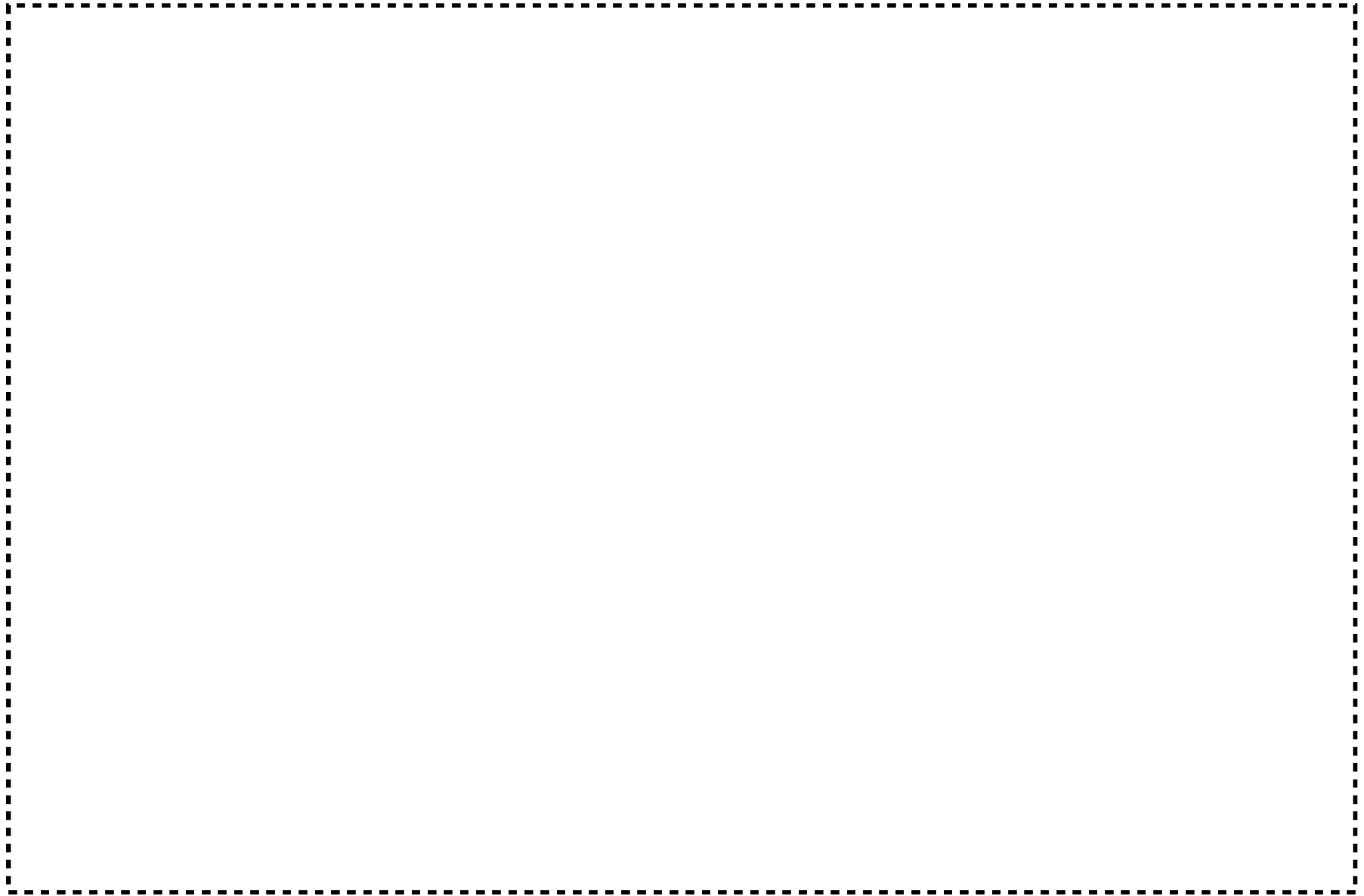
図ト-W3建-17(2) 第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（3階・R階）



图卜-W3建-18(1) 第3废弃物贮藏棟 杭伏図兼構造区分図

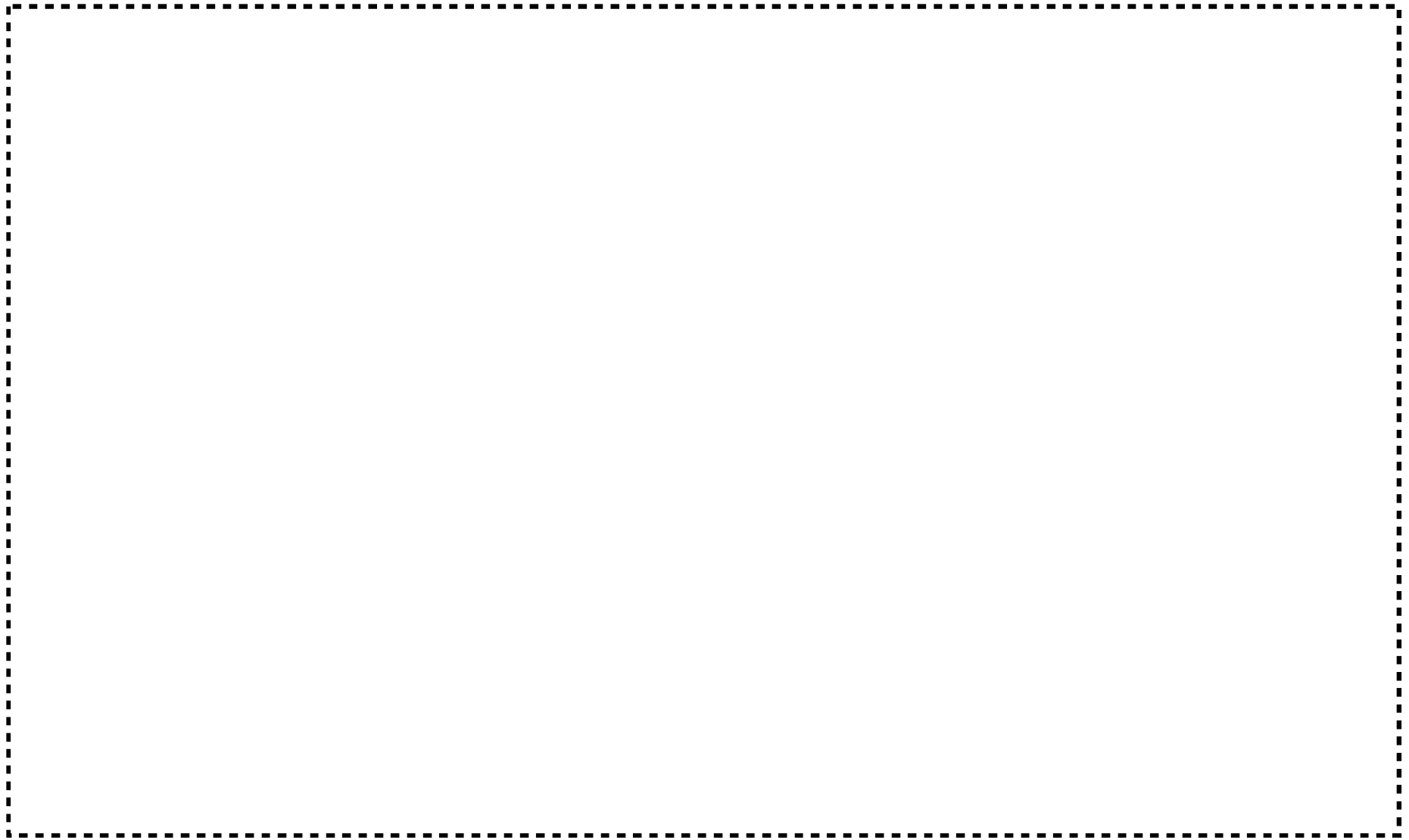


図ト-W3建-18(2) 第3廃棄物貯蔵棟 1階・2階はり伏図兼構造区分図



図ト-W3建-18(3) 第3廃棄物貯蔵棟 3階・R階はり伏図兼構造区分図



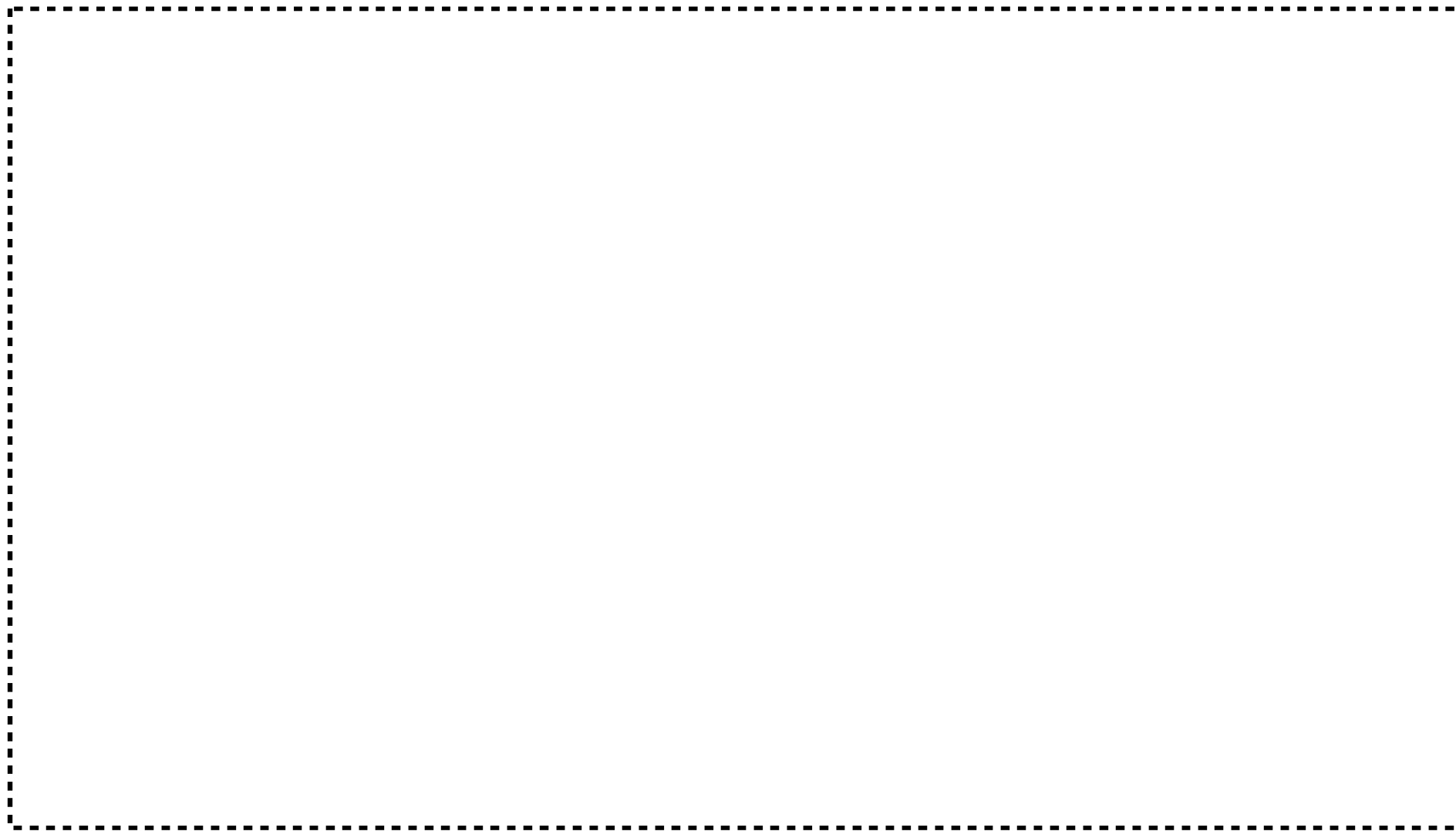


図ト-W3建-19(1) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り



図ト-W3建-19(2) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り

1676



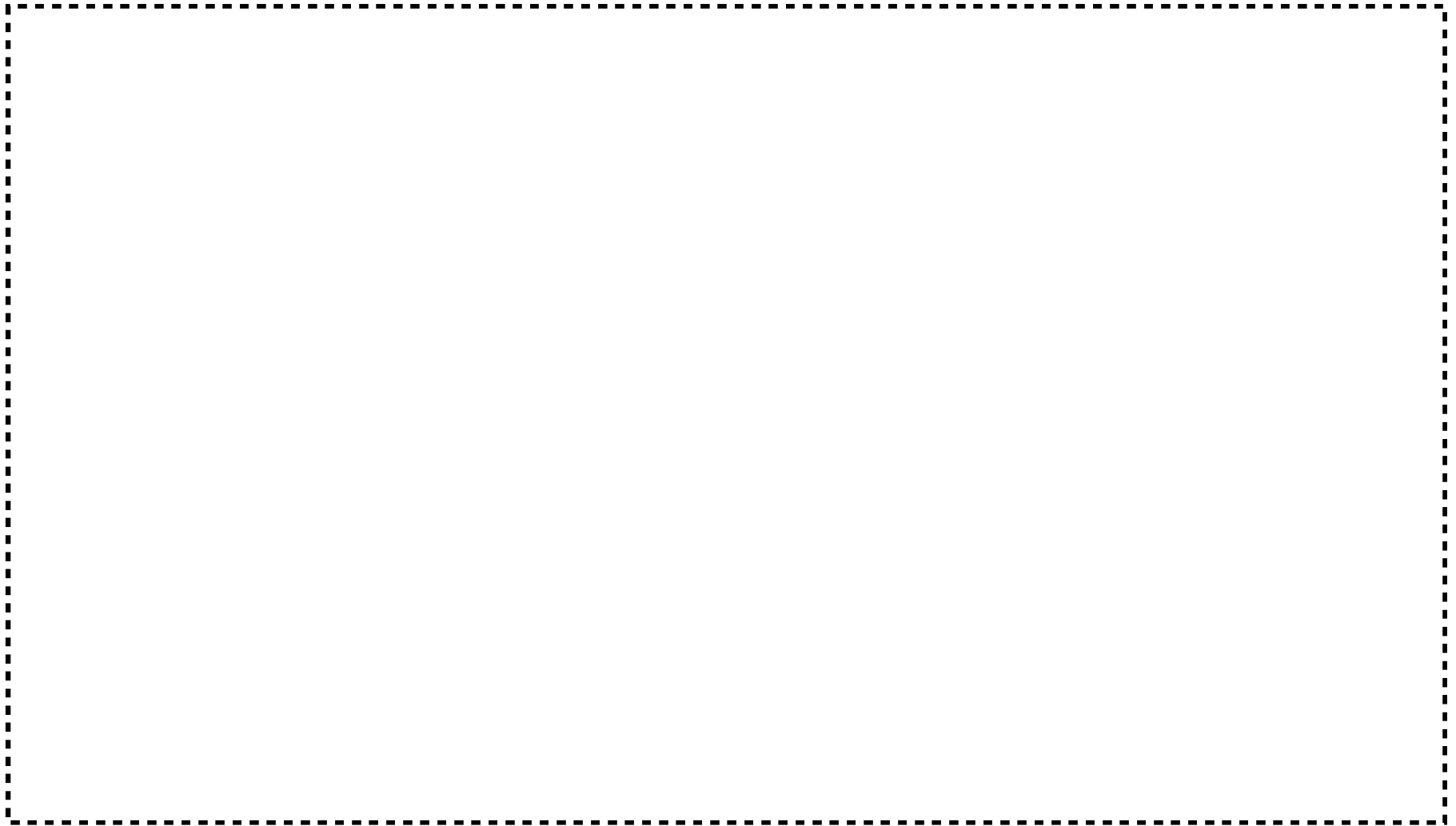
図ト-W3建-19(3) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2・3通り



図ト-W3建-19(4) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図4通り



図ト-W3建-20(1) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面1



図ト-W3建-20(2) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面2



図ト-W3建-20(3) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図



図ト-W3建-20(4) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり



1682



図ト-W3建-20(5) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁

1683



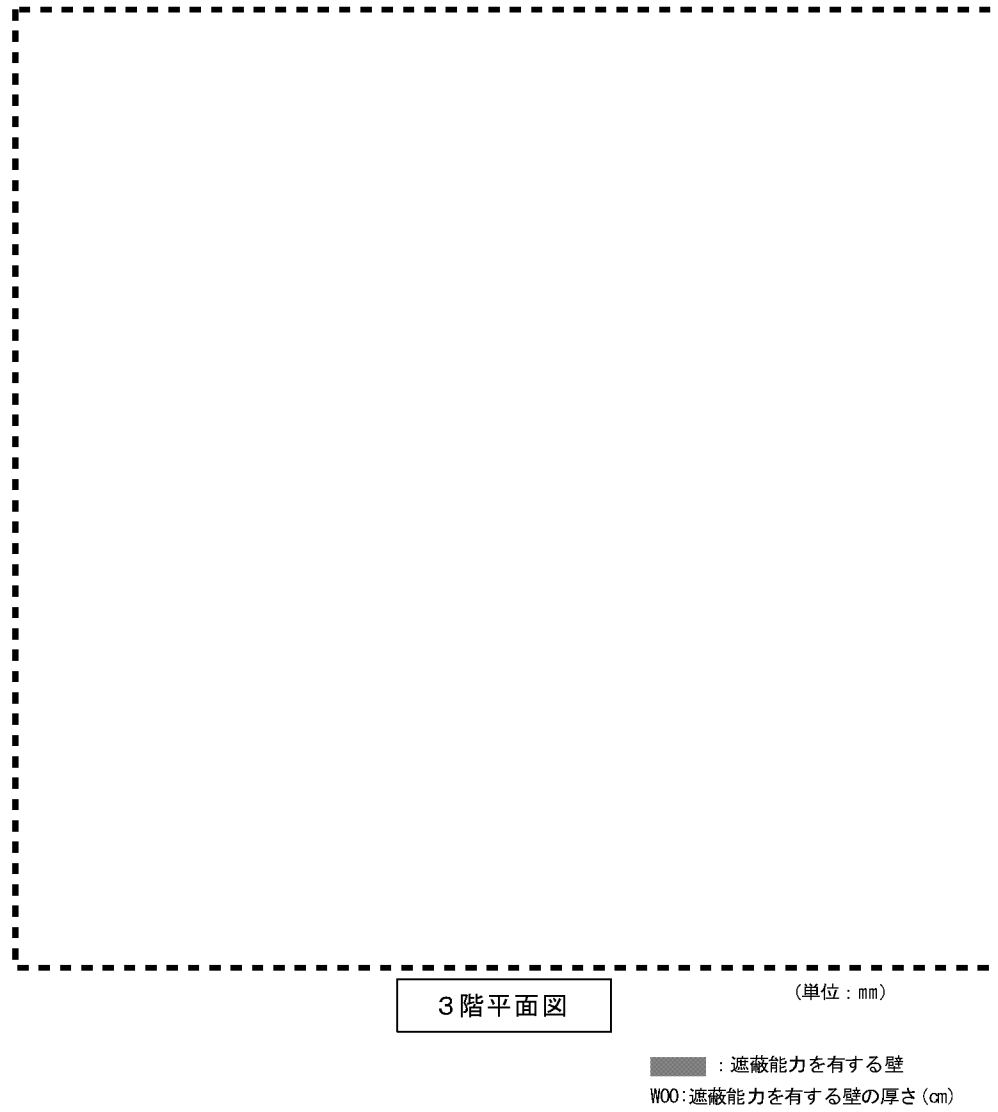
1階平面図

2階平面図

(単位: mm)

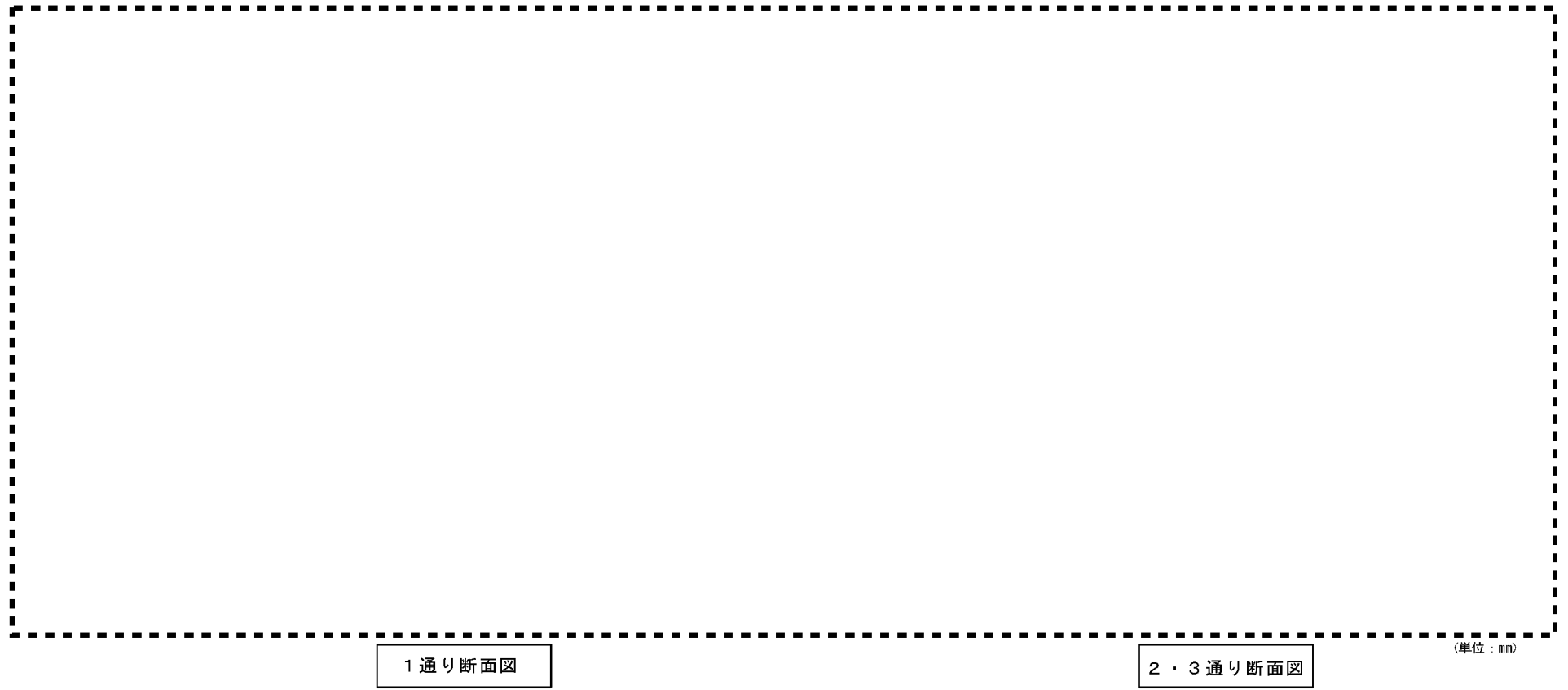
■ : 遮蔽能力を有する壁  
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)

図ト-W3建-21(1) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (平面図 1階、2階)



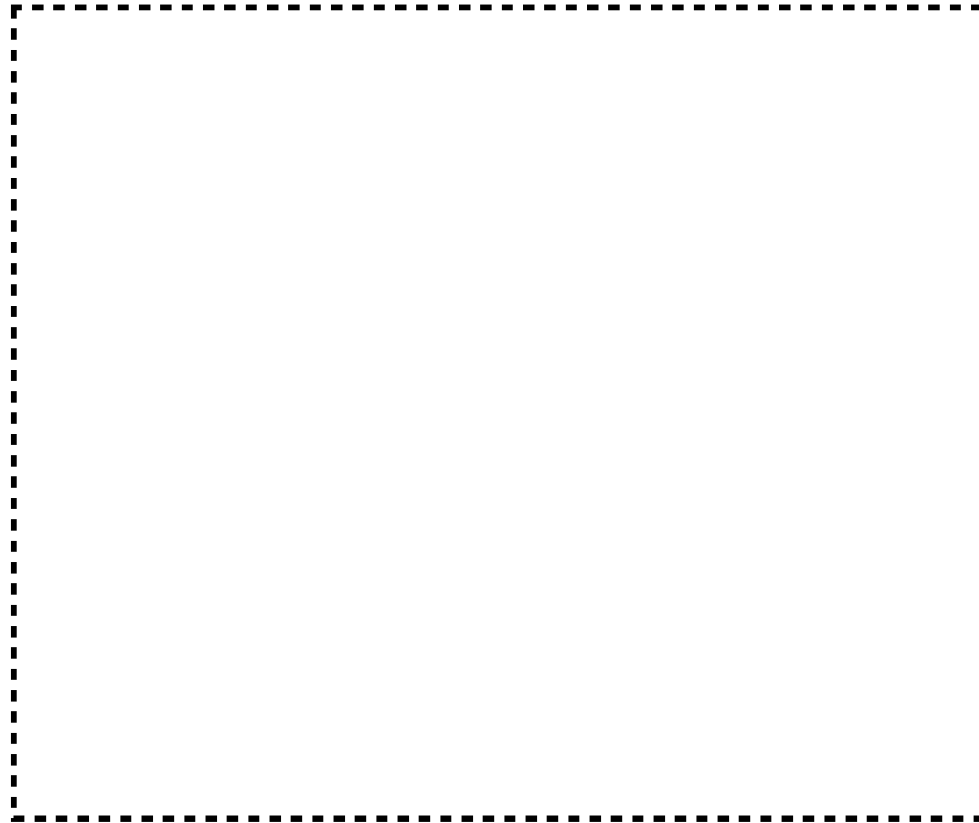
図ト-W3建-21(2) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (平面図 3階)

1685



■ : 遮蔽能力を有する壁  
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)  
[00]: 遮蔽能力を有する天井・床の厚さ (cm)

図ト-W3建-21(3) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (断面図 1通り、2・3通り)



4 通り断面図

■ : 遮蔽能力を有する壁  
W00 : 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)  
[00] : 遮蔽能力を有する天井・床の厚さ (cm)

図ト-W3建-21(4) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (断面図 4通り)

1687



図ト-W3建-21(5) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (断面図 A通り、B通り)



C 通り断面図

■ : 遮蔽能力を有する壁  
W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ (cm)  
[00]: 遮蔽能力を有する天井・床の厚さ (cm)

図ト-W3建-21(6) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井 (断面図 C通り)

1689




番号	名 称	番号	名 称
6151	ホイストクレーン 1トンチェンブロック	6154	保管廃棄設備  廃棄物保管区域

図ト-W3設-1 本申請で適合性を確認する第3廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図（1階及び2階及び3階）

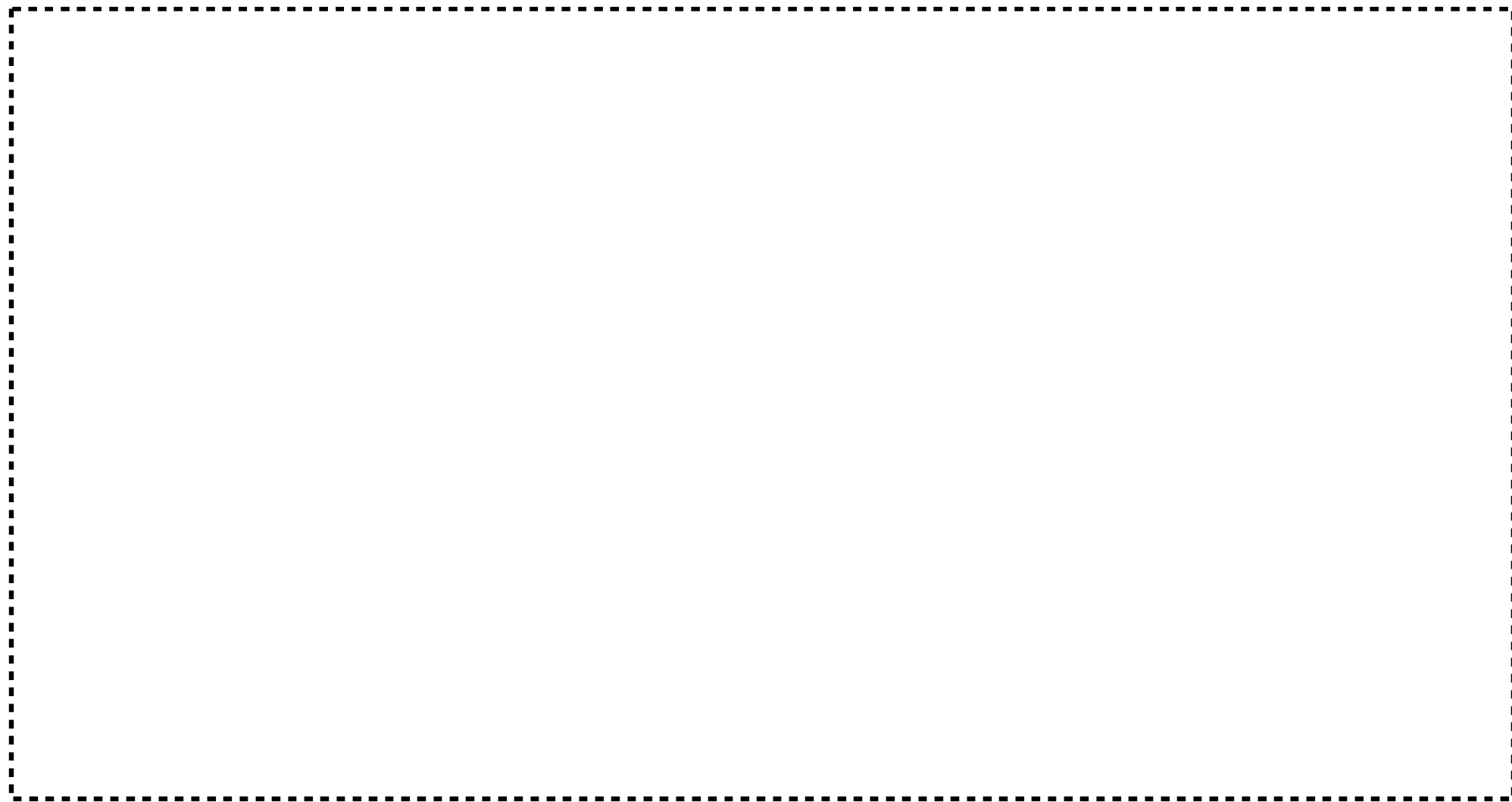


1690



図卜-W 3 設- 2 保管廃棄設備  廃棄物保管区域

1691

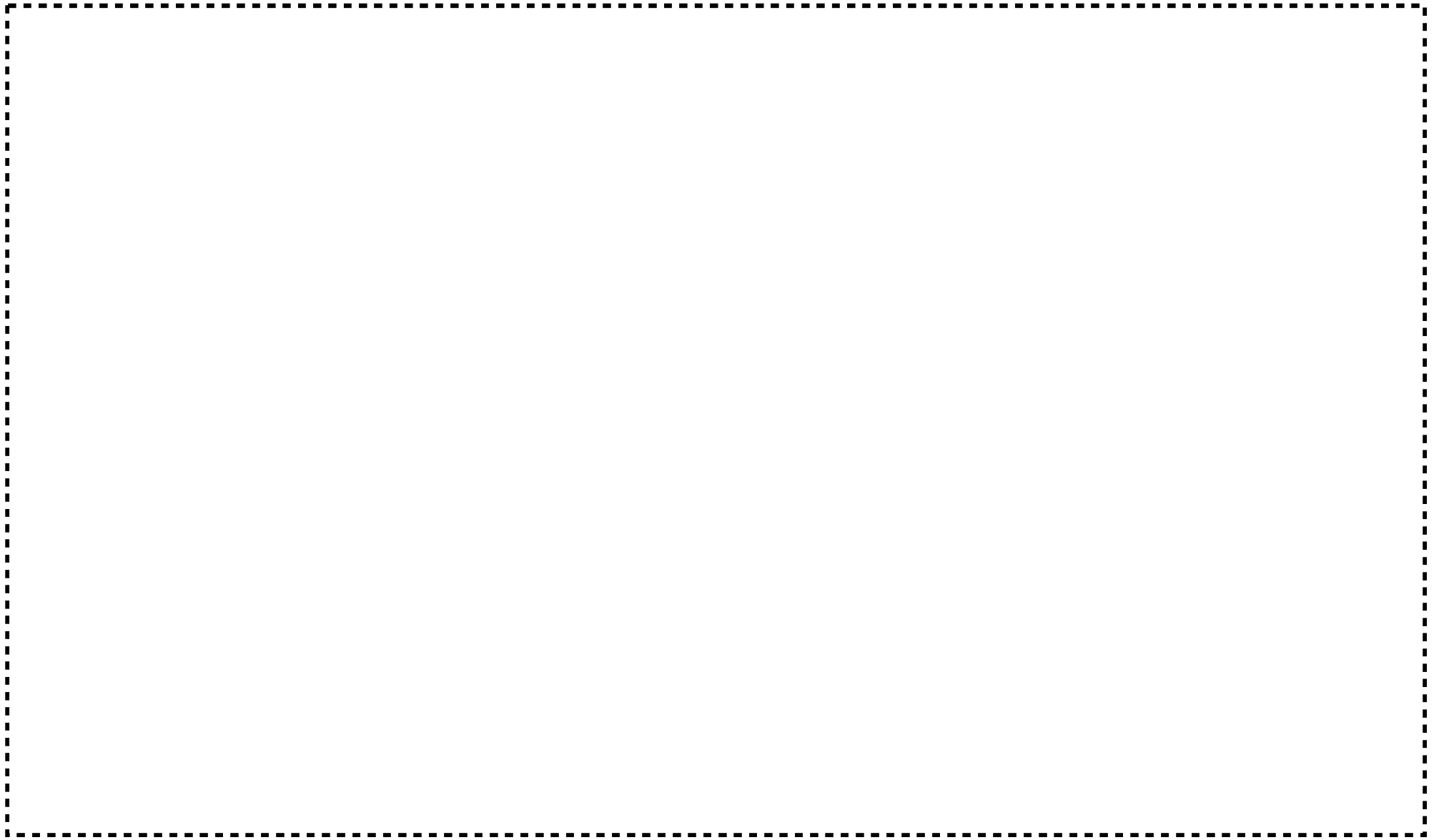


図ト-W3設-3 ホイストクレーン配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

1692



図ト-W3設-3-1 ホイストクレーン 1トンチェンブロック

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

### a. 第1 廃棄物貯蔵棟

- ①外部扉の改造
- ②W 1 防護壁の新設
- ③火災区画等の改造
- ④グレーチング及び扉の改造

### b. 第3 廃棄物貯蔵棟

- ①外部扉の改造
- ②W 3 防護壁の新設

### c. 改造等を実施する設備・機器

表トー1 の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

### d. 変更しない設備・機器

表トー1 の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

### e. 緊急遮断弁の基礎

## (1) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。

- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

#### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。
- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

#### c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物が無いことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

#### d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

### (2) 工事手順

放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

a. 第1 廃棄物貯蔵棟の工事手順

第1 廃棄物貯蔵棟の全体工事フローを図トー a - 1 に示し、その詳細を図トー a - 1 - 1 から図トー a - 1 - 4 に示す。

- ① 外部扉の改造：図トー a - 1 - 1 に示す手順で、図トー W 1 建 - 9 ～図トー W 1 建 - 1 2 に示す既設の外部扉を F1 竜巻対策扉に改造する。
- ② W 1 防護壁の新設：図トー a - 1 - 2 に示す手順で、図トー W 1 建 - 1 3 に示す W 1 防護壁を新設する。
- ③ 火災区画等の改造：図トー a - 1 - 3 に示す手順で、図トー W 1 建 - 1 0 及び図トー W 1 建 - 2 0 に示す既設の扉を防火戸に改造する。
- ④ グレーチング及び扉の改造：図トー a - 1 - 4 に示す手順で、図トー W 1 建 - 2 2 に示すグレーチングを設置する。また、既設扉をエアタイト扉（PAT 仕様）に改造する。

b. 第3 廃棄物貯蔵棟の工事手順

第3 廃棄物貯蔵棟の全体工事フローを図トー b - 1 に示し、その詳細を図トー b - 1 - 1 及び図トー b - 1 - 2 に示す。

- ① 外部扉の改造：図トー b - 1 - 1 に示す手順で、図トー W 3 建 - 8 ～図トー W 3 建 - 1 1 に示す既設の外部扉を F1 竜巻対策扉に改造する。
- ② W 3 防護壁の新設：図トー b - 1 - 2 に示す手順で、図トー W 3 建 - 1 2 に示す W 3 防護壁を新設する。

c. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図トー c - 1 に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について6 項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

d. 変更しない設備・機器の工事手順

図トー d - 1 に示す手順で検査を行う。



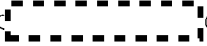
- 1) 各設備・機器について6 項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

e. 緊急遮断弁の基礎

図トー e - 1 に示す手順で検査を行う。

- 1) 緊急遮断弁の基礎について6 項に示す検査を実施する。

f. ダクト工事に伴う核燃料物質の移動

気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) の改造工事のうち、第 2 加工棟   における系統Ⅶ (部屋排気系統) のダクトのルート変更に当たり、工事中の作業者の外部被ばく低減のため、原料保管設備 E 型 No. 1 内に貯蔵しているウランの同設備内での保管位置の移し替え、又は  の原料保管設備 D 型 No. 1 間での移動を行う。ウランの移動は、保安規定に従い行う。また、移動には、第 1 次申請<sup>\*</sup>で認可を受け、新規規制基準適合のための検査を実施した下記設備を使用する。

- ・原料搬送設備 No. 2 粉末スタッカークレーン
- ・原料搬送設備 No. 2 粉末缶コンベア
- ・原料搬送設備 No. 2 粉末缶受台
- ・原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1
- ・原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 3
- ・原料保管設備 E 型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4
- ・原料保管設備 D 型 No. 1
- ・原料保管設備 E 型 No. 1

※ 平成 30 年 10 月 2 日付け熊原第 18-088 号(熊原第 19-020 号、熊原第 19-025 号、熊原第 19-028 号、熊原第 19-029 号をもって一部補正)

上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1) 工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

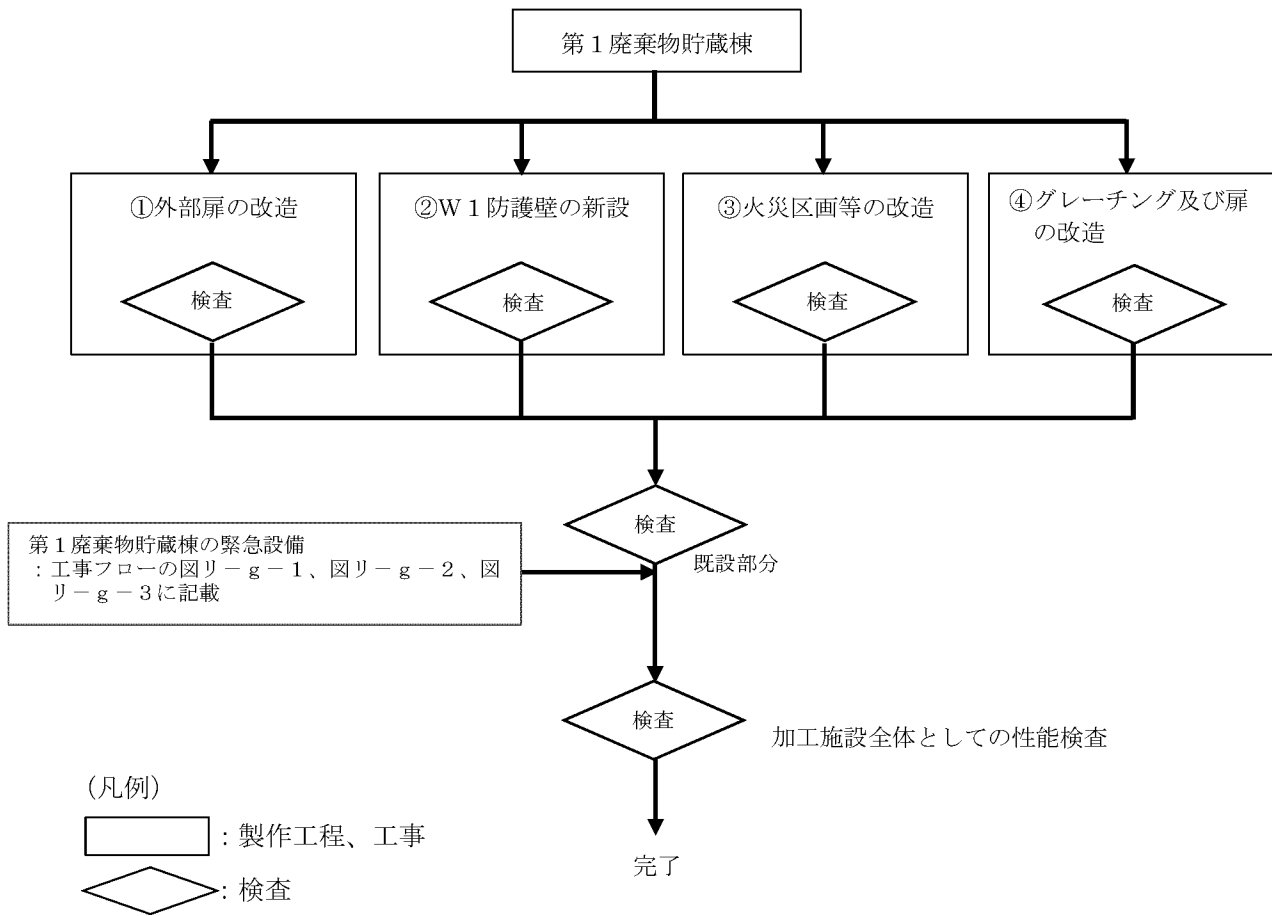
- ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第 2 加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入のために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。
- ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・第 1 種管理区域の境界 (屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及

び床)の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。

- 工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。
- 工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- 工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。
- 第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200 Lドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本(200 Lドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値)は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- 第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。
- 核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- 第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料(難燃性材料)で塗装を施す。



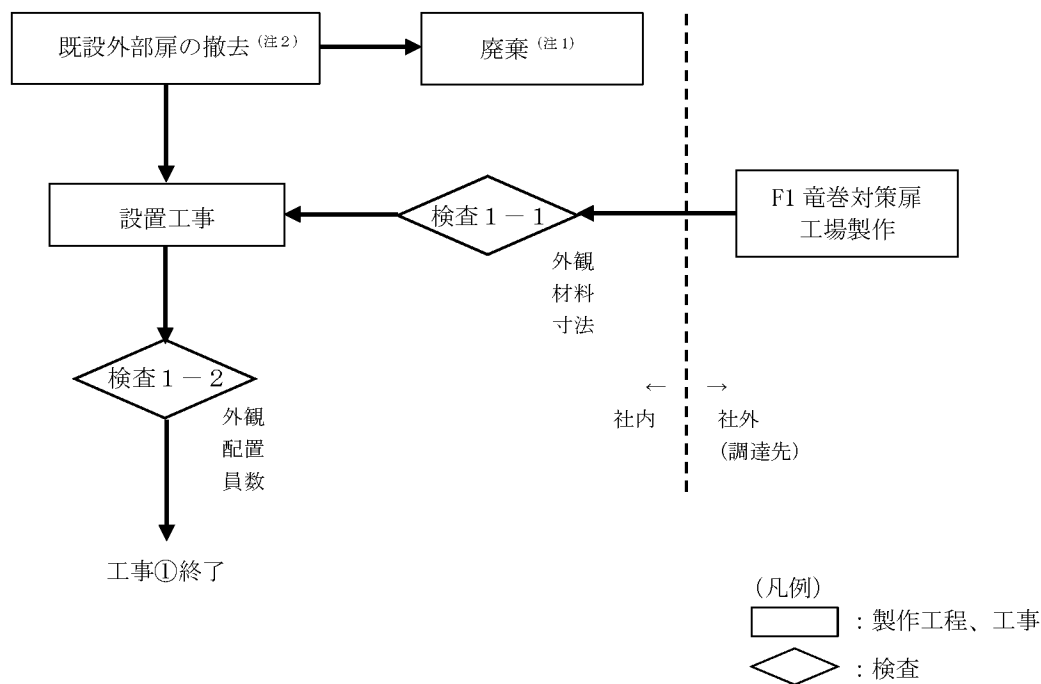
a. 第1 廃棄物貯蔵棟



図トー a - 1 全体工事フロー

①外部扉の改造

対象扉 扉番号：71、扉番号：76、扉番号：78（③火災区画等の改造を兼ねる）  
 扉番号：77（③火災区画等の改造、④-2扉の改造を兼ねる）

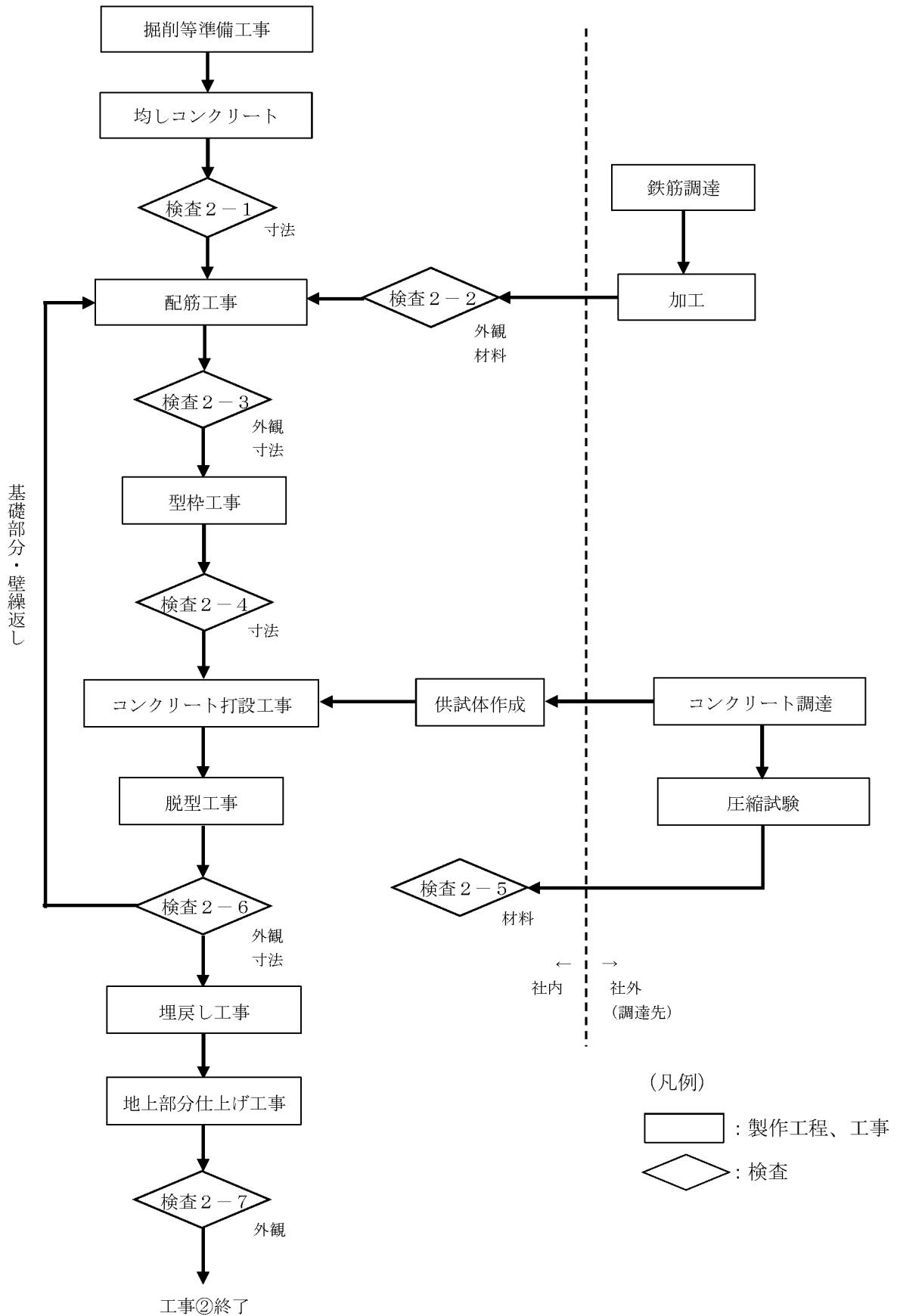


注1：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2：扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

図ト-a-1-1 個別工事フロー

②W1 防護壁の新設



図トー a - 1 - 2 個別工事フロー

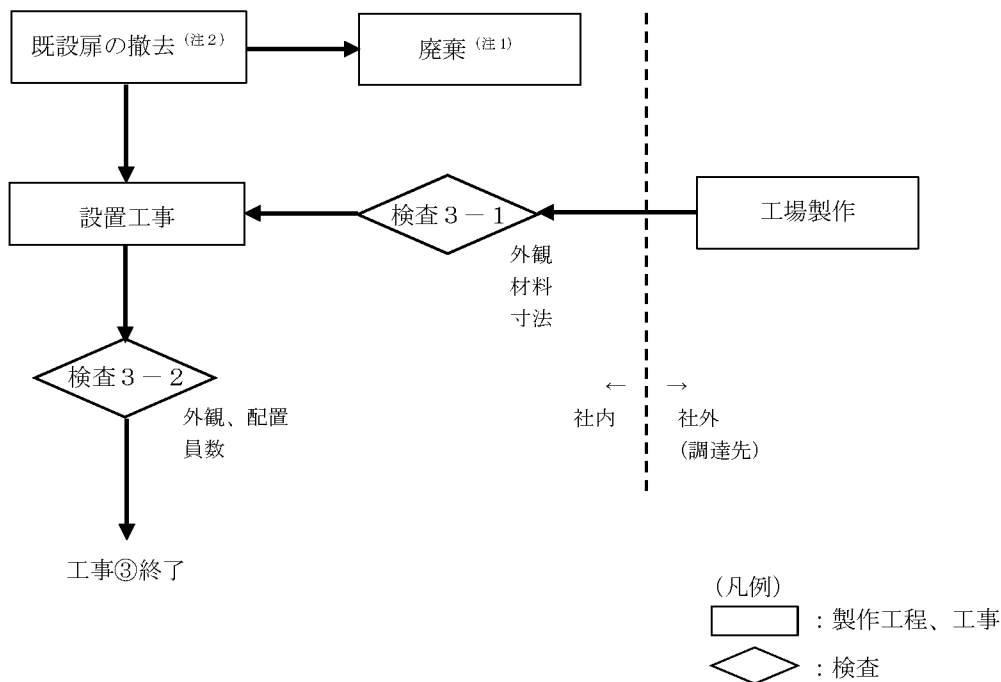
③火災区画等の改造

対象扉 扉番号：74

扉番号：71、扉番号：76、扉番号：78 (①外部扉の改造を兼ねる)

扉番号：75 (④－2扉の改造を兼ねる)

扉番号：77 (①外部扉の改造、④－2扉の改造を兼ねる)



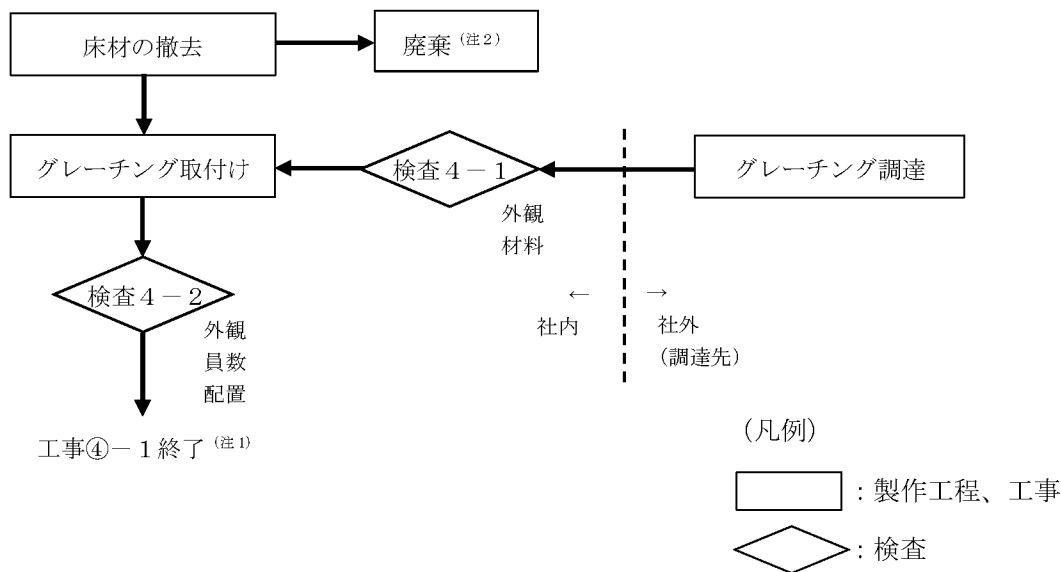
注1：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2：扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

図ト-a-1-3 個別工事フロー

④グレーチング及び扉の改造

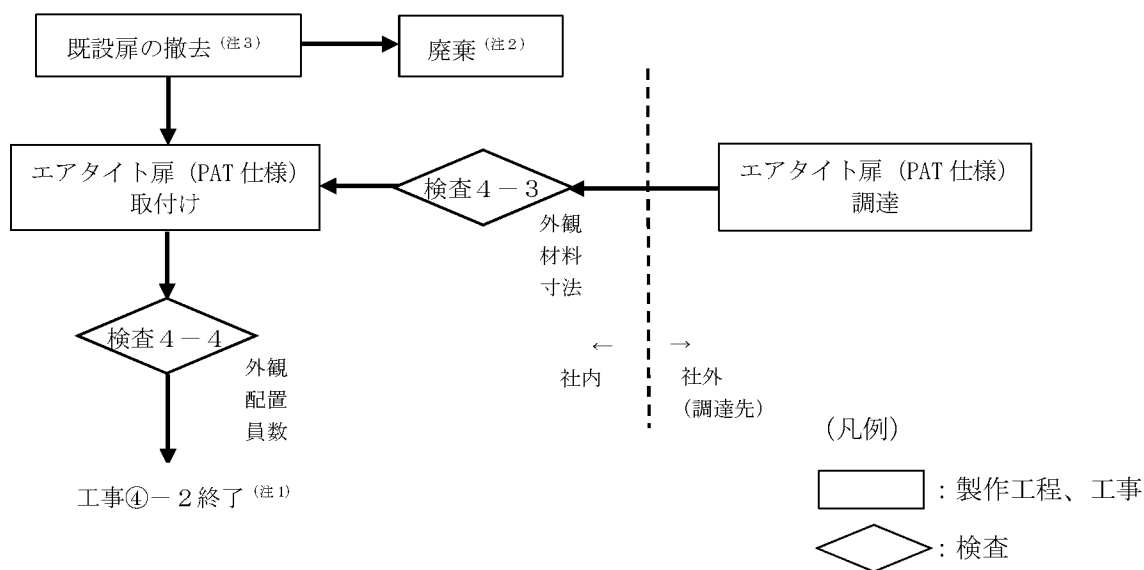
④-1 グレーチング（溢水対策1）の設置



④-2 扉の改造

対象扉 扉番号：75 (③火災区画等の改造を兼ねる)

扉番号：77 (①外部扉の改造、③火災区画等の改造を兼ねる)



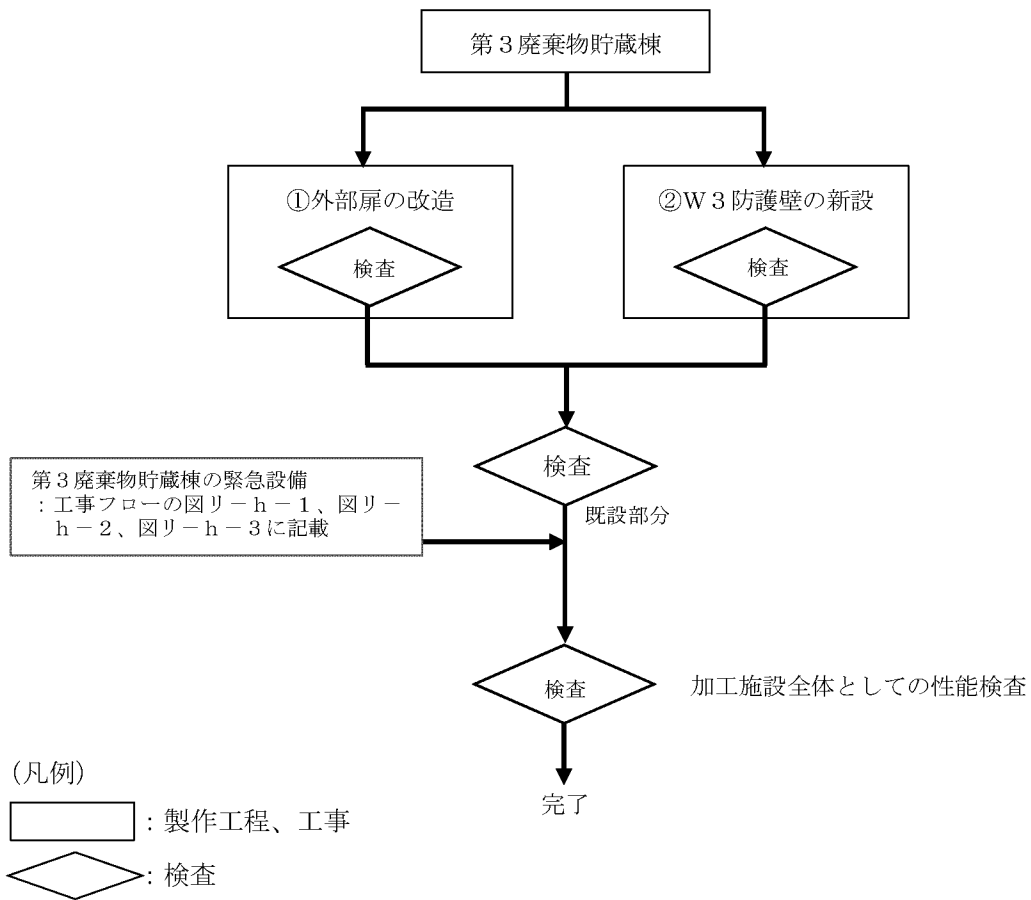
注1：工事④は工事④-1、工事④-2の2つの工事からなり、工事④-1、工事④-2の全ての工事の終了をもって、工事④の終了とする。

注2：第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

注3：扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

図ト-a-1-4 個別工事フロー

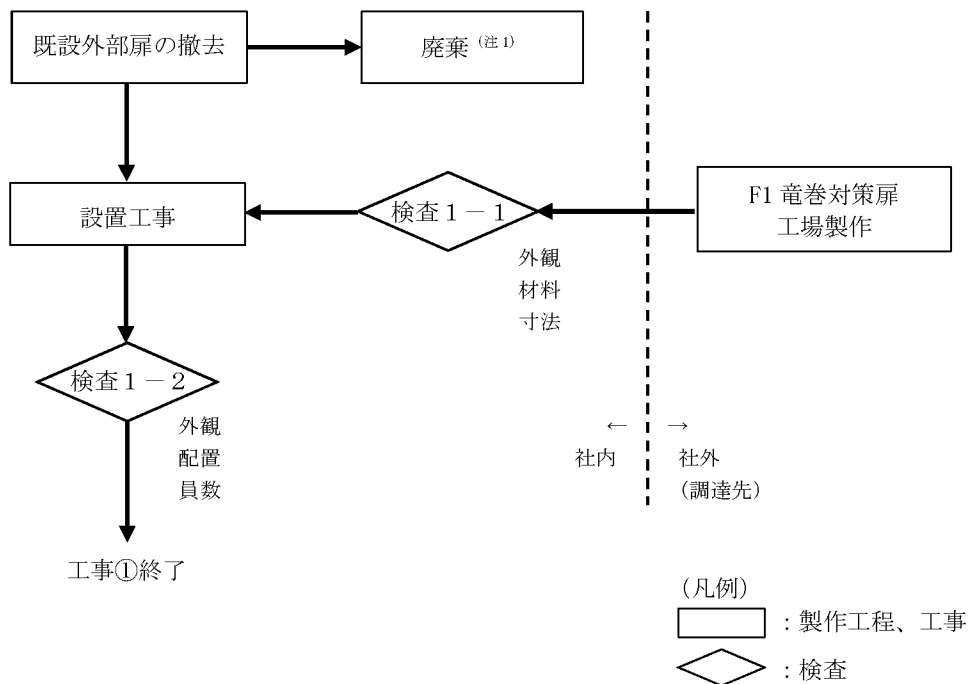
b. 第3 廃棄物貯蔵棟



図トー b - 1 全体工事フロー

①外部扉の改造

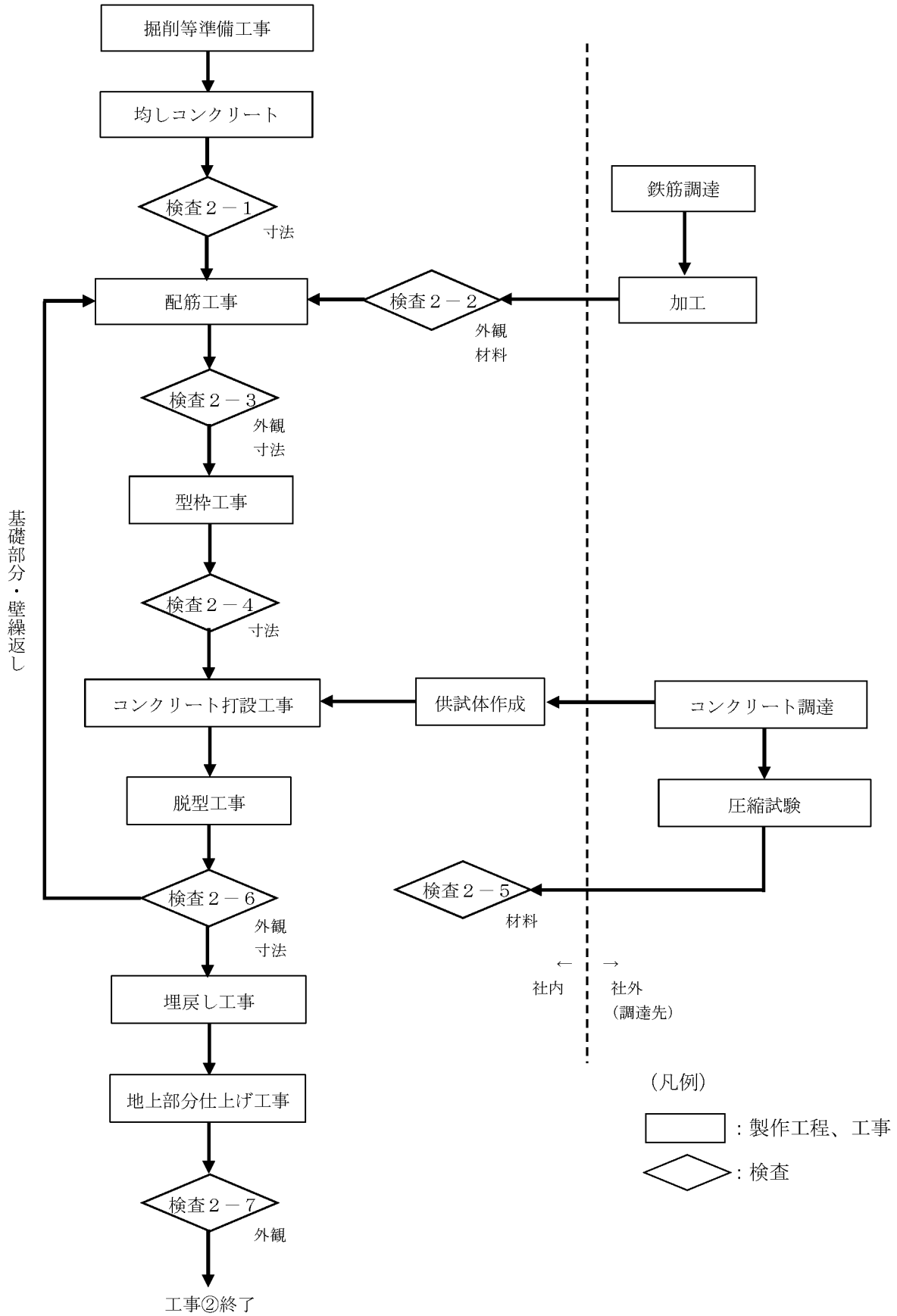
対象扉 扉番号：91、扉番号：92、扉番号：93



注1：第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

図トー b - 1 - 1 個別工事フロー

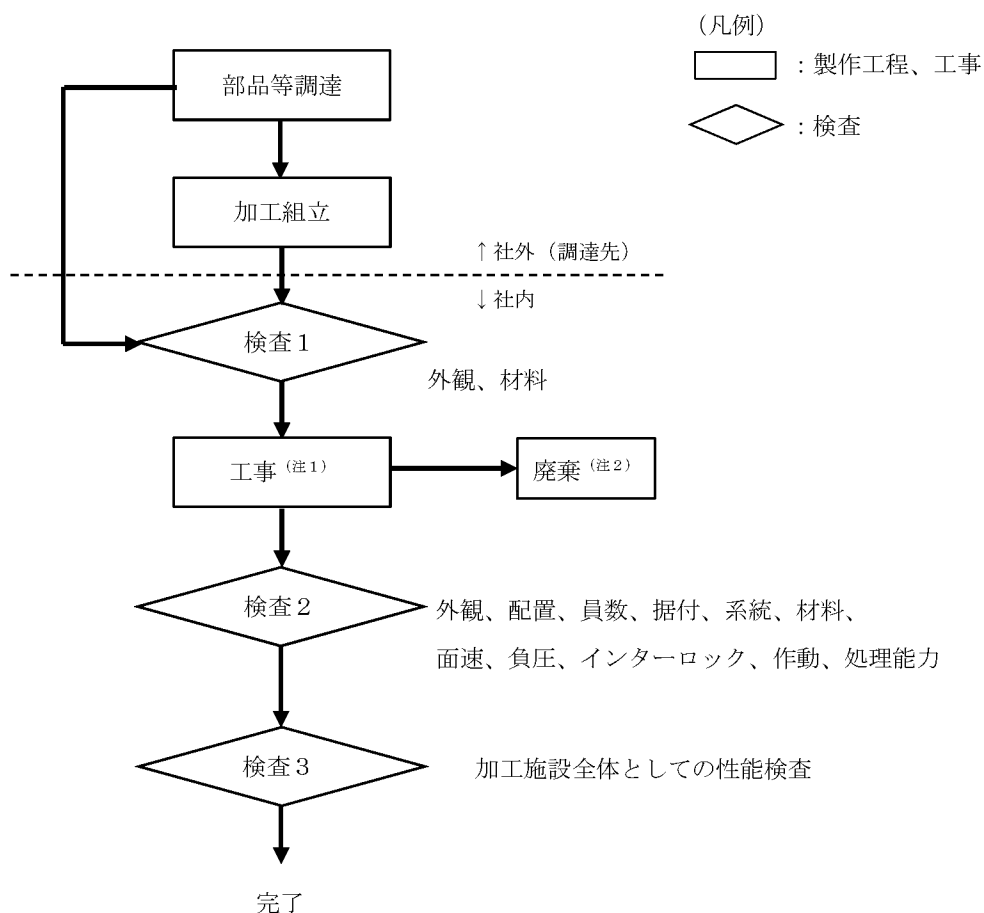
②W3 防護壁の新設



図トー b - 1 - 2 個別工事フロー



c. 改造等を実施する設備・機器

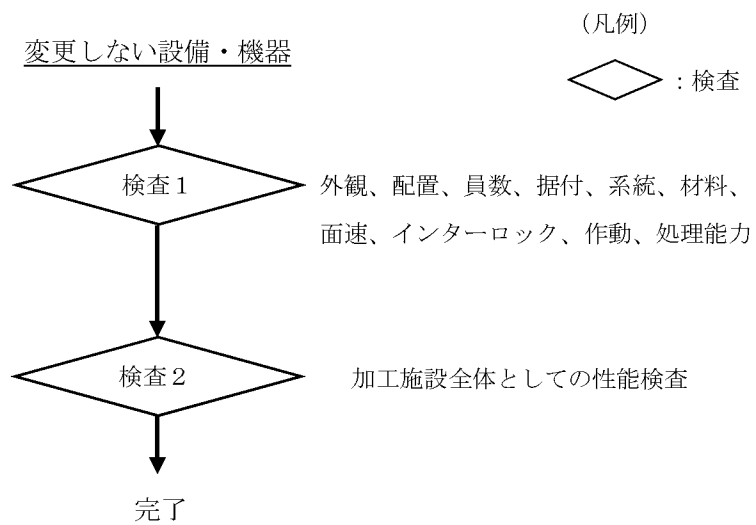


(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

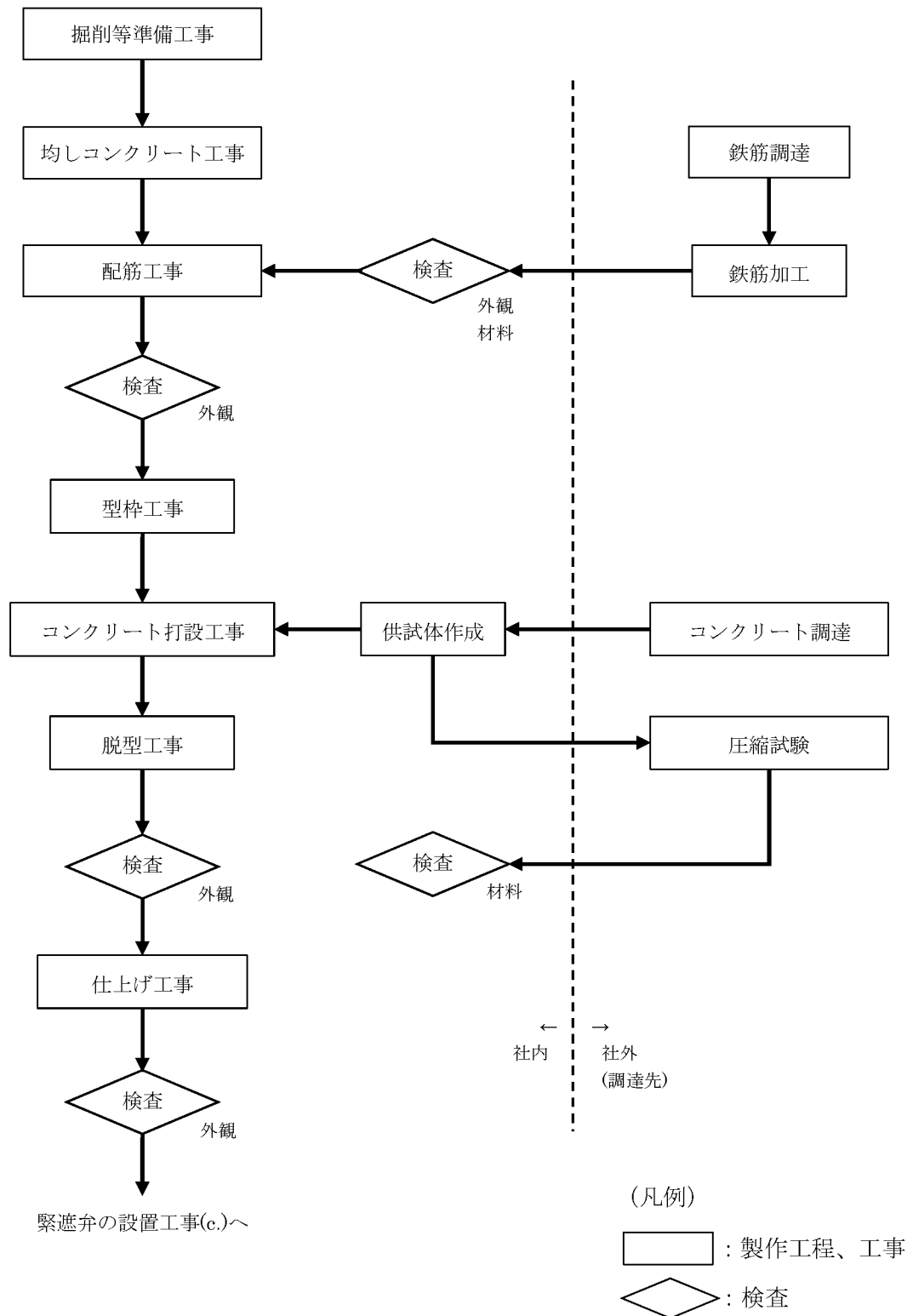
図ト-c-1 工事フロー

d. 変更しない設備・機器



図ト-d-1 工事フロー

e. 緊急遮断弁の基礎





図ト-e-1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟は、外的事象から建物内部の機器・設備を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の付属設備（通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備）は、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵において設計基準事故が発生した場合にそれらを確実に検知して速やかに対処するための安全機能を有する。また、第1廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備 廃棄物保管区域及び第3廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備 廃棄物保管区域並びにこれらの廃棄物保管管理区域で使用するホイストクレーンは、放射性固体廃棄物を保管廃棄するための安全機能を有する。

これらの安全機能を維持しながら、経過措置期限後に第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動（放射性固体廃棄物の保管廃棄）を今後も継続するため、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟の付帯設備及び第3廃棄物貯蔵棟の付帯設備は、本申請において継続使用する。

また、気体廃棄設備No. 1及び気体廃棄設備No. 2<sup>(注1)</sup>は、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、建物内又は特定の設備内の負圧を維持することによりウランを限定された区域に閉じ込めるための安全機能を有する。

第1廃液処理設備、分析廃液処理設備、開発室廃液処理設備、第2廃液処理設備、第2廃液処理設備貯留設備及びW1廃液処理設備は、洗濯水や第1種管理区域内の工事で発生する廃液等を貯留する設備として経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

なお、工事を伴う設備は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前事業者検査の合格をもって使用する。

これらの安全機能を維持するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

(注1) 表ト-2及び表ト-3に示す構成設備・機器全てを含む

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る建物・構築物の検査の項目を第トー1表に、検査の方法を第トー2表～第トー5表に示す。

また、変更に係る設備・機器の検査の項目を第トー6表に、検査の方法を第トー7表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハー3表に示す。

第トー1表 建物・構築物に係る検査の項目

施設区分	設置場所	建物・構築物名称	変更内容	第1号検査					第2号検査
				外観	配置	員数	材料	寸法	作動
放射性廃棄物の 廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟	改造	○	○	○	○	○	—
			新設	○	—	—	○	○	—
放射性廃棄物の 廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟	改造	○	○	○	○	○	—
			新設	○	—	—	○	○	—

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法（1／4）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ①外部扉の改造 (図ト-a-1 全体工事フロー、図ト-a-1-1 個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	F1 竜巻対策扉の使用材料の材質、形状及び配置(骨組)を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の使用材料の材質、形状及び配置(骨組)が別表ト-W1建-1-1及び図ト-W1建-12のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図ト-W1建-12のとおりであること。
	検査1-2	外観	設置後のF1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図ト-W1建-9のとおりであること。
		員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図ト-W1建-10のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法(2/4)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(3)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ②W1防護壁の新設 (図ト-a-1全体工事フロー、図ト-a-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	寸法	均しコンクリートのレベルを測定又は関係書類等により確認する。	(コンクリート打設後では厚みが測定できない基礎中央部等について、検査2-1で基準レベルから均しコンクリート面までのレベル差を測定しておき、検査2-6で同一の基準レベルから基礎スラブ天面までのレベル差を測定し、差分により基礎の厚みを求めるための事前測定を実施する。)
	検査2-2	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の材質及び呼び径が別表ト-W1建-1-2のとおりであること。
	検査2-3	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	配筋の呼び径及び配筋ピッチが図ト-W1建-1-3のとおりであること。
	検査2-4	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図ト-W1建-1-3のとおりであること。
	検査2-5	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 25$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
	検査2-6	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。	脱型後のコンクリート表面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
寸法		壁の形状、寸法及び壁の厚みを目視、測長又は関係書類等により確認する。	壁の形状、寸法及び壁の厚みが図ト-W1建-1-3のとおりであること。	
検査2-7	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。



第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法 (3/4)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ③火災区画等の改造 (図ト-a-1 全体工事フロー、図ト-a-1-3 個別工事フロー参照)	検査3-1	外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	火災区画に設置する防火戸の防火性能を関係書類等により確認する。(改造)	防火戸が鋼製の骨組みの両面に厚さが $\square\square\square$ mm以上の鋼板 $\square\square\square$ を貼ったものであること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図ト-W1建-11のとおりであること。
	検査3-2	外観	設置後の防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
			防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖する常時閉鎖式であることを目視により確認する。(改造)	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
		配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図ト-W1建-20のとおりであること。
員数	防火戸の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の員数が図ト-W1建-10のとおりであること。		

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。  
 (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。  
 (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。  
 (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第トー2表 建物・構築物に係る検査の方法（4／4）

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ④グレーチング及び扉の改造 (図トーa-1全体工事フロー、図トーa-1-4個別工事フロー参照)	検査4-1	外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	グレーチングの材質、形状、流路断面積を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの材質、形状が別表トーW1建-1-4及び図トーW1建-22(1)のとおりであること。また、流路断面積が0.20㎡以上のグレーチングであること。
	検査4-2	外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	グレーチングの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの配置が図トーW1建-21のとおりであること。
		員数	グレーチングの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの員数が別表トーW1建-1-4のとおりであること。
	検査4-3	外観	対象扉がエアタイト扉(PAT仕様)であることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	対象扉が別表トーW1建-1-4のとおりエアタイト扉(PAT仕様)であること。
		材料	エアタイト扉(PAT仕様)の材質を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT仕様)の材質が別表トーW1建-1-4のとおりであること。
		寸法	エアタイト扉(PAT仕様)の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT仕様)の形状及び寸法が図トーW1建-10、図トーW1建-11、図トーW1建-22(2)、(3)のとおりであること。
	検査4-4	外観	エアタイト扉(PAT仕様)の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT仕様)に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		配置	エアタイト扉(PAT仕様)の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT仕様)の配置が図トーW1建-21のとおりであること。
		員数	エアタイト扉(PAT仕様)の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT仕様)の員数が別表トーW1建-1-4のとおりであること。

(1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。

(2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法(1/3)(a. 第1廃棄物貯蔵棟(既設部分))

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
建物	配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。		建物の配置が図ト-1-1-1のとおりであること。
	員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。		建物の員数が1であること。
	配置	第1廃棄物貯蔵棟と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-15、図ト-W1建-17に示す危険距離以上であること。
	配置	第1廃棄物貯蔵棟と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-16、図ト-W1建-18に示す危険限界距離以上又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上であること。
杭	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		寸法	鉄筋コンクリート杭の寸法を測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋コンクリート杭が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	支持層に杭が到達していること(N値30以上を確認した層で杭を支持しているか)を関係書類等により確認する。	図ト-W1建-7のとおり、杭がN値30以上の支持層に到達していること。
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
構面(柱・はり・壁で構成される面)		配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。	構面が図ト-W1建-26及び図ト-W1建-27のとおりであること。
柱	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W1建-28(2)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。 コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(2)のとおりであること。 柱の形状、寸法が図ト-W1建-28(2)のとおりであること。
はり	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W1建-28(2)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。 コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。 コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(3)及び図ト-W1建-28(4)のとおりであること。 はりの形状、寸法が図ト-W1建-28(3)及び図ト-W1建-28(4)のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法(2/3)(a. 第1廃棄物貯蔵棟(既設部分))

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2.3$ g/cm <sup>3</sup> 以上であること。
		外観	第1種管理区域の室内壁(床面から高さ2mまで)の仕上げを目視又は関係書類等により確認する。	別表ト-W1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げていること。
寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(5)のとおりであること。		
	壁の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図ト-W1建-25のとおりであること。また、図ト-W1建-29に示す遮蔽能力を有する壁は、設計確認値以上の厚さであること。		
	けい酸カルシウム板壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2.3$ g/cm <sup>3</sup> 以上であること。
		外観	第1種管理区域の床の仕上げを目視又は関係書類等により確認する。	別表ト-W1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げていること。
	寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(5)のとおりであること。	
床の厚さを測長又は関係書類等により確認する。		床の厚さが図ト-W1建-24(3)及び図ト-W1建-24(4)のとおりであること。また、図ト-W1建-29に示す遮蔽能力を有する床は、設計確認値以上の厚さであること。		
	土間コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2.3$ g/cm <sup>3</sup> 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(5)のとおりであること。
	屋根の厚さを測長又は関係書類等により確認する。		屋根の厚さが図ト-W1建-24(5)のとおりであること。また、図ト-W1建-29に示す遮蔽能力を有する屋根は、設計確認値以上の厚さであること。	
	アスファルト防水層	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
	ベンチレータ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
階段	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法（3/3）（a. 第1廃棄物貯蔵棟（既設部分））

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
開口部	建具共通 （扉、シャッター、ガラリ、防火板）	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	建具の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建具の配置が図ト-W1建-9のとおりであること。
	防火戸	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火戸が建築基準法施行令第百十二条（関連告示を含む）に定めるとおり、0.5 mm以上の鉄板又は鋼板を骨組みの両面に貼ったもの、又は1.5 mm以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。
		外観	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖する常時閉鎖式であることを目視により確認する。	扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
	防火板	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が図ト-W1建-10のとおりであること。
	溢水防護区画上の扉	外観	エアタイト扉（PAT仕様）であることを目視又は関係書類等に確認する。	扉が別表ト-W1建-5のとおりエアタイト扉（PAT仕様）であること。
		材料	扉の材料を目視又は関係書類等により確認する。	図ト-W1建-22（1）のとおり鋼製扉であること。
開口部	寸法	階段開口部の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	階段開口部が0.03 m <sup>2</sup> 以上の流路断面積であること。	
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。
床面貫通部（溢水）		外観	床面貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタル、シール材、その他の不燃材料により閉止されていること。
		配置	床面貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-21のとおりであること。
堰	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		寸法	堰の寸法（高さ）を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図ト-W1建-21のとおりであること。
地下貯蔵ピット	鉄筋コンクリート壁・床	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
		配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯槽ピットの配置が図ト-W1建-22（4）のとおりであること。
		外観	地下貯槽ピット壁（床面から高さ2 mまで）及び床の仕上げを目視又は関係書類等により確認する。	別表ト-W1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げていること。
火災区域屋外境界貫通部	電気・計装ケーブル	外観	火災区域屋外境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもので施工していること。
		配置	火災区域屋外境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-20（1）、図ト-W1建-20（2）のとおりであること。
	配管、ダクト	外観	火災区域屋外境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料で施工していること。
		配置	火災区域屋外境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-20（1）、図ト-W1建-20（2）のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-4表 建物・構築物に係る検査の方法 (1/2)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(4)</sup>		判定基準 <sup>(3)</sup>
ｂ. 第3廃棄物貯蔵棟 ①外部扉の改造 (図ト-ｂ-1 全体工事フロー、図ト-ｂ-1-1、図ト-ｂ-1-1-1 個別工事フロー参照)	検査1-1	外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	F1 竜巻対策扉の使用材料の材質、形状及び配置(骨組)を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の使用材料の材質、形状及び配置(骨組)が別表ト-W3建-1-1及び図ト-W3建-1-1のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図ト-W3建-1-0及び図ト-W3建-1-1のとおりであること。
	検査1-2	外観	設置後のF1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
			F1 竜巻対策扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖する常時閉鎖式であることを目視により確認する。(改造)	扉を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。
		配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図ト-W3建-8のとおりであること。
		員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図ト-W3建-9のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-4表 建物・構築物に係る検査の方法(2/2)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(3)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
b. 第3廃棄物貯蔵棟 ②W3防護壁の新設 (図ト-b-1全体工事フロー、図ト-b-1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	寸法	均しコンクリートのレベルを測定又は関係書類等により確認する。	(コンクリート打設後では厚みが測定できない基礎中央部等について、検査2-1で基準レベルから均しコンクリート面までのレベル差を測定しておき、検査2-6で同一の基準レベルから基礎スラブ天面までのレベル差を測定し、差分により基礎の厚みを求めるための事前測定を実施する。)
	検査2-2	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の材質及び呼び径が別表ト-W3建-1-2のとおりであること。
	検査2-3	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
		寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類等により確認する。	配筋の呼び径及び配筋ピッチが図ト-W3建-1-2のとおりであること。
	検査2-4	寸法	型枠の内寸(コンクリート寸法)を測長又は関係書類等により確認する。	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図ト-W3建-1-2のとおりであること。
	検査2-5	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
	検査2-6	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。	脱型後のコンクリート表面の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
寸法		壁の形状、寸法及び壁の厚みを目視、測長又は関係書類等により確認する。	壁の形状、寸法及び壁の厚みが図ト-W3建-1-2のとおりであること。	
検査2-7	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等により確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。	

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

(3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-5表 建物・構築物に係る検査の方法（1/2）（b. 第3廃棄物貯蔵棟（既設部分））

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
建物	配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。		建物の配置が図ト-1-1-1のとおりであること。
	員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。		建物の員数が1であること。
	配置	第3廃棄物貯蔵棟と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-15、図ト-W1建-17に示す危険距離以上であること。
	配置	第3廃棄物貯蔵棟と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書類等により確認する。		離隔距離が、図ト-W1建-16、図ト-W1建-18に示す危険限界距離以上又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上であること。
杭	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
		寸法	鉄筋コンクリート杭の寸法を測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋コンクリート杭が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
		配置	支持層に杭が到達していること（N値30以上を確認した層で杭を支持しているか）を関係書類等により確認する。	図ト-W3建-6のとおり、杭がN値30以上の支持層に到達していること。
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
構面（柱・はり・壁で構成される面）		配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。	構面が図ト-W3建-18及び図ト-W3建-19のとおりであること。
柱	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W3建-20(3)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(3)のとおりであること。 柱の形状、寸法が図ト-W3建-20(3)のとおりであること。
はり	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W3建-20(4)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
		寸法	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。 鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。 はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。 鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(4)のとおりであること。 はりの形状、寸法が図ト-W3建-20(4)のとおりであること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。



第ト-5表 建物・構築物に係る検査の方法（2/2）（b. 第3廃棄物貯蔵棟（既設部分））

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)</sup>		判定基準 <sup>(2)</sup>
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ g/cm <sup>3</sup> 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(5)のとおりであること。
壁の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図ト-W3建-17のとおりであること。また、図ト-W3建-21に示す遮蔽能力を有する壁は、設計確認値以上の厚さであること。			
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ g/cm <sup>3</sup> 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(4)のとおりであること。
床の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ト-W3建-16(3)及び図ト-W3建-16(4)のとおりであること。また、図ト-W3建-21に示す遮蔽能力を有する床は、設計確認値以上の厚さであること。			
	土間コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が $\geq 20$ N/mm <sup>2</sup> 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が $\geq 2400$ g/cm <sup>3</sup> 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(4)のとおりであること。
屋根の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ト-W3建-16(4)のとおりであること。また、図ト-W3建-21に示す遮蔽能力を有する屋根は、設計確認値以上の厚さであること。			
	アスファルト防水層	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
	ベンチレータ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
階段	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
開口部	ガラリ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
	防火板	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が図ト-W3建-9のとおりであること。
		配置	防火板の配置を目視又は関係書類等により確認する。	防火板の配置が図ト-W3建-14のとおりであること。
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。

(1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

(2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (1/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査					
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	排風機 (301-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①	—	—	①	①	②③
			気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	排風機 (302-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①	—	—	①	①	②③
			気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	排風機 (305-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①②	—	—	①	①	②③
	第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-401)	変更なし	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
		気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-402)	変更なし	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
		気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-405)	変更なし	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
	系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	フィルタユニット (設備排気用)	改造	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
	系統I	気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	
	系統II	気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統II (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	
	系統V	気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	
	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統)	給気ユニット (201AC)	変更なし	①⑦	①	①	④	①	①	—	—	①	—	—	

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (2/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査							
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力			
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II系統V (給気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—		
			気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II系統V (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	—	
			気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II系統V (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	—	
	—	—	—	気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II系統V	差圧計	改造	①⑦	①	①	④	④	—	—	—	①	①	③	
				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	第2排風機室	—	—	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	排風機 (303-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①	—	—	①	①	②③	
				気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	排風機 (306-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①②	—	—	①	①	②③	
	第2フィルタ室	—	—	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-403)	変更なし	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
				気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-406)	改造	①②	①	①	①②③	①	①	—	—	—	—	—	④
	系統VI	—	—	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	フィルタユニット (設備 排気用)	改造	①	①	①	④	①	①	—	—	—	—	④	
	系統III	—	—	気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	
				気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	—
				気体廃棄設備 No.1 系統III (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	—
	系統VI	—	—	気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	
				気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込め弁	改造	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	—
				気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	—
	第2排風機室	—	—	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	給気ユニット (202AC)	変更なし	①⑦	①	①	④	①	①	—	—	①	—	—	
	給気系統	—	—	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	
				気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	—
				気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	—
	—	—	—	気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI	差圧計	改造	①⑦	①	①	④	④	①	—	—	①	①	③	

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (3/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査					
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	排風機 (304-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①	—	—	①	①	②③
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-404)	変更なし	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④
		系統IV	気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	給気ユニット (203SU)	変更なし	①⑦	①	①	④	①	①	—	—	①	—	—
		給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—
		—	気体廃棄設備 No.1 系統IV	差圧計	変更なし	①⑦	①	①	④	④	①	—	—	①	①	③
	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	排風機 (307-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①	—	—	①	①	②③	
		気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	排風機 (308-F)	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①②	—	—	①	①	②③	
	第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU-407)	変更なし	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
		気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	フィルタユニット (FU-408)	変更なし	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
	系統VIII	気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統)	フィルタユニット (設備 排気用)	改造	①②	①	①	④	①	①	—	—	—	—	④	
	系統VII	気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (ワン スルー運転切替用)	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	
		気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (リサ イクル運転切替用)	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (4/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査							
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力			
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	系統Ⅷ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①⑥	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—		
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	—	
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	—	
	第2排風機室	系統Ⅶ 系統Ⅷ (給気系統)	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ (給気系統)	給気ユニット (204AC)	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	①	①	—	—	①	—	—	—	
			給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ (給気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	—
				気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	—
	—	系統Ⅶ 系統Ⅷ (給気系統)		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	—
			—	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ	差圧計	改造	①⑦	①	①	④	④	①	—	—	①	①	③	
			—	緊急設備	防火ダンパー	改造	①②	①	①	④	④	①	—	—	—	—	—	—
	—	緊急設備	遮水板	新設	— <sup>(3)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No.1	改造	①②③ ⑦	①	①②	②③④	①②	①	—	—	—	—	—	—	—	
			凝集沈殿槽 No.2	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	—	—	
			凝集沈殿槽 No.3	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	—	—	
			凝集沈殿槽 No.4	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	—	—	
			遠心分離機 No.1	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	—	—	
			遠心分離機 No.2	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	—	—	
			遠心分離機 No.3	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	—	—	
			遠心分離機 No.4	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	—	—	
			遠心ろ過機 No.1	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	—	—	
			遠心ろ過機 No.2	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	—	—	
			ろ過水槽 No.1	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	①	—	—	
			ろ過水槽 No.2	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	①	—	—	
			処理水槽 No.1	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	①	—	—	
			処理水槽 No.2	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	①	—	—	
			処理水槽 No.3	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	①	—	—	
			処理水槽 No.4	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	①	—	—	
			第1廃液処理設備	配管	改造	①③④	—	—	④	①	①	—	—	—	—	—	—	—

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (5/9)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査					
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽	改造	①②③ ⑦	①	①②	②	②	①	—	—	—	①	—
			分析廃液処理設備	ろ過水貯槽	改造	①②③ ⑦	①	①②	②	②	①	—	—	—	①	—
			分析廃液処理設備	スラッジ乾燥機	変更なし	①⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—
			分析廃液処理設備	配管	改造	①③	—	—	④	②	①	—	—	—	—	—
	第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—	
		開発室廃液処理設備	遠心分離機	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	
		開発室廃液処理設備	貯槽	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—	
		開発室廃液処理設備	配管	改造	①③	—	—	④	②	①	—	—	—	—	—	
	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽	改造	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—	
		第2廃液処理設備	集水槽 No.2	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—	
		第2廃液処理設備	凝集槽	改造	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—	
		第2廃液処理設備	沈殿槽 No.1	改造	①②③ ⑦	①	①②	③④	①②	①	—	—	—	—	—	
		第2廃液処理設備	タンク No.1	改造	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—	
		第2廃液処理設備	沈殿槽 No.2	改造	①②③	①	①②	②③④	①②	①	—	—	—	—	—	
		第2廃液処理設備	タンク No.2	改造	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—	
		第2廃液処理設備	加圧脱水機	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	
		第2廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	①⑦	①	①	④	①②	①	—	—	—	—	—	
		第2廃液処理設備	ろ過装置 No.1	変更なし	①③	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	
		第2廃液処理設備	ろ過装置 No.2	改造	①③	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	
		第2廃液処理設備	受水槽 No.1	改造	①③⑦	①	①	⑤	①	①	—	—	—	①	—	
		第2廃液処理設備	配管	改造	①③	—	—	④	②	①	—	—	—	—	—	
		第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.1	改造	①③⑦	①	①	⑤	①	①	—	—	—	①	—	
		第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.2	改造	①③⑦	①	①	⑤	①	①	—	—	—	①	—	
		第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.3	改造	①③⑦	①	①	⑤	①	①	—	—	—	①	—	
第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.4	改造	①③⑦	①	①	⑤	①	①	—	—	—	①	—			
第2廃液処理設備貯留設備	配管	変更なし	①③	—	—	④	①	①	—	—	—	—	—			

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (6/9)

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査				
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1廃棄物 貯蔵棟	W1-1 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	No.1 排風機	改造	①⑦	①	①	①②	①②	①	—	—	①	①	②③
			気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	No.2 排風機	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①②	—	—	①	①	②③
		W1-2 排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	No.3 排風機	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①②	—	—	①	①	②③
			気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	No.4 排風機	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①②	—	—	①	①	②③
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	No.5 排風機	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①②	—	—	①	①	②③
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	No.6 排風機	変更なし	①⑦	①	①	①	①	①②	—	—	①	①	②③
	W1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	No.1 フィルタユニット	変更なし	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
		気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	No.2 フィルタユニット	変更なし	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	No.3 フィルタユニット	変更なし	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	No.4 フィルタユニット	変更なし	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	No.5 フィルタユニット	変更なし	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	No.6 フィルタユニット	改造	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	No.7 フィルタユニット	改造	①	①	①	①	①	①	—	—	—	—	④	
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	No.8 フィルタユニット	改造	①②	①	①	①②③	①	①	—	—	—	—	④	
	系統1	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	
		気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (7/9)

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査					
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1廃棄物 貯蔵棟	系統2	気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	①	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	
			気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	—
		系統3	気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	—
		系統4	気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	—
	給気系統		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気 系統)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気 系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気 系統)	給気ファン	変更なし	①⑦	①	①	④	①	①	—	—	①	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気 系統)	給気フィルタ	変更なし	①	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気 系統)	ダクト <sup>(1)</sup>	改造	①	①	—	④⑥	④	①	—	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—	—
気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)			閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—	—	
気体廃棄設備 No.2 系統3 (フィルタ冷却給気)			給気フィルタ	変更なし	①	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—	—	



第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目（8／9）

施設区分	設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査				
						外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1廃棄物 貯蔵棟	給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統4（急冷塔給気）	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統4（急冷塔給気）	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統4（急冷塔給気）	給気フィルタ	変更なし	①	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4（自然 給気）	閉じ込め弁	変更なし	①	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	—	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4（自然 給気）	閉じ込めダンパー	変更なし	①⑦	①	①	④ <sup>(2)</sup>	④	①	—	—	①	—	—
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4（自然 給気）	給気フィルタ	変更なし	①	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—
			—	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4	差圧計	改造	①⑦	①	①	④	④	①	—	—	①	①
	—	緊急設備	遮水板	新設	— <sup>(3)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	屋外	第1廃棄物貯蔵棟北側 外壁	緊急設備	緊急遮断弁（冷却水）	改造	①	①	①	④⑥	④	①	—	—	—	—	—
	第1廃棄物 貯蔵棟	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備	蒸発乾固装置	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—
			W1廃液処理設備	凝集沈殿槽	改造	①③⑦	①	①	④	②	①	—	—	—	①	—
			W1廃液処理設備	タンク No.1	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—
			W1廃液処理設備	タンク No.2	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—
			W1廃液処理設備	タンク No.3	改造	①③⑦	①	①	④	②	①	—	—	—	①	—
			W1廃液処理設備	ろ過機	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—
			W1廃液処理設備	圧搾脱水機	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	—	—
			W1廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	①⑦	①	①	④	①②	①	—	—	—	—	—
W1廃液処理設備			受水槽	改造	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—	
W1廃液処理設備			貯留槽 No.1	改造	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—	
W1廃液処理設備			貯留槽 No.2	改造	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—	
W1廃液処理設備			貯留槽 No.3	改造	①③⑦	①	①	④	①	①	—	—	—	①	—	
W1廃液処理設備	配管	変更なし	①③	—	—	④	①	①	—	—	—	—	—			

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目（9／9）

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査						第2号検査					
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1 廃棄物 貯蔵棟		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	—	—	—	①
			焼却設備	焼却炉	改造	①② ⑦⑨ ⑩⑪⑫	①	①②	①②③ ⑥	①② ⑤⑥	②	—	①	—	①	—
			焼却設備	バグフィルタ	改造	①⑦	①	①	①	①	—	—	①	—	—	—
			焼却設備	投入プッシャ	変更なし	①⑦	①	①	①	①	—	①	—	—	—	—
			焼却設備	前処理フード	改造	①⑦	①	①	①	①②	—	①	—	—	—	—
			焼却設備	フィルタ処理フード	改造	①⑦	①	①	①	①	—	①	—	—	—	—
			焼却設備	投入リフタ	改造	①⑦	①	①	①	①	—	①	—	—	—	—
			焼却設備	急冷塔	改造	①⑦	①	①	①	①	—	—	—	—	—	—
			湿式除染機	湿式除染部	変更なし	①③⑦	①	①	④	①	—	①	—	—	—	—
			湿式除染機	水洗除染タンク	改造	①③⑦	①	①	④	①②	—	①	—	—	①	—
			乾式除染機	—	変更なし	①⑦	①	①	④	①	—	①	—	—	—	—
	ホイスクレーン	2トンチェンブロック	変更なし	①⑦	①	①	①	①	—	—	—	—	①②	—		
	第1 廃棄物貯蔵室 W1 廃棄物搬出入室	ホイスクレーン	1トンチェンブロック	変更なし	①⑦	①	①	①	①	—	—	—	—	①②	—	
	第3 廃棄物 貯蔵棟		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	①	①	①	—	—	—	—	—	—	—	①
ホイスクレーン			1トンチェンブロック	変更なし	①⑦	①	①	①	①	—	—	—	—	①②	—	

丸数字は、第トー7表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。

\*：インターロック

- (1) 支持構造物を含む。
- (2) ダクトとの接続で支持されているものについては、ダクトとの接続部を対象とする。
- (3) 検査第リー7表にて検査を実施する。

第トー 7 表 設備・機器に係る検査の方法 (1 / 2)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(3)</sup>	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②変更・追加・撤去した強度部材の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。 (溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に变形及び欠陥がないこと。
		③通水して漏えいがないことを目視により確認する。(既設)(改造)	③設備から水の漏えいがないこと。
		④配管が切り離され閉止されていることを目視により確認する。(改造)	④配管が添付図のとおりに閉止されていること。
		⑤(欠番)	⑤(欠番)
		⑥気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統)の第2-1作業支援室内のダクト端部にある仮設の閉止板が撤去され、本設の閉止板が設置されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	⑥本設の閉止板が設置されていること。
		⑦配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑦配線用遮断器を設けていること。
		⑧(欠番)	⑧(欠番)
		⑨鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	⑨鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと
		⑩鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	⑩鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		⑪コンクリートの形状、寸法及び配置を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	⑪コンクリートの形状、寸法及び配置が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		⑫仕上げ後の基礎の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	⑫仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図に示すとおりであること。
	員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。
		②変更・追加する強度部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
	据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(4)</sup> の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(4)</sup> の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(4)</sup> の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト <sup>(4)</sup> の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		③変更・追加する強度部材の据付方法を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	③変更・追加する強度部材の据付方法が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		④据付状況を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	④建物又は架台にボルト等で固定していること。
		⑤移動防止用の部材を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	⑤建物に移動防止用の部材で支持していること。
		⑥ダクト・配管の支持間隔を測定により確認する。(既設)(改造)	⑥支持間隔が標準支持間隔以下であること。

第トー 7 表 設備・機器に係る検査の方法 (2 / 2)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(3)</sup>	判定基準
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材を目視又は関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		③(欠番)	③(欠番)
		④使用機器及び材料を目視又は関係書類等により確認する(既設)(改造)	④使用機器及び材料が仕様表別表のとおりであること。
		⑤鉄筋の材質及び呼び径を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	⑤鉄筋の材質及び呼び径が各設備の仕様表の別表の基礎の構造のとおりであること。
		⑥基礎のコンクリートの圧縮強度を関係書類により確認する。(改造)	⑥基礎のコンクリートの圧縮強度が各設備の仕様表の別表の基礎の構造のとおりであること。
系統検査	系統	①系統を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①系統が仕様表の添付図のとおりであること。
		②設備・機器が非常用電源系統に接続していることを確認する。(既設)(改造)	②非常用電源系統に接続していること。
作動検査	面速	①設備の囲い式フードの開口部での面速を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①開口部の面速が 0.5 m/s 以上であること。
	負圧	①設備の囲い式フード内の負圧を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①囲い式フード内の負圧が 9.8 Pa 以上であること。
	インターロック	①信号系統図のとおり動作試験を行う。(既設)(改造)	①信号系統図のとおり動作すること。
	作動	①使用状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	①使用状態を模擬した動作が正常に行えること。
		②停電状態を模擬した動作試験を行う。(既設)(改造)	②動力の供給が停止した場合に、核燃料物質模擬重量物を安全に保持していること。
	処理能力	①廃棄物保管区域に配置できる 200 L ドラム缶本数を関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①保管廃棄能力が各設備の仕様表の廃棄施設の項に示すとおりであること。
		②排気能力を関係書類等により確認する。(既設)(改造)	②排気能力が仕様表のとおりであること。
		③第 1 種管理区域の負圧を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	③負圧が 19.6 Pa 以上であること。
④高性能エアフィルタの捕集記録を関係書類等により確認する。(既設)(改造)		④捕集効率が仕様表のとおりであること。	

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。なお本申請において工事を実施し新たに設置、又は更新される部分については「(改造)」に分類する。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。

#### 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ. 成型施設 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

子. 放射線管理施設

## 目 次

### チ. 放射線管理施設

1. 変更の概要
2. 準拠する主な法令、規格及び基準
3. 設計条件及び仕様
4. 添付図一覧表
5. 工事の方法
6. 試験及び検査の方法
7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

## チ. 放射線管理施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

### 1. 変更の概要

変更対象とする施設について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容を表チー1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

### 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令



- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類
  - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
  - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 原子力災害対策特別措置法及び関連法令
- (13) 電気事業法及び関連法令

### 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表チー設－2－1～表チー設－12－1に、関係図面を図チー設－1～図チー設－8－3に示す。

ここで、表チー設－2－1～表チー設－12－1において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1]：技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（次回表）に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表（刈り取り表）を添2参考資料1に示す。

表チー 1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
<設備・機器>						
第2加工棟 第2出入管理室、第2-2燃料棒加工室	ハンドフットクロスモニタ	{7001} ハンドフットクロスモニタ —	出入管理用設備 ハンドフットクロスモニタ	1式	変更なし	
第1廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室	ハンドフットクロスモニタ	{7003} ハンドフットクロスモニタ —	出入管理用設備 ハンドフットクロスモニタ	1式	変更なし	
第2加工棟 第2粉末受入室、第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-1ペレット検査室、第2ペレット保管室、第2廃棄物処理室、第2出入管理室、第2-1燃料棒加工室、第2放射線管理室、第2分析室、第2フィルタ室、第2洗濯室、第2開発室、第2-2混合室、第2-2ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2-1作業支援室	エアスニファ	{7004} エアスニファ（管理区域内） —	放射線監視・測定用設備 エアスニファ	1式	改造	一部移設
第2加工棟 第2排風機室	エアスニファ	{7022} エアスニファ（排気口） —	放射線監視・測定用設備 エアスニファ	1式	変更なし	
第1廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室、W1 廃棄物処理室	エアスニファ	{7005} エアスニファ（管理区域内） —	放射線監視・測定用設備 エアスニファ	1式	改造	一部移設
第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	エアスニファ	{7023} エアスニファ（排気口） —	放射線監視・測定用設備 エアスニファ	1式	変更なし	
第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ	{7006} ダストモニタ（換気用モニタ） —	ダストモニタ ダストモニタ	1式	改造	サンプリング配管の耐震補強
第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ	{7024} ダストモニタ（排気用モニタ） —	ダストモニタ ダストモニタ	1式	改造	サンプリング配管の耐震補強
第2加工棟 第2放射線管理室	放射線監視盤	{7011} 放射線監視盤（ダストモニタ） —	ダストモニタ 放射線監視盤	1式	変更なし	
第1廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	ダストモニタ	{7025} ダストモニタ（排気用モニタ） —	ダストモニタ —	1式	改造	サンプリング配管の耐震補強

表チー 1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第1廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室	放射線監視盤	{7013} 放射線監視盤(ダストモニタ) —	ダストモニタ 放射線監視盤	1式	変更なし	
第2加工棟 第2粉末受入室、第2ペレット保管室、第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室、第2-2混合室、第2-2ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2分析室、第2開発室、第2燃料棒保管室、第2-1組立室、第2集合体保管室、第2-1燃料棒検査室、第2輸送容器保管室、第2梱包室	ガンマ線エリアモニタ	{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器	γ線エリアモニタ 検出器	1式	変更なし	
第2加工棟 第2 出入管理室	放射線監視盤	{7012} 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ) —	γ線エリアモニタ 放射線監視盤(γ線エリアモニタ)	1式	変更なし	
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	流し	{7014} 流し —	—	1式	変更なし	
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	{7016} 低バックグラウンドカウンタ —	低バックグラウンドカウンタ	1式	変更なし	
屋外	気象観測装置	{7033} 気象観測装置 —	—	1式	変更なし	
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	警報集中表示盤	{7037} 警報集中表示盤	非常用通報設備 警報集中表示盤	1式	変更なし	
第1加工棟 第1-1輸送物保管室、第1-1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ	{7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器 <sup>*3</sup>	γ線エリアモニタ 検出器	1式 (2台)	移設	①ガンマ線エリアモニタ検出器の一部移設
屋外	モニタリングポスト	{7026} モニタリングポスト No. 1 <sup>*4</sup> —	—	1式 (1台)	改造	伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。

表チー 1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容


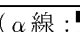
設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
屋外	モニタリングポスト	{7027} モニタリングポスト No. 2 <sup>*4</sup> —	—	1式 (1台)	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。
第2加工棟 第2出入管理室	モニタリングポスト	{7027-2} 放射線監視盤(モニタリングポスト) <sup>*4</sup> —	—	1式 (1台)	改造 伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

(2) ※の注釈は以下を示す。

※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。

表チー設一2ー1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ハンドフットクロスモニタ
設備・機器名称 機器名	{7001} ハンドフットクロスモニタ —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 出入管理室、第 2 - 2 燃料棒加工室	
員数	1 式 (4 台)	
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	概略寸法 : 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	検出下限 ( $\alpha$ 線 :  Bq/cm <sup>2</sup> 以下)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	[19.1-F1] 第 1 種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測するハンドフットクロスモニタを設置する。	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	

表チー設-2-1 ハンドフットクロスモニタ 仕様



技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリーを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリーにより 40 秒以上作動する。</p> <p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする<sup>(1)</sup>。 電源に係る結線図を図リ-他-1 1 (2)、非常用電源設備接続の系統図を図リ-他-1 1 (1)に示す。</p> <p>以上を次表に示す。 (○: 該当、-: 該当なし)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを備える</th> <th>非常用電源設備に 接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハンドフットクロスモニタ</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続	ハンドフットクロスモニタ	○	○	—	—	—
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続								
ハンドフットクロスモニタ	○	○									
—	—	—									
通信連絡設備	—										
その他許可で求める仕様	—										
添付図	図チー設-1、図リ-他-1 1										

(1)第2 出入管理室に設置する 3 台にバッテリーを備え、非常用電源設備に接続する。

表チー設-2-1 (別表1) ハンドフットクロスモニタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	管体 アンカーボルト	金属製 鋼

表チー設-3-1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ハンドフットクロスモニタ
設備・機器名称 機器名	{7003} ハンドフットクロスモニタ —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 出入管理室	
員数	1 式 (1 台)	
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	検出下限 ( $\alpha$ 線:  Bq/cm <sup>2</sup> 以下)
核燃料物質の状態	—	
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	[19.1-F1] 第 1 種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測するハンドフットクロスモニタを設置する。	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	

表チー設-3-1 ハンドフットクロスモニタ 仕様



技術基準に基づく仕様	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図チー設-1

表チー設-3-1 (別表1) ハンドフットクロスモニタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製 鋼



表チー設-4-1 エアスニファ（管理区域内） 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	エアスニファ
設備・機器名称 機器名	{7004} エアスニファ（管理区域内） —	
変更内容	改造（一部移設）	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 粉末受入室、第 2-1 混合室、第 2-1 ペレット室、第 2-1 ペレット検査室、第 2 ペレット保管室、第 2 廃棄物処理室、第 2 出入管理室、第 2-1 燃料棒加工室、第 2 放射線管理室、第 2 分析室、第 2 フィルタ室、第 2 洗濯室、第 2 開発室、第 2-2 混合室、第 2-2 ペレット室、第 2-2 燃料棒加工室、第 2-1 作業支援室	
員数	1 式（50 台）	
一般仕様	型式	固定ろ紙式
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	ポンプ（第 2 フィルタ室に設置）
	その他の性能	吸気量（1 検出端当たり）  L/分以上）
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床、壁等に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。  ○ポンプ [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	



表チー設－４－１ エアスニファ（管理区域内） 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測するため、空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ（管理区域内）を設置する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図チー設－１、図チー設－４－１、図リー他－１１	

表チー設－４－１（別表１） エアスニファ（管理区域内） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト 配管	金属製 鋼 鋼、ステンレス鋼

表チー設-4-2 エアスニファ (排気口) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) エアスニファ
設備・機器名称 機器名	{7022} エアスニファ (排気口) —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 排風機室	
員数	1 式 (8 台)	
一般仕様	型式	固定ろ紙式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	ポンプ ({7004} エアスニファ (管理区域内) のポンプと共通)、固定ろ紙自動交換式エアスニファ
	その他の性能	吸気量 (1 検出端当たり  L/分以上)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで壁等に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測するため、空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ (排気口) を設置する。
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	


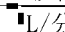
表チー設-4-2 エアスニファ (排気口) 仕様

添付図	図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-1-1、図ト-2P設-2-2-1、図ト-2P設-2-3-1、図ト-2P設-2-4-1、図チー設-1、図チー設-4-1
-----	--

表チー設-4-2 (別表1) エアスニファ (排気口) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト 配管	金属製 鋼 鋼、ステンレス鋼

表チー設-5-1 エアスニファ（管理区域内） 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） エアスニファ
設備・機器名称 機器名	{7005} エアスニファ（管理区域内） —	
変更内容	改造（一部移設）	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 出入管理室、W 1 廃棄物処理室	
員数	1 式（9 台）	
一般仕様	型式	固定ろ紙式
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	ポンプ（W 1 廃棄物処理室に設置）
	その他の性能	吸気量（1 検出端当たり  L/分以上）
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床、壁等に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。  ○ポンプ [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を測定するため、空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ（管理区域内）を設置する。	



表チー設-5-1 エアスニファ (管理区域内) 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許容で求める仕様		—
添付図		図チー設-1、図チー設-5-1、図リ-他-11

表チー設-5-1 (別表1) エアスニファ (管理区域内) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト 配管	金属製 鋼 鋼、ステンレス鋼

表チー設-5-2 エアスニファ（排気口） 仕様




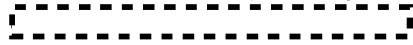
許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） エアスニファ
設備・機器名称 機器名	{7023} エアスニファ（排気口） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	
員数	1 式（4 台）	
一般仕様	型式	固定ろ紙式
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	ポンプ（{7005}エアスニファ（管理区域内）のポンプと共通）
	その他の性能	吸気量（1 検出端当たり）  L/分以上
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで壁等に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を測定するため、空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ（排気口）を設置する。
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-W1 設-1-2、図ト-W1 設-2-1、図チー設-5-1	

表チー設－5－2（別表1） エアスニファ（排気口） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト 配管	金属製 鋼 鋼、ステンレス鋼



表チー設ー6ー1 ダストモニタ（換気用モニタ） 仕様


許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） ダストモニタ	
設備・機器名称 機器名	{7006} ダストモニタ（換気用モニタ） —		
変更内容	改造（サンプリング配管の耐震補強）		
設置場所	第 2 加工棟 第 2 フィルタ室		
員数	1 式（2 台）		
一般仕様	型式	移動ろ過式、シンチレーション式	
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。	
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 	
	その他の構成機器	サンプリング配管	
	その他の性能	測定範囲（ $\beta$ 線：  cpm）、最高検出感度（ $\alpha$ 線：  Bq/cm <sup>3</sup> 以下）	
	核燃料物質の状態	—	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—	
	安全機能を有する施設の地盤	○本体、サンプリング配管 [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。	
	地震による損傷の防止	○本体 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。  ○サンプリング配管 [6.1-F1] 耐震重要度分類第 2 類における標準支持間隔以下で配管を支持する。	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能	—	
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表 1-1）及び（別表 1-2）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
	安全避難通路等	—	
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
	材料及び構造	—	
	搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—		


表チー設-6-1 ダストモニタ（換気用モニタ） 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある濃度（核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の三第1項第二号に定める放射線業務従事者に係る濃度限度）に至るまでに異常を検知し、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）により警報を発するダストモニタ（換気用モニタ）を設置する。
	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）により表示するダストモニタ（換気用モニタ）を設置する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リ一他-11(2)、非常用電源設備接続の系統図を図リ一他-11(1)に示す。  以上を次表に示す。  (○：該当、—：該当なし)
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-1-1、図ト-2P設-2-4-1、図チー設-1、図チー設-6-1、図チー設-6-2、図リ一他-11	

設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続
ダストモニタ（換気用モニタ）	—	○
—	—	—


表チー設-6-1（別表1-1） ダストモニタ（換気用モニタ） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	管体 アンカーボルト	金属製 鋼 

\* 以上の強度を有する材料





表チー設-6-1（別表1-2） ダストモニタ（換気用モニタ）

配管 材料

設備・機器名	部位名	材料
ダストモニタ（換気用モニタ）	サンプリング配管	鋼 

※ メッキ管を含める。


表チー設－6－2 ダストモニタ（排気用モニタ） 仕様


許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） ダストモニタ	
設備・機器名称 機器名	{7024} ダストモニタ（排気用モニタ） —		
変更内容	改造（サンプリング配管の耐震補強）		
設置場所	第 2 加工棟 第 2 フィルタ室		
員数	1 式（1 台）		
一般仕様	型式	固定ろ紙式、シンチレーション式	
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。	
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 	
	その他の構成機器	サンプリング配管	
	その他の性能	測定範囲（  cpm）、最高検出感度（α線：  Bq/cm³ 以下）	
	核燃料物質の状態	—	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—	
	安全機能を有する施設の地盤	○本体、サンプリング配管 [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。	
	地震による損傷の防止	○本体 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。  ○サンプリング配管 [6.1-F1] 耐震重要度分類第 2 類における標準支持間隔以下で配管を支持する。	
	津波による損傷の防止	—	
	外部からの衝撃による損傷の防止	—	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
	閉じ込めの機能	—	
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表 1－1）及び（別表 1－2）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
	安全避難通路等	—	
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
	材料及び構造	—	
搬送設備	—		
核燃料物質の貯蔵施設	—		

表チー設-6-2 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇（保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇）を検知し、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）により警報を発するダストモニタ（排気用モニタ）を設置する。									
	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）により表示するダストモニタ（排気用モニタ）を設置する。									
	廃棄施設	—									
	核燃料物質等による汚染の防止	—									
	遮蔽	—									
	換気設備	—									
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リ-他-11(2)、非常用電源設備接続の系統図を図リ-他-11(1)に示す。  以上を次表に示す。 <p style="text-align: right;">(○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを備える</th> <th>非常用電源設備に 接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダストモニタ (排気用モニタ)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続	ダストモニタ (排気用モニタ)	—	○	—	—	—
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続								
ダストモニタ (排気用モニタ)	—	○									
—	—	—									
通信連絡設備	—										
その他許可で求める仕様	—										
添付図	図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-1-1、図チ-設-1、図チ-設-6-1、図チ-設-6-3、図リ-他-11										


表チー設-6-2 (別表1-1) ダストモニタ (排気用モニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	管体 アンカーボルト	金属製 鋼 

\* 以上の強度を有する材料



表チー設-6-2 (別表1-2) ダストモニタ (排気用モニタ)

配管 材料

設備・機器名	部位名	材料
ダストモニタ (排気用モニタ)	サンプリング配管	鋼 

※ メッキ管を含める。


表チー設ー6ー3 放射線監視盤（ダストモニタ） 仕様


許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 放射線監視盤
設備・機器名称 機器名	{7011} 放射線監視盤（ダストモニタ） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 放射線管理室	
員数	1 式（1 台）	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	
	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	

表チー設－6－3 放射線監視盤（ダストモニタ） 仕様





技術基準に基づく仕様	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] {7006}ダストモニタ（換気用モニタ）により、管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある濃度（核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の三第1項第二号に定める放射線業務従事者に係る濃度限度）に至るまでに異常を検知し、また、{7024}ダストモニタ（排気用モニタ）により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し濃度の著しい上昇（保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇）を検知し、警報を発する放射線監視盤（ダストモニタ）を設置する。
	放射線管理施設	[19.1-F1] {7006}ダストモニタ（換気用モニタ）により、管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、また、{7024}ダストモニタ（排気用モニタ）により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、表示する放射線監視盤（ダストモニタ）を設置する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリーを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリーにより40秒以上作動する。  [24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他－11（2）、非常用電源設備接続の系統図を図リー他－11（1）に示す。  以上を次表に示す。  (○：該当、—：該当なし)
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図チー設－1、図チー設－6－1、図チー設－6－4、図リー他－11	

表チー設－6－3（別表1） 放射線監視盤（ダストモニタ） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製 鋼 

\*  以上の強度を有する材料


表チー設ー7ー1 ダストモニタ（排気用モニタ） 仕様


許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	ダストモニタ
設備・機器名称 機器名	{7025} ダストモニタ（排気用モニタ） —	
変更内容	改造（サンプリング配管の耐震補強）	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	
員数	1 式（1 台）	
一般仕様	型式	固定ろ紙式、シンチレーション式
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	サンプリング配管
	その他の性能	測定範囲（  cpm）、最高検出感度（ $\alpha$ 線：  Bq/cm <sup>3</sup> 以下）
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	○本体、サンプリング配管 [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	○本体 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。  ○サンプリング配管 [6.1-F1] 耐震重要度分類第 2 類における標準支持間隔以下で配管を支持する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表 1-1）及び（別表 1-2）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表チー設-7-1 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇（保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇）を検知し、{7013}放射線監視盤（ダストモニタ）により警報を発するダストモニタ（排気用モニタ）を設置する。									
	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、{7013}放射線監視盤（ダストモニタ）により表示するダストモニタ（排気用モニタ）を設置する。									
	廃棄施設	—									
	核燃料物質等による汚染の防止	—									
	遮蔽	—									
	換気設備	—									
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リ-他-11(6)、非常用電源設備接続の系統図を図リ-他-11(1)に示す。  以上を次表に示す。 <p style="text-align: right;">(○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを備える</th> <th>非常用電源設備に 接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダストモニタ (排気用モニタ)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続	ダストモニタ (排気用モニタ)	—	○	—	—	—
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続								
ダストモニタ (排気用モニタ)	—	○									
—	—	—									
通信連絡設備	—										
その他許可で求める仕様	—										
添付図	図ト-W1設-1-2、図ト-W1設-2-1、図チ-設-1、図チ-設-7-1、図チ-設-7-2、図リ-他-11										


表チー設-7-1 (別表1-1) ダストモニタ (排気用モニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	管体 アンカーボルト	金属製 鋼 

\* 以上の強度を有する材料

表チー設-7-1 (別表1-2) ダストモニタ (排気用モニタ)



配管 材料

設備・機器名	部位名	材料
ダストモニタ (排気用モニタ)	サンプリング配管	鋼 

※ メッキ管を含める。




表チー設ー7ー2 放射線監視盤（ダストモニタ） 仕様


許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	放射線監視盤
設備・機器名称 機器名	{7013} 放射線監視盤（ダストモニタ） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 出入管理室	
員数	1 式（1 台）	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	[18.1-F1] {7025}ダストモニタ（排気用モニタ）により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇（保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇）を検知し、警報を発生する放射線監視盤（ダストモニタ）を設置する。	

表チー設-7-2 放射線監視盤（ダストモニタ） 仕様



技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F1] {7025}ダストモニタ（排気用モニタ）により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、表示する放射線監視盤（ダストモニタ）を設置する。									
	廃棄施設	—									
	核燃料物質等による汚染の防止	—									
	遮蔽	—									
	換気設備	—									
	非常用電源設備	<p>[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリーを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリーにより40秒以上作動する。</p> <p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図及び非常用電源設備接続の系統図を図リ-他-11(1)に示す。</p> <p>以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを備える</th> <th>非常用電源設備に 接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視盤（ダストモニタ）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続	放射線監視盤（ダストモニタ）	○	○	—		
設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続									
放射線監視盤（ダストモニタ）	○	○									
—											
	通信連絡設備	—									
	その他許可で求める仕様	—									
	添付図	図チー設-1、図チー設-7-1、図チー設-7-3、図リ-他-11									

表チー設-7-2（別表1） 放射線監視盤（ダストモニタ） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製 鋼 

\* 以上の強度を有する材料

表チー設ー8ー1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ガンマ線エリアモニタ
設備・機器名称 機器名	{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 粉末受入室、第 2 ペレット保管室、第 2-1 混合室、第 2-1 ペレット室、第 2-1 燃料棒加工室、第 2-2 混合室、第 2-2 ペレット室、第 2-2 燃料棒加工室、第 2 分析室、第 2 開発室、第 2 燃料棒保管室、第 2-1 組立室、第 2 集合体保管室、第 2-1 燃料棒検査室、第 2 輸送容器保管室、第 2 梱包室	
員数	1 式 (17 台)	
一般仕様	型式	半導体式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	測定範囲 (  $\mu$ Sv/h)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで壁等に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表チー設－８－１ ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様



技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 $\mu$ Sv/h) に至るまでに異常を検知し、{7012}放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) により警報を発するガンマ線エリアモニタ 検出器を設置する。
	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、{7012}放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) により表示するガンマ線エリアモニタ 検出器を設置する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリーを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリーにより 40 秒以上作動する。  [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他－１１ (２)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他－１１ (１) に示す。  以上を次表に示す。  (○：該当、—：該当なし)
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図チー設－８－１、図チー設－８－２、図リー他－１１

設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続
ガンマ線エリアモニタ 検出器	○	○

表チー設－８－１ (別表 1) ガンマ線エリアモニタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	ABS 樹脂 鋼

表チー設ー8ー2 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	放射線監視盤
設備・機器名称 機器名	{7012} 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 出入管理室	
員数	1 式（1 台）	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	[18.1-F1] {7008}～{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器により管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率（500 $\mu$ Sv/h）に至るまでに異常を検知し、警報を発する放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）を設置する。	

表チー設-8-2 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F1] {7008}～{7009}ガンマ線エリアモニタ 検出器により管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し表示する放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）を設置する。								
	廃棄施設	—								
	核燃料物質等による汚染の防止	—								
	遮蔽	—								
	換気設備	—								
	非常用電源設備	<p>[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリーを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリーにより40秒以上作動する。</p> <p>[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リ-他-11(2)及び非常用電源設備接続の系統図を図リ-他-11(1)に示す。</p> <p>以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを備える</th> <th>非常用電源設備に 接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続	放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）	○	○	—	
設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続								
放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）	○	○								
—										
通信連絡設備	—									
その他許可で求める仕様	—									
添付図	図チー設-1、図チー設-8-1、図チー設-8-3、図リ-他-11									

表チー設-8-2（別表1） 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製 鋼

\* 以上の強度を有する材料

表チー設－9－1 流し 仕様


許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	流し
設備・機器名称 機器名		{7014} 流し —
変更内容		変更なし
設置場所		第 2 加工棟 第 2 出入管理室、第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室、第 1 廃棄物貯蔵棟 W1 出入管理室
員数		1 式（3 台；各設置場所に 1 台ずつ）
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	—
	その他の構成機器	シャワー（第 2 出入管理室、W1 廃棄物処理室に設置）
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	[19.1-F1] 第 1 種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図		図チー設－1

表チー設ー9ー1 (別表1) 流し 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	本体	金属製



表チー設-10-1 低バックグラウンドカウンタ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	低バックグラウンドカウンタ
設備・機器名称 機器名	{7016} 低バックグラウンドカウンタ —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟、第 2 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟	
員数	1 式 (4 台 ; 第 1 加工棟 1 台、第 2 加工棟 2 台、第 1 廃棄物貯蔵棟 1 台)	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位 : mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	検出下限 (α線 :  Bq/試料以下)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	[19.1-F1] 空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図チー設-1	

表チー設一10-1 (別表1) 低バックグラウンドカウンタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体	金属製

表チ一設一 1 1 - 1 気象観測装置 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	気象観測装置
設備・機器名称 機器名		{7033} 気象観測装置 —
変更内容		変更なし
設置場所		屋外
員数		1 式 (風向・風速計、温度計、雨量計)
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	表示盤 (事務棟に設置)
	その他の性能	測定項目 (風向・風速、大気温度、雨量)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するように設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	[19.1-F1] 気象状況を監視及び測定する気象観測装置を設置する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリーを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリーにより 40 秒以上作動する。	

表チー設ー11ー1 気象観測装置 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>[24.2-F2]</p> <p>{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 非常用電源設備接続の系統図を図リー他ー11(9)に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○:該当、ー:該当なし)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを備える</th> <th>非常用電源設備に 接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象観測装置</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続	気象観測装置	○	○
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続					
気象観測装置	○	○						
通信連絡設備	ー							
その他許可で求める仕様	ー							
添付図	図チー設ー1、図リー他ー11							

表チー設ー11ー1 (別表1) 気象観測装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	ー	ー
ウランを取り扱う部位	ー	ー
その他	本体	金属製

表チー設ー12ー1 警報集中表示盤 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	警報集中表示盤
設備・機器名称 機器名		{7037} 警報集中表示盤 —
変更内容		変更なし
設置場所		第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟
員数		1式
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、警報の移報信号、給排気設備の運転状態に係る移報信号を受け、集中表示する警報集中表示盤を設置する。
	放射線管理施設	—
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリーを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリーにより40秒以上作動する。	



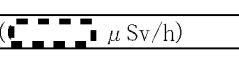
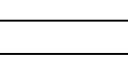
表チー設－１２－１ 警報集中表示盤 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>[24.2-F2]</p> <p>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>電源に係る結線図を図リ－他－１１（８）及び非常用電源設備接続の系統図を図リ－他－１１（１）に示す</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">（○：該当、－：該当なし）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設備・機器名称 機器名</th> <th style="text-align: center;">バッテリーを備える</th> <th style="text-align: center;">非常用電源設備に 接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警報集中表示盤</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続	警報集中表示盤	○	○
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用電源設備に 接続					
	警報集中表示盤	○	○					
	通信連絡設備	－						
その他許可で求める仕様	－							
添付図	図チー設－１、図リ－他－１１							

表チー設－１２－１（別表１） 警報集中表示盤 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	－	－
ウランを取り扱う部位	－	－
その他	筐体	金属製

追第3次 表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ガンマ線エリアモニタ
設備・機器名称 機器名	{7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器	
変更内容	移設 (第 1 加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ 検出器 2 台のうち第 1-1 輸送物保管室に設置している 1 台を、建物の耐震補強工事と干渉するため同室内で移設し、第 1 加工棟の壁への固定を行う。(第 1-1 輸送物搬出入室に設置している他の 1 台については、変更はない。)) ①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設	
設置場所	第 1 加工棟 第 1-1 輸送物保管室、第 1-1 輸送物搬出入室	
員数	2 台 (各設置場所に 1 台ずつ)	
一般仕様	型式	半導体式
	主要な構造材	検出器本体：  アンカーボルト： 
	寸法 (単位：mm)	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	測定範囲 (  μ Sv/h)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟の壁に固定する設計。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とし、第 1 加工棟の壁に固定する設計。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] アンカーボルトを不燃性材料である鋼製とする設計。 アンカーボルトの材料を別表チ-2-1-1 に示す。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図リ-4-1-6 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	

追第3次 表チ-2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18. 1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 μSv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) <sup>(1)</sup> により警報を発する設計。 <u>{7012}放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) の仕様を「チ. 放射線管理施設」に示す。</u>
	放射線管理施設	[19. 1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 μSv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) <sup>(1)</sup> により警報を発する設計。 <u>{7012}放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) の仕様を「チ. 放射線管理施設」に示す。</u>
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24. 2-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、バッテリーを内蔵する設計。  [24. 2-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、非常用電源設備 No.1 非常用発電機 <sup>(2)</sup> 、非常用電源設備 No.2 非常用発電機 <sup>(2)</sup> に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図チ-2-1-1、図チ-2-1-2、図リ-4-1-6	



- (1) 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) は、第5次申請で適合性を確認するが、ガンマ線エリアモニタ 検出器の安全機能の確認は、既存の放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) で行う。また、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) の適合性確認までの間は、既存の放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) に接続し、安全機能を維持する。
- (2) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、第5次申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続して行う。非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

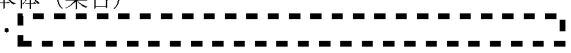
先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。



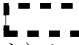
追第4次 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7026} モニタリングポストNo.1 —	
変更内容	改造(伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)	
設置場所	屋外	
員数	1台	
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:(本体) (基礎)
	その他の構成機器	無線アンテナ
	その他の性能	測定範囲(  μSv/h)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎(べた基礎)とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤(人工盛土)に直接基礎(べた基礎)で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎(別表2)
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第2類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表(別表1)に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第2類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表(別表1)及び(別表3)に示す。 ○本体(架台)  ○無線アンテナ
津波による損傷の防止	—	

追第4次 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) [8.1-F3] F1 竜巻に対して本体（架台）が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。 ○本体（架台） </p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温（凍結）) —</p> <p>(火山活動（降下火砕物）) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) —</p> <p>(電磁的障害) —</p> <p>(交通事故（自動車）) —</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>—</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。</p> <p>[11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>


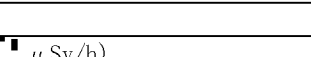

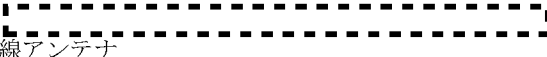

追第4次 表チ-2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 μSv/h) を検知し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) において警報を発する。									
	放射線管理施設	[19.1-F1] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 (  μSv/h) を計測し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) に表示する。									
	廃棄施設	—									
	核燃料物質等による汚染の防止	—									
	遮蔽	—									
	換気設備	—									
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</u> <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ、その他の加工施設」に示す。</u>  以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし) <table border="1" data-bbox="619 1003 1401 1120"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを内蔵</th> <th>非常用発電機に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポストNo.1</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続	モニタリングポストNo.1	○	○	—	○	○
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続								
	モニタリングポストNo.1	○	○								
	—	○	○								
通信連絡設備	—										
その他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。										
添付図	図チ-1、図チ-2-1、図リ-2-1-7、図リ-2-1-14										

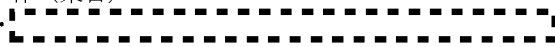
(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

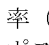
追第4次 表チ-3-1 モニタリングポスト No.2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名		{7027} モニタリングポスト No.2 —
変更内容		改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)
設置場所		屋外
員数		1 台
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (基礎) 
	その他の構成機器	無線アンテナ
	その他の性能	測定範囲 (  μ Sv/h)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎 (別表 2)
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第 2 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表 (別表 1) に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第 2 類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表 (別表 1) 及び (別表 3) に示す。 ○本体 (架台)  ○無線アンテナ 
津波による損傷の防止		—

追第4次 表チー3-1 モニタリングポストNo.2 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[8.1-F3]                  (竜巻)                  F1 竜巻に対して本体(架台)が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。                  ○本体(架台)</p>  <p>(落雷)                  —</p> <p>(極低温(凍結))                  —</p> <p>(火山活動(降下火砕物))                  —</p> <p>(積雪)                  —</p> <p>(生物学的事象)                  —</p> <p>(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災))                  —</p> <p>(電磁的障害)                  —</p> <p>(交通事故(自動車))                  —</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1]                  設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。</p> <p>[11.3-F2]                  分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]                  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]                  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—



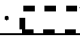
追第4次 表チ-3-1 モニタリングポストNo.2 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 μSv/h) を検知し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) において警報を発する。									
	放射線管理施設	[19.1-F1] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 (  μSv/h) を計測し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) に表示する。									
	廃棄施設	—									
	核燃料物質等による汚染の防止	—									
	遮蔽	—									
	換気設備	—									
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</u> <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ、その他の加工施設」に示す。</u>  以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし) <table border="1" data-bbox="614 974 1396 1086"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを内蔵</th> <th>非常用発電機に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポストNo.2</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続	モニタリングポストNo.2	○	○	—	○	○
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続								
	モニタリングポストNo.2	○	○								
	—	○	○								
通信連絡設備	—										
その他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。										
添付図	図チ-1、図チ-2-1、図リ-2-1-7、図リ-2-1-14										

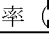
(1) (欠番)

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

追第4次 表チー4-1 放射線監視盤 (モニタリングポスト) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	
変更内容	改造 (伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 出入管理室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	受信器 (第 2 加工棟の外壁に設置)
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床又は壁に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とし、第 2 加工棟の床又は壁に固定する。 強度部材を本表 (別表 1) 及び (別表 2) に示す。 ○本体 (架台)  ○受信器 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) — (落雷) — (極低温 (凍結)) — (火山活動 (降下火砕物)) — (積雪) — (生物学的事象) — (外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) — (電磁的障害) — (交通事故 (自動車)) —
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	—	

追第4次 表チー4-1 放射線監視盤（モニタリングポスト） 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。								
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—								
	安全避難通路等	—								
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。								
	材料及び構造	—								
	搬送設備	—								
	核燃料物質の貯蔵施設	—								
	警報設備等	[18.1-F1] {7026}モニタリングポスト No.1、{7027}モニタリングポスト No.2により周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量（5 μSv/h）を検知し、警報を発する。								
	放射線管理施設	[19.1-F3] {7026}モニタリングポスト No.1、{7027}モニタリングポスト No.2により通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率（  μSv/h）を計測し、表示する。								
	廃棄施設	—								
	核燃料物質等による汚染の防止	—								
	遮蔽	—								
	換気設備	—								
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリーを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</u> <u>{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ. その他の加工施設」に示す。</u>  以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし) <table border="1" data-bbox="619 1684 1404 1803"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを内蔵</th> <th>非常用発電機に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視盤（モニタリングポスト）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続	放射線監視盤（モニタリングポスト）	○	○	—	○
設備・機器名称 機器名	バッテリーを内蔵	非常用発電機に接続								
放射線監視盤（モニタリングポスト）	○	○								
—	○	○								
通信連絡設備	—									
その他許可で求める仕様	[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。									
添付図	図チー1、図チー3-1、図リ-2-1-7、図リ-2-1-14									

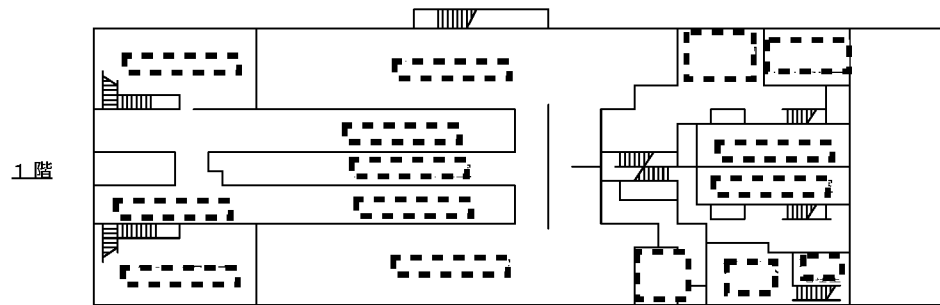
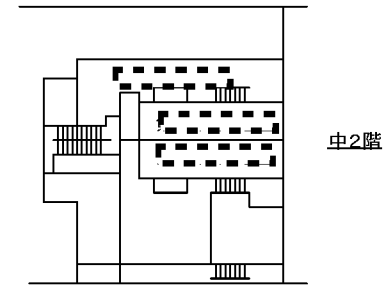
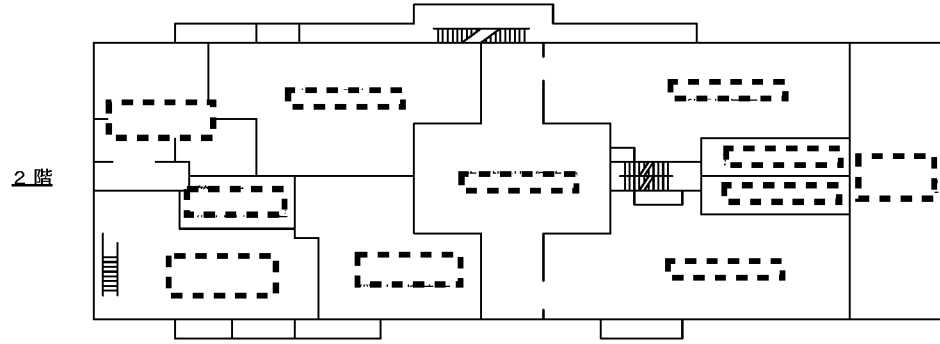
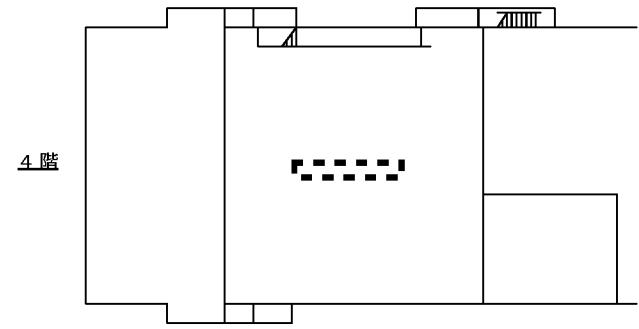
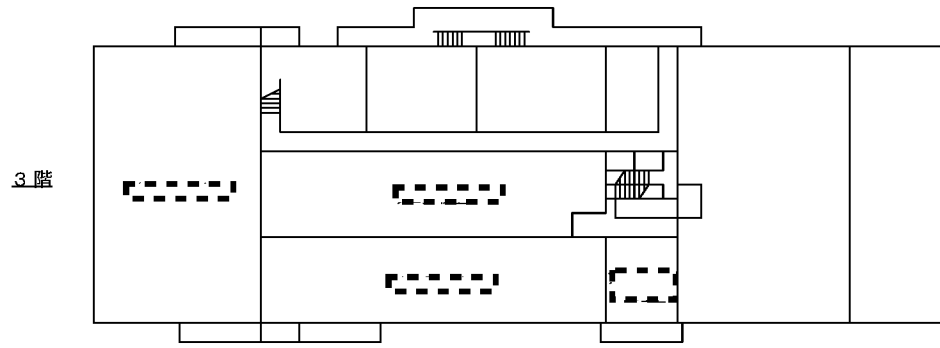
(1) (欠番)



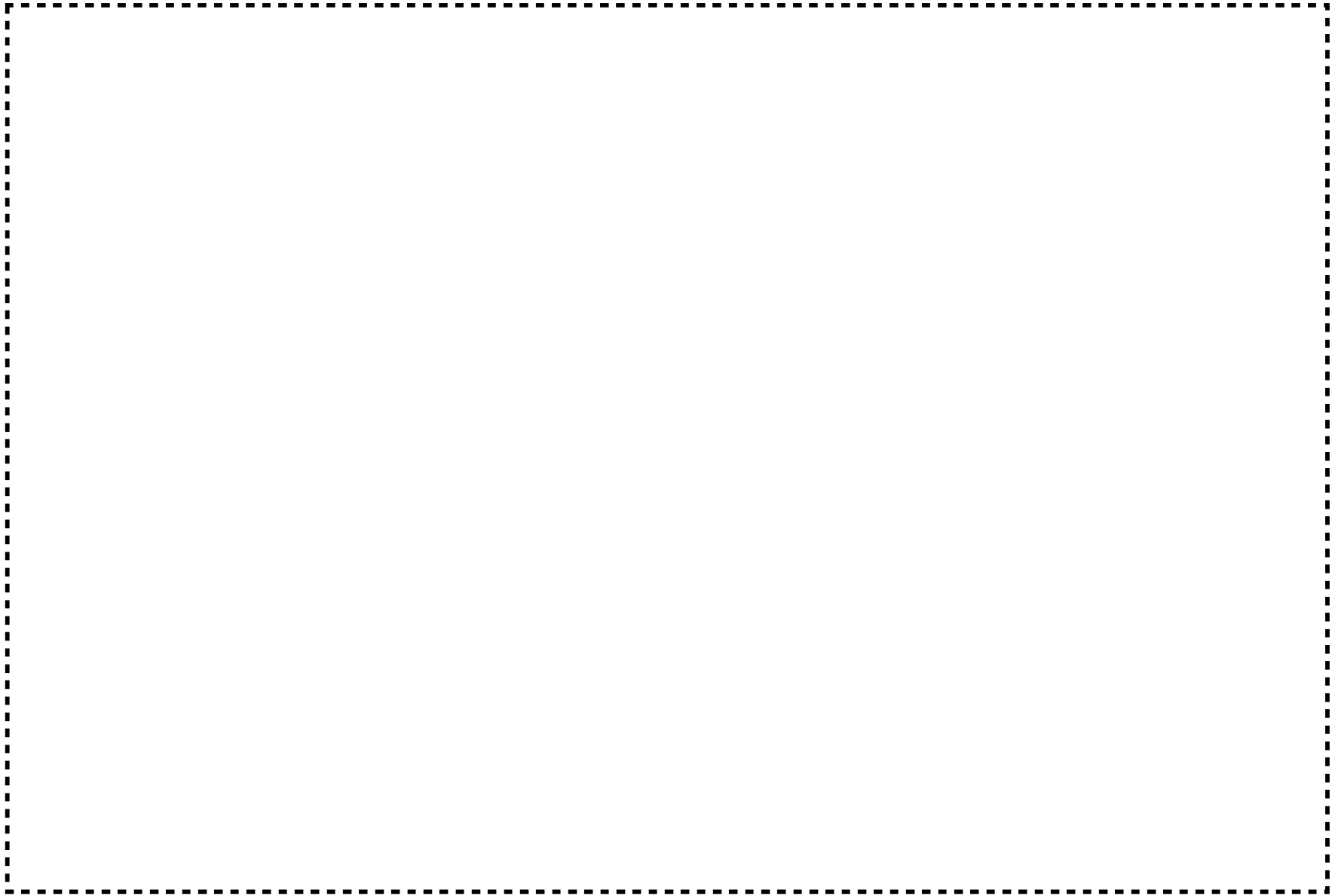
先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

#### 4. 添付図一覧表

番号	名称
図チー設ー1 (1)	第2加工棟の主要な部屋配置
図チー設ー1 (2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階)
図チー設ー1 (3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (2階)
図チー設ー1 (4)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (3階)
図チー設ー1 (5)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (4階)
図チー設ー1 (6)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階)
図チー設ー1 (7)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (中2階)
図チー設ー1 (8)	本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図
図チー設ー4ー1 (1)	第2加工棟 エアスニファ 配置図 1階、中2階
図チー設ー4ー1 (2)	第2加工棟 エアスニファ 配置図 2階、3階、4階
図チー設ー5ー1	第1廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 配置図
図チー設ー6ー1	第2加工棟 ダストモニタ 系統図
図チー設ー6ー2	第2加工棟 ダストモニタ (換気用モニタ)
図チー設ー6ー3	第2加工棟 ダストモニタ (排気用モニタ)
図チー設ー6ー4	第2加工棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)
図チー設ー7ー1	第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ 系統図
図チー設ー7ー2	第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ (排気用モニタ)
図チー設ー7ー3	第1廃棄物貯蔵棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)
図チー設ー8ー1	ガンマ線エリアモニタ 系統図
図チー設ー8ー2 (1)	第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 配置図
図チー設ー8ー2 (2)	第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 一覧
図チー設ー8ー3	放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ)



図チー設ー1 (1) 第2加工棟の主要な部屋配置



図チー設一（2） 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図（1階）

1790



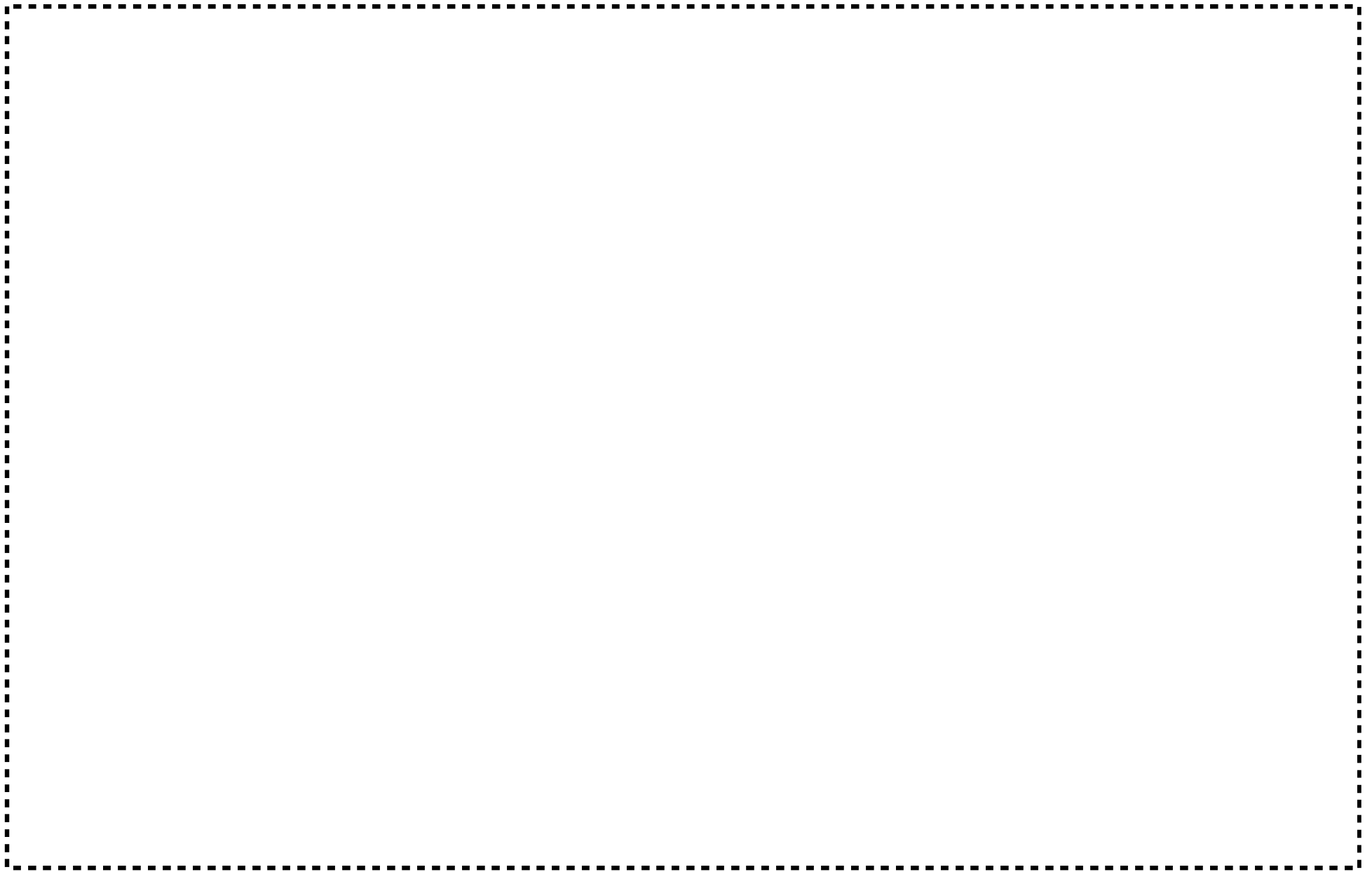
図チー設一 1 (3) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (2階)

1791



図チー設一（４） 本申請で適合性を確認する第２加工棟の設備及び機器の配置詳細図（３階）

1792

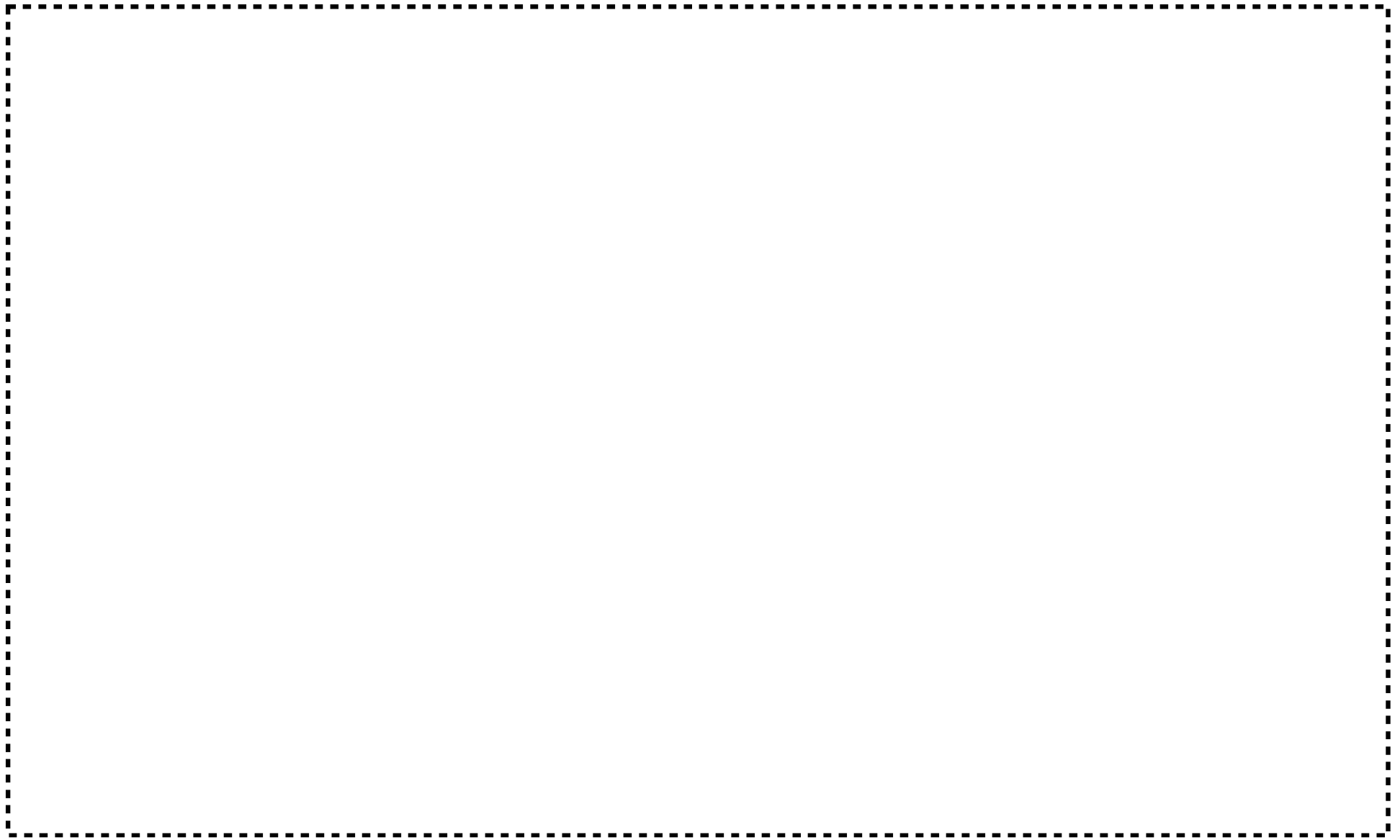


図チー設一 1 (5) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (4階)



図チー設一 1 (6) 本申請で適合性を確認する第1 廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1 階)





図チー設一 1 (7) 本申請で適合性を確認する第 1 廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (中 2 階)

1795



図チー設一 1 (8) 本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図

1796



図チー設ー4ー1 (1) 第2加工棟 エアスニファ 配置図 1階、中2階

1797

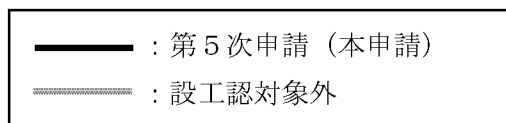
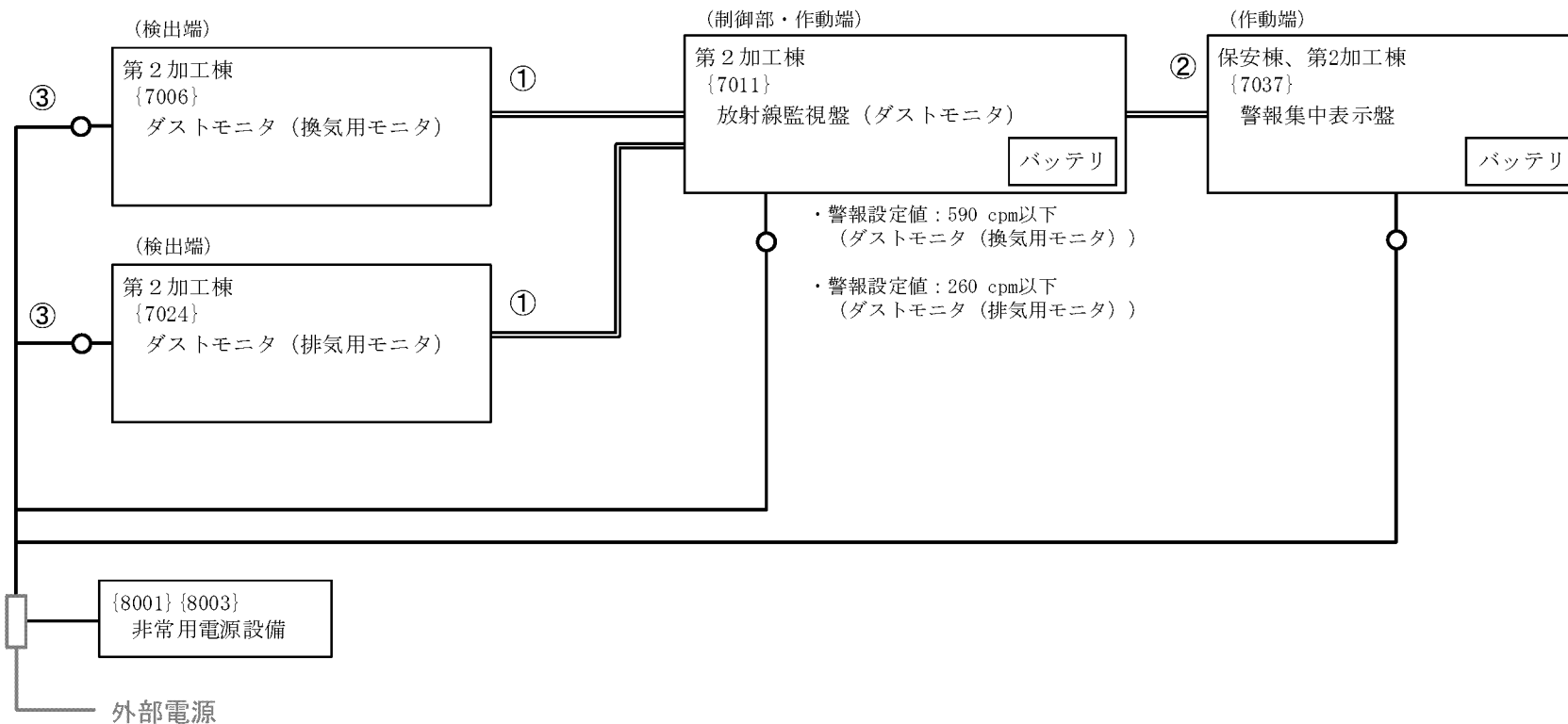


図チー設ー4ー1 (2) 第2加工棟 エアスニファ 配置図 2階、3階、4階

1798



図チー設－5－1 第1 廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 配置図



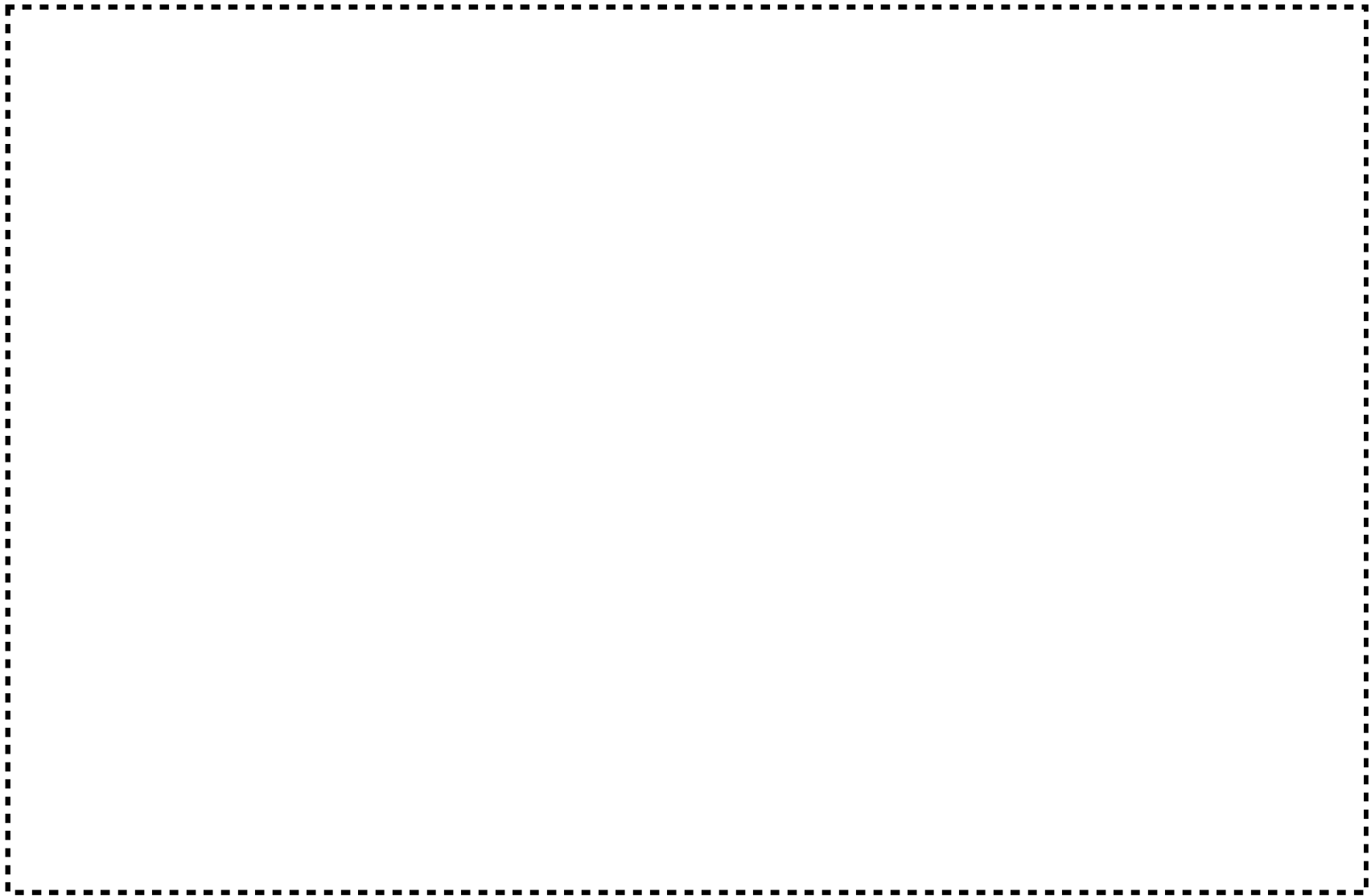
- ①各ダストモニター放射線監視盤 (ダストモニタ) 間の信号通信ケーブルは各ダストモニタを含む。
- ②放射線監視盤 (ダストモニタ) - 警報集中表示盤間の信号通信ケーブルは警報集中表示盤を含む。
- ③電源ラインケーブルは、各機器の直近の配線用遮断器以降を各機器の範囲に含む。

凡例

- : 信号通信ライン
- : 電源ライン
- : 配線用遮断器
- : 切替機
- { } 付番号は管理番号

図チー設-6-1 第2加工棟 dust monitor 系統図

1800



図チー設一6ー2 第2加工棟 ダストモニタ (換気用モニタ)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図チ一設一6一3 第2加工棟 ダストモニタ (排気用モニタ)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



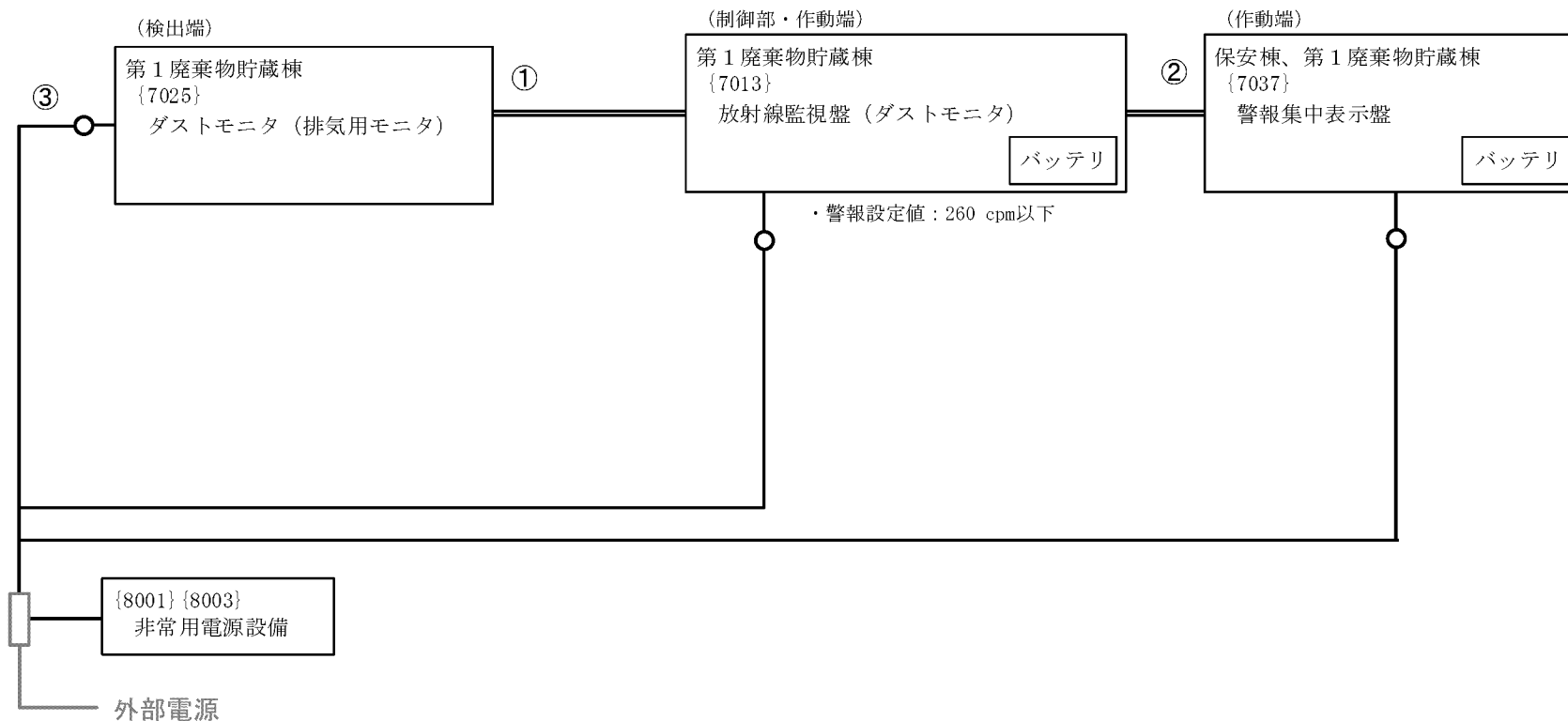
1802



図チ一設一6一4 第2加工棟 放射線監視盤（ダストモニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

（単位 mm）



: 第5次申請 (本申請)  
 : 設工認対象外

- ①ダストモニタ (排気用モニタ) -放射線監視盤 (ダストモニタ) 間の信号通信ケーブルはダストモニタ (排気用モニタ) に含む。
- ②放射線監視盤 (ダストモニタ) -警報集中表示盤間の信号通信ケーブルは警報集中表示盤に含む。
- ③電源ラインケーブルは、各機器の直近の配線用遮断器以降を各機器の範囲に含む。

- 凡例
- : 信号通信ライン
  - : 電源ライン
  - : 配線用遮断器
  - : 切替機
  - { } 付番号は管理番号

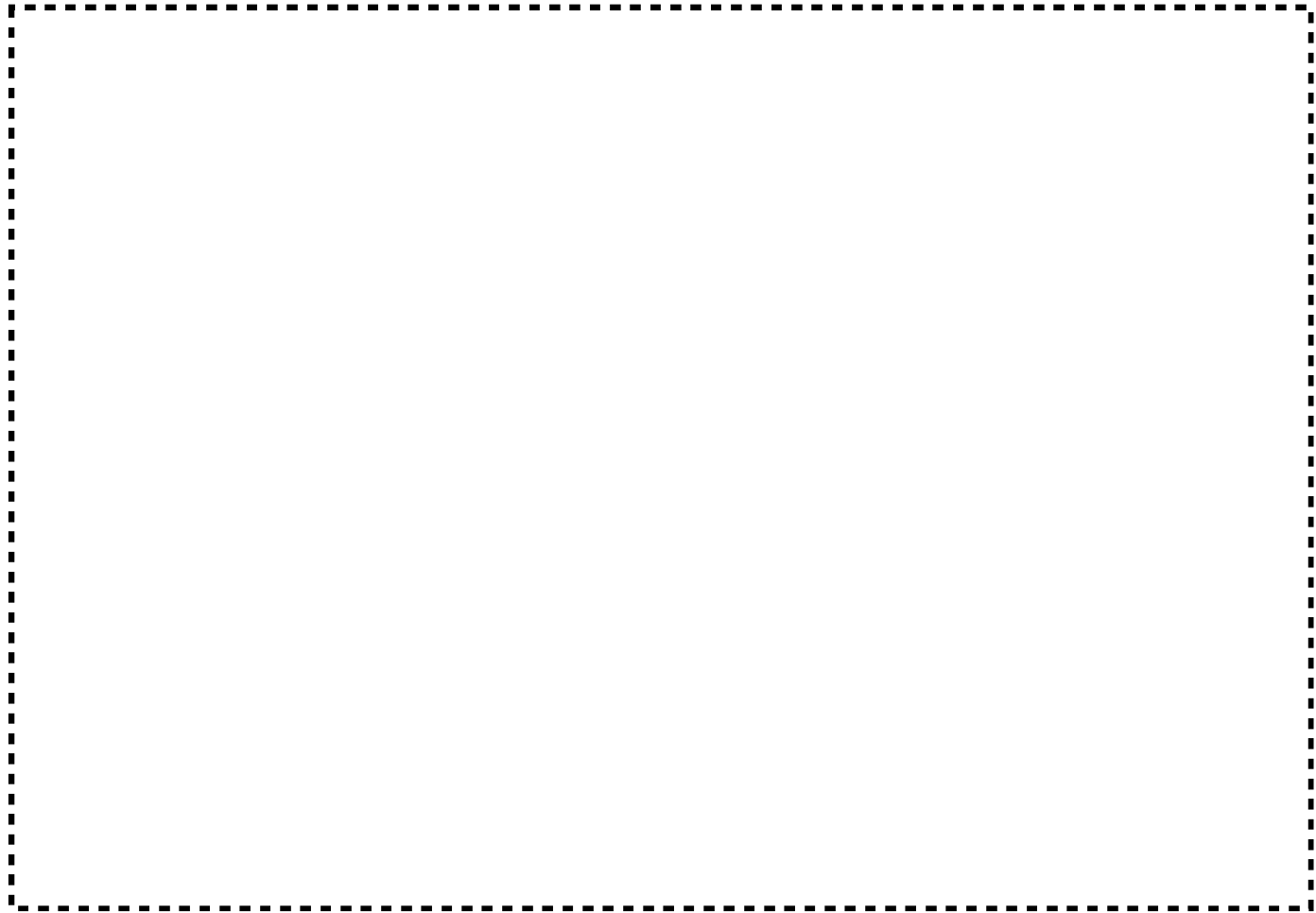
図チー設-7-1 第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ 系統図



図チー設ー7ー2 第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ（排気用モニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

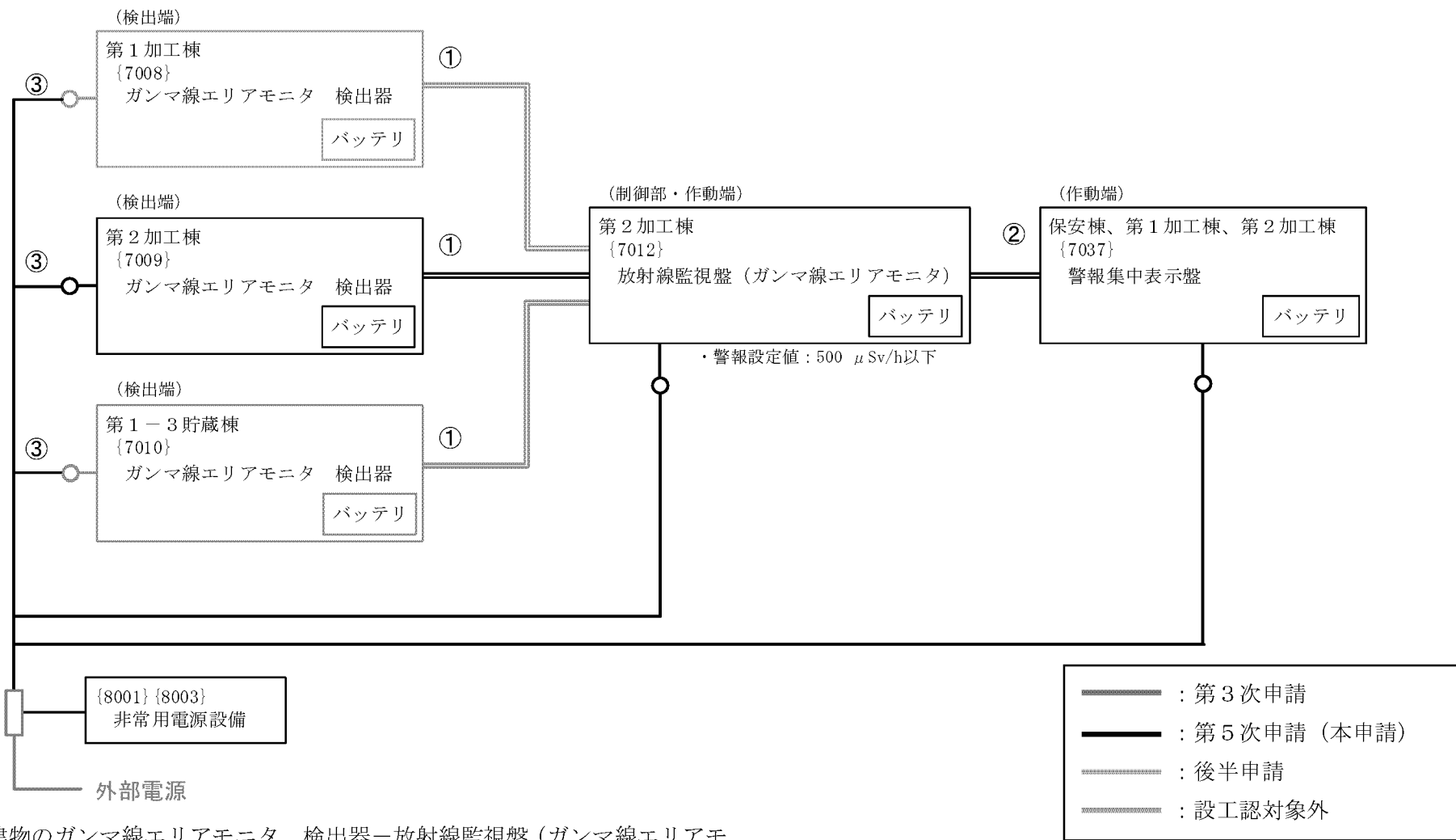
（単位 mm）



図チ一設一 7 - 3 第 1 廃棄物貯蔵棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)

赤色線 : 追加・変更部、 青色線 : 追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



- ①各建物のガンマ線エリアモニタ 検出器—放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) 間の信号通信ケーブルは各ガンマ線エリアモニタ検出器に含む。
- ②放射線監視盤 (ダストモニタ) —警報集中表示盤間の信号通信ケーブルは警報集中表示盤に含む。
- ③電源ラインケーブルは、各機器の直近の配線用遮断器以降を各機器の範囲に含む。

- 凡例
- : 信号通信ライン
  - : 電源ライン
  - : 配線用遮断器
  - : 切替機
  - { } 付番号は管理番号

図チー設ー8ー1 ガンマ線エリアモニタ 系統図



図チー設-8-2(1) 第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 配置図

検出器番号	監視対象
1	第2-1貯蔵室（第2粉末受入室に設置）
2	第2ペレット保管室
3	第2-1混合室
4	第2-1ペレット室
5	第2-1燃料棒加工室
6	（欠番）
7	第2-2混合室
8	第2-2ペレット室
9	第2-2燃料棒加工室
10	第2分析室
11	第2開発室
12	第2-2貯蔵室（第2粉末受入室に設置）
13	第2燃料棒保管室
14	第2-1組立室
15	第2集合体保管室
16	第2-1燃料棒検査室
17	第2輸送容器保管室
18	第2梱包室

図チー設-8-2（2） 第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 一覧



図チー設－8－3 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

（単位 mm）



## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

### a. 改造等を実施する設備・機器

表チー1の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

### b. 変更しない設備・機器

表チー1の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

## (1) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。

- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

#### c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

#### d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

### (2) 工事手順

改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

#### a. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図チー a - 1 に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

#### b. 変更しない設備・機器の工事手順

図チー b - 1 に示す手順で検査を行う。

- 1) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能

能検査を実施する。

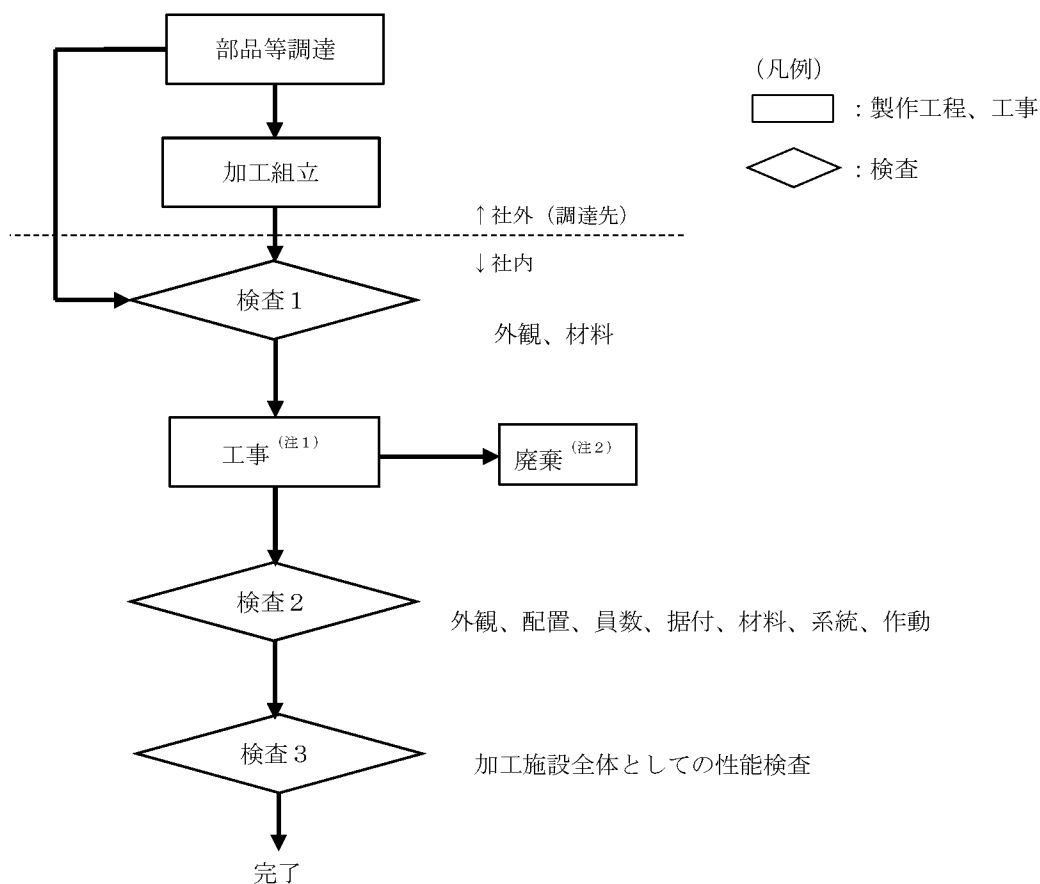
上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・ 工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・ 本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入ために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。
- ・ 加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・ 第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・ 工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。
- ・ 工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・ 工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。
- ・ 第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200ℓドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加

工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本（200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値）は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。

- ・第 2 種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- ・第 1 種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。

a. 改造等を実施する設備・機器

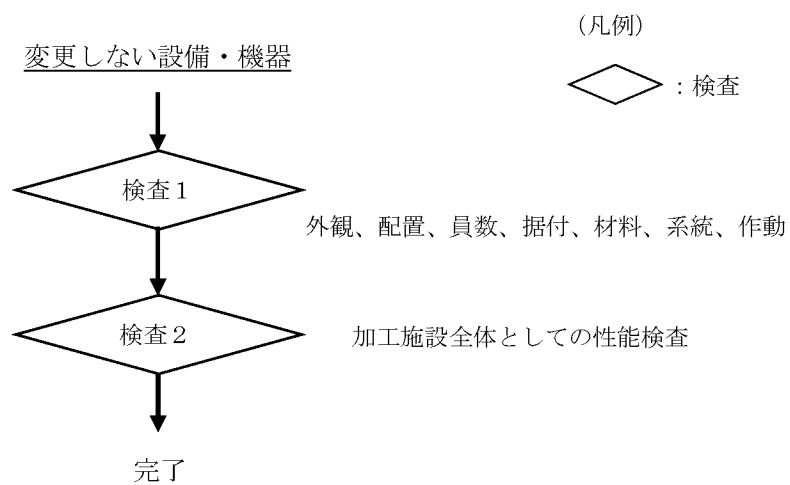


(注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する。

図チー a - 1 工事フロー

b. 変更しない設備・機器



図チー b - 1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

放射線管理施設は、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射性廃棄物の排気中の放射性物質の濃度、排水中の放射性物質の濃度、管理区域における外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を計測する機能、放射性業務従事者等の出入管理、汚染管理並びに除染等を行う機能を有する。

これらの安全機能を維持するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

## 6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第チー1表に、検査の方法を第チー2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハー3表に示す。



第チー 1 表 設備・機器に係る検査の項目

施設区分	配置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第 1 号検査						第 2 号検査
					設備配置検査				材料検査	系統検査	作動検査
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	
放射線管理施設	第 2 加工棟	ハンドフットクロスモニター	—	変更なし	①-2 ②	①	①	②	①	①	⑤
	第 1 廃棄物貯蔵棟	ハンドフットクロスモニター	—	変更なし	①-2	①	①	②	①	—	—
	第 2 加工棟	エアスニファ (管理区域内)	—	改造	①-2 ②	①	①	②	①	—	—
	第 2 加工棟	エアスニファ (排気口)	—	変更なし	①-2	①	①	②	①	—	—
	第 1 廃棄物貯蔵棟	エアスニファ (管理区域内)	—	改造	①-2 ②	①	①	②	①	—	—
	第 1 廃棄物貯蔵棟	エアスニファ (排気口)	—	変更なし	①-2	①	①	②	①	—	—
	第 2 加工棟	ダストモニター (換気用モニター)	—	改造	①-1 ①-2 ②	①	①	① ③	①	①	①-1 ①-2
	第 2 加工棟	ダストモニター (排気用モニター)	—	改造	①-1 ①-2 ②	①	①	① ③	①	①	②-1 ②-2
	第 2 加工棟	放射線監視盤 (ダストモニター)	—	変更なし	①-1 ①-2 ②	①	①	①	①	①	①-3 ②-3 ⑤
	第 1 廃棄物貯蔵棟	ダストモニター (排気用モニター)	—	改造	①-1 ①-2 ②	①	①	① ③	①	①	②-1 ②-2
	第 1 廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤 (ダストモニター)	—	変更なし	①-1 ①-2 ②	①	①	①	①	①	②-3 ⑤
	第 2 加工棟	ガンマ線エリアモニター	検出器	変更なし	①-2 ②	①	①	②	①	①	③-1 ③-2 ⑤
	第 2 加工棟	放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニター)	—	変更なし	①-1 ①-2 ②	①	①	①	①	①	③-3 ⑤
	第 2 加工棟 第 1 廃棄物貯蔵棟	流し	—	変更なし	①-2	①	①	—	①	—	—
	第 1 加工棟 第 2 加工棟 第 1 廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ	—	変更なし	①-2	①	①	—	①	—	—
	屋外	気象観測装置	—	変更なし	①-2	①	①	—	①	①	⑤
第 1 加工棟 第 2 加工棟 第 1 廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	警報集中表示盤	—	変更なし	①-2	①	①	—	①	①	④ ⑤	

丸数字は、第チー 2 表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。

第チー 2 表 設備・機器に係る検査の方法 (1 / 2)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(3)</sup>	判定基準
設備配置検査	外観	①-1、①-2 外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	②配線用遮断器を設けていること。
	配置	①配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①配置が各設備の配置図のとおりであること。
	員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。
	据付	①アンカーボルトの径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①アンカーボルトの径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
②据付状況を目視又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)		②建物の壁、柱、はり、屋根、床等にボルト等で固定していること。	
③配管の支持間隔を測定又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)		③配管の支持間隔が標準支持間隔以下であること。	
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表のとおりであること。
系統検査	系統	①非常用電源系統に接続されていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①非常用電源系統に接続していること。

第チー 2 表 設備・機器に係る検査の方法 (2 / 2)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(3)</sup>	判定基準
作動検査	作動	①-1 線源を接近させ若しくは模擬信号を入力し、又は関係書類等により、ダストモニタ (換気用モニタ) の指示誤差を確認する。(既設) (改造)	①-1 指示誤差が JIS Z 4316 に定める許容範囲内であること。
		①-2 ダストモニタ (換気用モニタ) の検出部に線源を接近させ、作動状況を確認する。(既設) (改造)	①-2 警報設定値 <sup>(4)</sup> 以上の計数率を検出したとき、放射線監視盤 (ダストモニタ) の警報装置が作動すること。
		①-3 放射線監視盤 (ダストモニタ) に模擬信号を入力し、作動状況を確認する。(既設) (改造)	①-3 模擬信号により警報設定値 <sup>(4)</sup> 以上の測定値を与えたとき、放射線監視盤 (ダストモニタ) の警報装置が作動すること。
		②-1 線源を接近させ若しくは模擬信号を入力し、又は関係書類等により、ダストモニタ (排気用モニタ) の指示誤差を確認する。(既設) (改造)	②-1 指示誤差が JIS Z 4316 に定める許容範囲内であること。
		②-2 ダストモニタ (排気用モニタ) の検出部に線源を接近させ、作動状況を確認する。(既設) (改造)	②-2 警報設定値 <sup>(5)</sup> 以上の計数率を検出したとき、放射線監視盤 (ダストモニタ) の警報装置が作動すること。
		②-3 放射線監視盤 (ダストモニタ) に模擬信号を入力し、作動状況を確認する。(既設) (改造)	②-3 模擬信号により警報設定値 <sup>(5)</sup> 以上の測定値を与えたとき、放射線監視盤 (ダストモニタ) の警報装置が作動すること。
		③-1 線源を接近させ若しくは模擬信号を入力し、又は関係書類等により、ガンマ線エリアモニタ 検出器の指示誤差を確認する。(既設) (改造)	③-1 指示誤差が JIS Z 4324 に定める許容範囲内であること。
		③-2 ガンマ線エリアモニタ 検出器に線源を接近させ、作動状況を確認する。(既設) (改造)	③-2 警報設定値 <sup>(6)</sup> 以上の線量を検出したとき、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) の警報装置が作動すること。
		③-3 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) に模擬信号を入力し、作動状況を確認する。(既設) (改造)	③-3 模擬信号により警報設定値 <sup>(6)</sup> 以上の測定値を与えたとき、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) の警報装置が作動すること。
		④ 作動試験を行い、正常に作動することを確認する。(既設) (改造)	④ 正常に作動すること。
⑤ 電源を遮断し、作動状況を確認する。(既設) (改造)	⑤ 電源遮断後、40 秒以上バッテリーにより作動していること。		

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 警報設定値は 590 cpm 以下の範囲で設定する。
- (5) 警報設定値は 260 cpm 以下の範囲で設定する。
- (6) 警報設定値は 500  $\mu$ Sv/h 以下の範囲で設定する。

#### 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ. 成型施設 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

リ．その他の加工施設

## 目 次

- リ．その他の加工施設
  - 1．変更の概要
  - 2．準拠する主な法令、規格及び基準
  - 3．設計条件及び仕様
  - 4．添付図一覧表
  - 5．工事の方法
  - 6．試験及び検査の方法
  - 7．一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

## リ. その他の加工施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

### 1. 変更の概要

変更対象とする施設について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容を表リー-1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

### 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令

- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類
  - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
  - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

### 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表リー建－1～表リー建－3、表リー設－2－1～表リー設－5－3、表リー他－1～表リー他－16に、関係図面を図リー1－1－1、図リー建－1－1～図リー建－2－3、図リー2、図リー設－1～図リー設－4－9、図リー他－1～図リー他－18に示す。

ここで、表リー建－1～表リー建－3、表リー設－2－1～表リー設－5－3、表リー他－1～表リー他－16において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1]：技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1]：技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1]：その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（次回表）に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表（刈り取り表）を添2参考資料1に示す。



表リー 1 (1) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物・構築物)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 建物・構築物名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 建物・構築物名称 機器名	員数	変更内容
<建物・構築物>					
発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟	{1007} 発電機・ポンプ棟 —	発電機・ポンプ棟 —	1	改造 ①エキスパンションジョ イントの設置 ②外部扉の改造
第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 No. 2	{1009} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	遮蔽壁 No. 2 —	1基	変更なし
第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 No. 3	{1010} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3	遮蔽壁 No. 3 —	1基	変更なし
第1加工棟 第1-1輸送 物保管室	遮蔽壁 No. 1	{1008} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 <sup>※3</sup>	遮蔽壁 No. 1 —	1基	変更なし
第1加工棟 第4-1廃棄 物貯蔵室、第4 -8廃棄物貯 蔵室、第4-9 廃棄物貯蔵室	遮蔽壁 No. 4	{1011} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 <sup>※3</sup>	遮蔽壁 No. 4 —	1基	変更なし
第1加工棟 北 側屋外	防護壁 No. 1	{1012} 防護壁	—	1基	新設
第1加工棟 北 側屋外	防護壁 No. 2	防護壁 No. 1 <sup>※3</sup>			

(1) 添付書類 1 に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

(2) ※の注釈は以下を示す。

※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。

表リー 1 (2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (設備・機器)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
<設備・機器>						
発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備	{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	非常用電源設備 非常用発電機	1 台	改造	耐震補強を行う。
屋外	非常用電源設備	{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 No. 2	1 台	変更なし	
屋外	非常用電源設備	{8005} 非常用電源設備 A 非常用発電機	—	1 台	変更なし	
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 粉末取 扱フード設備	{8013} 分析設備 粉末取扱フード No. 1	分析設備 試料取扱ボックス	1 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 粉末取 扱フード設備	{8014} 分析設備 粉末取扱フード No. 2	分析設備 グローブボックス No. 2	1 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 粉末取 扱フード設備	{8015} 分析設備 粉末取扱フード No. 3	分析設備 小型天秤用フード	1 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 ドラフ トチャンバ	{8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	分析設備 実験用ドラフト	1 台	改造	老朽化対策のため、 設備を更新する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 ドラフ トチャンバ	{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	分析設備 実験用ドラフト	1 台	改造	老朽化対策のため、 設備を更新する。
第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 ドラフ トチャンバ	{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	分析設備 実験用ドラフト	1 台	改造	老朽化対策のため、 設備を更新する。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 粉 末取扱フード設備	{8019} 燃料開発設備 スクラップ処理装置	燃料開発設備 スクラップ処理装置	1 台	改造	耐震補強を行う。 火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 粉 末取扱フード設備	{8020} 燃料開発設備 試料調整用フード	粉末調整用フード —	1 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。 使用予定のない設備 の一部を撤去し、移 設する。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 粉 末取扱フード設備	{8021} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	試験検査設備 試料調整用フード	1 台	改造	耐震補強を行う。 火災対策のため、囲 い式フード及び設備 カバーを不燃性又は 難燃性材料に変更す る。
第 2 加工棟 第 2 開発室	燃料開発設備 粉 末取扱フード設備	{8022} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	試料調整用フード No. 2 —	1 台	改造	火災対策のため、囲 い式フードを不燃性 又は難燃性材料に変 更する。

表リ-1 (2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (設備・機器)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8023} 燃料開発設備 粉末取扱フード	粉末取扱フード 実験設備	1台	改造	火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。 使用予定のない設備の一部を撤去し、部材を追加する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 プレス	{8024} 燃料開発設備 プレス	プレス 実験設備	1台	改造	火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。 火災対策のため、油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設け、作動油タンク周辺に防護板を設置する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 加熱炉	{8025} 燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 加熱炉	1台	改造	耐震補強を行う。 火災爆発対策として、可燃ガス漏えい検知器及び感震計と連動した屋外緊急遮断弁を設置する。
第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構 (窒素配管含む)	{8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) —	—	1式	改造	火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。
第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	{8025-3} 空気混入防止機構 —	—	1式	改造	プロパンガスによるパイロットバーナを電気式のイグナイターへ変更する。そのため、失火検知機構を撤去する。
第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	{8025-5} 過加熱防止機構 —	—	1式	変更なし	
第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	{8025-6} 圧力逃がし機構 —	—	1式	変更なし	
第2加工棟 第2開発室、屋外	可燃性ガス配管	{8025-7} 可燃性ガス配管 —	—	1式	改造	火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	小型雰囲気可変炉 —	1台	改造	可燃性ガス配管の配置見直しに伴い移設する。
第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	{8026-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) —	—	1式	改造	火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。
第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	{8026-3} 空気混入防止機構 —	—	1式	変更なし	

表リ-1 (2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (設備・機器)

設置場所	加工事業変更許可 における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	{8026-4} 過加熱防止機構 —	—	1式	変更なし	
第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	{8026-5} 圧力逃がし機構 —	—	1式	変更なし	
第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	{8026-6} 可燃性ガス配管 —	—	1式	改造	火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備	{8066-4} 分析設備 計量設備架台 No. 12	分析設備 計量設備架台 No. 12	1台	撤去	
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	{8070-3} 試験検査設備 計量設備架台 No. 13	試験検査設備 計量設備架台 No. 13	1台	撤去	
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	{8070-4} 試験検査設備 計量設備架台 No. 14	試験検査設備 計量設備架台 No. 14	1台	撤去	

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表リ-1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数		変更内容
<設備・機器>						
第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	1式	改造	全数取替え
第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	1式	改造	一部移設、残り再据付け
第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	自動火災報知設備 検出器	1式	改造	再据付け
第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	自動火災報知設備 火災受信器盤	1式	改造	再据付け
第1廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-2} 消火設備 消火器	—	1式	改造	一部移設
第1廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8031} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	
第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造	全数取替え
第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8032-2} 緊急設備 誘導灯	—	1式	改造	一部移設、残り再据付け
第3廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	非常通報設備 放送用スピーカ	1式	改造	全数取替え
第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	自動火災警報設備 感知器	1式	改造	再据付け
第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	自動火災警報設備 火災受信器盤	1式	改造	再据付け
第3廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-3} 消火設備 消火器	—	1式	変更なし	
第3廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8033} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	
第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造	全数取替え
第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導灯	{8036-2} 緊急設備 誘導灯	—	1式	改造	再据付け

表リ-1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
発電機・ポンプ棟	所内通信連絡設備	{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	1式	改造	取替え
発電機・ポンプ棟	自動火災報知設備	{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	—	1式	改造	再据付け
発電機・ポンプ棟	消火器	{8010-7} 消火設備 消火器	—	1式	改造	一部移設
発電機・ポンプ棟	避難通路	{8035-2} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設	
発電機・ポンプ棟	非常用照明、誘導灯	{8038-5} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造	全数取替え
発電機・ポンプ棟	非常用照明、誘導灯	{8038-6} 緊急設備 誘導灯	—	1式	新設	
第2加工棟	自動式又は遠隔操作式の消火設備	{8011} 消火設備 自動式の消火設備(※)	—	1式	新設	
第2加工棟	消火栓	{8012} 消火設備 屋内消火栓(※)	消火設備 消火栓	1式	改造	増設、取替え、再据付け
屋外	消火栓	{8012-2} 消火設備 屋外消火栓(※)	消火設備 消火栓	1式	改造	移設、取替え、再据付け
屋外	消火栓	{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ	—	1式	変更なし	
第2加工棟	漏水検知器	{8052} 緊急設備 漏水検知器(※)	—	1式	改造	再据付け
第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器	{8056} 緊急設備 漏水検知器(※)	—	1式	改造	再据付け
屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)(※)	—	1式	改造	交換、新設
屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)(※)	—	1式	改造	交換、新設
屋外	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	{8039-3} 緊急設備 手動閉止弁(アンモニア分解ガス)(※)	—	1式	改造	交換
屋外	緊急遮断弁(水素ガス)	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)(※)	—	1式	改造	交換、新設

表リー 1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容 (建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
屋外	緊急遮断弁 (プロパンガス)	{8041} 緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス) (※)	—	1 式	改造	交換、新設
屋外	緊急遮断弁 (プロパンガス)	{8041-2} 緊急設備 手動閉止弁(プロパンガス) (※)	—	1 式	改造	交換
屋外	緊急遮断弁 (都市ガス)	{8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) (※)	—	1 式	新設	
屋外	緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) 緊急遮断弁 (水素ガス) 緊急遮断弁 (プロパンガス) 緊急遮断弁 (都市ガス)	{8042-2} 緊急設備 感震計 (※)	—	1 式	改造	交換、新設
第 2 加工棟 屋外	緊急遮断弁 (冷却水)	{8059} 緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)	—	1 式	新設	
第 1 廃棄物貯蔵棟 屋外	緊急遮断弁 (冷却水)	{8059-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)	—	1 式	改造	耐震補強を行う。
屋外 (第 1 廃棄物貯蔵棟北側壁面)	上水送水用緊急遮断弁	{8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁	—	1 式	新設	
屋外 (第 1 廃棄物貯蔵棟北側壁面)	上水送水用緊急遮断弁	{8060-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁	—	1 式	改造	交換
発電機・ポンプ棟	送水ポンプ自動停止装置	{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 (※)	—	1 式	新設	
屋外	送水ポンプ自動停止装置	{8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁	—	1 式	改造	増設
第 2 加工棟 第 2 - 2 ペレット室	可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	{8046} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) (※)	—	1 式	改造	交換、新設
第 2 加工棟 第 2 開発室、屋外	可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	{8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) (※)	—	1 式	改造	交換、新設
第 2 加工棟 第 2 - 2 ペレット室	可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス)	{8047} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス) (※)	—	1 式	改造	交換、新設

表リー 1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)(※)	—	1式	改造	交換、新設
屋外	非常用照明、誘導灯	{8038-4} 緊急設備 可搬型照明	—	1式	変更なし	
事務棟	所内通信連絡設備	{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)	—	1式	改造	再据付け
事務棟	所内通信連絡設備	{8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(無線機)	—	1式	変更なし	
事務棟、保安棟	所内通信連絡設備	{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	—	1式	変更なし	
事務棟、保安棟	所内通信連絡設備	{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	1式	改造	再据付け
屋外	所内通信連絡設備	{8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	—	1式	改造	新設、残り変更なし
事務棟、保安棟、屋外	所外通信連絡設備	{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備	—	1式	変更なし	
第2加工棟	遮水板	{8065} 緊急設備 遮水板(※)	—	1式	新設	
第1廃棄物貯蔵棟	遮水板	{8065-2} 緊急設備 遮水板(※)	—	1式	新設	
第1廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵(W1防護壁)	—	1基	新設	
第1廃棄物貯蔵棟	堰、密閉構造扉	{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉	—	1式	改造	
第3廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵(W3防護壁)	—	1基	新設	
第2加工棟	防火ダンパー	{8045} 緊急設備 防火ダンパー(※)	—	1式	改造	更新、一部撤去
第2加工棟	防護板	{8062} 緊急設備 防護板(※)	—	1式	改造	



表リー 1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第1廃棄物貯蔵棟	防護板	{8062-2} 緊急設備 防護板(※)	—	1式	新設	
第2加工棟	防水カバー	{8058} 緊急設備 防水カバー(※)	—	1式	新設	
第1廃棄物貯蔵棟	防水カバー	{8058-2} 緊急設備 防水カバー(※)	—	1式	新設	
第2加工棟	計量設備	{8068} 計量設備 上皿電子天秤(※)	計量設備 上皿電子天秤	1式	改造	一部撤去、追加
第1加工棟	放射線測定装置	{8068-2} 放射線測定装置(※) —	—	1式	変更なし	
第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))※ <sup>3</sup>	—	1式	改造	(全数取替え)
第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))※ <sup>3</sup>	—	1式	改造	(再据付け)
第1加工棟	自動火災報知設備	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)※ <sup>3</sup>	火災警報設備 自動火災報知設備	1式	改造	(一部取替え・型式変更、一部移設、残り再据付け)
第1加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8044} 緊急設備 コンクリート閉止部※ <sup>3</sup>	—	1式	改造	
第1加工棟	大型外扉	{8063} 緊急設備 大型外扉※ <sup>3</sup>	—	1式	改造	
第1加工棟	外扉	{8064} 緊急設備 外扉※ <sup>3</sup>	—	1式	改造	
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))※ <sup>4</sup>	— (警報集中表示盤の付属設備として放送設備)	1式	改造	全数取替え
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))※ <sup>4</sup>	— (警報集中表示盤の付属設備として放送設備)	1式	改造	再据付け
第5廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))※ <sup>4</sup>	—	1式	新設	
第2加工棟 第2-1作業支援室	試験開発設備	{8083-3} 試験開発設備 試験設備ベース※ <sup>2</sup>	試験開発設備 試験設備ベース	1台	撤去	


(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

(2) ※の注釈は以下を示す。

※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、n次申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲としていた技術基準に基づく仕様又はn次申請からの追記記載分を申請する。

※：5. 工事の方法のc、dにて示す。

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)	
	施設名称	発電機・ポンプ棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 避難通路 非常用照明 誘導灯	
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	(本体) {1007} 発電機・ポンプ棟 —	(付属設備) {8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) {8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8010-7} 消火設備 消火器 {8035-2} 緊急設備 避難通路 {8038-5} 緊急設備 非常用照明 {8038-6} 緊急設備 誘導灯	
建物・構築物の区分	本体、付属設備		
変更内容	(本体) 改造 新規制基準に適合させるために、発電機・ポンプ棟に以下の改造を行う。 また、発電機・ポンプ棟の各部位の仕様を別表リ一建一 1-4 に、各部位の位置を図リ一建一 1-1 4 に、改造工事完了後の発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図リ一建一 1-1 5 に示す。  ①エキスパンションジョイントの設置 (仕様を別表リ一建一 1-1 に示す。 発電機棟とポンプ棟の地上部が、地震時に相互に波及的影響を及ぼさない構造とするため、南面の壁にエキスパンションジョイントを設置する。  ②外部扉の改造 <sup>(1)</sup> (仕様を別表リ一建一 1-2 に示す。 F1 竜巻による損傷の防止対策として、外部扉を F1 竜巻対策扉に改造する。また、発電機棟西側に追加で設置する避難用扉も同様に F1 竜巻対策扉とする。  (付属設備) 付属設備については、表リ一他一 1 に示す。		
設置場所	発電機・ポンプ棟 (発電機・ポンプ棟の位置を図リ一建一 1-1-1 に示す。)		
員数	(建物) 1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)		
一般仕様	型式	鉄筋コンクリート造、平屋建て (付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)	
	主要な構造材	(建物) 別表リ一建一 1-1 ~ 別表リ一建一 1-4	
	寸法 (単位: mm)	(建物)  建築面積: 約 110 m <sup>2</sup> (発電機棟: 約 74 m <sup>2</sup> 、ポンプ棟: 約 37 m <sup>2</sup> ) 延べ床面積: 約 99 m <sup>2</sup> (発電機棟: 約 62 m <sup>2</sup> 、ポンプ棟: 約 37 m <sup>2</sup> )	
	その他の構成機器	地下ピットの一部を、[8012] 消火設備 屋内消火栓及び [8012-2] 消火設備 屋外消火栓の消火栓水槽として使用する。消火栓水槽としての仕様は、その他の加工施設 表リ一他一 2 に取りまとめる。	
	その他の性能	—	

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1]</p> <p>発電機・ポンプ棟（本体）の基礎構造は直接基礎（発電機棟：布基礎、ポンプ棟：べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、発電機・ポンプ棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、直接基礎の支持層は、N値 10 以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p>○地盤支持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N値 10 以上の洪積層（砂質土層）に直接基礎で支持させる。</li> </ul> <p>&lt;発電機棟&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎形式 直接基礎（布基礎）</li> <li>・支持層深さ 約 GL-2 m N値 30</li> <li>・基礎伏図 図リ一建一 1 - 1 6（1）</li> </ul> <p>&lt;ポンプ棟&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎形式 直接基礎（べた基礎）</li> <li>・支持層深さ 約 GL-5 m N値 50</li> <li>・基礎伏図 図リ一建一 1 - 1 6（1）</li> </ul> <p>発電機・ポンプ棟の支持地盤の土質柱状図を図リ一建一 1 - 4 に示す。</p> <p>発電機棟は土間コンクリートを採用しており、平板載荷試験にて十分な支持力があることを確認した表層地盤に支持させる。</p> <p>【土間コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持</li> <li>・地盤種別 表層近くの人工盛土（粘土層及び砂層）</li> </ul> <p>[5.1-F1]</p> <p>以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））</li> <li>・{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）</li> <li>・{8035-2} 緊急設備 避難通路</li> <li>・{8038-5} 緊急設備 非常用照明</li> <li>・{8038-6} 緊急設備 誘導灯</li> </ul> <p>なお、発電機・ポンプ棟に設置する {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機については、本体を建物から独立した基礎に設置する。{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機の仕様を表リ一設一 2 - 1 に示す。</p>
地震による損傷の防止	<p>[6.1-B1]</p> <p>発電機棟とポンプ棟は、建築基準法第二十条及び同施行令第三十六条の四の規定に基づき、地上部分にエキスパンションジョイントを設け、地震時の波及的影響を防止することで構造的に別構造とし、発電機棟を第2類、ポンプ棟を第3類とする。</p> <p>発電機・ポンプ棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>位置、構造、寸法、材料を別表リ一建一 1 - 1、別表リ一建一 1 - 3、図リ一建一 1 - 5 及び図リ一建一 1 - 6 に示す。</p> <p>○一次設計</p> <p>常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。<sup>(2)</sup></p>	

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>○二次設計            建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、発電機・ポンプ棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る。<sup>(3)</sup></p> <p>[6.1-F1]            以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、発電機・ポンプ棟にボルト等で固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))</li> <li>・ {8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</li> <li>・ {8038-5} 緊急設備 非常用照明</li> <li>・ {8038-6} 緊急設備 誘導灯</li> </ul> <p>発電機棟に付属する設備のうち、耐震重要度分類第3類の設備は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するおそれがあるが、発電機棟の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、発電機棟と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。</p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—<sup>(4)</sup></p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻)            [8.1-B2]            発電機・ポンプ棟は、F1 竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保する。            また、局部評価として、発電機・ポンプ棟の外壁、屋根は単位面積当たりの短期許容荷重が F1 竜巻荷重を上回り、F1 飛来物が到達する可能性のある部分については、F1 飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。            F1 竜巻防護境界の扉は、F1 竜巻対策扉とする。            発電機・ポンプ棟本体における位置、構造、寸法、材料を別表リ一建一 1-2、別表リ一建一 1-3、図リ一建一 1-7～図リ一建一 1-10 及び図リ一建一 1-16～図リ一建一 1-18 に示す。</p> <p>(落雷)            —<sup>(5)</sup></p> <p>(極低温 (凍結))            —</p> <p>(火山活動 (降下火砕物))            [8.1-B3]            屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm<sup>3</sup> とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。</p> <p>(積雪)            [8.1-B4]            屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める 29 cm の積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象)            —<sup>(6)</sup></p> <p>(航空機落下)            —<sup>(7)</sup></p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発))            —</p> <p>(電磁的障害)            —</p> <p>(交通事故 (自動車))            —</p>

表リー建－1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.1-F1]</p> <p>発電機・ポンプ棟には、以下の消火設備を設置する。</p> <p>{8010-7}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を見込んだ数の粉末消火器を、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m 以下となるよう配置する<sup>(8)</sup>。</p> <p>{8010-7}消火設備 消火器は、消防法施行令第十条第 2 項第二号に基づき、通行又は避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出すことのできる屋外に設置する。消火器格納箱に格納する、転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数（{8010-7}消火設備 消火器）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ABC 粉末消火器 10 型：4 本</li> </ul> <p>（{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機に必要な消火器 1 本を含む）</p> <p>消火設備 消火器の配置を図リー他－3 に示す。</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条第 4 項第四号に準拠して、屋外に設置する。{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に 2 台配置する。</p> <p>{8012-8}消火設備 可搬消防ポンプの仕様を表リー他－3 に示す。</p> <p>[11.1-F2]</p> <p>早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を設置する。</p> <p>発電機・ポンプ棟の警戒区域は、建物全体を一つとして設定する。</p> <p>○設備の員数（{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱感知器（スポット型）：8 台</li> </ul> <p>なお、感知器は第 2 加工棟の {8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する。</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、警戒区域の配置を図リー他－3 に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リー他－1 2（4）に示す。</p> <p>[11.3-B1]</p> <p>発電機・ポンプ棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物（耐火構造）とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。改造等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃材料又は難燃性材料とする。</p> <p>発電機・ポンプ棟に使用する材料を別表リー建－1－1～別表リー建－1－3 に示す。</p>

表リー建－1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-B2]          発電機・ポンプ棟は延べ床面積が小さく、建築基準法に基づく防火区画を設けないことから、建物全体を1つの火災区域として設定する。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。          火災区画の耐火時間は火災区画の等価時間以上とする。</p> <p>火災区画の仕様          ○火災区画DG/P          ・対象部材          区画境界壁、特定防火設備（防火戸）          区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）          特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間</p> <p>発電機・ポンプ棟の火災区画を図リー建－1－13（1）に示す。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F2]          {8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。          {8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リー他－3に、配線用遮断器の結線図を図リー他－11（7）に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>[13.1-F1]          発電機・ポンプ棟には、容易に識別できる{8035-2}緊急設備 避難通路を設置する。{8035-2}緊急設備 避難通路は非常口を含み、床面への表示等により、屋外へ避難できるよう誘導する。床面の表示は、容易に剥離しない標識を設置する。{8035-2}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第二百六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8038-5}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8038-6}緊急設備 誘導灯を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）          ・{8038-5}緊急設備 非常用照明：3台          ・{8038-6}緊急設備 誘導灯：3台</p> <p>{8035-2}緊急設備 避難通路、{8038-5}緊急設備 非常用照明及び{8038-6}緊急設備 誘導灯の配置図を、図リー他－3に示す。</p> <p>[13.1-F2]          加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備可搬型照明を設置する。          {8038-4}緊急設備 可搬型照明の仕様を表リー他－5に示す。</p>

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	<p>[18. 1-F1] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を設け、第 2 加工棟の {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）にて、火災を検知した場合に警報を発する。</p>	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	<p>[22. 1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減（遮蔽評価における実効線量約 <math>9.7 \times 10^{-2}</math> mSv/年）できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リ一 1 - 1 - 1 に示す。</p> <p>○発電機・ポンプ棟の遮蔽機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遮蔽能力を有する壁の位置、構造、寸法、材料を別表リ一建一 1 - 3 及び図リ一建一 1 - 1 9 に示す。</li> <li>・壁の厚さは、図リ一建一 1 - 1 9 に示す設計確認値以上。</li> <li>・コンクリートの気乾単位容積質量 <math>\geq 2400</math> kg/m<sup>3</sup> 以上。</li> </ul> <p>[22. 2-B1] 管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁、屋根により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。</p>	
換気設備	—	
非常用電源設備	<p>[24. 2-F1] {8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える第 2 加工棟の {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。（{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第 4 次申請にて申請済み。）</p>	



表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える第2加工棟の{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) から給電することにより、外部電源を喪失した場合であっても警戒可能とする。( {8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) は、第4次申請にて申請済み。)</p> <p>{8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備え、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続した第2加工棟の{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続した第2加工棟の{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>電源に係る結線図を図リ一他一11(7)に、非常用電源設備接続の系統図を図リ一他一11(1)に、所内通信連絡設備の系統図を図リ一他一12(1)に、自動火災報知設備の系統図を図リ一他一12(4)に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○: 該当、—: 該当なし)</p> <table border="1" data-bbox="643 1283 1367 1825"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリーを 備える</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>{8038-5} 緊急設備 非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>{8038-6} 緊急設備 誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	○	○	—	{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	—	—	○	{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	○	○	—	{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	—	—	○	{8038-5} 緊急設備 非常用照明	○	○	—	{8038-6} 緊急設備 誘導灯	○	○	—
設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作																											
{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	○	○	—																											
{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	—	—	○																											
{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	○	○	—																											
{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	—	—	○																											
{8038-5} 緊急設備 非常用照明	○	○	—																											
{8038-6} 緊急設備 誘導灯	○	○	—																											

表リ一建一 1 発電機・ポンプ棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25.1-F1]                  発電機・ポンプ棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。                  {8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))を設置し、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に接続し、{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。                    {8007-10}{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))に付属するマイクによる、{8007}{8007-3}{8007-4}{8007-5}{8007-7}{8007-15}{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。                  マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟(緊急対策本部)、保安棟に設置する。マイクの配置を図リ一他一10(1)に示す。                    PHS アンテナに付属する所内携帯電話機(PHS)により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができる<sup>(9)</sup>。                    {8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))の配置を図リ一他一3に、系統図を図リ一他一12(1)に示す。                    ○設備の員数(通信連絡設備)                  ・{8007-15}所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)):1台</p> <p>[25.2-F1]                  加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。                  {8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備の仕様を表リ一他一6に、配置を図リ一他一10(2)に示す。</p>
<p>その他許可で求める仕様</p>		<p>[99-B1]                  積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために発電機・ポンプ棟の屋根にアクセス可能とする。                  屋根へのアクセスルートを図リ一建一1-12に示す。</p>
<p>添付図</p>		<p>図リ一1-1-1~図リ一建一1-19、図リ一他一3、図リ一他一7、図リ一他一10、図リ一他一11(7)、図リ一他一11(1)、図リ一他一12(1)、図リ一他一12(2)、図リ一他一12(4)</p>

- (1) 発電機・ポンプ棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式をF1竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。
- (2) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数  $C_0$  を 0.2 として、地震地域係数  $Z$  (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.25 (発電機棟)、1.0 (ポンプ棟) を乗じて求めた地上部分に作用する静的地震力と、同条第 4 項に規定する地下部分に作用する水平震度に応じた地下部分の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.25 (発電機棟)、1.0 (ポンプ棟) を乗じて求めた地下部分に作用する静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (3) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数  $C_0$  を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数  $D_s$  と、剛性率、偏心率に応じて定める形状特性係数  $F_{es}$  を乗じて求める必要保有水平耐力  $Q_{un}$  に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (4) 本加工施設の敷地は海拔約 48 m にあり、基準津波の最大遡上高さ 6 m と比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 高さが GL+6.6 m であることから建築基準法第三十三条にある高さ 20 m 以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (6) 発電機・ポンプ棟の建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。発電機・ポンプ棟は気体廃棄設備がないため、発電機・ポンプ棟の付属設備は生物学的事象の影響を受けるおそれはない。

- (7) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が $10^{-7}$ （回／施設・年）を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (8) 粉末消火器の必要能力単位2となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は12となる。  
（非常用電源設備 No.1 非常用発電機に必要な消火器1本を含む。）
- (9) {8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））は、近隣の第1廃棄物貯蔵棟に設置する。

別表リー建-1-1 発電機・ポンプ棟の改造の仕様（発電機棟とポンプ棟の構造的離隔）

改造項目	部位	材料	対応図
エキスパンションジョイントの設置(発電機棟とポンプ棟の構造的離隔)	発電機棟とポンプ棟間の外壁		図リー建-1-5 図リー建-1-6

別表リー建-1-2 発電機・ポンプ棟の改造の仕様（外部扉の改造）

改造項目	位置	断面（単位：mm）使用材料	員数	対応図	
外部扉の改造	発電機棟		14	図リー建-1-7 図リー建-1-8	
			2	図リー建-1-9 図リー建-1-10 (1)	
			12	図リー建-1-7 図リー建-1-8	
	2		図リー建-1-9 図リー建-1-10 (2)		
	4		図リー建-1-7 図リー建-1-8		
	2		図リー建-1-9 図リー建-1-10 (4)		
	2		図リー建-1-11		
	1				
	ポンプ棟		鋼製の外部扉-ポンプ室 扉番号：97	2	図リー建-1-7 図リー建-1-8
				10	図リー建-1-9 図リー建-1-10 (3)
2					



別表リー建-1-4 (1/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
1階	外壁・外部扉	外壁1-1	発電機室と屋外 (B通り/1-2通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図リー建-1-15(1)	工事なし
				扉(扉:95)	鉄(特定防火設備)		図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-10(1)	改造
		外壁1-2	コンプレッサ室と屋外 (B通り/2-3通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
				扉(扉:96)	鉄(特定防火設備)		図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-10(2)	改造
		外壁1-3	ポンプ室と屋外 (B通り/4-5通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
				扉(扉:97)	鉄(特定防火設備)		図リー建-1-7(1) 図リー建-1-8 図リー建-1-10(3)	改造
				ガラリ(AG-4)	アルミニウム		図リー建-1-7	工事なし
		外壁1-4	ポンプ室と屋外 (5通り/A-B通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
		外壁1-5	ポンプ室と屋外 (A通り/4-5通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
		外壁1-6	クーリングタワー置場 (A通り/3-4通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1) 図リー建-1-6	改造
		外壁1-7	コンプレッサ室と屋外 (A通り/2-3通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
外壁1-8	発電機室と屋外 (A通り/1-2通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(1)	工事なし			
外壁1-9	発電機室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(1)	工事なし			
		扉(扉:98)	鉄(特定防火設備)	図リー建-1-7 図リー建-1-8 図リー建-1-10(4)	改造			
外壁1-10	コンプレッサ室と屋外 (3通り/A-B通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(1)	工事なし			
外壁1-11	ポンプ室と屋外 (4通り/A-B通り間) 図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(1)	工事なし			
		ガラリ(AG-3)	アルミニウム	図リー建-1-7	工事なし			
R階	外壁・外部扉	外壁R-1	発電機棟屋上 (1通り/A-A <sup>(1)</sup> 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(2)	工事なし	
		外壁R-2	発電機棟屋上 (3通り/A-B <sup>(1)</sup> -B通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(2)	工事なし	

別表リー建-1-4 (2/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
R階	外壁・外部扉	外壁 R-3	発電機棟屋上 (3通り/A-A <sup>(1)</sup> 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	-	図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-4	ポンプ棟屋上 (4通り/A-A <sup>(1)</sup> 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-5	クーリングタワー置場 (A通り/3-4通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2) 図リー建-1-6	改造
		外壁 R-6	発電機棟屋上 (A通り/1-3通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-7	発電機棟屋上 (B通り/2-3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-8	発電機棟屋上 (A-B <sup>(1)</sup> 通り/2-3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-9	ポンプ棟屋上 (B通り/4-4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-10	ポンプ棟屋上 (A-B <sup>(1)</sup> 通り/4-4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-11	ポンプ棟屋上 (A-B <sup>(1)</sup> 通り/4-4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(2)	工事なし
		外壁 R-12	発電機棟屋上 (A通り/1-3通り間) 図リー建-1-14(2) 参照	ガラリ (AG-1)	アルミニウム		図リー建-1-7	工事なし
				ガラリ (AG-2)	アルミニウム		図リー建-1-7	工事なし
		1階	内壁・内部扉	内壁 1-1	図リー建-1-14(1) 参照		鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート
内壁 1-2	図リー建-1-14(1) 参照			鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(1)	工事なし	
1階	床	S1-1	図リー建-1-14(3) 参照	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)	図リー建-1-14(3)	工事なし	
		S1-2	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-14(3)	工事なし	
		S1-3	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-14(3)	工事なし	
		S1-4	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-14(3)	工事なし	
		S1-5	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-14(3)	工事なし	
		S1-6	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-14(3)	工事なし	

別表リー建-1-4 (3/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様


階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1階	床	S1-7	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	-	図リー建-1-14(3)	工事なし
		S1-8	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-14(3)	工事なし
R階	床	SR-1	図リー建-1-14(4) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-14(4)	工事なし
		SR-2	図リー建-1-14(4) 参照	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-14(4)	工事なし
	屋根	SR-3	図リー建-1-14(4) 参照	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-14(4)	工事なし
P/R階		SR-4	図リー建-1-14(4) 参照	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-14(4)	工事なし
地下ポンプア	ユニット壁	P-1	図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
		P-2	図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
		P-3	図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
		P-4	図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート		図リー建-1-15(1)	工事なし
		P-5	図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(1)	工事なし	
		P-6	図リー建-1-14(1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-15(1)	工事なし	
	ユニット床	S1-9	図リー建-1-14(3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋 コンクリート	図リー建-1-14(3)	工事なし	

(1) 通り番号の間に壁がある場合 (a\_b は a 通りと b 通りの間) を示す。

(2) 安全機能のない部位のため、「-」とする。



表リ一建一 2 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	遮蔽壁 No. 2
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1009} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 - 3 貯蔵棟 北側屋外 (遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の位置を図リ一 1 - 1 に示す。)	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ一建一 2 - 1 に示す。
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5. 1-B1]</p> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、直接基礎の支持層は、地盤改良を行い、N 値 10 以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p>○地盤支持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 地盤改良を行い、N 値 10 以上の洪積層 (砂層) に直接基礎で支持させる。</li> <li>・支持深さ 約 GL-2 m (地盤改良部下端)</li> <li>・基礎構造 直接基礎</li> </ul> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の支持地盤の土質柱状図を図リ一 2 - 1 に示す。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6. 1-B1]</p> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の耐震重要度分類は第 1 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。<sup>(1)</sup></p> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の構造を別表リ一建一 2 - 1 に示す。</p>
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻)	[8. 1-B2] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 は、単位面積当たりの短期許容荷重が設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による風圧力を上回る。また、F1 竜巻に対して、その形状と重量から飛来物とはならない。
	(落雷)	—
	(極低温 (凍結))	—
	(降下火砕物)	—
	(積雪)	—

表リ一建一 2 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 仕様


技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(生物学的事象) —  (航空機落下) —  (外部火災) —  (電磁的障害) —  (交通事故) — <sup>(2)</sup>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）とする。 使用する材料を別表リ一建一 2 - 2 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するように設置する。  [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減（遮蔽評価における実効線量約 $9.7 \times 10^{-2}$ mSv/年）できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リ一 1 - 1 - 1 に示す。  ○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の遮蔽機能 ・壁厚さ $\geq$ mm 以上（図リ一建一 2 - 3） ・コンクリートの気乾単位容積質量 $\geq$ 以上  [22.2-B1] 管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—

表リ一建一2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 仕様

その他許可で求める仕様	—
添付図	図リ一建一1-1-1、図リ一建一2-1～図リ一建一2-3

- (1) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数  $C_0$  を 0.2 として、地震地域係数  $Z$  (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じて求めた地上部分に作用する静的地震力と、同条第 4 項に規定する地下部分に作用する水平震度に当該地下部分の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じて求めた地下部分に作用する静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (2) 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 は、一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 と一般道路との位置関係を図ト-W1 建一19 に示す。


別表リ一建一2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 の構造

項目	主要部材	断面等 (単位: mm)	対応図
基礎	鉄筋コンクリート		図リ一建一2-2 図リ一建一2-3
壁	鉄筋コンクリート		

別表リ一建一2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート

表リ一建一 3 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	遮蔽壁 No. 3
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1010} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 - 3 貯蔵棟 北側屋外 (遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の位置を図リ一 1 - 1 - 1 に示す。)	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ一建一 3 - 1 に示す。
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5. 1-B1]</p> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、直接基礎の支持層は、地盤改良を行い、N 値 10 以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p>○地盤支持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 地盤改良を行い、N 値 10 以上の洪積層 (砂層) に直接基礎で支持させる。</li> <li>・支持深さ 約 GL-2 m (地盤改良部下端)</li> <li>・基礎構造 直接基礎</li> </ul> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の支持地盤の土質柱状図を図リ一建一 2 - 1 に示す。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6. 1-B1]</p> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の耐震重要度分類は第 1 類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。<sup>(1)</sup></p> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の構造を別表リ一建一 3 - 1 に示す。</p>
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻)	[8. 1-B2] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 は、単位面積当たりの短期許容荷重が設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による風圧力を上回る。また、F1 竜巻に対して、その形状と重量から飛来物とはならない。
	(落雷)	—
	(極低温 (凍結))	—
	(降下火砕物)	—
	(積雪)	—

表リ一建一 3 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 仕様

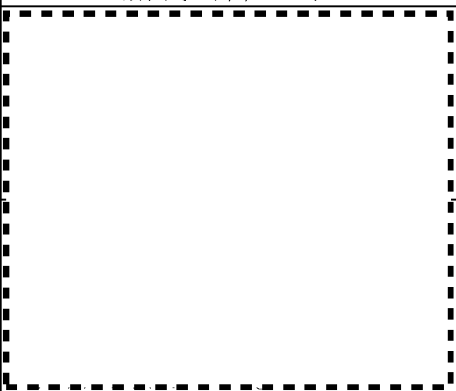
技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(生物学的事象) —  (航空機落下) —  (外部火災) —  (電磁的障害) —  (交通事故) — <sup>(2)</sup>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）とする。 使用する材料を別表リ一建一 3 - 2 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するように設置する。  [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間 1 mSv より十分に低減（遮蔽評価における実効線量約 $9.7 \times 10^{-2}$ mSv/年）できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リ一 1 - 1 - 1 に示す。  ○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の遮蔽機能 ・壁厚さ $\geq$ mm 以上（図リ一 2 - 3） ・コンクリートの気乾単位容積質量 $\geq$ 以上  [22.2-B1] 管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—

表リ一建一3 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 仕様

その他許可で求める仕様	—
添付図	図リ一建一1-1-1、図リ一建一2-1～図リ一建一2-3

- (1) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数  $C_0$  を 0.2 として、地震地域係数  $Z$  (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じて求めた地上部分に作用する静的地震力と、同条第 4 項に規定する地下部分に作用する水平震度に当該地下部分の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.5 を乗じて求めた地下部分に作用する静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (2) 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 は、一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 と一般道路との位置関係を図ト-W1 建一19 に示す。




別表リ一建一3-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 の構造

項目	主要部材	断面等 (単位: mm)	対応図
基礎	鉄筋コンクリート		図リ一建一2-2 図リ一建一2-3
壁	鉄筋コンクリート		


別表リ一建一3-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート

追第3次 表リ-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 遮蔽壁 No. 1
建物・構築物名称	{1008} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟 	
員数	1 基	
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ-2-1-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	 (遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 全体)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤 (人工盛土) に直接支持させる。</li> <li>・基礎構造 直接基礎</li> <li>・地盤の許容応力度 </li> </ul> 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 は、加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
	地震による損傷の防止	[6. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の構造を別表リ-2-1-1 に示す。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	— <sup>(1)</sup>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する設計。 使用する材料を別表リ-2-1-2 に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。	

追第3次 表リ-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 仕様 (続き)

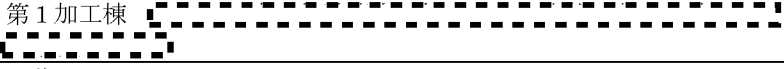


技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減(遮蔽評価における実効線量約 $9.7 \times 10^{-2}$ mSv/年) できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53)  ○遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 の遮蔽機能としての仕様 (設計確認値)   [22.2-B1] 壁により外部放射線を低減する設計。
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ-2-1-1～図リ-2-1-2	

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。  
(2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく試験を行い確認。


先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。



追第3次 表リ-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	遮蔽壁 No. 4
建物・構築物名称		{1011} 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4
建物・構築物の区分		本体
変更内容		変更なし
設置場所		第 1 加工棟 
員数		1 基
一般仕様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リ-2-2-2に示す。
	寸法 (単位: mm)	 (遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 全体)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤 (人工盛土) に直接支持させる</li> <li>・ 基礎構造 直接基礎</li> <li>・ 地盤の許容応力度 </li> </ul> 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 は、加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
	地震による損傷の防止	[6. 1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の構造を別表リ-2-2-1に示す。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	— <sup>(1)</sup>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する設計。 使用する材料を別表リ-2-2-2に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。	

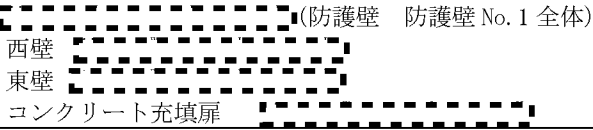
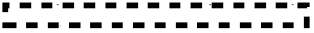

追第3次 表リ-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 仕様 (続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14. 2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	[22. 1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減(遮蔽評価における実効線量約 $9.7 \times 10^{-2}$ mSv/年) できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-5 3) ○遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4 の遮蔽機能としての仕様 (設計確認値)  [22. 2-B1] 壁により外部放射線を低減する設計。
	換気設備	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ-2-2-1~図リ-2-2-2	

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。  
(2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく試験を行い確認。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

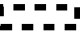
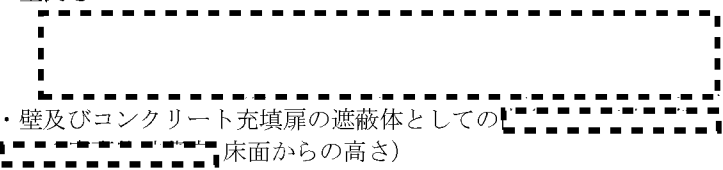


追第3次 表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	防護壁 No. 1 防護壁 No. 2
建物・構築物名称		{1012} 防護壁 防護壁 No. 1 <sup>(1)</sup>
建物・構築物の区分		本体
変更内容		新設 (竜巻対策のために第 1 加工棟北側に新設する。) (別表リ-3-1-1 に示す構造とする。)
設置場所		第 1 加工棟 北側屋外
員数		1 基
一般仕様	型式	自立型、コンクリート充填扉付き
	主要な構造材	鉄筋コンクリート壁、コンクリート充填扉 別表リ-3-1-2 に示す。
	寸法 (単位: mm)	 (防護壁 防護壁 No. 1 全体) 西壁 東壁 コンクリート充填扉
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-B1] 防護壁 防護壁 No. 1 (コンクリート充填扉を含む) は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁 No. 1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。 支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N 値 30 以上の洪積層である大阪層群 (泉南累層) とする設計。  ・支持方法 N 値 30 以上の洪積層 (粘土層及び砂層) に杭基礎で支持させる ・杭材料  ・杭先端深さ <sup>(12)</sup>  ・杭配置 図リ-3-1-3
	地震による損傷の防止	[6.1-B1] 防護壁 防護壁 No. 1 (コンクリート充填扉を含む) の耐震重要度分類を第 1 類 (割増係数 1.5) とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 ○構造・寸法を図リ-3-1-2 から図リ-3-1-8 に示す。
	津波による損傷の防止	— <sup>(2)</sup>
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-B2] (竜巻) 防護壁 防護壁 No. 1 (コンクリート充填扉を含む) は加工事業変更許可申請書 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号) に示すように設計竜巻 (F1、最大風速 49 m/s) による竜巻荷重を上回る強度を有し、設計竜巻に伴う飛来物 (プレハブ) による損傷が生じない設計。

追第3次 表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様 (続き)

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>○防護壁 防護壁 No.1 (コンクリート充填扉を含む) を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置 配置を図リ-3-1-1に示す。</li> <li>・構造・寸法 構造・寸法を図リ-3-1-2から図リ-3-1-8に示す。</li> <li>・材料 主な材料を別表リ-3-1-1に示す。</li> </ul> <p>(落雷) —<sup>(3)</sup></p> <p>(極低温) —<sup>(4)</sup></p> <p>(降下火砕物) —<sup>(5)</sup></p> <p>(積雪) —<sup>(6)</sup></p> <p>(生物学的事象) —<sup>(7)</sup></p> <p>(航空機落下) —<sup>(8)</sup></p> <p>(森林火災、外部火災) [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へ-2-1-56に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へ-2-1-57に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へ-2-1-58に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へ-2-1-59に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表リ-3-1-3に示す。<sup>(9)</sup></p> <p>(電磁的障害) —<sup>(10)</sup></p> <p>(交通事故) —<sup>(11)</sup></p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>—</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-B1] 防護壁 防護壁 No.1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) を使用する設計。 使用する材料を別表リ-3-1-2に示す。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>

追第3次 表リ-3-1 防護壁 防護壁 No.1 仕様 (続き)




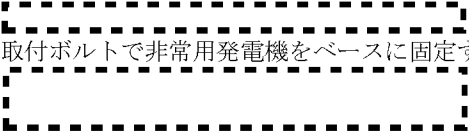


技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p> <p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽		<p>[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1 mSvより十分に低減(遮蔽評価における実効線量約 <math>9.7 \times 10^{-2}</math> mSv/年) できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へ-2-1-53)</p> <p>○防護壁 防護壁 No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁厚さ: 以上</li> <li>・壁長さ</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁及びコンクリート充填扉の遮蔽体としての  (床面からの高さ)</li> <li>・壁コンクリート及びコンクリート充填扉に充填するコンクリートの気乾単位容積質量: 以上</li> </ul> <p>[22.2-B1] 壁及びコンクリート充填扉により外部放射線を低減する設計。</p>
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	<p>[99-B4] 防護壁 防護壁 No.1はF3風荷重で損傷することなく、トラックウィング車の衝突で倒壊せず、第1加工棟をトラックウィング車から防護する設計。</p>
添付図	図リ-3-1-1~図リ-3-1-6	

- (1) 加工事業変更許可申請書に示していた防護壁 No.1、防護壁 No.2は基礎を共有する構築物とすることとしたため、本設工認ではこれらをあわせて防護壁 防護壁 No.1として申請する。本設工認における防護壁 防護壁 No.1は地上部に2つの壁を有する構造であり、加工事業変更許可申請書に記載した第1加工棟の竜巻対策としての防護壁の安全設計方針(2つの壁により竜巻防護する)から変更はない。
- (2) 本加工施設の敷地は標高約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (3) 建築基準法第三十三条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項第十四号に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (4) 防護壁 防護壁 No.1は壁と扉のみの構造であり、極低温の影響を受けるおそれはない。
- (5) 防護壁 防護壁 No.1に屋根はないため、火山活動(降下火砕物)の影響を受けるおそれはない。

- (6) 防護壁 防護壁 No.1 に屋根はないため、積雪の影響を受けるおそれはない。
- (7) 防護壁 防護壁 No.1 は壁と扉のみの構造であり、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (8) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が $10^{-7}$  (回/施設・年) を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認している。
- (9) 防護壁 防護壁 No.1 は航空機落下火災の評価対象に該当しない。
- (10) 防護壁 防護壁 No.1 はインターロックを有しておらず、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 防護壁 防護壁 No.1 は一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。防護壁 No.1 と町道の位置関係を示したものを図へ-2-1-55 に示す。
- (12) 杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

表リー設-2-1 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	非常用電源設備
設備・機器名称 機器名	{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	
変更内容	改造 (耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	発電機・ポンプ棟 発電機室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ディーゼル式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (重油タンク部) 
	その他の構成機器	重油タンク部、自動起動制御装置、非常用発電機選択切替器、起動用電源、発電機盤、ケーブル
	その他の性能	発電機出力: 300 kVA (240 kW) 電圧 (周波数):  (60 Hz) 燃料油: A 重油 (390 L)
	核燃料物質の状態	—
核燃料物質の臨界防止	—	
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機の基礎構造は建物とは独立した直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N 値 10 以上の洪積層 (砂質土層) に直接基礎で支持させる。</li> <li>・基礎構造 直接基礎 (べた基礎)</li> <li>・支持層深さ 約 GL-1.85 m N 値 30</li> <li>・基礎図 図リー設-2-1</li> </ul> <p>重油タンク部は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟の土間コンクリートに設置し、発電機・ポンプ棟の壁面に固定する。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。</p> <p>○基礎 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。</p> <p>○非常用発電機 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトでベースを基礎に固定する。  取付ボルトで非常用発電機をベースに固定する。</p> <p>○重油タンク部 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定する。 床面のアンカーボルトのナットを撤去し、アンカーボルトに引抜力を生じさせない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面: </li> <li>・壁面: </li> </ul>

表リー設-2-1 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>○自動起動制御装置 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定する。</p> <p>○非常用発電機選択切替器 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定する。</p> <p>○起動用電源 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定する。</p> <p>○発電機盤 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定する。</p> <p>非常用電源設備 No. 1 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リー設-2-1に示す。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能	[10.1-F4] 停電時には非常用電源設備が起動し、第1種管理区域の負圧を維持する。	
火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。	
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [14.4-F1] 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。	
材料及び構造	—	



表リ一設-2-1 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.2-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の 2 台（{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機）を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。 また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。  非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、図リ一他-1 1（1）に示すとおり、第 1 種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有し、安全上支障をきたさない。  負荷設備の系統図を図リ一他-1 1（1）、配線用遮断器結線図を図リ一他-1 1（2）～（8）に示す。  非常用電源設備 No.1 に接続する設備・機器を表リ一設-2-1（別表 3）に示す。
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ-2、図リ一設-2-1、図リ一他-1 1	



表リ一設一 2-1 (別表3) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機

非常用電源設備 No.1 に接続する設備・機器

(○: 該当、—: 該当なし)

設備・機器名称 機器名	非常用電源設備に接続	設備からの給電で動作
モニタリングポスト*3 —	○	—
放射線監視盤 (モニタリングポスト) *3 —	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) *2*3	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) *2*3*5	—	○
緊急設備 非常用照明*2*3*5	○	—
緊急設備 誘導灯*2*3*5	○	—
緊急設備 感震計*4	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統 2 (局所排気系統) No.2 排風機	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.3 排風機	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統 3 (局所排気系統) No.4 排風機	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.5 排風機	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統 4 (局所排気系統) No.6 排風機	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統 VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	○	—
火災報知設備 自動火災報知設備 (受信機) *2*3	○	—
火災報知設備 自動火災報知設備 (感知器) *2*3*5	—	○
消火設備 屋内消火栓 (消火栓ポンプ) 消火設備 屋外消火栓 (消火栓ポンプ)	○	—
警報集中表示盤 —	○	—
連続焼結炉 No. 1 (温度記録計*5) —	○	—
連続焼結炉 No. 2-1 (温度記録計) —	○	—
焼却設備 焼却炉 (温度表示器)	○	—

\*1 放射線業務従事者等の入退域が多いため頻繁に使用される第2加工棟 第2出入管理室に設置する3台が非常用電源設備と接続する。


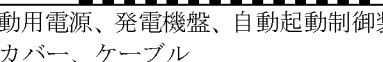
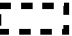



\*2 第3次設工認申請設備を含む

\*3 第4次設工認申請設備を含む

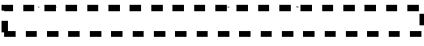


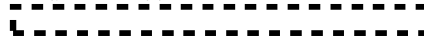
\*4 緊急設備 感震計は、関連する安全機構及びインターロックの作動端の設備が停電時にフェールセーフとなるため、停電時の安全機能に期待しなくてもよい設備であるが、継続的な震度モニタリングのため非常用電源設備と接続する。

\*5 後半申請設備を含む

表リー設-2-2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	非常用電源設備
設備・機器名称 機器名	{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	
変更内容	変更なし	
設置場所	屋外	
員数	1 台	
一般仕様	型式	ディーゼル式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: (本体)  (重油タンク部) 
	その他の構成機器	重油タンク部、起動用電源、発電機盤、自動起動制御装置 <sup>(1)</sup> 、非常用発電機選択切替器 <sup>(1)</sup> 、カバー、ケーブル
	その他の性能	発電機出力: 300 kVA (240 kW) 電圧(周波数):  (60 Hz) 燃料油: A 重油 (390 L)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機及び重油タンク部の基礎構造は直接基礎 (べた基礎) とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。非常用発電機及び重油タンク部の基礎は個別に設ける。  ・ 支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤 (人工盛土) に直接基礎 (べた基礎) で直接支持させる。 ・ 基礎構造 直接基礎 (べた基礎) ・ 支持層深さ 約 GL-0.3 m ・ 基礎図 図リー設-2-2
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。  ○基礎 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。  ○非常用発電機 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトでベースを屋外に設置した基礎に固定する。  取付ボルトで非常用発電機をベースに固定する。  ○重油タンク部 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。   ○カバー 取付ボルトでベースに固定する。 

表リ-設-2-2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>○発電機盤（制御ユニット） 取付ボルトでベースに固定する。</p>  <p>○発電機盤（主回路ユニット） 取付ボルトでベースに固定する。</p>  <p>非常用電源設備 No.2 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リ-設-2-2に示す。</p>
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) [8.1-F3] 屋外に設置する{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、F1 竜巻に対して非常用発電機及び重油タンク部が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。</p> <p>○非常用発電機</p>  <p>○重油タンク部</p> 	<p>(落雷) —</p> <p>(極低温（凍結）) [8.1-F2] 屋外に設置する{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機で使用する冷却水には、JIS K 2234 に定める不凍液を混合する。また、屋外設置の非常用発電機に関しては、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータにて冷却水の保温を行うため、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する。</p> <p>(火山活動（降下火砕物）) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(航空機落下) —</p> <p>(外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) —</p> <p>(電磁的障害) —</p> <p>(交通事故（自動車）) —</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—

表リ一設一2一2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様


技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10.1-F4] 停電時には非常用電源設備が起動し、第1種管理区域の負圧を維持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [14.4-F1] 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.2-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	[24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台（{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機）を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることにより負荷系統に接続し、給電を維持する。 また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。  非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、図リ一他一11（1）に示すとおり、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共用しても十分な能力を有し、安全上支障をきたさない。	


表リ一設一2一2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様


技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	負荷設備の系統図を図リ一他一11(1)、配線用遮断器結線図を図リ一他一11(2)～(8)に示す。  非常用電源設備 No.2 に接続する設備・機器を表リ一設一2一2 (別表2) に示す。
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図リ一2、図リ一設一2一2、図リ一他一11

(1) 自動起動制御装置及び非常用発電機選択切替器は、非常用電源設備 No.1 非常用発電機と共用する。自動起動制御装置及び非常用発電機選択切替器に関する機器の構成と仕様を表リ一設一2一1に示す。

表リ一設一2一2 (別表1) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	コンクリート 圧縮強度 $\geq 10$ N/mm <sup>2</sup> 以上
強度部材	柱 (重油タンク部) はり (重油タンク部) ベース (非常用発電機)	鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	取付ボルト (非常用発電機) 取付ボルト (カバー) 取付ボルト (発電機盤) アンカーボルト (非常用発電機) アンカーボルト (重油タンク部) 非常用発電機本体 重油タンク部 カバー 発電機盤 起動用電源	鋼  ステンレス鋼  鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  金属製 金属製 金属製 金属製 金属製

\*1  以上の強度を有する材料

\*2  以上の強度を有する材料

表リ一設一 2-2 (別表2) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機

非常用電源設備 No.2 に接続する設備・機器

(○: 該当、—: 該当なし)

設備・機器名称 機器名	非常用電源設備に接続	設備からの給電で動作
ハンドフットクロスモニタ <sup>*1</sup> —	○	—
ダストモニタ (排気用モニタ) —	○	—
ダストモニタ (換気用モニタ) —	○	—
放射線監視盤 (ダストモニタ) —	○	—
ガンマ線エリアモニタ 検出器 <sup>*5</sup>	○	—
放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) —	○	—
モニタリングポスト <sup>*3</sup> —	○	—
放射線監視盤 (モニタリングポスト) <sup>*3</sup> —	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) <sup>*2*3</sup>	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカー)) <sup>*2*3*5</sup>	—	○
緊急設備 非常用照明 <sup>*2*3*5</sup>	○	—
緊急設備 誘導灯 <sup>*2*3*5</sup>	○	—
緊急設備 感震計 <sup>*4</sup>	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統V (局所排気系統) 排風機 (305-F)	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統VIII (局所排気系統) 排風機 (308-F)	○	—
火災報知設備 自動火災報知設備 (受信機) <sup>*2*3</sup>	○	—
火災報知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>*2*3*5</sup>	—	○
消火設備 屋内消火栓 (消火栓ポンプ) 消火設備 屋外消火栓 (消火栓ポンプ)	○	—
警報集中表示盤 —	○	—
連続焼結炉 No.1 (温度記録計 <sup>*5</sup> ) —	○	—



表リ一設一 2-2 (別表2) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機

非常用電源設備 No.2 に接続する設備・機器

(○: 該当、—: 該当なし)

設備・機器名称 機器名	非常用電源設備に接続	設備からの給電で動作
連続焼結炉 No.2-1 (温度記録計) —	○	—
焼却設備 焼却炉 (温度表示器)	○	—

\*1 放射線業務従事者等の入退域が多いため頻繁に使用される第2加工棟 第2 出入管理室に設置する3台が非常用電源設備と接続する。

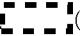
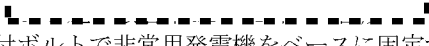
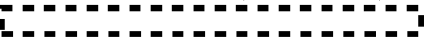
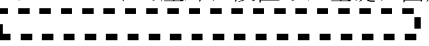

\*2 第3次設工認申請設備を含む

\*3 第4次設工認申請設備を含む

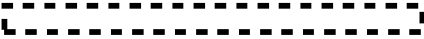
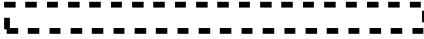
\*4 緊急設備 感震計は、関連する安全機構及びインターロックの作動端の設備が停電時にフェールセーフとなるため、停電時の安全機能に期待しなくてもよい設備であるが、継続的な震度モニタリングのため非常用電源設備と接続する。

\*5 後半申請設備を含む

表リー設-2-3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	非常用電源設備
設備・機器名称 機器名	{8005} 非常用電源設備A 非常用発電機	
変更内容	変更なし	
設置場所	屋外	
員数	1台	
一般仕様	型式	ディーゼル式
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法:(本体) (重油タンク部)
	その他の構成機器	重油タンク部、起動用電源、発電機盤、カバー、ケーブル
	その他の性能	発電機出力:300kVA(240kW) 電圧(周波数):  (60Hz) 燃料油:A重油(390L)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {8005}非常用電源設備A 非常用発電機及び重油タンク部の基礎構造は直接基礎(べた基礎)とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。非常用発電機及び重油タンク部の基礎は個別に設ける。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤(人工盛土)に直接基礎(べた基礎)で直接支持させる。</li> <li>・基礎構造 直接基礎(べた基礎)</li> <li>・支持層深さ 約GL-0.3m</li> <li>・基礎図 図リー設-2-3</li> </ul>
地震による損傷の防止	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。  ○基礎 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。  ○非常用発電機 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトでベースを屋外に設置した基礎に固定する。  取付ボルトで非常用発電機をベースに固定する。   ○重油タンク部 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。   ○カバー 取付ボルトでベースに固定する。 



表リー設-2-3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様


技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>○発電機盤（制御ユニット） 取付ボルトでベースに固定する。 </p> <p>○発電機盤（主回路ユニット） 取付ボルトでベースに固定する。 </p> <p>非常用電源設備A 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リー設-2-3に示す。</p>
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) [8.1-F3] 屋外に設置する{8005}非常用電源設備Aは、F1 竜巻に対して非常用発電機及び重油タンク部が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。	<p>○非常用発電機 </p> <p>○重油タンク部 </p>
	(落雷) —	—
	(極低温（凍結）) [8.1-F2] 屋外に設置する{8005}非常用電源設備A 非常用発電機で使用する冷却水には、JIS K 2234 に定める不凍液を混合する。また、屋外設置の発電機に関しては、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータにて冷却水の保温を行うため、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する。	—
	(火山活動（降下火砕物）) —	—
	(積雪) —	—
	(生物学的事象) —	—
	(航空機落下) —  (外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) —	—
(電磁的障害) —	—	
(交通事故（自動車）) —	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	—	


表リー設-2-3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.2-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。  負荷設備の系統図を図リー他-11（9）に示す。  非常用電源設備Aに接続する設備・機器を表リー設-2-3（別表2）に示す。
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー-2、図リー設-2-3、図リー他-11	

表リー設-2-3 (別表1) 非常用電源設備A 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	コンクリート 圧縮強度  N/mm <sup>2</sup> 以上
強度部材	柱 (重油タンク部) はり (重油タンク部) ベース (非常用発電機)	鋼  鋼  鋼 
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	取付ボルト (非常用発電機) 取付ボルト (カバー) 取付ボルト (発電機盤) アンカーボルト (非常用発電機) アンカーボルト (重油タンク部) 非常用発電機本体 重油タンク部 カバー 発電機盤 起動用電源	鋼  ステンレス鋼  鋼  ステンレス鋼  ステンレス鋼  金属製 金属製 金属製 金属製 金属製

\*1  以上の強度を有する材料

\*2  以上の強度を有する材料

表リー設-2-3 (別表2) 非常用電源設備A 非常用発電機  
非常用電源設備Aに接続する設備・機器

(○: 該当、—: 該当なし)




設備・機器名称 機器名	非常用電源設備に接続	設備からの給電で動作
気象観測装置 —	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) *1*2	—	○
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) *2	—	○
通信連絡設備 所外通信連絡設備	○*3	—

\*1 第3次設工認申請設備を含む

\*2 第4次設工認申請設備を含む

\*3 携帯電話、衛星携帯電話、携帯型無線 (消防専用回線) を除く

表リー設-3-1 分析設備 粉末取扱フード No.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8013} 分析設備 粉末取扱フード No.1	
変更内容	改造(火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	グローブボックス型
	主要な構造材	本表(別表 1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No.2-7(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (に持ち込むウランの総量(分析試料保管棚を除く)を管理する。)</li> </ul> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一ユニット間の面間距離: 以上</li> </ul> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リー設-3-1 分析設備 粉末取扱フード No.1 仕様


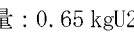
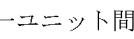
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-1、図リー設-3-1

表リー設－3－1（別表1） 分析設備 粉末取扱フード No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼



表リー設-3-2 分析設備 粉末取扱フード No. 2 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8014} 分析設備 粉末取扱フード No. 2	
変更内容	改造(火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表(別表 1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット(No. 2-7(1))を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下(  に持ち込むウランの総量(分析試料保管棚を除く)を管理する。)  [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。


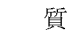
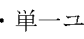
表リー設-3-2 分析設備 粉末取扱フード No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-1、図リー設-3-2

表リー設－3－2（別表1） 分析設備 粉末取扱フード No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼

表リー設-3-3 分析設備 粉末取扱フード No. 3 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名		{8015} 分析設備 粉末取扱フード No. 3
変更内容		改造(火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。)
設置場所		第 2 加工棟 第 2 分析室
員数		1 台
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	本表(別表 1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット(No. 2-7(1))を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下(  に持ち込むウランの総量(分析試料保管棚を除く)を管理する。)  [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速(0.5 m/秒以上)を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。


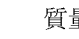
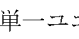
表リー設-3-3 分析設備 粉末取扱フード No. 3 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-1、図リー設-3-3

表リー設－3－3（別表1） 分析設備 粉末取扱フード No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼

表リー設-3-4 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ
設備・機器名称 機器名	{8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	
変更内容	改造 (老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表 (別表 2) に示す。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	スクラバー <sup>(1)</sup>
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(1)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (に持ち込むウランの総量 (分析試料保管棚を除く) を管理する。)</li> </ul> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一ユニット間の面間距離: 以上</li> </ul> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 酸又はアルカリを取り扱う {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1~ {8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3 からの排気は、スクラバーにより酸とアルカリを除去する。

表リー設-3-4 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-1、図リー設-3-4


(1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 で共用する。






表リー設-3-4 (別表1) 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
	はり	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	ドラフトチャンバ	鋼
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼

表リー設-3-4 (別表2) 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり・ドラフトチャンバ	全て
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
ドラフトチャンバの追加	アンカーボルト	
	柱	
	はり	

表リ一設一3一5 分析設備 ドラフトチャンバNo.2 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ
設備・機器名称 機器名	{8017} 分析設備 ドラフトチャンバNo.2	
変更内容	改造(老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表(別表2)に示す。)	
設置場所	第2加工棟 第2分析室	
員数	1台	
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	スクラバー <sup>(1)</sup>
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット(No.2-7(1))を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度5wt%以下</li> <li>・質量制限 質量:0.65kgU235以下(に持ち込むウランの総量(分析試料保管棚を除く)を管理する。)</li> </ul> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一ユニット間の面間距離:以上</li> </ul> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 酸又はアルカリを取り扱う{8016}分析設備 ドラフトチャンバNo.1～{8018}分析設備 ドラフトチャンバNo.3からの排気は、スクラバーにより酸とアルカリを除去する。

表リー設-3-5 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 仕様


技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-1、図リー設-3-4

(1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 で共用する。


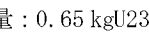

表リー設-3-5 (別表1) 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
	はり	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	ドラフトチャンバ	鋼
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼

表リー設-3-5 (別表2) 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり・ドラフトチャンバ	全て
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
ドラフトチャンバの追加	アンカーボルト	
	柱	
	はり	

表リ一設一3一6 分析設備 ドラフトチャンバNo.3 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ
設備・機器名称 機器名		{8018} 分析設備 ドラフトチャンバNo.3
変更内容		改造(老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表(別表2)に示す。)
設置場所		第2加工棟 第2分析室
員数		1台
一般仕様	型式	箱型
	主要な構造材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	スクラバー <sup>(1)</sup>
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の単一ユニット(No.2-7(1))を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・質量制限 質量:0.65kgU235以下(  に持ち込むウランの総量(分析試料保管棚を除く)を管理する。)  [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 酸又はアルカリを取り扱う{8016}分析設備 ドラフトチャンバNo.1~{8018}分析設備 ドラフトチャンバNo.3からの排気は、スクラバーにより酸とアルカリを除去する。

表リー設-3-6 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 仕様


技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-1、図リー設-3-4

(1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 で共用する。




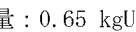
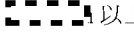

表リー設-3-6 (別表1) 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼
	はり	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	ドラフトチャンバ	鋼
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼

表リー設-3-6 (別表2) 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり・ドラフトチャンバ	全て
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
ドラフトチャンバの追加	アンカーボルト	
	柱	
	はり	

表リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8019} 燃料開発設備 スクラップ処理装置	
変更内容	改造 〔・耐震補強の仕様を本表(別表 2)に示す。 ・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。〕	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	フード型
	主要な構造材	本表(別表 1)に示す。
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	電気マuffle炉、真空オープン、真空排気装置
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン) 最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (  に持ち込むウラン(開発試料保管棚を除く)の総量を管理する。)
		[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表(別表 1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	



表リー設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー設-1、図リー設-4-1	

表リー設-4-1 (別表1) 燃料開発設備 スクラップ処理装置 材料一覧



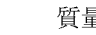
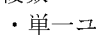

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト 取付ボルト	鋼 ステンレス鋼

\* 以上の強度を有する材料

表リー設-4-1 (別表2) 燃料開発設備 スクラップ処理装置 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
フードを架台に固定	取付ボルト	

表リー設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8020} 燃料開発設備 試料調整用フード	
変更内容	改造 〔・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。〕 〔・使用予定のない設備の一部を撤去し、移設する。〕	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	作業台付箱型フード
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (  に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。)
		[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。



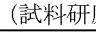
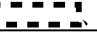
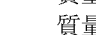
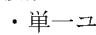



表リー設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー設-1、図リー設-4-2	

表リー設－４－２（別表１） 燃料開発設備 試料調整用フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼

表リー設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8021} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。</li> <li>・火災対策のため、囲い式フード及び設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。</li> </ul>	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	作業台付箱型フード
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	センタレス研磨機、試料研磨機、試料切断機、防水パン
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン) 保有水量: (試料研磨機)  , (センタレス研磨機) 
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1]            (単一ユニットの臨界安全)            第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・質量制限                質量: 0.65 kgU235 以下  に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。</li> </ul> <p>[4.2-F2]            (複数ユニットの臨界安全)            第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一ユニット間の面間距離:  以上</li> </ul> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1]            耐震重要度分類を第 2 類とする。            強度部材を本表 (別表 1) に示す。            アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>○センタレス研磨機  </p> <p>○試料研磨機  </p> <p>○試料切断機  </p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—

表リー設－４－３ 燃料開発設備 試料調整用フード No. 1 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10. 1-F2] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10. 1-F5] ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止するため、防水パンを設ける。ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052}緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他－１に示す。</p> <p>また、建物の壁及び堰で構成された溢水防護区画 C1-1 内に設置することにより、ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止する。</p> <p>[10. 1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。</p> <p>[10. 1-F7] 粉末状のウランを含む液体と接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体の漏えいを防止する。 材料を本表 (別表 1) に示す。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>

表リー設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を早期に検知するために{8052}緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー設-1、図リー設-4-3、図リー他-6	

表リー設-4-3 (別表1) 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート (難燃性)
その他	アンカーボルト 取付ボルト 試料切断機 試料研磨機 センタレス研磨機 設備カバー 防水パン	鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製 金属製 金属製、ポリカーボネート (難燃性) ステンレス鋼






\* 以上の強度を有する材料

表リー設-4-3 (別表2) 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
センタレス研磨機をボルトで固定する	取付ボルト	



表リー設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 仕様


許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8022} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	
変更内容	改造 (火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。)	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	鋼板箱型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン)
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン	
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (  に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。)
		[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
		[5.1-F1] 安全機能を有する施設の地盤 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
		[6.1-F1] 地震による損傷の防止 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧に維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。	

表リー設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 仕様



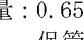


技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図リー設-1、図リー設-4-4

表リー設－４－４（別表１） 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼

\* 以上の強度を有する材料


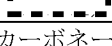

表リ一設-4-5 燃料開発設備 粉末取扱フード 仕様


許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8023} 燃料開発設備 粉末取扱フード	
変更内容	改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。</li> <li>・使用予定のない設備の一部を撤去し、部材を追加する。部材変更の仕様を本表 (別表 2) に示す。</li> </ul>	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	作業台付箱型フード
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。)</li> </ul> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一ユニット間の面間距離: 以上</li> </ul> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 2 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リー設-4-5 燃料開発設備 粉末取扱フード 仕様




技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー設-1、図リー設-4-5	

表リー設-4-5（別表1） 燃料開発設備 粉末取扱フード 材料一覧




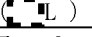

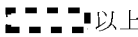
部位	部位名	材料
強度部材	柱	ステンレス鋼 
	はり	ステンレス鋼 
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼 

\* 以上の強度を有する材料

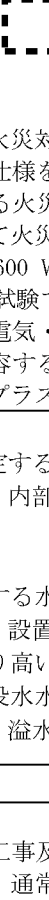

表リー設-4-5（別表2） 燃料開発設備 粉末取扱フード 部材変更の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
柱・はりの撤去	柱 はり	
アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	
柱の追加	柱 	
はりの追加	はり 	

表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 プレス 防護板
設備・機器名称 機器名	{8024} 燃料開発設備 プレス {8062} 緊急設備 防護板	
変更内容	改造 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。</li> <li>・火災対策のため、油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設け、作動油タンク周辺に防護板を設置する。</li> </ul> </div>	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	油圧式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	モータ (3.7 kW 超)、オイルパン、作動油タンク
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット) 作動油タンク A: 油圧油 (  L) 作動油タンク B: 油圧油 (  L)
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。</p> <p>○単一ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃縮度 5 wt%以下</li> <li>・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 ( に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。)</li> </ul> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一ユニット間の面間距離:  以上</li> </ul> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 {8024} 燃料開発設備 プレスをアンカーボルトで床面に固定する。  作動油タンク A の {8062} 緊急設備 防護板 (防護板 A) をアンカーボルトで床面に固定する。 作動油タンク B の {8062} 緊急設備 防護板 (防護板 B) を据付ボルトで作動油タンク B に固定する。	
津波による損傷の防止	—	
外部からの衝撃による損傷の防止	—	
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	

表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	<p>[10. 1-F6]</p> <p>囲い式フード開口部の面速 (0.5 m/秒以上) を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11. 3-F1]</p> <p>設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11. 3-F2]</p> <p>配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11. 3-F3]</p> <p>3.7 kW を超えるモータは、排熱に配慮した鋼板製ケースに收容する。 油圧ユニットの作動油タンクに金属製のオイルパンを設け、作動油タンク周辺に厚さ 1.5 mm 以上の金属製の {8062} 緊急設備 防護板を設置し、火災の伝播を防止する。</p> <p>オイルパン A :  オイルパン B : </p> <p>[11. 3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に收容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul> </p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1]</p> <p>設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3]</p> <p>被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	<p>[14. 1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>	

表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様




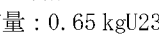
技術基準に基づく仕様	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー設-1、図リー設-4-6	

表リー設-4-6 (別表1) 燃料開発設備 プレス 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼
	柱 (フード)	ステンレス鋼
	はり (フード)	ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード プレス	金属製、ポリカーボネート (難燃性) 金属製
その他	アンカーボルト	鋼
	作動油タンク A	金属製
	作動油タンク B	金属製
	防護板 A 兼オイルパン A	金属製
	防護板 B	金属製
	オイルパン B	金属製
	据付ボルト (防護板 B)	鋼
	モータ	金属製



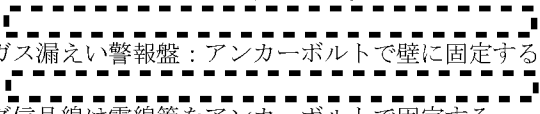
表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構 (窒素配管含む) 空気混入防止機構 失火検知機構 過加熱防止機構 圧力逃がし機構 可燃性ガス配管
設備・機器名称 機器名		{8025} 燃料開発設備 加熱炉 {8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) {8025-3} 空気混入防止機構 {8025-5} 過加熱防止機構 {8025-6} 圧力逃がし機構 {8025-7} 可燃性ガス配管 {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震補強の仕様を本表 (別表 2) に示す。</li> <li>・プロパンガスによるパイロットバーナを電気式のイグナイターへ変更する。そのため、失火検知機構を撤去する。</li> <li>・火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。仕様を本表 (別表 3) に示す。</li> <li>・火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。</li> <li>・火災爆発対策として、可燃ガス漏えい検知器及び感震計と連動した緊急遮断弁を屋外に設置する。</li> </ul>
設置場所		第 2 加工棟 第 2 開発室 (屋外 第 2 加工棟 3 階屋上外壁面 (可燃性ガス配管の一部、緊急遮断弁)) (屋外 第 2 加工棟 3 階南外壁面、(可燃性ガス配管の一部、可燃性ガス漏えい検知器の一部))
員数		1 台
一般仕様	型式	フード型
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	真空排気装置、付帯安全系ガス配管、制御盤、緊急遮断弁制御盤、循環冷却水 安全機構及びインターロックに関する機器を本表 (別表 4) に示す。
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウランペレット) 最高使用温度: 
核燃料物質の状態		酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (  に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。)
		[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。

表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	<p>○複数ユニットの仕様</p> <p>・単一ユニット間の面間距離：以上</p> <p>核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-F1]</p> <p>安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-F1]</p> <p>耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>○{8025}燃料開発設備 加熱炉</p>  <p>アンカーボルトで壁面に固定する。</p> <p>○{8025-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）</p> <p>・窒素ガスポンベ架台：</p> <p>窒素ガスポンベは、床上に設置し、架台により転倒を防止する。ポンベ架台は壁にアンカーボルトで固定する。なお、窒素ガスポンベ架台は耐震重要度分類第1類相当の固定とする。</p> <p>○窒素ガス配管（安全系）（{8025-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）、{8025-7}可燃性ガス配管</p> <p>耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で配管を支持する。配管本体は、サポート又は架台に固定する。配管サポート等は、壁、天井にアンカーボルトで固定する。</p> <p>○イグナイター（{8025-3}空気混入防止機構）</p> <p>設備本体にボルトで固定されている部材と一体で設備本体に固定する。</p>  <p>○熱電対（{8025-5}過加熱防止機構）</p> <p>設備内に設置する。熱電対を含む信号線は、フェールセーフで設計するため、地震による損傷により安全機能を損なわない。</p> <p>○バネ式安全弁（{8025-6}圧力逃がし機構）</p> <p>ボルトで設備本体に固定する。</p>  <p>○{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、{8040}緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）（耐震重要度分類第1類）</p> <p>緊急遮断弁本体は、前後を鋼製の可燃性ガス配管で接続し、遮断弁及び配管一体で架台に固定する。架台は、壁にアンカーボルトで固定する。</p> <p>○緊急遮断弁制御盤（{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、{8040}緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）</p> <p>壁に以上のアンカーボルトで固定する。</p>  <p>設置図を図リ-他-8（2）に示す。</p>

表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>○ {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス) (耐震重要度分類第1類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吸引部: 吸引配管をアンカーボルトで天井付近に固定する。</li> <li>・ 検知部: アンカーボルトで壁に固定する。</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可燃性ガス漏えい警報盤: アンカーボルトで壁に固定する。</li> <li>・ アナログ信号線は電線管をアンカーボルトで固定する。 設置図を図リ-他-8 (2) に示す。</li> </ul>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻)</p> <p>[8.1-F3]</p> <p>屋外に設置する可燃性ガス配管及び可燃性ガス配管で支持する緊急設備 緊急遮断弁、は、F1 竜巻に対して損傷を防止するため、F1 竜巻における標準支持間隔以下で弁及び配管を一体で第2加工棟の壁面の支持構造物により固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8025-7} 可燃性ガス配管</li> <li>・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)</li> <li>・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)</li> </ul> <p>(落雷)</p> <p>—</p> <p>(極低温 (凍結))</p> <p>[8.1-F2]</p> <p>屋外 第2加工棟 3階屋上外壁面に設置する緊急設備 緊急遮断弁は大阪管区气象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する機器を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)</li> <li>・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)</li> <li>・ {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)</li> </ul> <p>(火山活動 (降下火砕物))</p> <p>[8.1-F1]</p> <p>屋外に設置する可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁及び緊急設備可燃性ガス漏えい検知器の一部は降下火砕物の影響を受けないう、降下火砕物が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8025-7} 可燃性ガス配管</li> <li>・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)</li> <li>・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)</li> <li>・ {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)</li> </ul> <p>インターロック回路の制御盤には鋼製筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p> <p>○アナログ信号線を使用する設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8025-5} 過加熱防止機構</li> <li>・ {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)</li> </ul> <p>(交通事故 (自動車))</p> <p>—</p>


表リ-設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(積雪) [8.1-F1] 屋外に設置する可燃性ガス配管、緊急設備 緊急遮断弁及び緊急設備可燃性ガス漏えい検知器の一部は積雪の影響を受けないよう、雪が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。 ・ {8025-7} 可燃性ガス配管 ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) ・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) ・ {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(航空機落下) —</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-F1] 核燃料物質が落下しないよう、加熱炉内で取り扱う。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表1) に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・ 火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・ 使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・ それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</p> <p>[11.4-F1] 水素ガス (アンモニア分解ガス) を取り扱う当該施設は適切に接地し、帯電を防止する。</p>

表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様


<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.5-F1]</p> <p>可燃性ガス（アンモニア分解ガス及び水素ガス）を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。</p> <p>○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック</p> <p>当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。</p> <p>可燃性ガス（アンモニア分解ガス及び水素ガス）の漏えい時に可燃性ガス漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に可燃性ガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。</p> <p>可燃性ガス漏えい検知器及び緊急遮断弁は、爆発防止インターロックを構成する機器であるため、独立した2系統の多重化を行い高い信頼性を確保する。</p> <p>なお、アンモニア分解ガスは容積比で概ね水素75%、窒素25%の混合ガスであるため、水素ガスの漏えいで検知する。</p> <p>ガスの比重を考慮し、上方に拡散する水素ガスを検知する検知器は天井付近に設置する。</p> <p>○設備の安全機構（可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）：4箇所（図リー他-8（2））</li> <li>・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所（図リー他-7（1）、図リー他-7（6）、図リー他-7（7））</li> <li>・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）：1箇所（図リー他-7（1）、図リー他-7（6）、図リー他-7（8））</li> </ul> <p>上記の可燃性ガス漏えい検知器及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。なお、可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）は、屋内配管経路も含め第2加工棟3階用として、全4箇所（8台）に設置する。</p> <p>○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック</p> <p>震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。</p> <p>緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。なお、緊急遮断弁は、第2開発室用として設置し、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共用する。</p> <p>○設備の安全機構（地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8042-2} 緊急設備 感震計：1箇所（表リー他-7（1）、表リー他-7（2））</li> <li>・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所</li> <li>・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）：1箇所</li> </ul> <p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p>
-------------------	--------------------	---

表リ一設一4一7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○可燃性ガス配管          屋内のアンモニア分解ガス及び水素ガス配管について、可燃性ガス漏れ検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留するガスが配管の損傷等により工程室内に漏れいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない設計とする。なお、緊急遮断弁及び可燃性ガス配管は、{8026}燃料開発設備 小型零囲気可変炉と共用する。</p> <p>○設備の員数（{8025-7}可燃性ガス配管）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性ガス配管（アンモニア分解ガス）：1式</li> <li>・可燃性ガス配管（水素ガス）：1式</li> </ul> <p>[11.7-F1]</p> <p>○空気混入防止機構          当該施設の開口部は、上部の排気口のみとし、開口部には排出されるアンモニア分解ガス及び水素ガスと周囲の空気を燃焼させるための電気式のイグナイターを設置することにより、排気口から排出するアンモニア分解ガス及び水素ガスを完全に燃焼させて排気し、室内へのアンモニア分解ガス及び水素ガスの漏れい、滞留及び炉内への空気混入を防止する。</p> <p>○設備の安全機構（{8025-3}空気混入防止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イグナイター：1基</li> </ul> <p>燃焼した排気ガスを安全に排出するため、施設上部には局所排気系統に接続されたフードを設置する。</p> <p>○自動窒素ガス切替機構          水素ガス及び水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する当該施設は、内部への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室内よりも正圧に維持する。          アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発生し、アンモニア分解ガス及び水素ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入し、機器内を正圧に維持するとともに内部の水素ガスを排出する。          導入する窒素ガスについては、通常使用する一般窒素ガス系統とは別に、耐震重要度分類第1類で装置近傍に据付を実施したガスボンベを安全系としてを設け、一般窒素ガス系統の供給圧力が低下した場合には、自動で安全系窒素ガス系統に切替わる。なお、窒素ガスボンベは、{8026}燃料開発設備 小型零囲気可変炉と共用する。</p> <p>○設備の安全機構（{8025-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンモニア分解ガス 圧カスイッチ：1基</li> <li>・水素ガス 接点付圧力計：1基</li> <li>・窒素ガス導入弁：1基</li> <li>・安全系 窒素ガス配管系統：1式</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁：1基</li> <li>・水素ガス 装置弁：1基</li> </ul> <p>○圧力逃がし機構          炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設置する。</p> <p>○設備の安全機構（{8025-6}圧力逃がし機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バネ式安全弁：1基</li> </ul> <p>ボルトで設備本体に固定する。</p> 
-------------------	--------------------	---

表リ一設一4ー7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設		<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14. 3-F1] 自動窒素ガス切替機構等の各種安全機能が喪失し、炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。圧力逃がし機構の作動圧力は炉体の耐圧強度 (0.23 MPa) 及び想定爆発圧力 (0.23 MPa) に対し十分低い (0.02 MPa) 以下で作動する設計とする。 ○設備の安全機構 (8025-6) 圧力逃がし機構 ・バネ式安全弁：1 基 ボルトで設備本体に固定する。</p>
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	<p>[18. 1-F1][18. 2-F1] ○自動窒素ガス切替機構 アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発し、アンモニア分解ガス及び水素ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断し設備を安全に停止する。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表4)に示す。</p> <p>○設備の安全機構 (8025-2) 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) ・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ：1 基 ・水素ガス 接点付圧力計：1 基 ・窒素ガス導入弁：1 基 (停電時開) ・安全系 窒素ガス配管系統：1 式 ・アンモニア分解ガス 装置弁：1 基 (停電時閉) ・水素ガス 装置弁：1 基 (停電時閉) ・ヒータ電源遮断器：1 基 (停電時遮断)</p>	

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>警告設備等</p> <p>○過加熱防止機構          当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生し、ヒータ電源を遮断し、炉体の加熱を停止する過加熱防止機構を設ける。          インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。          熱電対から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。          熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源であるヒータ電源を遮断する。安全機構及びインターロックの機器を本表（別表4）に示す。</p> <p>○設備の安全機構（{8025-5} 過加熱防止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過加熱防止 設定温度（℃）：</li> <li>・ 炉内温度を監視する熱電対：1 箇所</li> <li>・ ヒータ電源遮断器：1 基（停電時遮断）</li> </ul> <p>○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック          可燃性ガス（アンモニア分解ガス及び水素ガス）の漏えいを検知した場合は、自動的に警報を発生するとともに、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の緊急遮断弁を閉止し、第2加工棟3階へ供給している可燃性ガスを遮断する。          緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。          インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。          可燃性ガス漏えい検知器の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。          本インターロックの作動により、アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下するため、自動窒素ガス切替機構が作動し、設備は安全に停止する。安全機構及びインターロックの機器を本表（別表4）に示す。</p> <p>○設備の安全機構（可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）：4 箇所</li> <li>・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1 箇所（停電時閉）</li> <li>・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）：1 箇所（停電時閉）</li> </ul> <p>上記の検知器及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>[18.2-F1]</p> <p>○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック          震度5弱相当の地震が発生した際、{8042-2} 緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、第2加工棟3階へ供給している可燃性ガスを遮断する。          緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。          インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。          本インターロックの作動により、アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下するため、自動窒素ガス切替機構が作動し、設備は安全に停止する。安全機構及びインターロックの機器を本表（別表4）に示す。</p>
-------------------	--






表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>警報設備等</p>	<p>○設備の安全機構（地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感震計の作動震度： 計測震度<math>\square</math>（震度5弱相当）<sup>(1)</sup></li> <li>・ {8042-2} 緊急設備 感震計：1 箇所</li> <li>・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1 箇所（停電時閉）</li> <li>・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）：1 箇所（停電時閉）</li> </ul> <p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2 系統で設置するため、1 箇所につき 2 台設置する。なお、緊急遮断弁は、第 2 開発室用として設置し、{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共用する。</p> <p>○緊急停止機構</p> <p>当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、緊急遮断弁（アンモニア分解ガス及び水素ガス）及び装置弁（アンモニア分解ガス及び水素ガス）が閉止し、窒素ガス導入弁が開放され、当該施設が安全に停止する。また、停電時においても電源供給が遮断されるため緊急遮断弁（アンモニア分解ガス、水素ガス）が閉止し、炉体の加熱を停止するフェールセーフ機能により、当該施設を安全に停止することができる。</p> <p>なお、緊急停止回路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。本緊急停止ボタンの操作により、同一室内で可燃性ガスを使用する他の {8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉も遮断する。</p> <p>安全機構及びインターロックの機器を本表（別表 4）に示す。</p> <p>○設備の安全機構（緊急停止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急停止ボタン：1 基</li> <li>・ ヒータ電源遮断器：1 基</li> <li>・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1 箇所（停電時閉）</li> <li>・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）：1 箇所（停電時閉）</li> <li>・ 窒素ガス導入弁：1 基（停電時閉）</li> <li>・ アンモニア分解ガス 装置弁：1 基（停電時閉）</li> <li>・ 水素ガス 装置弁：1 基（停電時閉）</li> </ul>
放射線管理施設	—	—
廃棄施設	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
遮蔽	—	—
換気設備	—	—
非常用電源設備	—	—
通信連絡設備	—	—
その他許可で求める仕様	—	<p>[99-F1]</p> <p>耐震重要度分類第 1 類の {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、{8040} 緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）及び {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。また、{8025-2} 自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）の安全系の窒素ガスポンベは耐震重要度分類第 1 類の据付けを行い、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G 程度に対しても弾性範囲にとどめる。</p>
添付図	—	<p>図リー設-1、図リー設-4-7、図リー設-4-7-1、図リー設-4-9、図リー設-4-9-1、図リー他-7（1）、図リー他-7（2）、図リー他-7（6）～図リー他-7（8）、図リー他-8（2）</p>



(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成 8 年気象庁告示第 4 号 気象庁震度階級表」による算定方法による。


表リー設－４－７（別表１－１） 燃料開発設備 加熱炉 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 
ウランを取り扱う部位	加熱炉	金属製
その他	アンカーボルト	鋼 

\* 以上の強度を有する材料

表リー設－４－７（別表１－２） 燃料開発設備 加熱炉  
自動窒素ガス切替機構（安全系） 材料一覧



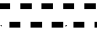


部位	部位名	材料
強度部材	はり	鋼 
ウランを取り扱う部位	－	－
その他	アンカーボルト 取付金具	鋼  金属製


\* 以上の強度を有する材料

表リー設－４－７（別表１－３） 燃料開発設備 加熱炉  
配管 主要な材料及び機器

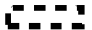



設備・機器名	部位名	主要な材料及び機器
自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	窒素ガス配管（安全系）	窒素ガス（安全系）： ・材料：ステンレス鋼  ・機器：逆止弁（金属製）
可燃性ガス配管	－	水素ガス： ・材料：ステンレス鋼 
	－	アンモニア分解ガス： ・材料：ステンレス鋼 

表リー設－４－７（別表１－４） 燃料開発設備 加熱炉 その他の機器 材料一覧





設備・機器名	部位名	材料
空気混入防止機構	据付ボルト イグナイター	ステンレス鋼  金属製
圧力逃がし機構	据付ボルト 圧力逃がし弁	ステンレス鋼  金属製
緊急遮断弁制御盤（{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）{8040}緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス））	アンカーボルト 制御盤	鋼  金属製
検知部（{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス））	アンカーボルト 吸引部 検知部	鋼  金属製配管 金属製
可燃性ガス漏えい警報盤（{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス））	アンカーボルト 警報盤	鋼  ABS樹脂（難燃製）

\* 以上の強度を有する材料


表リ一設一4一7 (別表2一1) 燃料開発設備 加熱炉 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
床面支持トラスの追加	トラス 	
	アンカーボルト 	
トラスの追加	トラス 	

表リ一設一4一7 (別表2一2) 燃料開発設備 加熱炉 その他の機器 補強一覧

設備・機器名	関連部材	断面等及び員数
緊急遮断弁制御盤 ( {8039} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、 {8041} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素 ガス) )	鋼 	
検知部 ( {8046} 緊急設備 可燃性ガ ス漏えい検知器 (水素ガス) )	鋼 	
可燃性ガス漏えい警報盤 ( {8046} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知 器 (水素ガス) )	鋼 	

表リ一設一4一7 (別表3) 燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構 (安全系)  
新設の項目




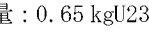
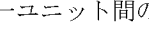
新設項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルト	アンカーボルト 	
はり	はり 	

表リー設-4-7 (別表4) 燃料開発設備 加熱炉安全機構及びインターロックに関する機器の構成と改造仕様




安全機構及びインターロック	構成機器と員数 <sup>(2)</sup>	添付図
{8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	アンモニア分解ガス 圧力スイッチ：1基	図リー設-4-7-1 (1) 図リー設-4-7-1 (2)
	水素ガス 接点付圧力計：1基	
	窒素ガス導入弁：1基	
	安全系 窒素ガス配管系統(耐震重要度分類第2類)：1式	
	アンモニア分解ガス 装置弁：1基	
	水素ガス 装置弁：1基	
	ヒータ電源遮断器：1基	
{8025-3} 空気混入防止機構	イグナイター：1基	図リー設-4-7-1 (3)
{8025-5} 過加熱防止機構	熱電対：1本	図リー設-4-7-1 (4)
	過加熱設定器：1基	図リー設-4-7-1 (5)
	ヒータ電源遮断器：1基	
{8025-6} 圧力逃がし機構	バネ式安全弁：1基	図リー設-4-7-1 (6)
緊急停止機構	緊急停止ボタン：1基	図リー設-4-9-1 (1) 図リー設-4-9-1 (2)
	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)：1箇所 <sup>(1)</sup>	
	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)：1箇所 <sup>(1)</sup>	
	窒素ガス導入弁：1基	
	アンモニア分解ガス 装置弁：1基	
	水素ガス 装置弁：1基	
地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック	ヒータ電源遮断器：1基	
	{8042-2} 緊急設備 感震計：1箇所 <sup>(1)</sup>	図リー設-4-9-1 (3)
	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)：1箇所 <sup>(1)</sup>	図リー設-4-9-1 (4)
可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)：1箇所 <sup>(1)</sup>	
	{8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)：4箇所 <sup>(1)</sup>	図リー設-4-9-1 (5)
	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)：1箇所 <sup>(1)</sup>	図リー設-4-9-1 (6)
	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)：1箇所 <sup>(1)</sup>	

- (1) 制御回路を含めて独立した2系統(A系統/B系統)とするため、1箇所にて2台設置する。緊急遮断弁を制御する緊急遮断弁制御盤は、1台で2台の緊急遮断弁(アンモニア分解ガス及び水素ガス)を制御する。
- (2) 制御盤、緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)及び緊急遮断弁(水素ガス)は、第2開発室用として設置し、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉及び極少量のアンモニア分解ガス及び水素ガスを使用する設工認対象外設備と共用する。また、感震計は、{8039}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8041}緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)、{8042}緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)、{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁及び{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置と共用する。
- (3) 安全系 窒素ガス配管系統は、ボンベ架台(据付固定：耐震重要度分類第1類)、窒素ガス配管、窒素ガスポンペ(使用後交換)で構成し、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共用する。

表リ一設一4一8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) 空気混入防止機構 過加熱防止機構 圧力逃がし機構 可燃性ガス配管
設備・機器名称 機器名	{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 {8026-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む) {8026-3} 空気混入防止機構 {8026-4} 過加熱防止機構 {8026-5} 圧力逃がし機構 {8026-6} 可燃性ガス配管	
変更内容	改造 〔 ・可燃性ガス配管の配置見直しに伴い移設する。 ・火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。 ・火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。〕	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 開発室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	横型管状炉
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	付帯安全系ガス配管、制御盤 安全機構及びインターロックに関する機器を本表 (別表 2) に示す。
	その他の性能	最大取扱量:  (酸化ウランペレット) 最高使用温度: 
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (単一ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域の単一ユニット (No. 2-7(3)) を構成する。  ○単一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量: 0.65 kgU235 以下 (  に持ち込むウラン (開発試料保管棚を除く) の総量を管理する。)  [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第 2-7 領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・単一ユニット間の面間距離:  以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。

表リー設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>○{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉  </p> <p>○窒素ガス配管（安全系）（{8026-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）、{8026-7}可燃性ガス配管） 耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で配管を支持する。配管本体は、サポート又は架台に固定する。配管サポート等は、壁、天井にアンカーボルトで固定する。</p> <p>○イグナイター（{8026-3}空気混入防止機構） ボルトで設備に固定する。  </p> <p>○熱電対（{8026-4}過加熱防止機構） 設備内に設置する。熱電対を含む信号線は、フェールセーフで設計するため、地震による損傷により安全機能を損なわない。</p> <p>○バネ式安全弁（{8026-5}圧力逃がし機構） ボルトで設備に固定する。  </p>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>—</p>
	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[8.2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 インターロック回路の制御盤には鋼製筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p> <p>○アナログ信号線を使用する設備  <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8026-4}過加熱防止機構</li> </ul> </p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-F1] 核燃料物質が落下しないよう、炉心管内で取り扱う。</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul> </p>

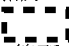
技術基準に基づく仕様	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11. 4-F1]                  水素ガス(アンモニア分解ガス)を取り扱う当該施設は適切に接地し、帯電を防止する。</p> <p>[11. 5-F1]                  可燃性ガス(アンモニア分解ガス)を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。</p> <p>○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (8025) 燃料開発設備 加熱炉が有するインターロックを共用)                  当該施設からの可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。                  ガスの比重を考慮し、上方に拡散する水素ガスを検知する検知器は天井付近に設置する。</p> <p>○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (8025) 燃料開発設備 加熱炉が有するインターロックを共用)                  震度5弱相当の地震が発生した際に8042-2) 緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。</p> <p>○可燃性ガス配管                  屋内のアンモニア分解ガス配管について、可燃性ガス漏えい検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留するアンモニア分解ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない設計とする。なお、緊急遮断弁及び可燃性ガス配管は、8025) 燃料開発設備 加熱炉と共用する。</p> <p>○設備の員数(8026-6) 可燃性ガス配管)                  ・可燃性ガス配管(アンモニア分解ガス): 1式</p> <p>[11. 7-F1]                  ○空気混入防止機構                  当該施設の開口部は、上部の排気口のみとし、開口部には排出されるアンモニア分解ガスと周囲の空気を燃焼させるための電気式のイグナイターを設置することにより、排気口から排出されるアンモニア分解ガスを完全に燃焼させて排気し、室内へのアンモニア分解ガス及び水素ガスの漏えい・滞留及び炉内への空気混入を防止する。</p> <p>○設備の安全機構(8026-3) 空気混入防止機構)                  ・イグナイター: 1基</p> <p>イグナイターで燃焼した排気ガスを安全に排出するため、上部には局所排気系統に接続されたフードを設置する。</p> <p>○自動窒素ガス切替機構                  水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する当該施設は、内部への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室よりも正圧に維持する。                  アンモニア分解ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発生し、アンモニア分解ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入し、機器内を正圧に維持するとともに内部の水素ガスを排出する。                  導入する窒素ガスについては、通常使用する一般窒素系統とは別に、耐震重要度分類第1類で装置近傍に据付を実施したガスボンベを安全系としてを設け、一般窒素系統の供給圧力が低下した場合には、自動で安全系窒素系統に切替わる。なお、窒素ガスボンベは、8025) 燃料開発設備 加熱炉と共用する。</p>
------------	--

表リ一設一4一8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○設備の安全機構（{8026-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ：1基</li> <li>・窒素ガス導入弁：1基</li> <li>・窒素ガス配管（安全系）：1式</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁：1基</li> </ul> <p>○圧力逃がし機構 炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設置する。</p> <p>○設備の安全機構（{8026-5}圧力逃がし機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バネ式安全弁：1基</li> </ul> <p>ボルトで設備に固定する。</p>
	<p>加工施設内における溢水による損傷の防止</p>	<p>[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	<p>安全避難通路等</p>	<p>—</p>
	<p>安全機能を有する施設</p>	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14.3-F1] 自動窒素ガス切替機構等の各種安全機能が喪失し、炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。圧力逃がし機構の作動圧力は炉体の耐圧強度 <math>\square\square\square\square</math> 及び想定爆発圧力 (0.23 MPa) に対し十分低い <math>\square\square\square\square</math> で作動する設計とする。</p> <p>○設備の安全機構（{8026-5}圧力逃がし機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バネ式安全弁：1基</li> </ul>
	<p>材料及び構造</p>	<p>—</p>
	<p>搬送設備</p>	<p>—</p>
	<p>核燃料物質の貯蔵施設</p>	<p>—</p>
	<p>警報設備等</p>	<p>[18.1-F1][18.2-F1] ○自動窒素ガス切替機構 アンモニア分解ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発し、アンモニア分解ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断し設備を安全に停止する。</p>





表リー設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。安全機構及びインターロックの機器を本表（別表2）に示す。</p> <p>○設備の安全機構（{8026-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ：1基</li> <li>・窒素ガス導入弁：1基</li> <li>・窒素ガス配管（安全系）：1式</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁：1基（停電時開）</li> <li>・ヒータ電源遮断器：1基（停電時遮断）</li> </ul> <p>○過加熱防止機構</p> <p>当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発生し、ヒータ電源を遮断し、炉体の加熱を停止する過加熱防止機構を設ける。</p> <p>インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。</p> <p>熱電対から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。</p> <p>熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源であるヒータ電源を遮断する。安全機構及びインターロックの機器を本表（別表2）に示す。</p> <p>○設備の安全機構（{8026-4}過加熱防止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過加熱防止 設定温度（℃）：</li> <li>・炉内温度を監視する熱電対：1箇所</li> <li>・ヒータ電源遮断器：1基（停電時遮断）</li> </ul> <p>○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック（{8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロックを共用）</p> <p>可燃性ガス（アンモニア分解ガス及びプロパンガス）の漏えいを検知した場合は、自動的に警報を発生するとともに、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の緊急遮断弁を閉止し、当該ガス種の供給を遮断する。</p> <p>本インターロックの作動により、アンモニア分解ガスの供給圧力の低下により、自動窒素ガス切替機構が作動し、当該施設は安全に停止する。</p> <p>[18.2-F1]</p> <p>○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック（{8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロックを共用）</p> <p>震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。</p> <p>本インターロックの作動により、アンモニア分解ガスの供給圧力の低下により、自動窒素ガス切替機構が作動し、当該施設は安全に停止する。</p> <p>○緊急停止機構</p> <p>当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、アンモニア分解ガスの緊急遮断弁（{8025}燃料開発設備 加熱炉と共用）が閉止し、窒素ガス導入弁が開放され、当該施設が安全に停止する。なお、緊急停止回路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。</p> <p>本緊急停止ボタンの操作により、同一室内で可燃性ガスを使用する他の{8025}燃料開発設備 加熱炉も遮断する。</p>
-------------------	---



表リ一設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	<p>本インターロックの作動により、アンモニア分解ガスの供給圧力が低下するため、自動窒素ガス切替機構が作動し、設備は安全に停止する。また、停電時においても電源供給が遮断されるため緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）が閉止し炉体の加熱を停止するフェールセーフ機能により、当該施設を安全に停止することができる。安全機構及びインターロックの機器を本表（別表2）に示す。</p> <p>○設備の安全機構（緊急停止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急停止ボタン：1基</li> <li>・ヒータ電源遮断器：1基（停電時遮断）</li> <li>・窒素ガス導入弁：1基（停電時開）</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁：1基（停電時閉）</li> </ul>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ一設-1、図リ一設-4-8、図リ一設-4-8-1、図リ一設-4-9、図リ一設-4-9-1	

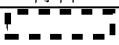
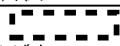
表リ一設-4-8（別表1-1）燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 材料一覧

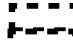
部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 
ウランを取り扱う部位	炉心管	セラミックス
その他	アンカーボルト	鋼 


表リ一設-4-8（別表1-2）燃料開発設備 小型雰囲気可変炉  
配管 主要な材料及び機器

設備・機器名	部品名	主要な材料及び機器
自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）	窒素ガス配管（安全系）	窒素ガス： ・材料：ステンレス鋼 
可燃性ガス配管	—	アンモニア分解ガス： ・材料：ステンレス鋼 

表リ一設-4-8（別表1-3）燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 その他の機器 材料一覧

設備・機器名	部位名	材料
空気混入防止機構	据付ボルト イグナイター	ステンレス鋼  金属製
圧力逃がし機構	据付ボルト バネ式安全弁	鋼  金属製

\*1  以上の強度を有する材料

\*2  以上の強度を有する材料

表リー設-4-8 (別表2) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉安全機構及びインターロックに関する機器の構成と改造仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数 <sup>(2)</sup>	添付図
{8026-2}自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	アンモニア分解ガス 圧カスイッチ:1基	図リー設-4-8-1 (1) 図リー設-4-8-1 (2)
	窒素ガス導入弁:1基	
	窒素ガス配管(安全系)(耐震重要度分類第2類):1式 <sup>(3)</sup>	
	アンモニア分解ガス 装置弁:1基	
	ヒータ電源遮断器:1基	
{8026-3}空気混入防止機構	イグナイター:1基	図リー設-4-8-1 (3)
{8026-4}過加熱防止機構	熱電対:1本	図リー設-4-8-1 (4)
	過加熱設定器:1基	図リー設-4-8-1 (5)
	ヒータ電源遮断器:1基	
{8026-5}圧力逃がし機構	バネ式安全弁:1基	図リー設-4-8-1 (6)
緊急停止機構	緊急停止ボタン:1基 <sup>(4)</sup>	図リー設-4-9-1 (1) 図リー設-4-9-1 (2)
	窒素ガス導入弁:1基	
	アンモニア分解ガス 装置弁:1基	
	ヒータ電源遮断器:1基	
地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック	{8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロック(表リー設-4-8(別表4))を共用する。	図リー設-4-9-1 (3)
		図リー設-4-9-1 (4)
可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック	{8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロック(表リー設-4-8(別表4))を共用する。	図リー設-4-9-1 (5)
		図リー設-4-9-1 (6)


(1) 制御回路を含めて独立した2系統(A系統/B系統)とするため、1箇所に2台設置する。

(2) 制御盤及び緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)は、第2開発室用として設置し、{8025}燃料開発設備 加熱炉及び極少量のアンモニア分解ガスを使用する設工認対象外設備と共用する。また、感震計は、{8039}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)、{8041}緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)、{8042}緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)、{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁及び{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置と共用する。

(3) 窒素ガス配管(安全系)は、{8025}燃料開発設備 加熱炉と共用している安全系 窒素ガス配管系統の構成部品。

(4) {8025}燃料開発設備 加熱炉に設置し共用する。


表リ一設-5-1 分析設備 計量設備架台 No.12 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 分析設備 <sup>(1)</sup>
設備・機器名称 機器名	{8066-4} 分析設備 計量設備架台 No.12	
変更内容	撤去	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第 1 種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装 <sup>(2)</sup> を施す。
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図リ一設-1	

(1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可)に基づく施設名称を記載する。

(2) これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。


表リ一設-5-2 試験検査設備 計量設備架台 No.13 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 試験検査設備 <sup>(1)</sup>
設備・機器名称 機器名	{8070-3} 試験検査設備 計量設備架台 No.13	
変更内容	撤去	
設置場所	第2加工棟 第2開発室	
員数	1台	
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装 <sup>(2)</sup> を施す。
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図リ一設-1	

(1)本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設名称を記載する。

(2)これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。

表リ一設-5-3 試験検査設備 計量設備架台 No.14 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け) 試験検査設備 <sup>(1)</sup>
設備・機器名称 機器名	{8070-4} 試験検査設備 計量設備架台 No.14	
変更内容	撤去	
設置場所	第2加工棟 第2開発室	
員数	1台	
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼
	寸法(単位:mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装 <sup>(2)</sup> を施す。
	遮蔽	—
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図リ一設-1	

(1)本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設名称を記載する。

(2)これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。

表リ-他-1 (1/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
第1廃棄物貯蔵棟	{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造	1式 (11台)	通信連絡設備	図リ-他-1(1) 図リ-他-1(2) 図リ-他-12(1)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)) <sup>(2)</sup>	改造	1式 (4台)	通信連絡設備	図リ-他-1(1) 図リ-他-1(2) 図リ-他-12(2)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造	1式 (熱感知器(スポット型):45台 煙感知器(スポット型):4台、 発信機:4台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-1(3) 図リ-他-1(4) 図リ-他-12(5)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	改造	1式 (1台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-1(3) 図リ-他-11(6) 図リ-他-12(5)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8010-2} 消火設備 消火器	改造	1式 (ABC粉末消火器10 型:21本 二酸化炭素消火器:1 本)	火災等による損傷の防止	図リ-他-1(5) 図リ-他-1(6)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8031} 緊急設備 避難通路	新設	1式	安全避難通路等	図リ-他-1(7) 図リ-他-1(8)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8032} 緊急設備 非常用照明	改造	1式 (11台)	安全避難通路等	図リ-他-1(7) 図リ-他-1(8) 図リ-他-11(6)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8032-2} 緊急設備 誘導灯	改造	1式 (20台)	安全避難通路等	図リ-他-1(7) 図リ-他-1(8) 図リ-他-11(6)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)

表リ-他-1 (2/6) 建物等、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
第3廃棄物貯蔵棟	{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	改造	1式 (3台)	通信連絡設備	図リ-他-2(1) 図リ-他-2(2) 図リ-他-12(1)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造	1式 (熱感知器(スポット型):38台 煙感知器(スポット型):1台 発信機:3台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-2(3) 図リ-他-2(4) 図リ-他-12(3)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	改造	1式 (1台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-2(3) 図リ-他-11(6) 図リ-他-12(3)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8010-3} 消火設備 消火器	変更なし	1式 (ABC粉末消火器10 型:6本)	火災等による損傷の防止	図リ-他-2(5) 図リ-他-2(6)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8033} 緊急設備 避難通路	新設	1式	安全避難通路等	図リ-他-2(7) 図リ-他-2(8)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8036} 緊急設備 非常用照明	改造	1式 (7台)	安全避難通路等	図リ-他-2(7) 図リ-他-2(8) 図リ-他-11(6)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8036-2} 緊急設備 誘導灯	改造	1式 (10台)	安全避難通路等	図リ-他-2(7) 図リ-他-2(8) 図リ-他-11(6)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
発電機・ポンプ棟	{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) <sup>(2)</sup>	改造	1式 (1台)	通信連絡設備	図リ-他-3 図リ-他-12(1)	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)
発電機・ポンプ棟	{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	改造	1式 (熱感知器(スポット型):8台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-3 図リ-他-12(4)	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)



表リ-他-1 (3/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
発電機・ポンプ棟	{8010-7} 消火設備 消火器	改造	1 式 (ABC 粉末消火器 10 型: 4 本)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リ-他-3	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)
発電機・ポンプ棟	{8035-2} 緊急設備 避難通路	新設	1 式	安全避難通路等	図リ-他-3	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)
発電機・ポンプ棟	{8038-5} 緊急設備 非常用照明	改造	1 式 (3 台)	安全避難通路等	図リ-他-3 図リ-他-1 1 (7)	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)
発電機・ポンプ棟	{8038-6} 緊急設備 誘導灯	新設	1 式 (3 台)	安全避難通路等	図リ-他-3 図リ-他-1 1 (7)	発電機・ポンプ棟 (表リ-建-1)
第 2 加工棟	{8011} 消火設備 自動式の消火設備	新設	1 式 (3 基(制御盤) /17 個(薬剤))	火災等による損傷の防止	図リ-他-4	第 2 加工棟 (追第 4 次 表ハ-2-1)
第 2 加工棟	{8052} 緊急設備 漏水検知器	改造	1 式 (40 台)	溢水による損傷の防止	図リ-他-6 (1)	第 2 加工棟 (追第 4 次 表ハ-2-1)
第 1 廃棄物貯蔵棟	{8056} 緊急設備 漏水検知器	改造	1 式 (4 台)	溢水による損傷の防止	図リ-他-6 (2)	第 1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
屋外	{8039} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガ ス)	改造	1 式 (2 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-7 (1) 図リ-他-7 (3) 図リ-他-7 (4)	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2 P 設-1 3-1)
屋外	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガ ス)	改造	1 式 (2 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-7 (1) 図リ-他-7 (6) 図リ-他-7 (7)	燃料開発設備 加熱炉 (表リ-設-4-7)
屋外	{8039-3} 緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガ ス)	改造	1 式 (1 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-7 (3) 図リ-他-7 (4)	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2 P 設-1 3-1)

表リ-他-1 (4/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
屋外	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)	改造	1 式 (2 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-7 (1) 図リ-他-7 (6) 図リ-他-7 (8)	燃料開発設備 加熱炉 (表リ-設-4-7)
屋外	{8041} 緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)	改造	1 式 (2 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-7 (1) 図リ-他-7 (3) 図リ-他-7 (5)	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1)
屋外	{8041-2} 緊急設備 手動閉止弁 (プロパンガス)	改造	1 式 (1 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-7 (3) 図リ-他-7 (5)	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1)
屋外	{8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)	新設	1 式 (2 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-7 (1) 図リ-他-7 (9) 図リ-他-7 (10)	焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1)
第2加工棟 屋外	{8059} 緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)	新設	1 式 (2 台)	内部溢水による損傷の防止	図リ-他-7 (3) 図リ-他-7 (5) 図リ-他-16 (1) 図リ-他-16 (3)	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1)
第1廃棄物貯蔵棟 屋外	{8059-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水)	改造	1 式 (1 台)	内部溢水による損傷の防止	図リ-他-16 (2) 図リ-他-16 (3) 図リ-他-16 (4)	気体廃棄設備 No. 2 (表ト-W1設-2-1)
第2加工棟 第2-2ペレット室	{8046} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	改造	1 式 (4 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-8 (1)	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1)
第2加工棟 第2開発室、屋外	{8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) <sup>(3)</sup>	改造	1 式 (8 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-8 (2)	燃料開発設備 加熱炉 (表リ-設-4-7) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 (表リ-設-4-8)
第2加工棟 第2-2ペレット室	{8047} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス)	改造	1 式 (4 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-8 (1)	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1)

表リ-他-1 (5/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
第1 廃棄物貯蔵棟	{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市 ガス)	改造	1 式 (6 台)	火災等による損傷の防止	図リ-他-8 (3)	焼却設備 焼却炉 (表ト-W1 設-5-1)
第2 加工棟	{8065} 緊急設備 遮水板	新設	1 式 (2 箇所)	溢水による損傷の防止	図リ-他-1 3 (1)	第2 加工棟 (追第4 次 表ハ-2-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8065-2} 緊急設備 遮水板	新設	1 式	溢水による損傷の防止	図リ-他-1 3 (2)	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1 防護壁)	新設	1 基	外部からの衝撃による損 傷の防止	図ト-W1 建-9 (1) 図ト-W1 建-1 3	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第1 廃棄物貯蔵棟	{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉	改造	1 式	溢水による損傷の防止	図ト-W1 建-2 1 図ト-W1 建-2 2	第1 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1 建-1)
第3 廃棄物貯蔵棟	{8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3 防護壁)	新設	1 基	外部からの衝撃による損 傷の防止	図ト-W3 建-8 (1) 図ト-W3 建-1 2	第3 廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3 建-1)
第2 加工棟	{8045} 緊急設備 防火ダンパー	改造	1 式 (45 台)	火災等による損傷の防止	図ト-2 P 設-2-1-1 (2) 図ト-2 P 設-2-1-1 (3) 図ト-2 P 設-2-1-1 (4) 図ト-2 P 設-2-1-1 (5) 図ト-2 P 設-2-2-1 (2) 図ト-2 P 設-2-2-1 (3) 図ト-2 P 設-2-2-1 (4) 図ト-2 P 設-2-3-1 (2) 図ト-2 P 設-2-3-1 (3) 図ト-2 P 設-2-4-1 (2) 図ト-2 P 設-2-4-1 (3) 図ト-2 P 設-2-4-1 (4)	気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系 統 II、系統 V、給気系統) (表ト-2 P 設-2-1) 気体廃棄設備 No.1 (系統 III、系 統 VI、給気系統) (表ト-2 P 設-2-2) 気体廃棄設備 No.1 (系統 IV、給 気系統) (表ト-2 P 設-2-3) 気体廃棄設備 No.1 (系統 VII、系 統 VIII、給気系統) (表ト-2 P 設-2-4)

表リ-他-1 (6/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
第2加工棟	{8062} 緊急設備 防護板	改造	1式	火災等による損傷の防止	図ハ-2P設-7-1 図ハ-2P設-8-2(1) 図ハ-2P設-13-1(17) 図リ-設-4-6	プレス No.2-1 (表ハ-2P設-7-1) 焙焼炉 No.2-1 破碎装置 (表ハ-2P設-8-2) 連続焼結炉 No.2-1 (表ハ-2P設-13-1) 燃料開発設備 プレス (表リ-設-4-6)
第1廃棄物貯蔵棟	{8062-2} 緊急設備 防護板	新設	1式	火災等による損傷の防止	図ト-W1設-2-2(2)	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機 (表ト-W1設-2-1)
第2加工棟	{8058} 緊急設備 防水カバー	新設	1式 (5箇所)	加工施設内における溢水による損傷の防止	図ハ-2P設-3-1(1) 図ハ-2P設-5-1(4) 図ハ-2P設-13-1-3	粉末混合機 No.2-1 粉末投入機 (表ハ-2P設-3-1) 粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送 容器昇降リフト (表ハ-2P設-5-1) 連続焼結炉 No.2-1 (表ハ-2P設-13-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8058-2} 緊急設備 防水カバー	新設	1式 (1箇所)	加工施設内における溢水による損傷の防止	図ト-W1設-5-1-1(2)	焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1)

- (1) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載しており、本申請において適合性を確認する。
- (2) 屋外に設置する又は屋外で使用する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカバーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。
- (3) 第2開発室の{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)は、燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉に設置し、極少量の水素ガス等を使用する許認可対象外設備に対しても兼用することとしていたが、小型雰囲気可変炉の配置変更により水素ガスを取り扱う設備の配置範囲が広がったため、設備・機器それぞれに可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)を設けることとした。

表リー他ー2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	消火栓
設備・機器名称 機器名	{8012} 消火設備 屋内消火栓 <sup>(1)</sup> {8012-2} 消火設備 屋外消火栓 <sup>(1)</sup>	
変更内容	改造 ①地震による損傷の防止対策として、補強及び配管ルート変更を実施する。 ②地盤対策として、屋外消火栓を加工施設に支持させる。 ③第 2 次申請で仮移設した {8012-4} 消火設備 屋外消火栓を①②の内容により変更して本設する。 ④第 3 次申請で仮移設した {8012-3} 消火設備 屋外消火栓、{8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管を①②の内容により変更して本設する。 ⑤第 4 次申請で仮移設した {8012-6} 消火設備 屋外消火栓配管を①②の内容により変更して本設する。 ⑥内部溢水対策として、配管ルートの変更を実施する。 ⑦消火活動の円滑化として、屋内消火栓及びホース格納箱の増設を実施する。 ⑧加工施設と加工施設外との配管境界に閉止バルブを設置する。	
設置場所	第 2 加工棟 (屋上、外壁含む) ({8012} 消火設備 屋内消火栓) 屋外及び発電機・ポンプ棟 (第 1 加工棟外壁及び第 1 廃棄物貯蔵棟外壁含む) ({8012-2} 消火設備 屋外消火栓)	
員数	{8012} 消火設備 屋内消火栓：1 式 {8012-2} 消火設備 屋外消火栓：1 式	
一般仕様	型式	放水式
	主要な構造材	炭素鋼配管、鋼
	寸法 (単位：mm)	(敷地内に配管を使用して敷設)
	その他の構成機器	屋内消火栓 (消防用ホース、消防用ノズル及び消火栓ポンプ起動ボタン含む) 屋外消火栓 (消防用ホース、消防用ノズル及び消火栓ポンプ起動ボタン含む) 消火栓ポンプ、高置水槽、消火栓水槽、消防用ホース箱、泡消火薬剤
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 消火栓を構成する屋内消火栓、屋外消火栓及び消火栓配管は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 加工棟、第 2 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟に設置又は液状化のおそれのない地盤に埋設する。  消火栓を構成する消火栓ポンプ及び水源となる消火栓水槽は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟 (表リー建-1) に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 消火栓を構成する機器は、耐震重要度分類を第 3 類とし、加工施設の壁、柱、はり、屋根、床等にボルト等で固定する。  配管は、耐震重要度分類第 3 類における標準支持間隔以下で支持する。配管本体は、配管サポート又は架台に固定する。配管サポート等は、壁、柱、はり、屋根、天井、床にアンカーボルトで固定する。 また、地震により加工施設外の消火栓配管が破断した場合でも加工施設の放水機能を維持するために、逆止弁又は閉止可能な弁を設置する。  消火栓を構成する消火栓水槽は地下ピットとし、耐震重要度分類第 3 類である発電機・ポンプ棟の地下ピットに設け、建物躯体の一部として地震による損傷を防止する。 消火栓水槽の構造を図リー建-1-5 (1) に示す。
	津波による損傷の防止	—

表リー他ー2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>(竜巻) —</p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温) [8.1-F2] 屋外に設置する屋外消火栓及び消火栓配管は、大阪管区气象台において過去に観測された最低気温-7.5℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう配管の凍結防止対策として地上露出部には断熱材で被覆し、それ以外は地中埋設とする。なお、大阪府は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。 また、埋設部で構内道路下に埋設する箇所は、車両の荷重を考慮し、上記深さが600mm以上となるように埋設する。</p> <p>(火山活動(降下火砕物)) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(航空機落下) —</p> <p>(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) —</p> <p>(交通事故(自動車)) —</p>
	<p>加工施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>—</p>
	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>—</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-F1] 第1加工棟(追第3次 表へー2-1)には{8012-2}消火設備 屋外消火栓を、第2加工棟(追第4次 表ハ-2-1)には{8012}消火設備 屋内消火栓を設ける。  {8012-2}消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条の設置基準に基づき設置する。 建築物の各部分から消火栓のホース接続口までの水平距離が、40m以下となるように配置する。</p>

表リ-他-2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>○設備の員数（{8012-2}消火設備 屋外消火栓）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外消火栓：全 6 台</li> <li>・屋外消火栓に設置するホース：20 m ホース 2 本</li> </ul> <p>加工施設に関係する屋外消火栓は全 6 台であり、このうち、第 1 加工棟を包含するために配置する屋外消火栓は 4 台とする。</p> <p>{8012-2}消火設備 屋外消火栓による消火活動を円滑に行うために、第 1 加工棟は建物外から各室へのアクセスルートを 2 つ以上確保するように屋外消火栓を配置する。</p> <p>{8012}消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条の設置基準に基づき設置する。</p> <p>防火対象物の階ごとに、その階の各部分からホース接続口までの水平距離が 25 m 以下となるように配置する。また、当該階の各部分に有効に放水することができるよう延長ホースを配置する。</p> <p>屋上の受電設備の変圧器の火災に備えて泡消火剤(油火災用)を設置する。</p> <p>○設備の員数（{8012}消火設備 屋内消火栓）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内消火栓：全 13 台<sup>(2)</sup></li> <li>(1 階：4 台、中 2 階：1 台、2 階：3 台、3 階：4 台、4 階：1 台)</li> <li>・屋内消火栓に設置するホース：15 m ホース 2 本</li> <li>・延長ホース(15 m)：3 本 (1 階：1 本、2 階：1 本、3 階：1 本)</li> <li>・泡消火薬剤：1 式</li> </ul> <div style="border: 2px dashed black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>{8012}消火設備 屋内消火栓による消火活動を円滑に行うために、第 2 加工棟は消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを 2 つ以上確保するように屋内消火栓を配置する。</p> <p>消火栓の消火栓ポンプ及び水源となる消火栓水槽は、消防法施行令第十一条（屋内消火栓）及び消防法施行令第十九条（屋外消火栓）の設置基準に基づき設置する。消火栓ポンプ及び消火栓水槽は、発電機・ポンプ棟に設置する。消火栓ポンプ及び消火栓水槽は、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8012-2}消火設備 屋外消火栓の共用となるが、{8012-2}消火設備 屋外消火栓の設備とする。</p> <p>○設備の員数（{8012-2}消火設備 屋外消火栓）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓水槽：1 基（約 25 m<sup>3</sup>）</li> <li>・消火栓ポンプ：1 台（非常用電源設備に接続）</li> </ul> <p>屋外の一部の配管は、{8012}消火設備 屋内消火栓、{8012-2}消火設備 屋外消火栓の共用となるが、{8012-2}消火設備 屋外消火栓の設備とする。</p> <p>[11.3-F1]</p> <p>設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11.3-F2]</p> <p>消火栓ポンプには、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>
-------------------	--------------------	---

表リ一他ー2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に{8012}消火設備 屋内消火栓を設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画において、使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画において、それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。											
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—											
	安全避難通路等	—											
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。											
	材料及び構造	—											
	搬送設備	—											
	核燃料物質の貯蔵施設	—											
	警報設備等	—											
	放射線管理施設	—											
	廃棄施設	—											
核燃料物質等による汚染の防止	—												
遮蔽	—												
換気設備	—												
非常用電源設備	[24.2-F2] 消火栓ポンプは、消防法施行令第十一条（屋内消火栓）及び第十九条（屋外消火栓）に基づき、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも放水可能とする。  以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設備・機器名称 機器名</th> <th style="text-align: center;">バッテリーを 備える</th> <th style="text-align: center;">非常用発電 機に接続</th> <th style="text-align: center;">設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火設備 屋内消火栓（消火栓ポンプ）</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>消火設備 屋外消火栓（消火栓ポンプ）</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> 非常用電源設備 系統図を図リ一他ー11(1)に示す。	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作	消火設備 屋内消火栓（消火栓ポンプ）	—	○	—	消火設備 屋外消火栓（消火栓ポンプ）	—	○	—
設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作										
消火設備 屋内消火栓（消火栓ポンプ）	—	○	—										
消火設備 屋外消火栓（消火栓ポンプ）	—	○	—										
通信連絡設備	—												
その他許可で求める仕様	—												
添付図	図リ一建一1-5(1)、図リ一他ー5(図リ一他ー5(11)を除く)、図リ一他ー11(1)												

(1) 消火設備 屋内消火栓と消火設備 屋外消火栓は、消火栓ポンプ、消火栓水槽、一部の配管を共用する設備であるため、一つの仕様表とする。

(2) 消火設備 屋内消火栓の配置は、公設消防と協議済みである。




表リー他ー3 消火設備 可搬消防ポンプ 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 消火栓
設備・機器名称 機器名	{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ	
変更内容	変更なし	
設置場所	屋外 (第 2 加工棟出荷ヤード (貯水槽①近傍) 及び貯水槽②近傍)	
員数	2 台	
一般仕様	型式	可搬型エンジン駆動消防ポンプ 級別: B-3 級 (動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令)
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	消防用吸管、消防用ホース、消防用ノズル 貯水槽①: 240 m <sup>3</sup> 貯水槽②: 200 m <sup>3</sup> (消防法施行令第二十条第 4 項第三号に準拠)
	その他の性能	放水圧力: 0.55 MPa (規格放水時) 0.8 MPa (高圧放水時) 放水量: 0.5 m <sup>3</sup> /min (規格放水時) 0.27 m <sup>3</sup> /min (高圧放水時) (消防法施行令第二十条第 3 項、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に準拠)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 1-F1] {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプを、消防法施行令第二十条第 4 項第四号に準拠した上で、屋外に設置する。  ○設備の員数 ({8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ) ・可搬消防ポンプ: 2 台  {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプの配置を、図リー他ー5 (11) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	

表リ-他-3 消火設備 可搬消防ポンプ 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リ-他-5 (11)	




表リ一他ー4 緊急設備 感震計 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) 緊急遮断弁 (水素ガス) 緊急遮断弁 (プロパンガス) 緊急遮断弁 (都市ガス)
設備・機器名称 機器名		{8042-2} 緊急設備 感震計
変更内容		改造 (第 2 加工棟及び第 1 廃棄物貯蔵棟の火災爆発対策及び溢水対策のため、緊急遮断弁及び送水ポンプ自動停止装置と連動する感震計を 2 系統で設置する。)
設置場所		屋外 第 2 加工棟北外壁面
員数		1 式 (2 台)
一般仕様	型式	(感震器) 地上設置 静電容量式
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	避雷器 (GPS アンテナ用)
	その他の性能	加速度測定範囲: ±4000 gal (水平・鉛直)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第 1 類とする。 強度部材を本表 (別表 1) に示す。  検知部: アンカーボルトで床面に固定する。  表示部: アンカーボルトで壁面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) —  (落雷) —  (極低温 (凍結)) [8.1-F2] 感震計は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する機器を設置する。  (火山活動 (降下火砕物)) —  (積雪) —  (生物学的事象) —  (航空機落下) —  (外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —

表リ一他ー4 緊急設備 感震計 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(電磁的障害)</p> <p>[8.2-F2]</p> <p>安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。</p> <p>インターロック回路の制御盤の筐体には金属製を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p> <p>アンテナ線は避雷器を設置し、雷サージの侵入を防止する。</p> <p>(交通事故(自動車))</p> <p>—</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1]</p> <p>設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>材料を本表(別表1)に示す。</p> <p>[11.3-F2]</p> <p>配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul> <p>[11.5-F1]</p> <p>震度5弱相当の地震が発生した際に可燃性ガスの緊急遮断弁に閉信号を発し、可燃性ガスを取り扱う設備への可燃性ガスの供給を遮断することにより、設備の爆発を防止する。</p> <p>対象とする可燃性ガスを取り扱う設備及び緊急遮断弁を下記に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○{2064}連続焼結炉 No.2-1 (表ハー2P設-13-1)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8039}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス):1箇所</li> <li>・{8041}緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス):1箇所</li> </ul> </li> <li>○{6138}焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8042}緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス):1箇所</li> </ul> </li> <li>○{8025}燃料開発設備 加熱炉 (表リ-設-4-7)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス):1箇所</li> <li>・{8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス):1箇所</li> </ul> </li> <li>○{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 (表リ-設-4-8)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス):1箇所</li> </ul> </li> </ul>

表リ一他ー４ 緊急設備 感震計 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 震度 5 弱相当の地震が発生した際に発電機・ポンプ棟に設置された {8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置に作動信号を発生し、第 2 加工棟への設備用循環冷却水の送水及び上水の送水を自動停止させることで、第 2 加工棟の内部溢水量を抑制する。 また、同様に震度 5 弱相当の地震が発生した際に第 1 廃棄物貯蔵棟への上水の送水を遮断することで、第 1 廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 検査に当たっては国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される屋外の温度、湿度、放射線等の環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 2-F1] ○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック 震度 5 弱相当の地震が発生した際に可燃性ガスの緊急遮断弁に閉信号を発生し、下記の可燃性ガスを取り扱う設備への可燃性ガスの供給を遮断する地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックを作動させる。  感震計の作動震度： 計測震度  (震度 5 弱相当) <sup>(1)</sup>  対象とする可燃性ガスを取り扱う設備を下記に示す。 ・ {2064} 連続焼結炉 No. 2-1 (表ハー 2 P 設-1 3-1) ・ {6138} 焼却設備 焼却炉 (表ト-W 1 設-5-1) ・ {8025} 燃料開発設備 加熱炉 (表リ-設-4-7) ・ {8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 (表リ-設-4-8)  ○地震発生時 上水遮断インターロック 震度 5 弱相当の地震が発生した際に第 1 廃棄物貯蔵棟の上水元弁に閉信号を発生し、送水を遮断する上水遮断インターロックを作動させる。  ・ 感震計の作動震度： 計測震度  (震度 5 弱相当) <sup>(1)</sup> ・ {8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 (表リ一他ー 1 2)  ○送水ポンプ自動停止装置 震度 5 弱相当の地震が発生した際に発電機・ポンプ棟に設置された送水ポンプ自動停止装置に作動信号を発生し、第 2 加工棟への設備用循環冷却水の送水及びの上水の送水を自動停止する送水ポンプ自動停止装置を作動させる。  ○設備の安全機構 ( {8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 ) (表リ一他ー 1 3) ・ 感震計の作動震度： 計測震度  (震度 5 弱相当) <sup>(1)</sup> ・ 送水ポンプ (第 2 加工棟 設備用 循環冷却水ポンプ) ・ 送水ポンプ (第 2 加工棟 上水ポンプ) ・ {8042-2} 緊急設備 感震計

表リ一他ー4 緊急設備 感震計 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図リ一他ー7(1)、図リ一他ー7(2)	

(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。

表リ一他ー4 (別表1) 緊急設備 感震計 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	感震計(検知部) 感震計(表示部) アンカーボルト	金属製 金属製 鋼

以上の強度を有する材料

表リ一他ー4 (別表2) 緊急設備 感震計 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトの追加	アンカーボルト	

表リ一他ー5 緊急設備 可搬型照明 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 非常用照明、誘導灯
設備・機器名称 機器名	{8038-4} 緊急設備 可搬型照明	
変更内容	変更なし	
設置場所	屋外 (屋外、第 1 加工棟、第 2 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟、 部品検査設備棟)	
員数	1 式	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	[13. 1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた {8038-4} 緊急設備 可搬型照明を設置する。必要な場所に設置場所から運搬し、使用する。
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ一他ー9	

表リー他ー5（別表） 緊急設備 可搬型照明 設備一覧

	可搬型エンジン駆動照明	ヘッドライト	手動発電ライト	可搬型ライト	懐中電灯	可搬式 2800 VA ガソリン発電機
電源	エンジン駆動発電機	乾電池	手動発電 + 太陽光発電	充電式乾電池	乾電池	エンジン駆動発電機
設置場所	第2加工棟、保安棟	部品検査設備棟	部品検査設備棟	部品検査設備棟	事業所内各所	保安棟、事務棟、第1加工棟
保管個数	2台	20個	2個	10個	20個	3台

屋外で使用する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカバーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。



表リ一他ー6 通信連絡設備 所外通信連絡設備 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 所外通信連絡設備
設備・機器名称 機器名	{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備	
変更内容	変更なし	
設置場所	事務棟、保安棟、屋外	
員数	1 式	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F2] 外部電源により動作するものについては、電源ラインに配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	

表リ一他ー6 通信連絡設備 所外通信連絡設備 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>[24. 2-F1] [24. 2-F2]</p> <p>外部電源により動作するものについては、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続又はバッテリーを備え、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○：該当、－：該当なし)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">設備・機器名称 機器名</td> <td style="text-align: center;">バッテリーを備える</td> <td style="text-align: center;">非常用発電機に接続</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通信連絡設備</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所外通信連絡設備</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>各所外通信連絡設備の外部電源喪失時の電源供給を表リ一他ー6 (別表) に示す。</p>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用発電機に接続	通信連絡設備	○	○	所外通信連絡設備	○	○
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用発電機に接続								
通信連絡設備	○	○									
所外通信連絡設備	○	○									
通信連絡設備	<p>[25. 2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備を表リ一他ー6 (別表) に示す。</p>										
その他許可で求める仕様	—										
添付図	図リ一他ー10 (2)										

表リ一他ー6 (別表) 通信連絡設備 所外通信連絡設備 設備一覧

	ファクシミリ	一般回線	携帯電話	衛星携帯電話	I P電話	社内網の利用
配備数	3台	一式	一式	4台	3台	一式
配置場所	緊急対策本部：1台 事務棟：1台 保安棟：1台	事業所内全域	緊急対策本部員	緊急対策本部：2台 保安棟：2台	緊急対策本部：3台	事業所内全域
機能	電気通信事業者回線により社外との情報受発信。 また、衛星通信による受発信も可能。	電気通信事業者回線による社外との通信連絡。	同左。	静止衛星や衛星基地局を経由して社外への通信連絡。	電気通信事業者回線による社外との通信連絡。	所内から電気通信事業者提供の社内通信網を経由し社内他地区の電話交換機を使用して一般回線を利用。
通信回線 <sup>(1)</sup>	有線	有線	無線	無線	有線	有線
外部電源喪失時の電源供給	非常用電源設備	バッテリー、非常用電源設備	バッテリー	バッテリー	バッテリー、非常用電源設備	バッテリー、非常用電源設備

	携帯型無線 (消防専用回線)	緊急時優先電話 (専用電話回線)
配備数	1台	1台
配置場所	保安棟	保安棟
機能	公設消防との間の通信連絡。	電気通信事業者回線により通信混雑時も優先的に通信連絡できる。
通信回線 <sup>(1)</sup>	無線	有線
外部電源喪失時の電源供給	バッテリー	電気通信事業者通信回線による給電

(1) 通信回線は、外部へ接続する回線を示す。

表リ一他一 7 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機） 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	所内通信連絡設備
設備・機器名称 機器名	{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）	
変更内容	改造	
設置場所	事務棟	
員数	1 式	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法（単位：mm）	—
	その他の構成機器	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ）） 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F2] 電源ラインに配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	[24.2-F1] {8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備え、そのバッテリーから {8007-6} {8007-8} {8007-11} {8007-14} {8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13} {8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。（{8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））は、第 3 次申請にて申請済み。{8007-6} {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、第 4 次申請にて申請済み。）	

表リ一他ー7 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機） 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>非常用電源設備</p>	<p>[24. 2-F2]</p> <p>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、{8005} 非常用電源設備 A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。{8007-6} {8007-8} {8007-11} {8007-14} {8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13} {8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○：該当、－：該当なし)</p> <table border="1" data-bbox="647 584 1370 714"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 584 1029 651">設備・機器名称 機器名</th> <th data-bbox="1029 584 1198 651">バッテリーを備える</th> <th data-bbox="1198 584 1370 651">非常用発電機に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="647 651 1029 714">通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）</td> <td data-bbox="1029 651 1198 714" style="text-align: center;">○</td> <td data-bbox="1198 651 1370 714" style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用発電機に接続	通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）	○	○
設備・機器名称 機器名	バッテリーを備える	非常用発電機に接続						
通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）	○	○						
	<p>通信連絡設備</p>	<p>[25. 1-F1]</p> <p>{8007-6} {8007-8} {8007-11} {8007-14} {8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13} {8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）を設置し、PHS アンテナに付属する所内携帯電話機（PHS）又は固定電話機により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。{8007-6} {8007-8} {8007-11} {8007-14} {8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13} {8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続する。</p> <p>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の配置を図リ一他ー10（1）に、系統図を図リ一他ー12（2）に示す。</p> <p>[25. 2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備を表リ一他ー6（別表）に示す。一般回線及び社内網の利用は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介して外部との連絡を行う。</p>						
<p>その他許可で求める仕様</p>		<p>—</p>						
<p>添付図</p>		<p>図リ一他ー10（1）、図リ一他ー10（2）、図リ一他ー12（2）</p>						

表リ一他一 8 通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機） 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 所内通信連絡設備
設備・機器名称 機器名	{8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）	
変更内容	変更なし	
設置場所	事務棟（緊急対策本部）	
員数	1 式（12 台）	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法（単位：mm）	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	[24. 2-F1] {8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）は、バッテリーを備え、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	
通信連絡設備	[25. 1-F1] 所内通信連絡設備として、{8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）を備え、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。 {8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）の配置を図リ一他一 10（1）に示す。	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ一他一 10（1）	

表リー他ー9 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機） 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	所内通信連絡設備
設備・機器名称 機器名	{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	
変更内容	変更なし	
設置場所	事務棟、保安棟	
員数	1 式（事務棟：1 台、保安棟：1 台）	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法（単位：mm）	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	[24. 2-F1] {8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備え、そのバッテリーから {8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	

表リ一他ー9 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機） 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>[24. 2-F2]</p> <p>{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、{8005}非常用電源設備 A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。{8007-19}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○：該当、－：該当なし)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設備・機器名称 機器名</th> <th style="text-align: center;">バッテリーを 備える</th> <th style="text-align: center;">非常用発電 機に接続</th> <th style="text-align: center;">設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">－</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作	通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	－	－	○
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作						
通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	－	－	○							
通信連絡設備	<p>[25. 1-F1]</p> <p>{8007-19}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）を設置し、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。{8007-19}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続する。</p> <p>{8007-19}通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）の配置を図リ一他ー10（1）に、系統図を図リ一他ー12（2）に示す。</p>									
その他許可で求める仕様	－									
添付図	図リ一他ー10（1）、図リ一他ー12（2）									

表リ一他一 10 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	所内通信連絡設備
設備・機器名称 機器名	{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	
変更内容	改造	
設置場所	事務棟、保安棟	
員数	1 式 (事務棟 : 1 台、保安棟 : 1 台)	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位 : mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	[24. 2-F1] {8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備え、そのバッテリーから {8007-20} 通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	



表リー他ー10 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>[24. 2-F2]</p> <p>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) は、{8005} 非常用電源設備 A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○: 該当、—: 該当なし)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設備・機器名称 機器名</th> <th style="text-align: center;">バッテリーを 備える</th> <th style="text-align: center;">非常用発電 機に接続</th> <th style="text-align: center;">設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	—	—	○
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作						
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	—	—	○							
通信連絡設備	<p>[25. 1-F1]</p> <p>{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) を設置し、PHS アンテナに付属する所内携帯電話機 (PHS) により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機) に接続する。</p> <p>{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) の配置を図リー他ー10 (1) に、系統図を図リー他ー12 (2) に示す。</p>									
その他許可で求める仕様	—									
添付図	図リー他ー10 (1)、図リー他ー12 (2)									

表リ一他一 1 1 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) 仕様

許可との対応	許可番号 (日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) 所内通信連絡設備
設備・機器名称 機器名	{8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	
変更内容	改造	
設置場所	屋外	
員数	1 式 (9 台)	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	[24. 2-F1] {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリーを備える {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。({8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) は、第 3 次申請にて申請済み。)	

表リ一他一 1 1 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>[24. 2-F2]</p> <p>{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))には、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○: 該当、—: 該当なし)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設備・機器名称 機器名</th> <th style="text-align: center;">バッテリーを 備える</th> <th style="text-align: center;">非常用発電 機に接続</th> <th style="text-align: center;">設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	—	—	○
	設備・機器名称 機器名	バッテリーを 備える	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作						
通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	—	—	○							
通信連絡設備	<p>[25. 1-F1]</p> <p>{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))を設置し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))に接続し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))に付属するマイクにより屋外における放送が可能とする。</p> <p>{8007-10} {8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))に付属するマイクによる、{8007} {8007-3} {8007-4} {8007-5} {8007-7} {8007-15} {8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。({8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))は、第4次申請にて申請済み。)マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟 (緊急対策本部)、保安棟に設置する。</p> <p>{8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))の配置を図リ一他一 1 0 (1)に示す。放送設備の系統図を図リ一他一 1 2 (1)に示す。</p>									
その他許可で求める仕様	—									
添付図	図リ一他一 1 0 (1)、図リ一他一 1 2 (1)									

屋外に設置する設備・機器であり、防水性能を有する設備・機器にすることとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

表リ一他ー12 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	上水送水用緊急遮断弁
設備・機器名称 機器名	{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 {8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁	
変更内容	新設	
設置場所	屋外(第1廃棄物貯蔵棟北外壁面)	
員数	{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 : 2基 {8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁 : 1基	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表(別表1)及び(別表2)に示す。
	寸法(単位:mm)	—
	その他の構成機器	制御盤 安全機構及びインターロックに関する機器を本表(別表3)に示す。
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 緊急遮断弁(冷却水)、上水送水用緊急遮断弁及び溢水時手動閉止弁は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] {8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁の耐震重要度分類は第3類とする。なお、上水送水用緊急遮断弁は震度5弱相当の地震時においても確実に作動させる設計とするため、耐震重要度分類第1類相当の地震力に耐える固定を行う。上水送水用緊急遮断弁は、前後を鋼製の配管で接続し、標準支持間隔以下で弁及び配管一体で第1廃棄物貯蔵棟の壁面に支持構造物により固定する。  {8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁の耐震重要度分類は第3類とする。溢水時手動閉止弁は、前後を鋼製の配管で接続し、標準支持間隔以下で弁及び配管一体で第1廃棄物貯蔵棟の壁面に支持構造物により固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) —  (落雷) —  (極低温(凍結)) [8.1-F2] 上水送水用緊急遮断弁は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する機器を設置する。 ・{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁  また、上水送水用緊急遮断弁及び溢水時手動閉止弁は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するよう、内部流体の凍結防止のため保温材を設置する。 ・{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 ・{8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁  (火山活動(降下火砕物)) [8.1-F1] 上水送水用緊急遮断弁及び溢水時手動閉止弁は降下火砕物の影響を受けないよう、降下火砕物が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。 ・{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 ・{8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁

表リ一他ー12 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(積雪) [8.1-F1] 上水送水用緊急遮断弁及び溢水時手動閉止弁は積雪の影響を受けないよう、雪が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。 ・ {8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 ・ {8060-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(航空機落下) —</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] 上水送水用緊急遮断弁のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等による機能喪失を防止する。機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。 インターロック回路の制御盤は鋼製筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。 ○設備の安全機構 ({8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁)</p> <p>(交通事故 (自動車)) —</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4] 第1廃棄物貯蔵棟における溢水量抑制のため、第1廃棄物貯蔵棟へ上水を供給する配管に {8060-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁を設け、震度5弱相当の地震が発生した際に本手動閉止弁を閉止する措置を講じる。</p> <p>また、さらなる溢水防止対策として、第1廃棄物貯蔵棟へ上水を供給する配管に {8042-2} 緊急設備 感震計からの信号を受けて自動閉止する {8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁を設け、震度5弱相当の地震が発生した際に第1廃棄物貯蔵棟への上水の送水を停止することで、第1廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制する。安全機構及びインターロックの機器を本表 (別表3) に示す。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

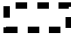
表リー他－１２ 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	<p>[18.2-F1]</p> <p>震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの信号を受けて上水送水用緊急遮断弁を自動閉止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水の送水を停止することで第1廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表3)に示す。</p> <p>○設備の安全機構(地震発生時 上水遮断インターロック)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感震計の作動震度：計測震度<math>\square \square \square</math>(震度5弱相当)<sup>(1)</sup></li> <li>・{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁</li> <li>・{8042-2}緊急設備 感震計 (表リー他－4)</li> </ul> <p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p>
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー他－7(1)、図リー他－16(2)、図リー他－16(3)、図リー他－16(5)～図リー他－16(7)	



(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。


表リ-他-12 (別表1) 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	支持構造物 上水配管	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 上水送水用緊急遮断弁 溢水時手動閉止弁	鋼 金属製 金属製

\*  以上の強度を有する材料

表リ-他-12 (別表2) 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 使用部材

新設項目	関連部材	材料
支持構造物	支持構造物	鋼 
アンカーボルト	アンカーボルト	鋼 

\*  以上の強度を有する材料

表リ-他-12 (別表3) 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁  
安全機構及びインターロックに関する機器の構成と仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数 <sup>(2)</sup>	添付図
緊急設備 上水送水用緊急遮断弁	{8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁：1箇所 <sup>(1)</sup>	図リ-他-16 (6)
	{8042-2} 緊急設備 感震計：1箇所 <sup>(1)</sup>	図リ-他-16 (7)

(1) 制御回路を含めて独立した2系統 (A系統/B系統) とするため、1箇所に2台設置する。

(2) 感震計は、{8039} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)、{8041} 緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)、{8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)、{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置と共用する。

表リ一他ー13 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	送水ポンプ自動停止装置
設備・機器名称 機器名	{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 {8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁	
変更内容	新設 ({8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置) 改造 ({8060-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁)	
設置場所	発電機・ポンプ棟: {8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 屋外: {8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁	
員数	{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 : 1 基 {8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁 : 5 基	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	制御盤 安全機構及びインターロックに関する機器を本表 (別表 2) に示す。
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 送水ポンプ自動停止装置は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟に設ける。 溢水時手動閉止弁は液状化のおそれのない地盤に設置する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] {8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置の耐震重要度分類は第 3 類とし、送水ポンプ自動停止装置制御盤を発電機・ポンプ棟にボルト等で固定する。  {8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁の耐震重要度分類は第 3 類とする。溢水時手動閉止弁は、前後を鋼製の配管で接続し、標準支持間隔以下で弁及び配管一体で第 2 加工棟の壁面に支持構造物により固定する、又は屋外配管ピット内に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) —  (落雷) —  (極低温 (凍結)) [8.1-F2] 溢水時手動閉止弁は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温 -7.5 °C でも作動するよう、内部流体の凍結防止のため保温材を設置する。 ・ {8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁  (火山活動 (降下火砕物)) [8.1-F1] 溢水時手動閉止弁は降下火砕物の影響を受けないよう、降下火砕物が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。 ・ {8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁  (積雪) [8.1-F1] 溢水時手動閉止弁は積雪の影響を受けないよう、雪が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。 ・ {8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁



表リ一他ー13 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様


技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(生物学的事象)</p> <p>—</p> <p>(航空機落下)</p> <p>—</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災))</p> <p>—</p> <p>(電磁的障害)</p> <p>[8.2-F2]</p> <p>送水ポンプ自動停止装置のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等による機能喪失を防止する。機器と制御盤間のアナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、機器と盤間の信号はメカニカルリレーを使用し、電磁干渉による誤動作を防止する。</p> <p>インターロック回路の制御盤は鋼製筐体を使用し、電源には絶縁トランス又はラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。</p> <p>○設備の安全機構 (8061) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置)</p> <p>(交通事故 (自動車))</p> <p>—</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4]</p> <p>第2加工棟における溢水量抑制のため、第2加工棟へ上水及び循環水を供給する配管に8061-2) 緊急設備 溢水時手動閉止弁を設け、震度5弱相当の地震が発生した際に本手動閉止弁を閉止する措置を講じる。</p> <p>また、さらなる溢水防止対策として、第2加工棟へ上水及び循環水を供給する系統に8042-2) 緊急設備 感震計からの信号を受けて送水用ポンプを自動停止する8061) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を設け、震度5弱相当の地震が発生した際に第2加工棟への循環水及び上水の送水を自動停止することで、第2加工棟の内部溢水量を抑制する。安全機構及びインターロックの機器を本表 (別表2) に示す。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	<p>[18.2-F1]</p> <p>震度5弱相当の地震が発生した際に8042-2) 緊急設備 感震計からの信号を受けて送水ポンプ自動停止装置が作動し、第2加工棟への送水を自動停止することで第2加工棟の内部溢水量を抑制する。</p>	

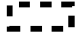
表リ一他ー13 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	○設備の安全機構（{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置） ・感震計の作動震度：計測震度 $\square\square\square$ （震度5弱相当） <sup>(1)</sup> ・循環冷却水ポンプ電源用遮断器（電磁接触器） ・上水ポンプ電源用遮断器（電磁接触器） ・{8042-2}緊急設備 感震計（表リ一他ー4）
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 後半申請の施設が前半申請の施設に波及的影響を与えないように閉止措置を講ずる。 後半申請の施設が使用する循環冷却水及び上水の配管は、溢水源とならないように閉止措置を講じる。  ○設備の員数（溢水源となる水配管） ・循環冷却水配管（{2024}焼結設備 連続焼結炉）：1式 ・上水配管（{2028}研磨設備 センタレス研削盤・洗浄機等）：1式  配置図を図リ一他ー16（1）、図リ一他ー18（2）、 図リ一他ー18（3）に示す。	
添付図	図リ一他ー7（1）、図一他ー16（1）、図一他ー16（3）、図リ一他ー16（8）、図リ一他ー16（9）、図リ一他ー18（2） 図リ一他ー18（3）	

(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。

表リー他ー13 (別表1) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	制御盤 (送水ポンプ自動停止装置) アンカーボルト	金属製 鋼 

\*  以上の強度を有する材料

表リー他ー13 (別表2) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置  
安全機構及びインターロックに関する機器の構成と仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数 <sup>(2)</sup>	添付図
{8061} 送水ポンプ自動停止装置	循環冷却水ポンプ用電源遮断器 (電磁接触器) : 7 基	図リー他ー16 (8)
	上水ポンプ用電源遮断器 (電磁接触器) : 2 基	図リー他ー16 (9)
	{8042-2} 緊急設備 感震計 : 1 箇所 <sup>(1)</sup>	

(1) 制御回路を含めて独立した2系統 (A系統/B系統) とするため、1箇所に2台設置する。

(2) 感震計は、{8039} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)、{8041} 緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)、{8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)、{8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁と共用する。

表リ一他一 1 4 計量設備 上皿電子天秤 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	計量設備
設備・機器名称 機器名	{8068} 計量設備 上皿電子天秤	
変更内容	改造	
設置場所	第 2 加工棟	
員数	1 式 (12 台)	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] 質量の核的制限値を設ける設備・機器において取り扱う核燃料物質の質量が核的制限値未満であることを確認するため、上皿電子天秤を設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リ一他一 1 4	

表リ一他一14 (別表1) 計量設備 上皿電子天秤 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	本体	金属製

表リ一他ー15 放射線測定装置 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	計量設備 放射線測定装置
設備・機器名称 機器名		{8068-2} 放射線測定装置 —
変更内容		変更なし
設置場所		第 1 加工棟 <sup>(1)</sup>
員数		1 式 (1 台)
一般仕様	型式	半導体式
	主要な構造材	本表 (別表 1) に示す。
	寸法 (単位: mm)	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	[22.1-B1] 周辺監視区域境界における線量を十分に低減できるよう固体廃棄物中に含まれるウラン量を管理するため、放射線測定装置を設置する。	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様		—
添付図		—

(1) 第 1 加工棟において使用するほか、第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、第 5 廃棄物貯蔵棟及び屋外に移動させ使用する場合があります。

表リ-他-15 (別表1) 放射線測定装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	本体	金属製

表リ-他-16 後半申請の設備の撤去又は閉止措置 仕様

設備・機器名称 機器名 <sup>(1)</sup>	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号)
{2064} 連続焼結炉 No. 2-1 (可燃性ガス配管)	撤去	1式	火災等による損傷の防止	図ハ-2P設-13-1-1(2) 図リ-他-18(1)	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1)
{6024} 気体廃棄設備 No. 1 系統V (局所排気系統) ダクト (局所排気ダクト)	改造	1式	閉じ込めの機能 地震による損傷の防止 換気設備	図ト-2P設-2-1-1(4) 図ト-2P設-2-1-1(7)	気体廃棄設備 No. 1(系統I、系統II、 系統V、給気系統) (表ト-2P設-2-1)
{6099} 第1廃液処理設備 配管 (廃水配管)	改造	1式	溢水による損傷の防止 地震による損傷の防止	図リ-他-18(4)	第1廃液処理設備 配管 (表ト-2P設-3-17)
{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 (冷却水配管)	変更なし	1式	溢水による損傷の防止	図リ-他-16(1) 図リ-他-18(2)	緊急設備 送水ポンプ自動停止装 置 (表リ-他-13)
{8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁 (上水配管)	変更なし	1式	溢水による損傷の防止	図リ-他-18(3)	緊急設備 送水ポンプ自動停止装 置 (表リ-他-13)

(1) : 括弧内は措置対象とする機器



追第3次 表リ-4-1 (1/2) 非常用設備<sup>⑥</sup>

設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に 基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第1加工棟	{8038} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式 (15台)	改造 (全数取替え)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6
第1加工棟	{8038-2} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	器具本体、ランプ、バッテリー、配線	安全避難通路等	1式 (47台)	改造 (一部取替え、追加、残り再据付け)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6
第1加工棟	{8035} 緊急設備 避難通路	避難通路表示	安全避難通路等	1式	新設	図リ-4-1-1
第1加工棟	{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (スピーカ)、配線	通信連絡設備等	1式 (10台)	改造 (全数取替え)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7
第1加工棟	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (アンプ、バッテリー、マイク)、配線	通信連絡設備等	1式 (1台)	改造 (再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7
第1加工棟	{8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体 (PHS アンテナ)、配線、所内携帯電話機 (PHS)	通信連絡設備等	1式 (5台)	改造 (一部取替え・追加、残り再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-8
第1加工棟	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(1)</sup>	器具本体、配線	火災等による損傷の防止 警報設備等	1式 熱感知器 (スポット型) : 27台 煙感知器 (スポット型) : 35台 発信機 : 11台	改造 (一部取替え・型式変更、一部移設、残り再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9 図リ-他-1-6 (第5次)
第1加工棟	{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) <sup>(1)</sup>	受信機本体、バッテリー、配線	火災等による損傷の防止	1式 受信機 : 1台 (P型受信機)	改造 (再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9
第1加工棟	{8010-5} 消火設備 消火器	消火器	火災等による損傷の防止	1式 ABC粉末消火器10型 : 20本 ABC粉末消火器20型 : 13本 ABC粉末消火器50型 : 2本	増設 (1本撤去、3本増設)	図リ-4-1-4

追第3次 表リ-4-1 (2/2) 非常用設備<sup>⑥</sup>

設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に 基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第1加工棟	{8044} 緊急設備 <u>コンクリート閉止部</u>	—	外部からの 衝撃による 損傷の防止	1式	改造	図ヘ-2-1-1 (第3次) 図ヘ-2-1-4 (第3次) 図ヘ-2-1-4 6 (第3次) 図ヘ-2-1-4 7 (第3次) 図ヘ-2-1-4 8 (第3次)
第1加工棟	{8063} 緊急設備 <u>大型外扉</u>	—	外部からの 衝撃による 損傷の防止	1式	改造	図ヘ-2-1-1 (第3次) 図ヘ-2-1-4 (第3次) 図ヘ-2-1-3 5 (第3次) 図ヘ-2-1-3 6 (第3次) 図ヘ-2-1-3 8 (第3次)
第1加工棟	{8064} 緊急設備 <u>外扉</u>	—	外部からの 衝撃による 損傷の防止	1式	改造	図ヘ-2-1-1 (第3次) 図ヘ-2-1-4 (第3次) 図ヘ-2-1-3 5 (第3次) 図ヘ-2-1-3 6 (第3次) 図ヘ-2-1-4 1 (第3次)

(1) 耐震重要度分類第3類とする。

(2) (欠番)

(3) (欠番)

(4) (欠番)

(5) 多様性を備えた所内通信連絡設備は、所内通信連絡設備（放送設備）と所内通信連絡設備（所内携帯電話機）の2種類になる。

(6) 第3次申請で第1加工棟の付属設備として仮移設するとした{8012-3}消火設備 屋外消火栓及び{8012-5}消火設備 屋外消火栓配管は、第5次申請で{8012-2}消火設備 屋外消火栓として本設するに当たり、第1加工棟の付属設備から除き独立させることとする。これに伴い、第3次申請の非常用設備の仕様表（表リ-4-1）から、{8012-3}消火設備 屋外消火栓及び{8012-5}消火設備 屋外消火栓配管に係る記載を除き、第5次申請の非常用設備の仕様表（追第3次 表リ-4-1（本表））のとおりとする。これら除いた記載については、{8012-2}消火設備 屋外消火栓を第1加工棟の付属設備から独立させることに伴い、第5次申請の{8012-2}消火設備 屋外消火栓の仕様表（表リ-他-2）に記載することとする。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）に付属する発信機を追加する。第1加工棟の建物本体に設置する{8044}緊急設備 コンクリート閉止部、{8063}緊急設備 大型外扉、{8064}緊急設備 外扉を第1加工棟の付属設備とする。

追第4次 表リ-2-1 (1/2) 建物の附属設備

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(2)</sup>
{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放 送設備 (スピーカ)) <sup>(1)</sup>	改造 (全数取 替え)	1式 (66台)	器具本体 (ス ピーカ)、配線	図リ-2-1-2-1～ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-9	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放 送設備 (アンプ))	改造 (再据付 け)	1式 (1台)	器具本体 (ア ンプ、バッテ リ、マイク)、 配線	図リ-2-1-2-1～ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-9 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所 内携帯電話機 (PHS ア ンテナ))	改造 (一部取 替え、一部移 設、残り再据 付け)	1式 (15台)	器具本体 (PHS アンテナ) <sup>(3)</sup> 、 配線、所内携 帯電話機 (PH S)	図リ-2-1-2-1～ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固 定電話機)	変更なし	1式 (23台)	器具本体 (固 定電話機)、配 線	図リ-2-1-2-1～ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感 知器) <sup>(1)</sup>	改造 (一部取 替え・型式変 更、追加、残 り再据付け)	1式 (熱感知器 (スポッ ト型): 280台 煙感知器 (スポッ ト型): 90台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、 配線	図リ-2-1-3-1～ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-11	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受 信機)	改造 (再据付 け)	1式 (受信機: 1台 (P 型受信機))	受信機本体、 バッテリー、配 線	図リ-2-1-3-1～ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-11 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8010} 消火設備 消火器	増設 (一部移 設、追加)	1式 (ABC 粉末消火器 10 型: 102本 ABC 粉末消火器 50 型: 17本 BC 粉末消火器 20 型: 19本 金属火災用消火 器: 3本 二酸化炭素消火 器: 1本 乾燥砂 (消火 用): 2個)	消火器	図リ-2-1-4-1～ 図リ-2-1-4-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8027} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-1-1～ 図リ-2-1-1-5	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8029} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	改造 (全数取 替え)	1式 (94台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、 ランプ、バッ テリ、配線	図リ-2-1-1-1～ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8029-4} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	改造 (一部取 替え、追加、 残り再据付 け)	1式 (74台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、 ランプ、バッ テリ、配線	図リ-2-1-1-1～ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表ハ-2-1)
{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感 知器)	撤去	1式 (熱感知器 (スポッ ト型、防爆型): 1 台)	—	—	第2廃棄物貯蔵 棟 (表ト-2-1)


追第4次 表リ-2-1 (2/2) 建物の付属設備

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(2)</sup>
{8010-8} 消火設備 消火器	撤去	1式 (ABC 粉末消火器 50 型：2本)	—	—	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)
{8038-3} 緊急設備 非常用照明	撤去	1式 (2台)	—	—	第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)
{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放 送設備(スピーカ))	新設	1式 (1台)	器具本体 (ス ピーカ) <sup>(3)</sup> 、 配線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-9	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所 内携帯電話機 (PHS ア ンテナ))	新設	1式 (1台)	器具本体 (PHS アンテナ) <sup>(3)</sup> 、 配線、所内携 帯電話機 (PH S)	図リ-2-1-6 図リ-2-1-10	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感 知器)	新設	1式 (熱感知器(スポット 型、防爆型)：3台)	器具本体、配 線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-12 図リ-2-1-13	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8010-4} 消火設備 消火器	新設	1式 (ABC 粉末消火器 50 型：2本 ABC 粉末消火器 10 型：1本)	消火器	図リ-2-1-6	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8034} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-6	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8037} 緊急設備 非常用照明	新設	1式 (3台(防爆型))	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-8 図リ-2-1-14	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8037-2} 緊急設備 誘導灯	新設	1式 (1台(防爆型))	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-8 図リ-2-1-14	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)

- (1) 本設備・機器には第2次設工認で仮移設する施設（{8007-9}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、{8009-9}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8029-2}緊急設備 非常用照明、{8029-3}緊急設備 誘導灯)を含んでおり、第4次申請において仮移設の状態から復旧し本設するための新規基準  
対応工事を行う。
- (2) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄  
に記載しており、第4次申請において適合性を確認する。
- (3) 屋外に設置する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカ  
バーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重  
下線で示す。

追第2次 表リ-2-6 試験開発設備 試験設備ベース 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	試験開発設備 一式 <sup>(1)</sup>
設備・機器名称 機器名	{8083-3} 試験開発設備 試験設備ベース	
変更内容	撤去	
設置場所	第2加工棟 第2-1作業支援室 <sup>(2)</sup>	
員数	1台	
一般仕様	型式	H型鋼組合せ型
	主要な構造材	鋼
	寸法 (単位: mm)	概略寸法: 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止 <sup>(3)(4)</sup>	[4.3-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止 <sup>(3)(4)</sup>	[10.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。
	安全機能を有する施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。	
添付図	図リ-1-1、図リ-1-2、図リ-1-5	

- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可 (平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可) に基づく施設名称を記載する。
- (2) 加工の事業の変更許可 (平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可) に基づき、第2加工棟第3開発室の部屋名称を第2加工棟第2-1作業支援室に変更する。
- (3) 第2次申請では、設備・機器の適合性確認として、撤去する設備・機器の跡仕舞いの状態を確認する (外観)。第4次申請では、建物の適合性確認として、第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁に対する核燃料物質等による汚染防止の措置の状態を確認する。
- (4) 当該技術基準に基づく仕様は、建物と設計を取り合うものを含む。それらの仕様を「リ. その他の加工施設」に示す。

先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様を一重下線で示す。

先行申請からの追加記載分を二重下線で示す。

#### 4. 添付図一覧表

番号	名称
図リ-1-1-1	その他の加工施設（建物・構築物） 配置図
図リ-建-1-1	発電機・ポンプ棟 平面図（1階・R階）
図リ-建-1-2	発電機・ポンプ棟 立面図
図リ-建-1-3	発電機・ポンプ棟 断面図
図リ-建-1-4	発電機・ポンプ棟 安全機能を有する施設の地盤（土質柱状図）
図リ-建-1-5（1）	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止（1階）
図リ-建-1-5（2）	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止（1FL+2850、R階）
図リ-建-1-5（3）	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止（A通り、B通り軸組図）
図リ-建-1-5（4）	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止（1通り、2通り、3通り、4通り、5通り軸組図）
図リ-建-1-6	発電機・ポンプ棟 エキスパンションジョイント部詳細
図リ-建-1-7（1）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止（1階・R階）
図リ-建-1-7（2）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止（立面図）
図リ-建-1-8	発電機・ポンプ棟 建具表
図リ-建-1-9	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具 姿図
図リ-建-1-10（1）	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉95）詳細図 部材表
図リ-建-1-10（2）	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉96）詳細図 部材表
図リ-建-1-10（3）	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉97）詳細図 部材表
図リ-建-1-10（4）	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉98）詳細図 部材表
図リ-建-1-11	発電機・ポンプ棟 追加設置扉（扉98）の開口補強要領
図リ-建-1-12（1）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（1階・R階）
図リ-建-1-12（2）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（立面図）
図リ-建-1-13（1）	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止（1階・R階）
図リ-建-1-13（2）	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止（立面図）
図リ-建-1-13（3）	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止（断面図）
図リ-建-1-14（1）	発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁
図リ-建-1-14（2）	発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階壁
図リ-建-1-14（3）	発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ
図リ-建-1-14（4）	発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階スラブ
図リ-建-1-15（1）	発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（1階）
図リ-建-1-15（2）	発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（R階）
図リ-建-1-16（1）	発電機・ポンプ棟 1階床伏図兼構造区分図
図リ-建-1-16（2）	発電機・ポンプ棟 R階はり伏図兼構造区分図
図リ-建-1-17（1）	発電機・ポンプ棟 軸組図A通り、B通り
図リ-建-1-17（2）	発電機・ポンプ棟 軸組図1通り、2通り、3通り、4通り、5通り
図リ-建-1-18（1）	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 基礎断面
図リ-建-1-18（2）	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図

番号	名称
図リー建-1-18(3)	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり
図リー建-1-18(4)	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 壁
図リー建-1-18(5)	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト スラブ
図リー建-1-19(1)	発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 (平面図 1階、R階)
図リー建-1-19(2)	発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 (断面図 A通り、B通り)
図リー建-1-19(3)	発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 (断面図 1通り、2通り、3通り、4通り、5通り)
図リー建-2-1	遮蔽壁 No.2、遮蔽壁 No.3 土質柱状図
図リー建-2-2	遮蔽壁 No.2、遮蔽壁 No.3 配置図及び姿図
図リー建-2-3	遮蔽壁 No.2、遮蔽壁 No.3 配筋図



番号	名称
図リ-2	本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図
図リ-設-1 (1)	第2加工棟の主要な部屋配置
図リ-設-1 (2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (3階)
図リ-設-1 (3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図リ-設-2-1 (1)	非常用電源設備 No.1 非常用発電機 配置図
図リ-設-2-1 (2)	非常用電源設備 No.1 非常用発電機
図リ-設-2-1 (3)	非常用電源設備 No.1 非常用発電機 重油タンク部 (補強詳細図)
図リ-設-2-1 (4)	非常用電源設備 No.1 非常用発電機 (本体基礎図)
図リ-設-2-2 (1)	非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (1/2)
図リ-設-2-2 (2)	非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (2/2)
図リ-設-2-2 (3)	非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (本体基礎図)
図リ-設-2-2 (4)	非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (重油タンク部基礎図)
図リ-設-2-3 (1)	非常用電源設備 A 非常用発電機 (1/2)
図リ-設-2-3 (2)	非常用電源設備 A 非常用発電機 (2/2)
図リ-設-2-3 (3)	非常用電源設備 A 非常用発電機 (本体基礎図)
図リ-設-2-3 (4)	非常用電源設備 A 非常用発電機 (重油タンク部基礎図)
図リ-設-3-1	分析設備 粉末取扱フード No.1
図リ-設-3-2	分析設備 粉末取扱フード No.2
図リ-設-3-3	分析設備 粉末取扱フード No.3
図リ-設-3-4	分析設備 ドラフトチャンバ No.1 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No.3
図リ-設-4-1	燃料開発設備 スクラップ処理装置
図リ-設-4-2 (1)	燃料開発設備 試料調整用フード (撤去・移設前)
図リ-設-4-2 (2)	燃料開発設備 試料調整用フード (撤去・移設後)
図リ-設-4-3	燃料開発設備 試料調整用フード No.1
図リ-設-4-4	燃料開発設備 試料調整用フード No.2
図リ-設-4-5 (1)	燃料開発設備 粉末取扱フード
図リ-設-4-5 (2)	燃料開発設備 粉末取扱フード (補強詳細図)
図リ-設-4-6	燃料開発設備 プレス
図リ-設-4-7 (1)	燃料開発設備 加熱炉
図リ-設-4-7 (2)	燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 圧力逃がし機構
図リ-設-4-7 (3)	燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 空気混入防止機構
図リ-設-4-7 (4)	燃料開発設備 加熱炉 (補強詳細図)
図リ-設-4-7-1 (1)	燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 (機器配置図)
図リ-設-4-7-1 (2)	燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 (インターロック信号系統図)
図リ-設-4-7-1 (3)	燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 空気混入防止機構 (機器配置図)
図リ-設-4-7-1 (4)	燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 過加熱防止機構 (機器配置図)

番号	名称
図リ一設一4一7一1(5)	燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 過加熱防止機構(インターロック信号系統図)
図リ一設一4一7一1(6)	燃料開発設備 加熱炉 付帯安全系 圧力逃がし機構(機器配置図)
図リ一設一4一8(1)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉
図リ一設一4一8(2)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 圧力逃がし機構
図リ一設一4一8一1(1)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構(機器配置図)
図リ一設一4一8一1(2)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構(インターロック信号系統図)
図リ一設一4一8一1(3)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 空気混入防止機構(機器配置図)
図リ一設一4一8一1(4)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 過加熱防止機構(機器配置図)
図リ一設一4一8一1(5)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 過加熱防止機構(インターロック信号系統図)
図リ一設一4一8一1(6)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 圧力逃がし機構(機器配置図)
図リ一設一4一8一1(7)	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 圧力逃がし機構(拡大図)
図リ一設一4一9(1)	燃料開発設備 付帯安全系 ガス配管・機器構成図
図リ一設一4一9(2)	燃料開発設備 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図
図リ一設一4一9(3)	燃料開発設備 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 配置図
図リ一設一4一9(4)	燃料開発設備 付帯安全系 自動窒素ガス切替機構 ポンベ架台図
図リ一設一4一9一1(1)	燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 緊急停止機構(機器配置図)
図リ一設一4一9一1(2)	燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 緊急停止機構(インターロック信号系統図)
図リ一設一4一9一1(3)	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック(燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)(機器配置図)
図リ一設一4一9一1(4)	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック(燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)(インターロック信号系統図)
図リ一設一4一9一1(5)	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック(燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)(機器配置図)
図リ一設一4一9一1(6)	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック(燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)(インターロック信号系統図)

番号	名称
図リ一他一1(1)	第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図(1階、中2階)
図リ一他一1(2)	第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図(2階、3階)
図リ一他一1(3)	第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図(1階、中2階)
図リ一他一1(4)	第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図(2階、3階)
図リ一他一1(5)	第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(1階、中2階)
図リ一他一1(6)	第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(2階、3階)
図リ一他一1(7)	第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図(1階、中2階)
図リ一他一1(8)	第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図(2階、3階)
図リ一他一2(1)	第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図(1階、2階)
図リ一他一2(2)	第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図(3階)
図リ一他一2(3)	第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図(1階、2階)
図リ一他一2(4)	第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図(3階)
図リ一他一2(5)	第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(1階、2階)
図リ一他一2(6)	第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図(3階)
図リ一他一2(7)	第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図(1階、2階)
図リ一他一2(8)	第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図(3階)
図リ一他一3	発電機・ポンプ棟 緊急設備等 配置図
図リ一他一4	消火設備 自動式の消火設備 配置図
図リ一他一5(1)	消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 消火警戒区域図
図リ一他一5(2)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(1階) 消火警戒区域図
図リ一他一5(3)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(中2階) 消火警戒区域図
図リ一他一5(4)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(2階) 消火警戒区域図
図リ一他一5(5)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(3階) 消火警戒区域図
図リ一他一5(6)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(4階) 消火警戒区域図
図リ一他一5(7)	消火栓配管 屋外 配管図
図リ一他一5(8)	消火栓配管 第2加工棟内 配管図
図リ一他一5(9)	消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 アクセスルート図
図リ一他一5(10)	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 アクセスルート図
図リ一他一5(11)	消火設備 可搬消防ポンプ 配置図
図リ一他一6(1)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階・中2階(配置図)
図リ一他一6(2)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階(警報信号系統図)
図リ一他一6(3)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 中2階(警報信号系統図)
図リ一他一6(4)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階(配置図)
図リ一他一6(5)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階(警報信号系統図)
図リ一他一6(6)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階(配置図)
図リ一他一6(7)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階(警報信号系統図)

番号	名称
図リ一他ー6 (8)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 4階 (配置図)
図リ一他ー6 (9)	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 4階 (警報信号系統図)
図リ一他ー6 (10)	緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟 (配置図)
図リ一他ー6 (11)	緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟 (警報信号系統図)
図リ一他ー7 (1)	緊急設備 感震計、緊急設備 緊急遮断弁、緊急設備 上水送水用緊急遮断弁、 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 敷地配置図
図リ一他ー7 (2)	緊急設備 感震計 配置図
図リ一他ー7 (3)	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス、プロパンガス、冷却水) (連続焼結炉 No. 2-1) 配置図
図リ一他ー7 (4)	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) (連続焼結炉 No. 2-1) 操作 架台図
図リ一他ー7 (5)	緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス、冷却水) (連続焼結炉 No. 2-1) 操 作架台図
図リ一他ー7 (6)	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス、水素ガス) (燃料開発設備 加 熱炉) 配置図
図リ一他ー7 (7)	緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) (燃料開発設備 加熱炉) 操 作架台図
図リ一他ー7 (8)	緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) (燃料開発設備 加熱炉) 操作架台図
図リ一他ー7 (9)	緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) (焼却炉) 配置図及び操作架台図
図リ一他ー7 (10)	緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) (焼却炉) 新設基礎図
図リ一他ー8 (1)	緊急設備 緊急遮断弁制御盤、可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい 警報盤 第2加工棟1階 配置図
図リ一他ー8 (2)	緊急設備 緊急遮断弁制御盤、可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい 警報盤 第2加工棟3階 配置図
図リ一他ー8 (3)	緊急設備 緊急遮断弁制御盤、可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい 警報盤 第1廃棄物貯蔵棟中2階、2階 配置図
図リ一他ー9	緊急設備 可搬型照明 配置図
図リ一他ー10 (1)	周辺監視区域 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図
図リ一他ー10 (2)	周辺監視区域 通信連絡設備 所外通信連絡設備 配置図
図リ一他ー11 (1)	非常用電源設備 系統図 (1)
図リ一他ー11 (2)	配線用遮断器結線図 (第2加工棟系統) (1)
図リ一他ー11 (3)	配線用遮断器結線図 (第2加工棟系統) (2)
図リ一他ー11 (4)	配線用遮断器結線図 (第1加工棟系統)
図リ一他ー11 (5)	配線用遮断器結線図 (第1廃棄物貯蔵棟系統) (1)
図リ一他ー11 (6)	配線用遮断器結線図 (第1廃棄物貯蔵棟系統) (2)
図リ一他ー11 (7)	配線用遮断器結線図 (発電機・ポンプ棟系統)
図リ一他ー11 (8)	配線用遮断器結線図 (事務棟・保安棟系統)
図リ一他ー11 (9)	非常用電源設備 系統図 (2)
図リ一他ー12 (1)	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備) 系統図
図リ一他ー12 (2)	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、所内通 信連絡設備 (固定電話機) 系統図
図リ一他ー12 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図

番号	名称
図リ一他一12(4)	発電機・ポンプ棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図
図リ一他一12(5)	第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図
図リ一他一12(6)	第1加工棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図
図リ一他一13(1)	緊急設備 遮水板 第2加工棟 配置図
図リ一他一13(2)	緊急設備 遮水板 第1廃棄物貯蔵棟 配置図
図リ一他一13(3)	緊急設備 遮水板 固定詳細図
図リ一他一14(1)	計量設備 上皿電子天秤 配置図(1/2)
図リ一他一14(2)	計量設備 上皿電子天秤 配置図(2/2)
図リ一他一15	第1加工棟 火災感知設備 配置図
図リ一他一16(1)	第2加工棟 上水・循環水送水 系統図
図リ一他一16(2)	第1廃棄物貯蔵棟 上水・循環水送水 系統図
図リ一他一16(3)	緊急遮断弁(冷却水)、上水送水用緊急遮断弁、溢水時手動閉止弁 配置図
図リ一他一16(4)	緊急遮断弁(冷却水) 循環水(焼却炉、焼結炉) 架台図
図リ一他一16(5)	上水送水用緊急遮断弁 配置・架台図
図リ一他一16(6)	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁(機器配置図)
図リ一他一16(7)	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁(インターロック信号系統図)
図リ一他一16(8)	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置(機器配置図)
図リ一他一16(9)	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置(インターロック信号系統図)
図リ一他一17	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機及び供給瓶 No. 2-1 供給瓶 配管(一般冷却水) 撤去範囲
図リ一他一18(1)	後半申請の設備の範囲における配管の閉止位置(可燃性ガス配管)
図リ一他一18(2)	後半申請の設備の範囲における配管の閉止位置(循環冷却水(連続焼結炉)配管)
図リ一他一18(3)	後半申請の設備の範囲における配管の閉止位置(上水配管)
図リ一他一18(4)	後半申請の設備の範囲における配管の閉止位置(第1廃液処理設備 配管)



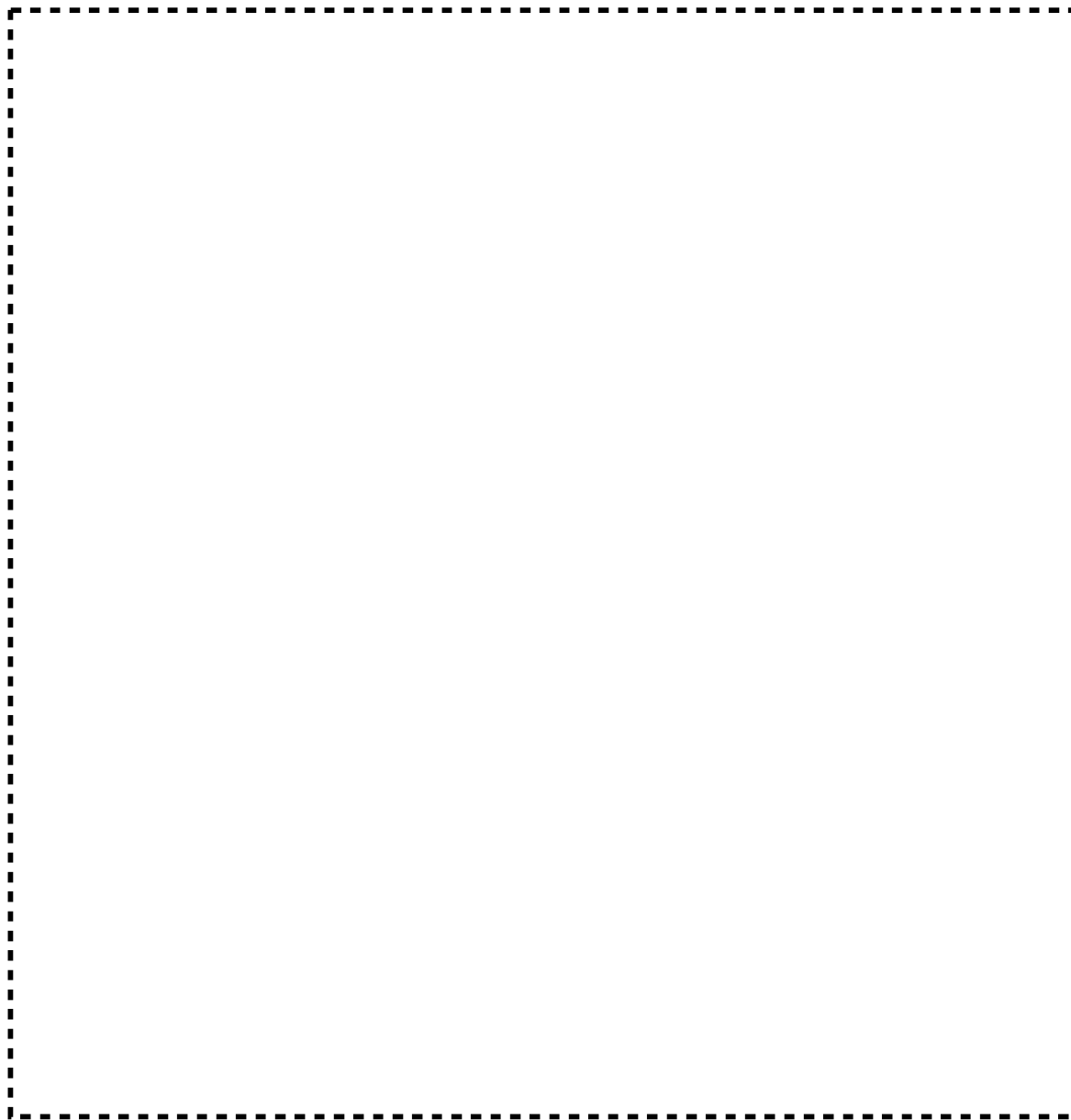


図リ一建一 1 - 1 発電機・ポンプ棟 平面図 (1階・R階)

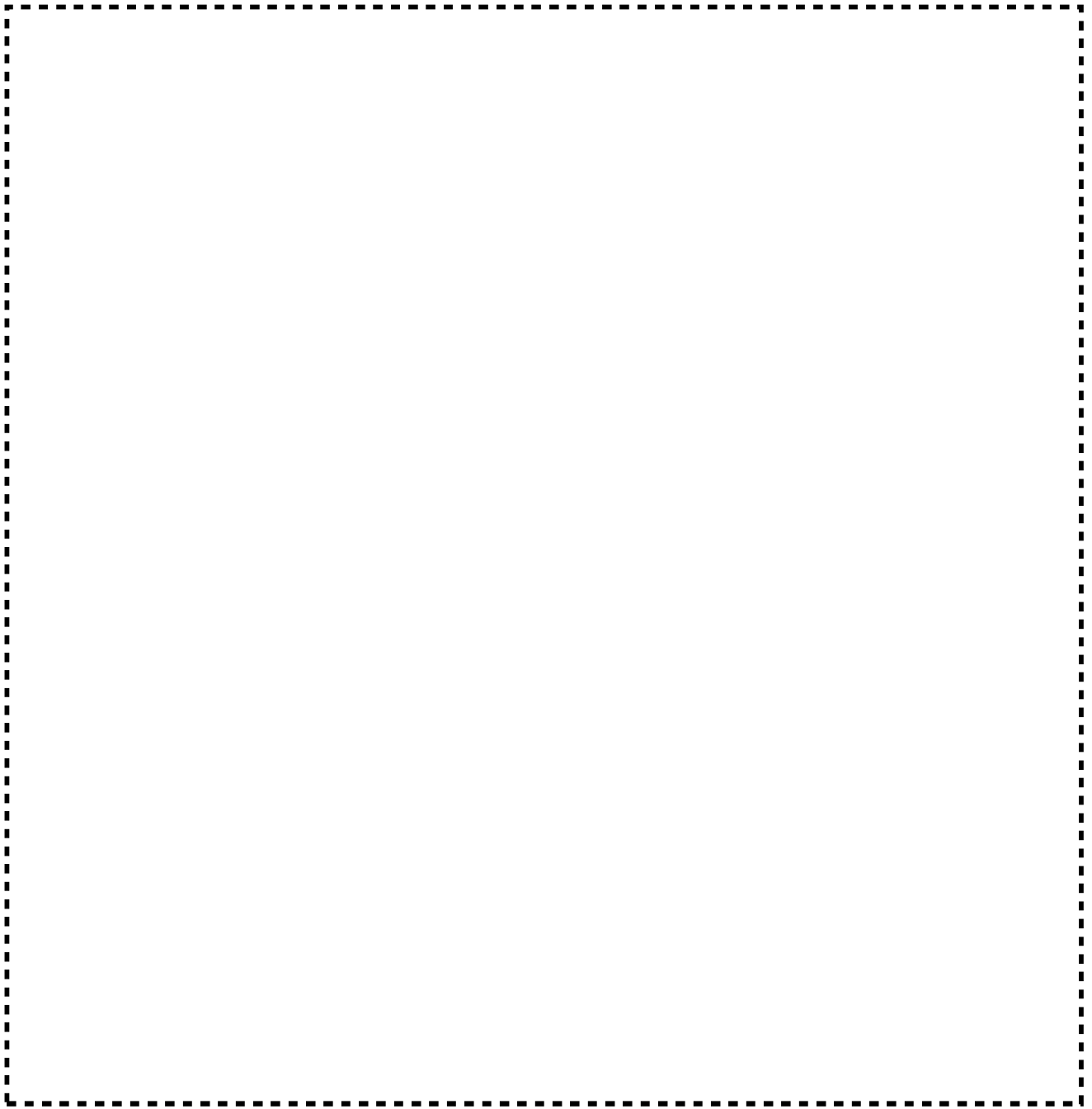


図リ一建一1一2 発電機・ポンプ棟 立面図





図リ一建一1一3 発電機・ポンプ棟 断面図



図リー建－１－４ 発電機・ポンプ棟 安全機能を有する施設の地盤（土質柱状図）

1996



 既設耐震壁 W00(単位 : cm)

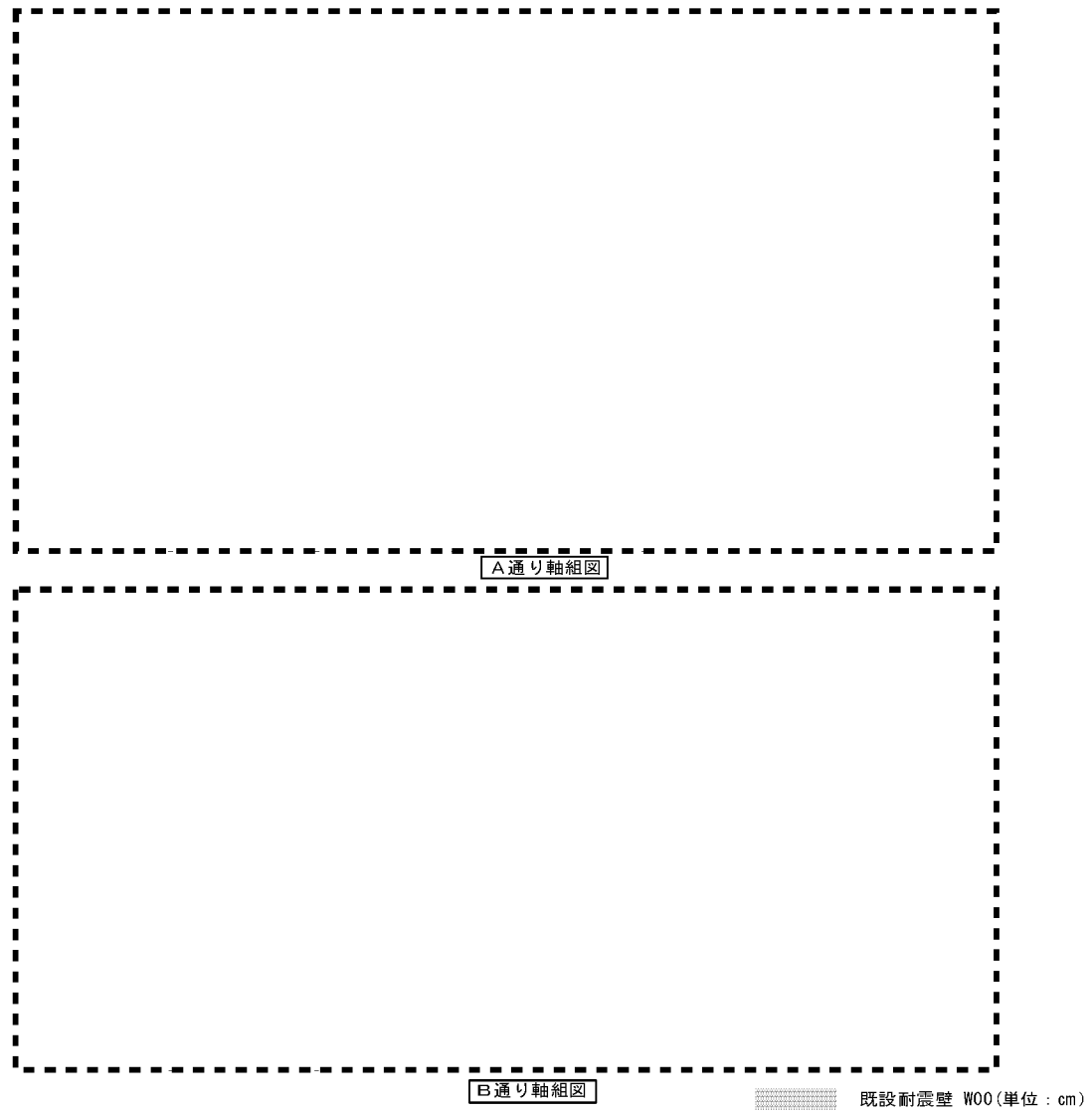
図リ一建一1-5 (1) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (1階)

1997

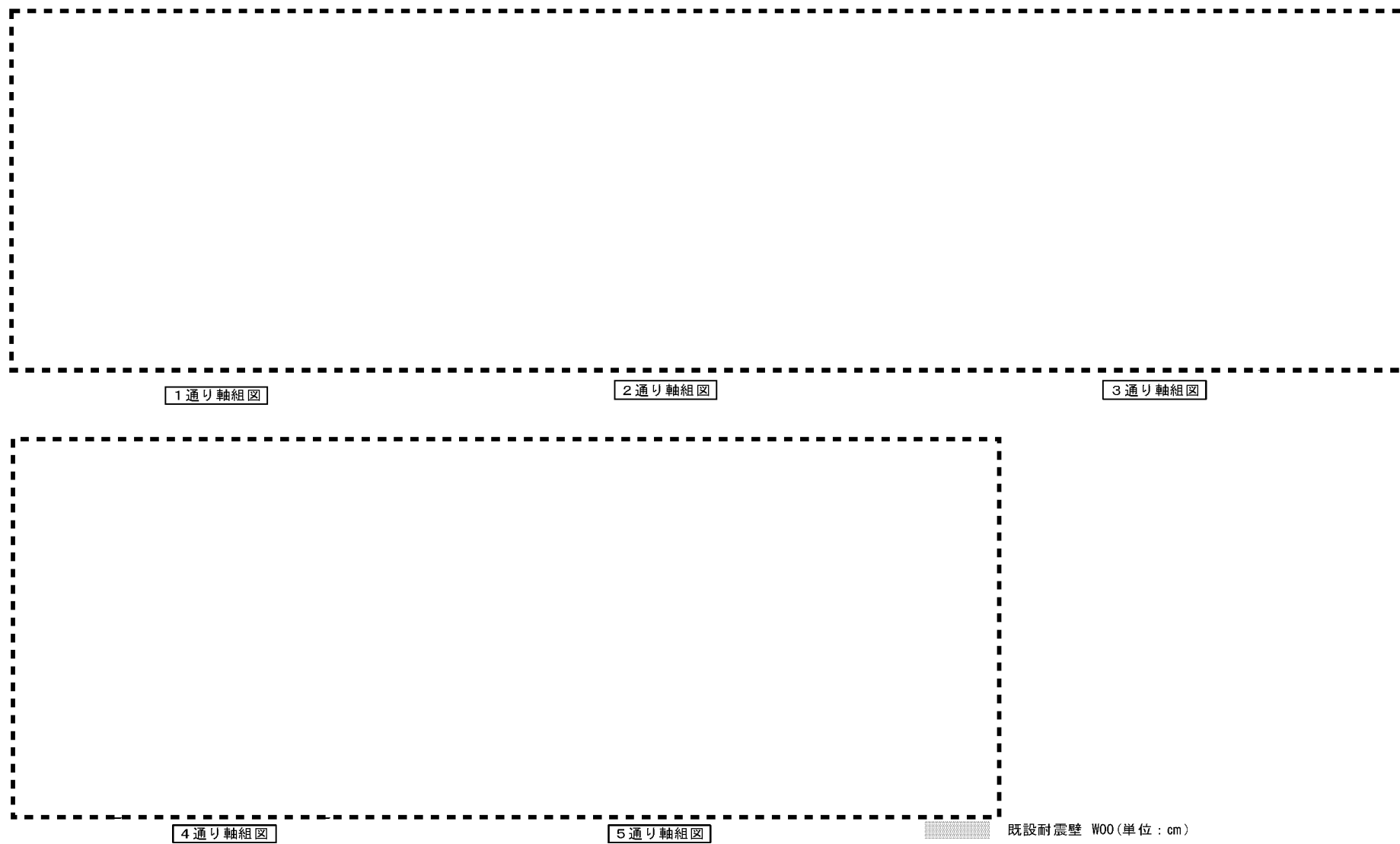


 既設耐震壁 W00 (単位 : cm)

図リ一建一1-5(2) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (1FL+2850、R階)



図リー建-1-5 (3) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (A通り、B通り軸組図)

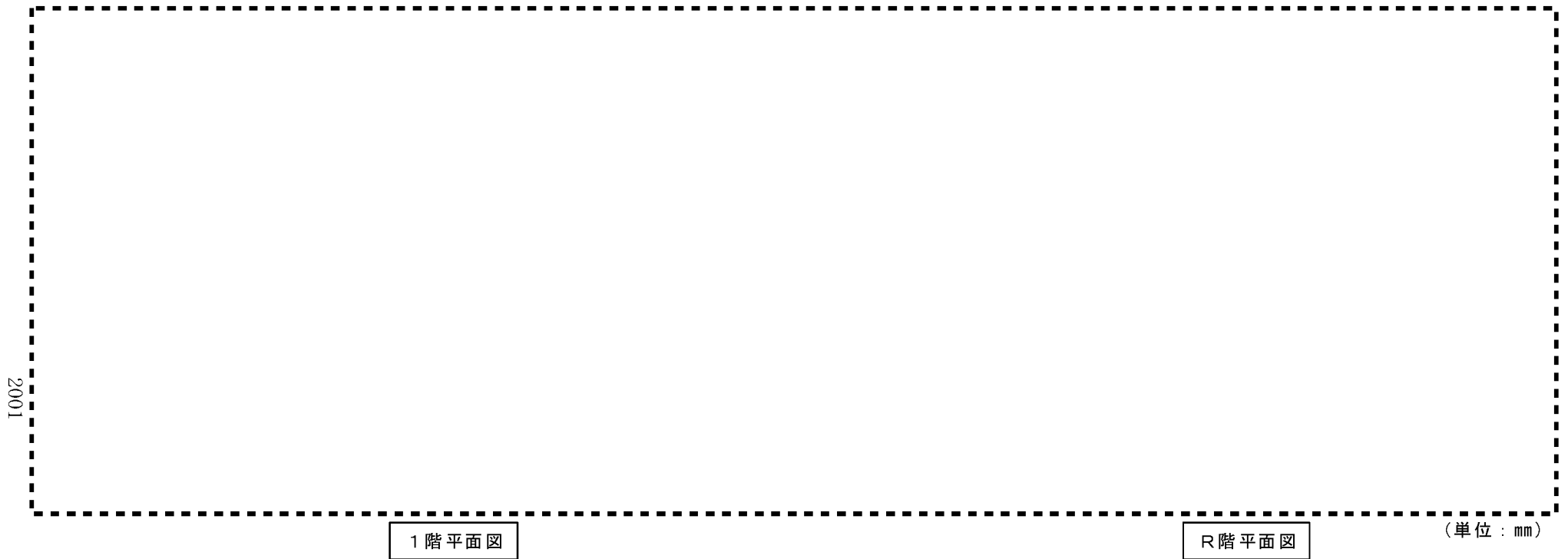




図リー建-1-5 (4) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 (1通り、2通り、3通り、4通り、5通り軸組図)


2000



図リー建-1-6 発電機・ポンプ棟 エキスパンションジョイント部詳細



-  改造建具
-  既設建具 (安全機能なし)

-  竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事
- 【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止

 F1 竜巻防護境界



改造建具の仕様は図リー建-1-8~図リー建-1-10に示す。  
既設建具 (安全機能なし) は、不燃性材料の建具とする。


図リー建-1-7 (1) 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (1階・R階)





改造建具の仕様は図リー建-1-8~図リー建-1-10に示す。  
既設建具（安全機能なし）は、不燃性材料の建具とする。  
外壁面のF1竜巻防護境界は図リー建-1-7（1）の平面図を参照のこと。

 改造建具  
 既設建具（安全機能なし）

 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事  
【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止

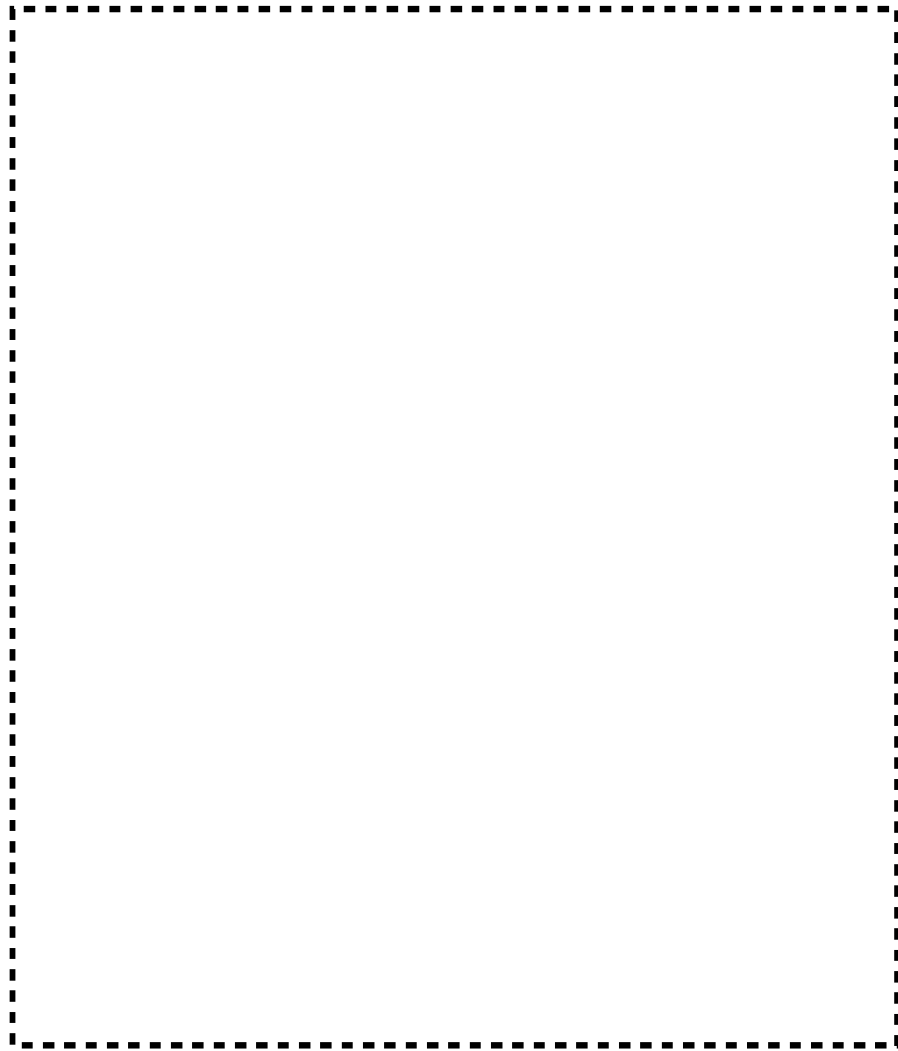
図リー建-1-7（2） 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止（立面図）



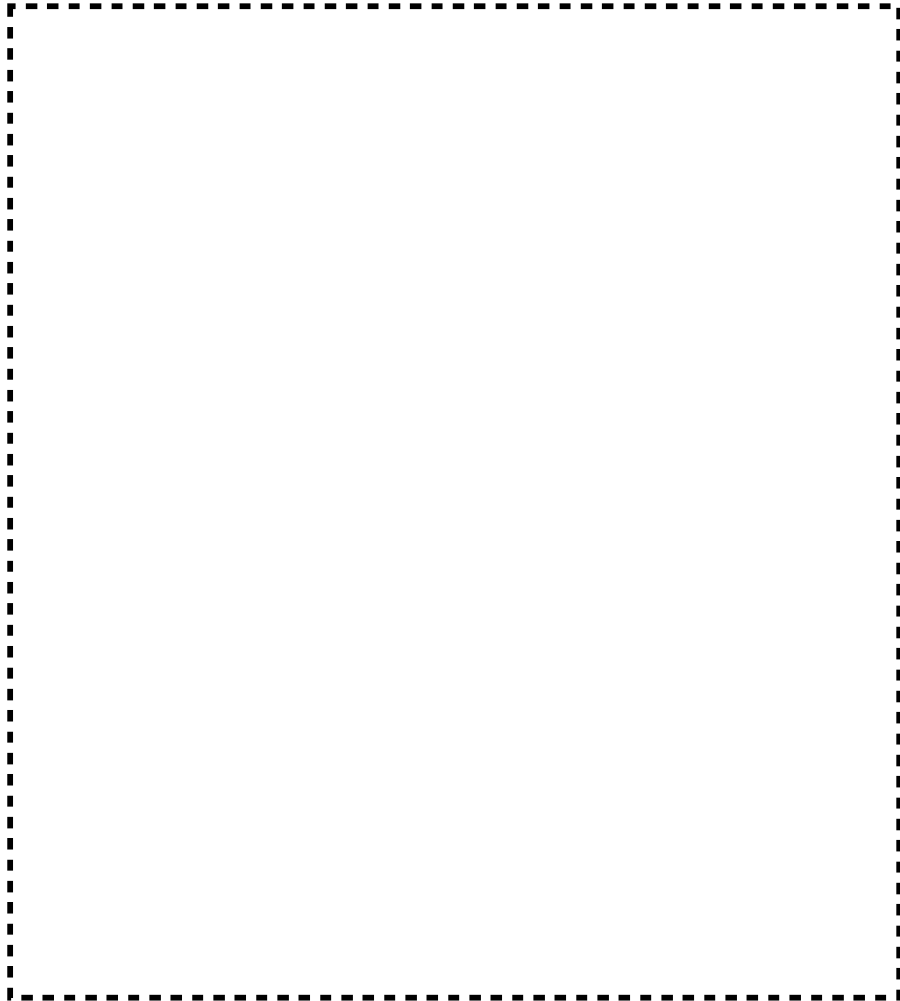
図リ一建一1一8 発電機・ポンプ棟 建具表



図リ一建一1一9 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具 姿図

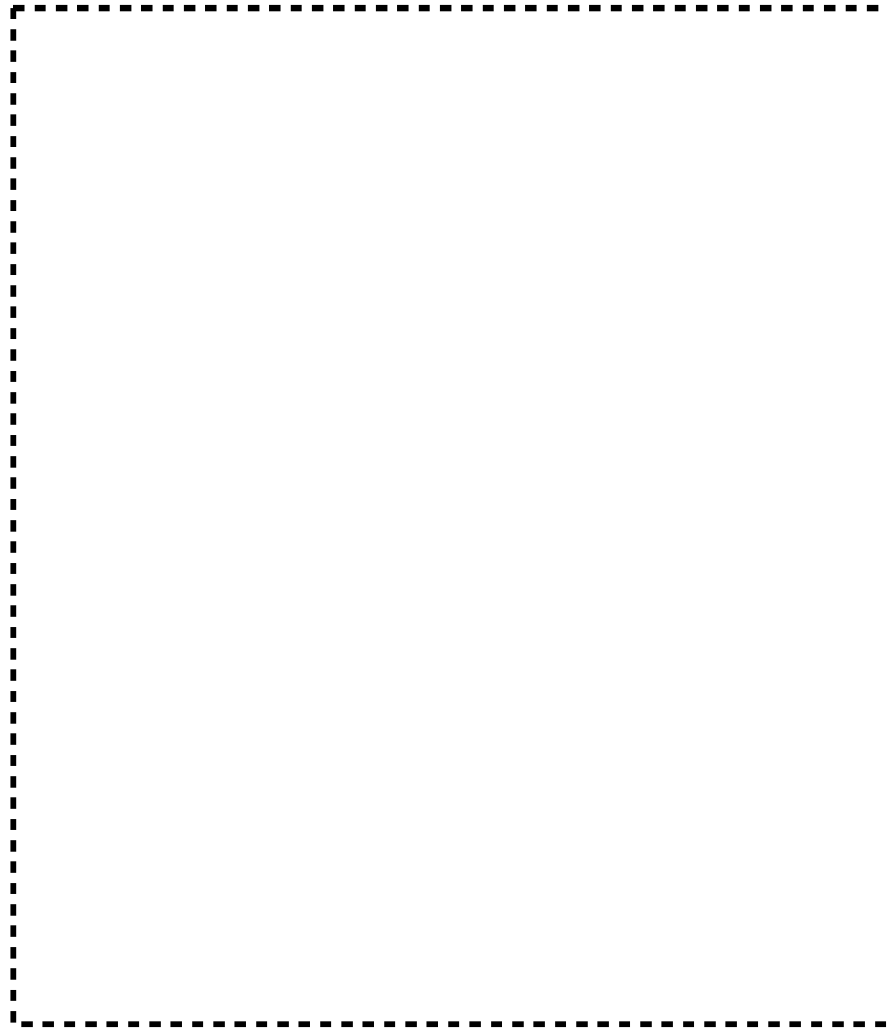


図リー建-1-10(1) 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉95) 詳細図 部材表



2006

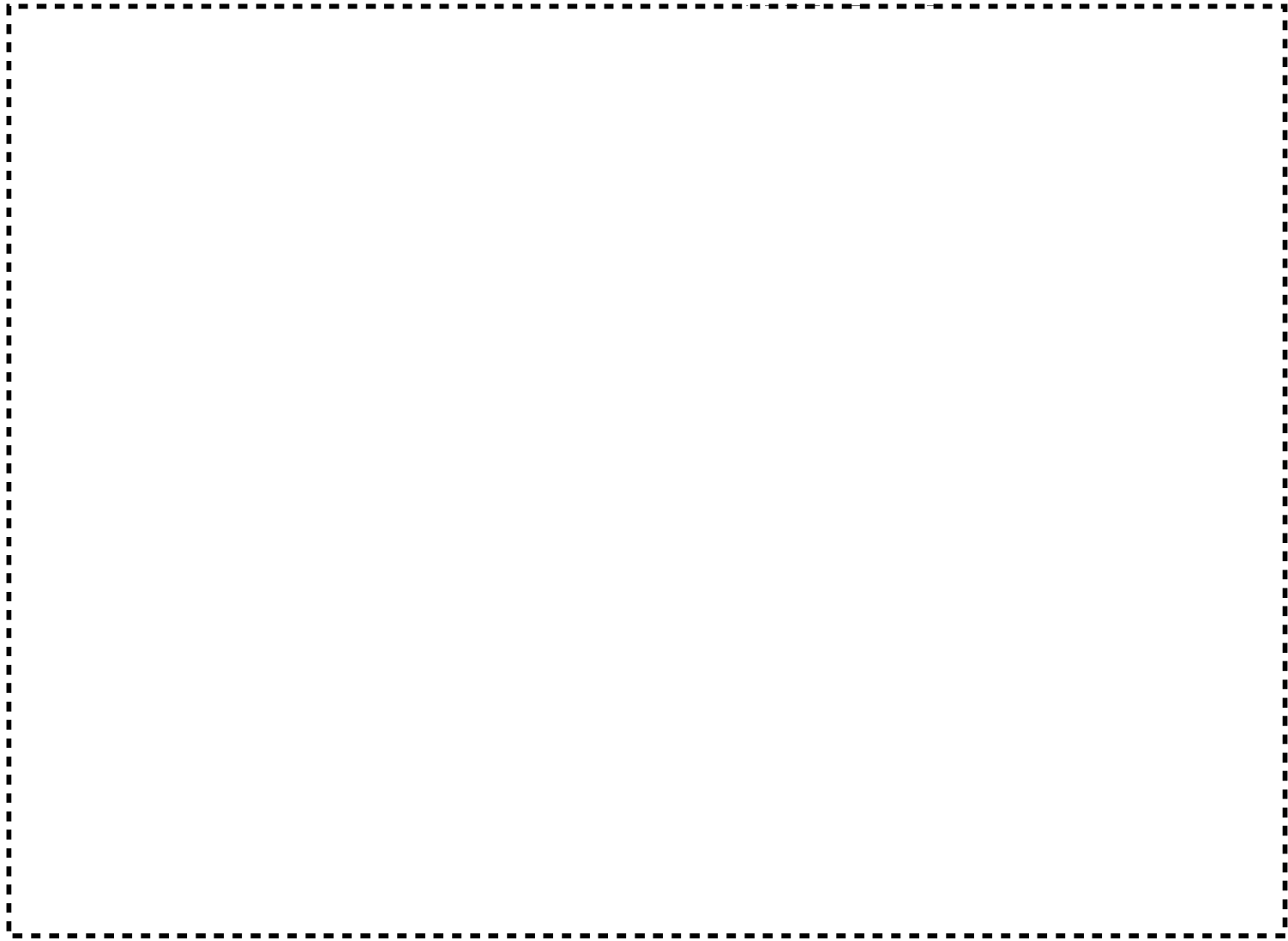
図リー建-1-10(2) 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉96) 詳細図 部材表



図リー建-1-10(3) 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉97) 詳細図 部材表

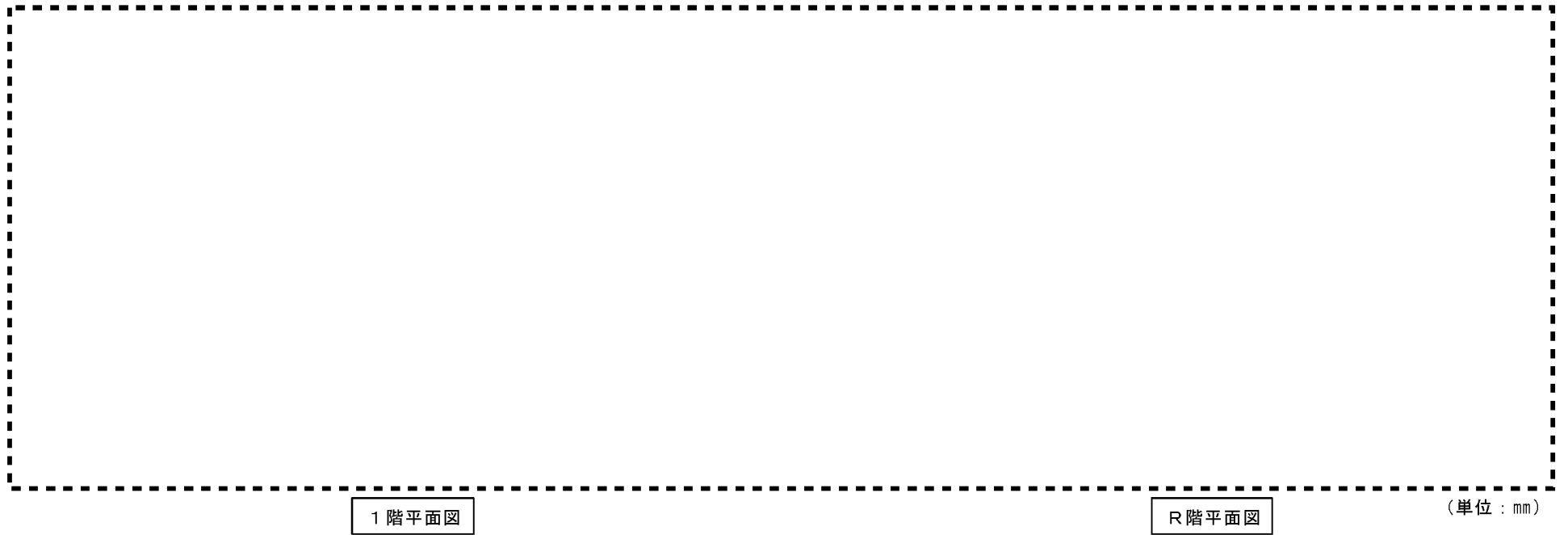


図リー建-1-10(4) 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉98) 詳細図 部材表



図リ一建一1一11 発電機・ポンプ棟 追加設置扉（扉98）の開口補強要領






⇒ 屋根へのアクセスルート  
既設鋼製梯子・可搬式梯子により、屋根へのアクセスが可能。

図リー建-1-12 (1) 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（1階・R階）



 : 既設鋼製梯子  
既設鋼製梯子により、屋根へのアクセスが可能。

図リー建-1-12 (2) 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止（立面図）



図リー建-1-13 (1) 発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 (1階・R階)

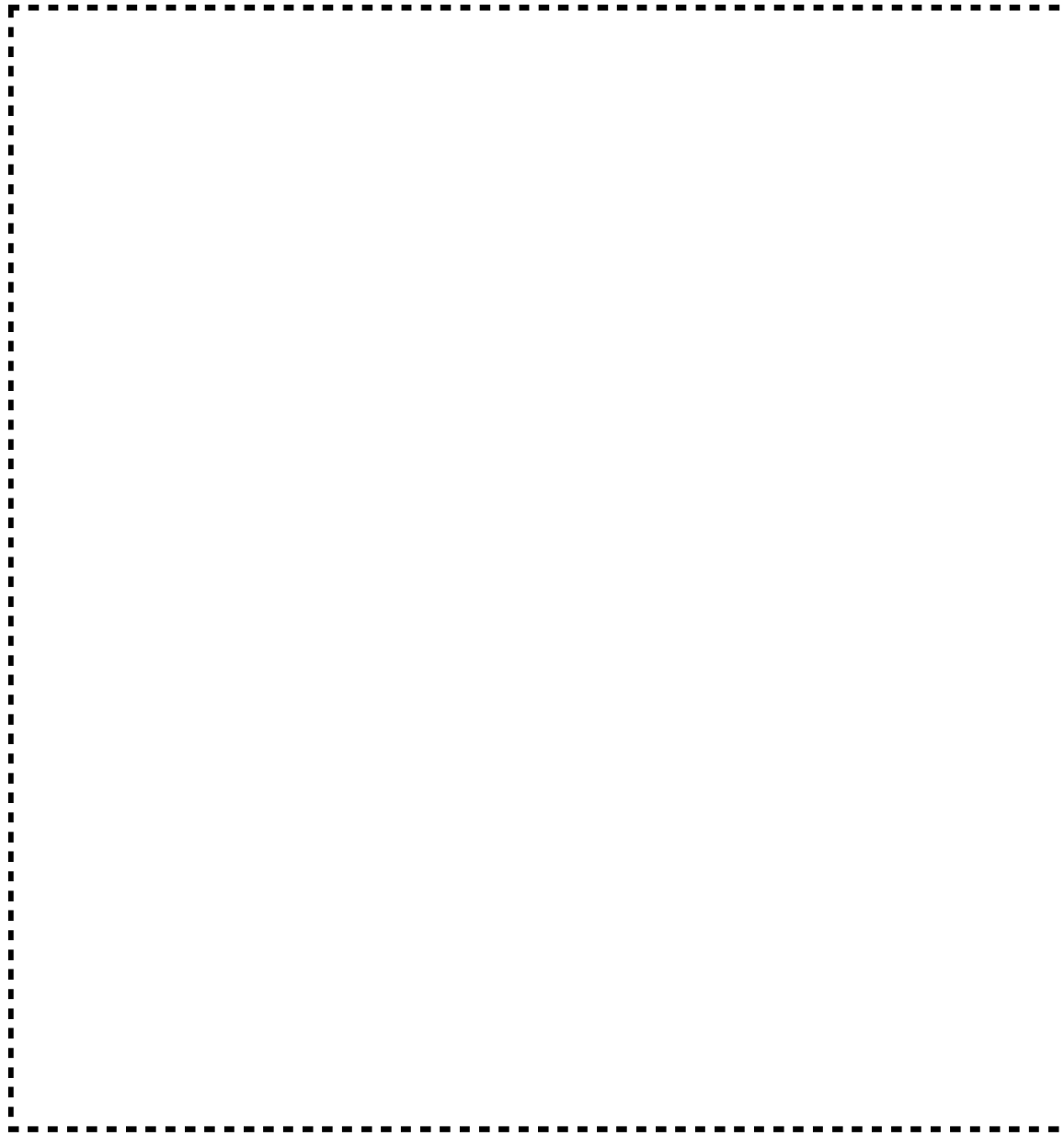


— 電巻対策共通の改造箇所

○ 改造建具

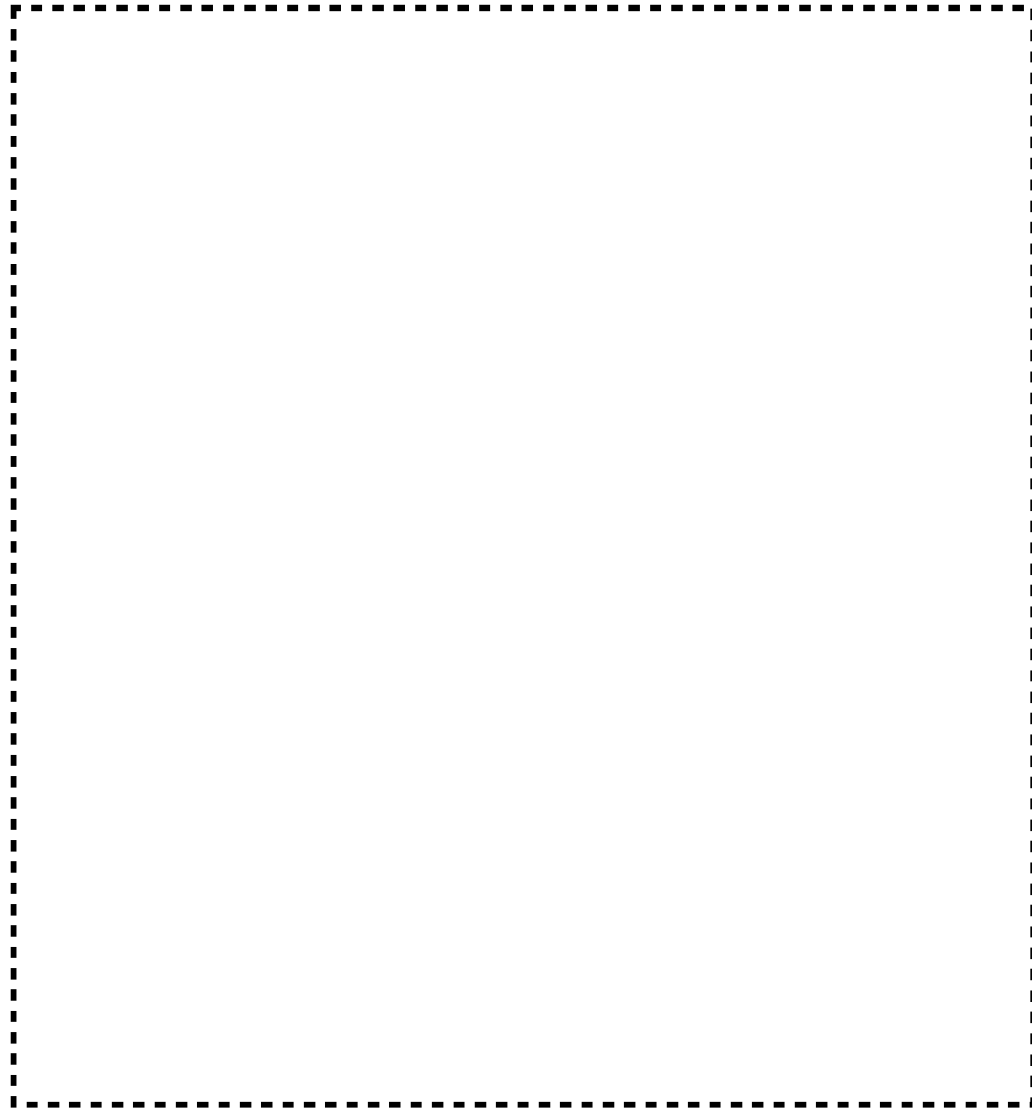
○ 既設建具（安全機能なし）

図リー建-1-13 (2) 発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 (立面図)



—— 火災区域境界  
----- 火災区画境界

図リ一建一1一13 (3) 発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 (断面図)



図リー建-1-14(1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階壁



R 階平面図

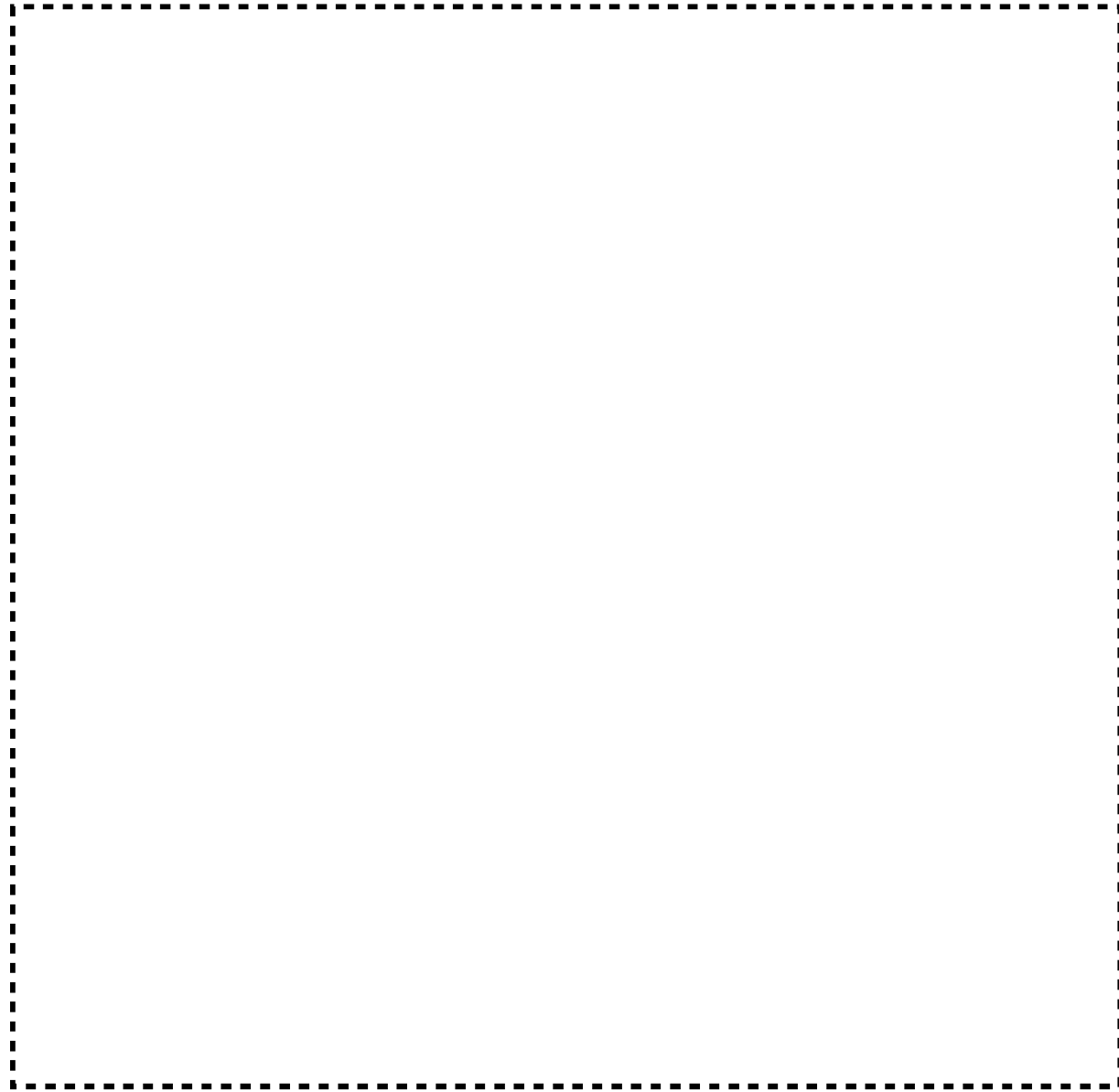
凡例  
—— 外壁

図リー建－1－14（2） 発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階壁



図リー建-1-14(3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 1階スラブ





図リー建-1-14(4) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 R階スラブ



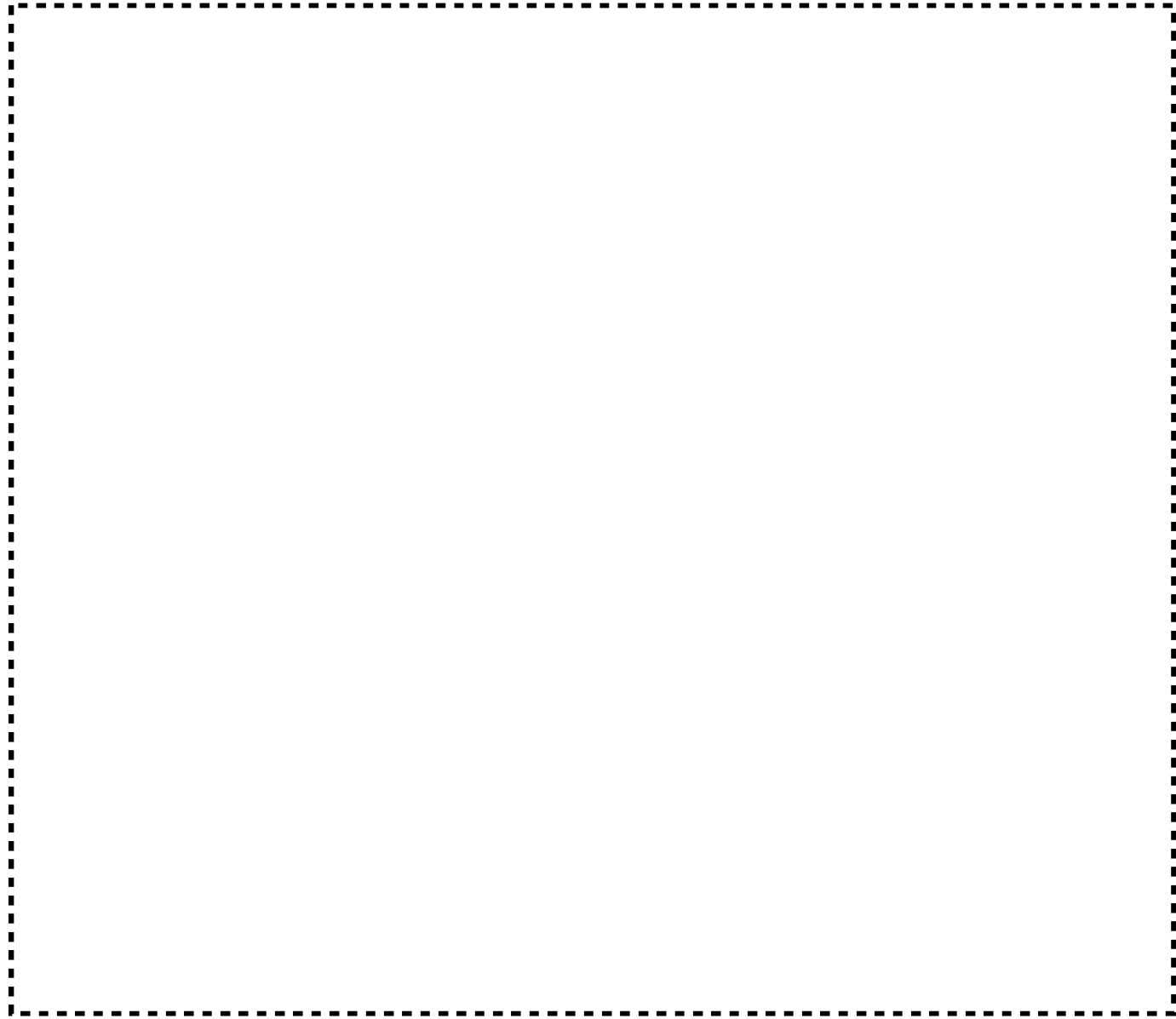
図リー建-1-15 (1) 発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (1階)



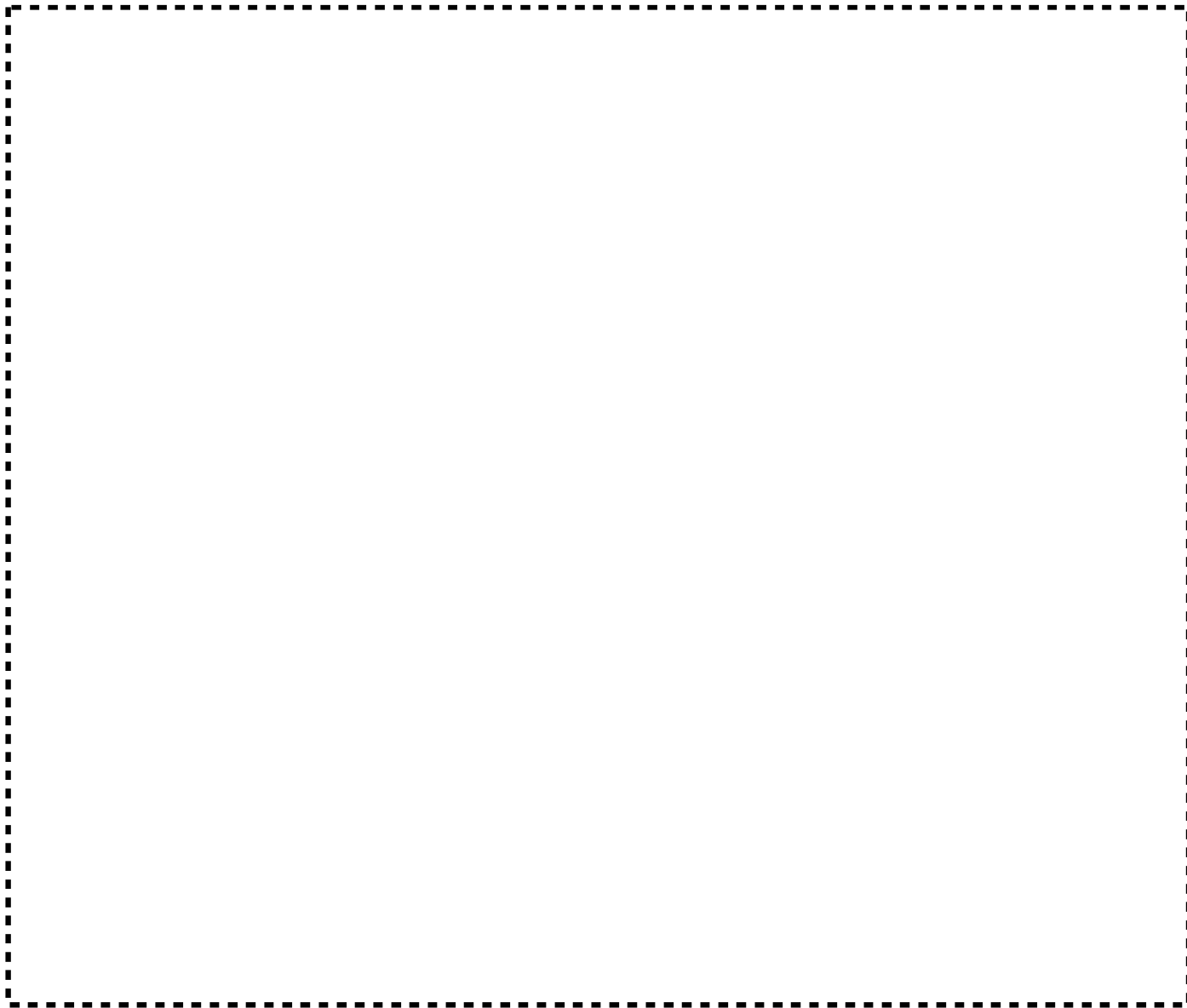
図リー建-1-15 (2) 発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (R階)



図リー建-1-16 (1) 発電機・ポンプ棟 1階床伏図兼構造区分図



図リー建-1-16 (2) 発電機・ポンプ棟 R階はり伏図兼構造区分図



図リ-建-1-17(1) 発電機・ポンプ棟 軸組図A通り、B通り

600

2024

図リー建-1-17(2) 発電機・ポンプ棟 軸組図1通り、2通り、3通り、4通り、5通り

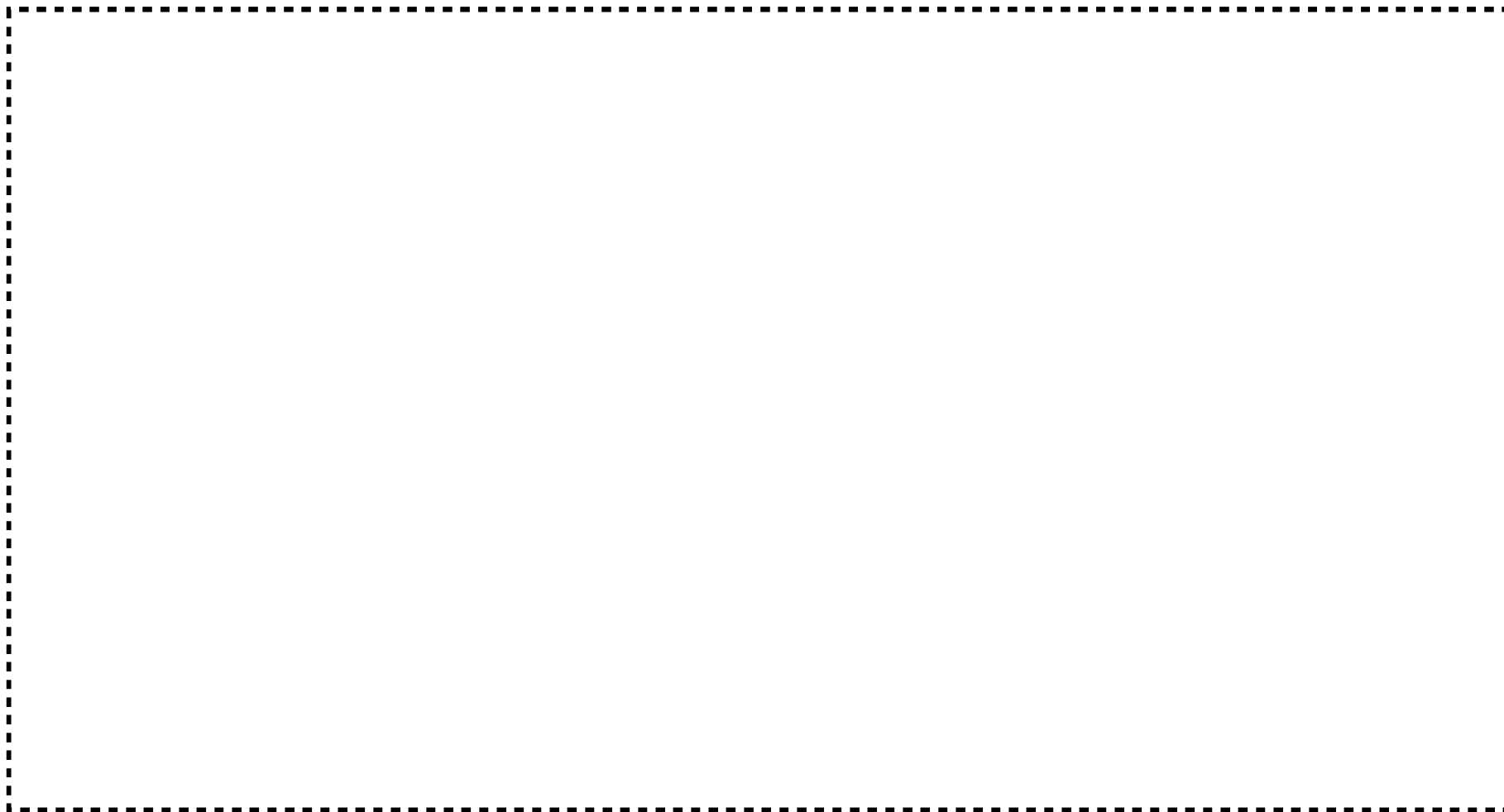


図リー建-1-18 (1) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 基礎断面

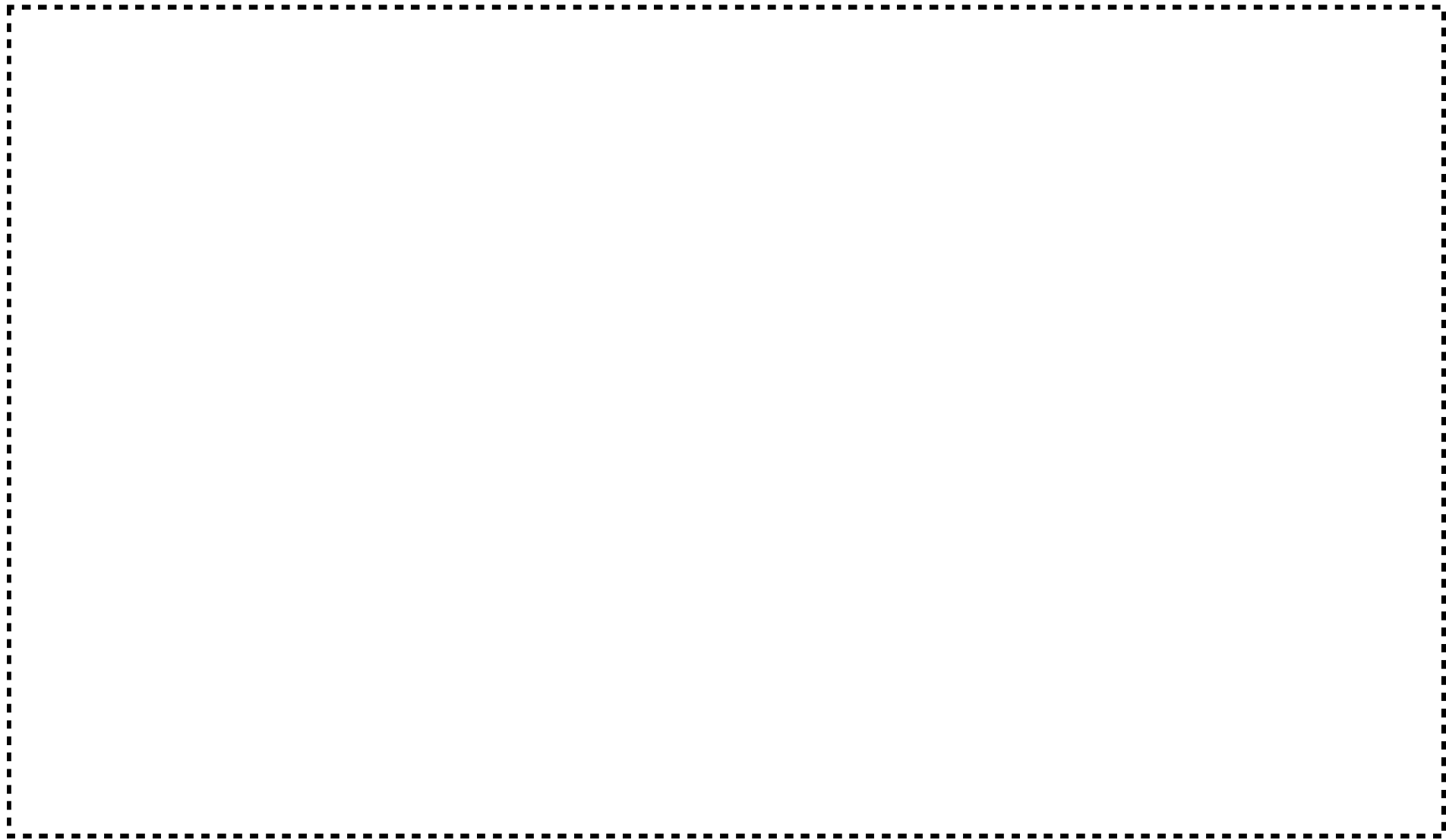




図リー建-1-18 (2) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図



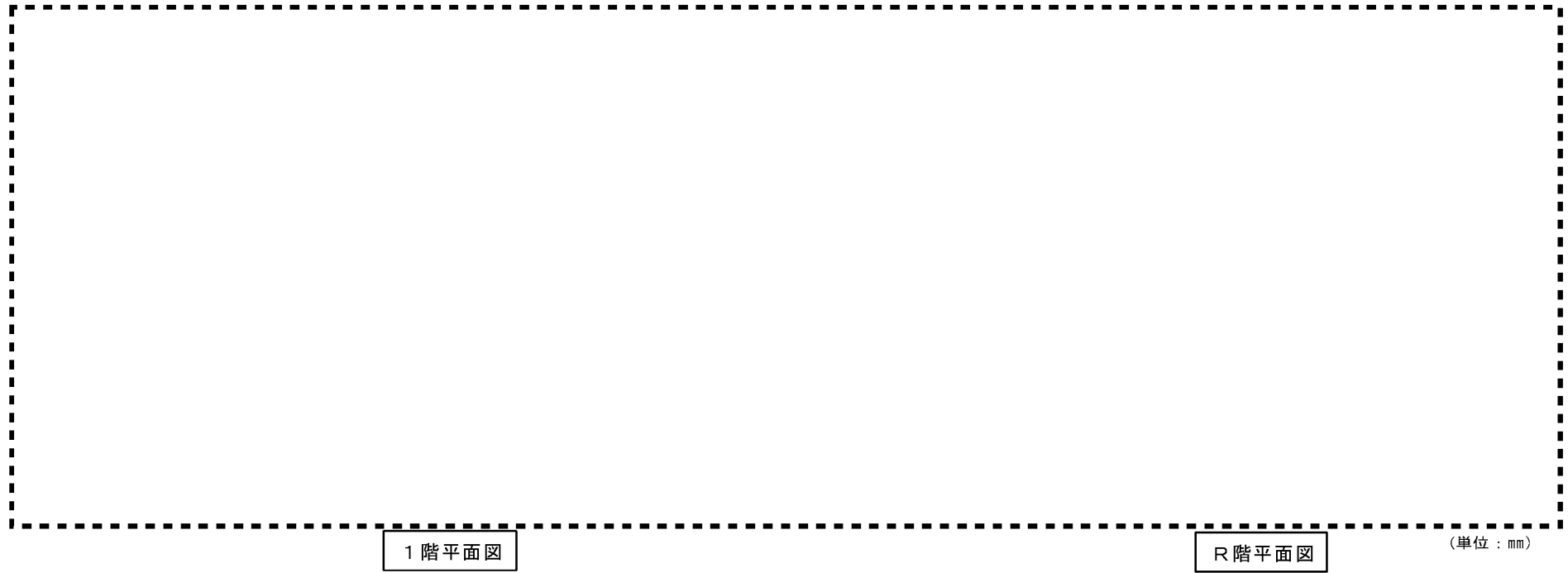
図リー建-1-18(3) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり



図リー建-1-18(4) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 壁



2030



図リー建-1-19 (1) 発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 (平面図 1階、R階)



図リー建-1-19(2) 発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 (断面図 A通り、B通り)